

平成17事業年度に係る 業務の実績に関する報告書

「各法人共通データ」1

平成18年6月

国立大学法人
東京芸術大学

平成17事業年度に係る 業務の実績に関する報告書

「各法人共通データ」2

平成18年6月

国立大学法人
東京芸術大学

【業務運営の改善及び効率化】

1.	経営協議会の会議運営規則等及び議事要旨
2.	経営協議会の審議において、大学運営に活用された指摘事項があれば1, 2の具体例
3.	学長裁量分の予算及び人件費・定員の額又は人数、配分方法（決定体制を含む。）、配分対象
4.	上記以外の戦略的経費の総額、配分方法（決定体制を含む。）、配分対象 （戦略的経費とは、学長裁量以外の競争的経費や部局長裁量経費等、大学運営の改革のために設けた経費）
5.	教員との協働による運営体制の整備等、業務の改善に向けた事務組織の再編の状況
6.	監事の業務実績（監査の実績、指摘事項、大学運営に活用された指摘事項があれば1, 2の具体例）
7.	内部監査実施や監事補佐の体制（担当組織の独立性の状況を含む。）

【財務内容の改善】

8.	部局の外部資金受け入れ額の予算配分への反映によるインセンティブ付与等、自己収入増加に向けた取り組み方針・内容とその実績・効果
9.	経費の節減に向けた取り組み内容とその実績・効果
10.	財政計画や人員管理計画の策定等、人件費削減の取り組み状況

【自己点検・評価及び情報提供】

11.	ホームページ等により情報提供している教育研究活動の内容 （「大学による情報の積極的な提供について」（平成17年3月高等教育局長通知）参照）
-----	--

【その他の業務運営に関する重要事項】

12.	共同利用スペースの導入等、施設マネジメントへの取り組み及び設備マネジメントへの取り組み状況 （全学的な施設マネジメント実施体制（組織図、規程等）、施設整備計画（キャンパスマスタープラン等）、施設維持管理計画、設備マスタープラン等）
13.	安全管理に対する取り組み状況 （安全管理体制（組織図、規程等）、マニュアル作成、薬品管理システム、安全教育等）
14.	危機管理マニュアルの作成等、危機管理に対する取り組み状況

【業務運営の改善及び効率化】

1. 経営協議会の会議運営規則等及び議事要旨

- 経営協議会規則
- 経営協議会の議事概要・議事要録

【業務運営の改善及び効率化】

- | |
|---|
| 2. 経営協議会の審議において、大学運営に活用された指摘事項があれば 1 , 2 の具体例 |
|---|

- 経営協議会（外部委員）からの意見の反映について

【業務運営の改善及び効率化】

- | |
|---|
| 3. 学長裁量分の予算及び人件費・定員の額又は人数、配分方法（決定体制を含む。）、配分対象 |
|---|

- 学長裁量分の予算及び人件費の確保について
- 平成17年度学長裁量経費配分資料

【業務運営の改善及び効率化】

- | |
|---|
| 4. 上記以外の戦略的経費の総額、配分方法（決定体制を含む。）、
配分対象
（ 戦略的経費とは、学長裁量以外の競争的経費や部局長裁量経費等、大学
運営の改革のために設けた経費） |
|---|

- 戦略的経費の確保について
- 東京芸術大学宮田亮平学長学術研究基金に関する要項
（平成17年12月21日学長裁定）
- 平成17年度一般寄附金受入及び間接経費配分総表
- 東京芸術大学外部資金間接経費取扱規則
（平成18年3月16日改正）
- 東京芸術大学外部資金間接経費取扱規則に関する申合せ
（平成18年3月16日改正）

【業務運営の改善及び効率化】

5. 教員との協働による運営体制の整備等、業務の改善に向けた事務組織の再編の状況
--

- 東京芸術大学理事室規則
（平成17年12月21日改正）
- 東京芸術大学学長特命規則
（平成17年12月21日制定）
- 東京芸術大学大学院映像研究科整備検討委員会要項
（平成17年10月14日学長裁定）
- 業務の改善に向けた事務組織の再編の状況
（平成17年度末現在）

【業務運営の改善及び効率化】

- | |
|--|
| 6. 監事の業務実績（監査の実績、指摘事項、大学運営に活用された指摘事項があれば1，2の具体例） |
|--|

- 監査報告書
（平成18年6月22日）

【業務運営の改善及び効率化】

7. 内部監査実施や監事補佐の体制（担当組織の独立性の状況を含む。）

- 平成17年度勤務時間管理状況調査について
- 平成17年度会計内部監査（定期監査）実施要領
- 平成17年度会計内部監査（期末監査）実施要領
- 東京芸術大学監査室規則
（平成18年3月16日制定）

【財務内容の改善】

部局の外部資金受け入れ額の予算配分への反映によるインセン 8. ティブ付与等、自己収入増加に向けた取り組み方針・内容とその 実績・効果

- 外部資金の受入れの拡大に向けた取り組みについて
- 自己収入増加に向けた取り組み方針・内容とその実績・効果
- 平成 17 年度科学研究費補助金の交付内定一覧
- 平成 17 年度受託研究・共同研究・受託事業受入実績一覧
- 平成 17 年度一般寄附金受入及び間接経費配分総表
- 東京芸術大学受託研究規則
(平成18年3月16日改正)
- 東京芸術大学民間等との共同研究取扱規則
(平成17年4月1日改正)
- 東京芸術大学受託事業規則
(平成18年3月16日制定)
- 東京芸術大学寄附金取扱規則
(平成18年3月16日改正)
- 東京芸術大学外部資金間接経費取扱規則
(平成18年3月16日改正)
- 東京芸術大学外部資金間接経費取扱規則に関する申合せ
(平成18年3月16日改正)
- 藝大フレンズ
(平成17年3月)
- 「藝大フレンズ」加入のお願い
(平成18年1月)
- 東京芸術大学藝大フレンズ賛助金に関する要項
(平成18年2月13日学長裁定)
- 藝大ルネッサンス
(平成17年3月)
- 東京芸術大学藝大ルネッサンス基金に関する要項
(平成18年2月13日学長裁定)
- 東京芸術大学藝大アートプラザ規則
(平成17年11月17日制定)
- 東京芸術大学特定寄附者顕彰銘板
- 東京芸術大学特定寄附者顕彰銘板除幕式の実施について
- 東京芸術大学特定寄附者顕彰銘板取扱要項
(平成18年1月18日学長裁定)

【財務内容の改善】

9. 経費の節減に向けた取り組み内容とその実績・効果

- 平成17年度経費の節減に向けた取り組み内容とその実績・効果
- 平成18年度保全業務複数年契約実績表
- 省エネルギー推進行動計画
(平成17年7月22日付け、施設・環境部会長通知)

【財務内容の改善】

10. 財政計画や人員管理計画の策定等、人件費削減の取り組み状況

- 人件費抑制についての対応状況
(平成17年度)

【自己点検・評価及び情報提供】

11. ホームページ等により情報提供している教育研究活動の内容
(「大学による情報の積極的な提供について」(平成17年3月高等教育局長通知)参照)

- 法定公開情報
(URL:<http://www.geidai.ac.jp/guide/public/publicinfo.html>)
- 美術学部・大学院美術研究科
(URL:<http://www.geidai.ac.jp/art/index.html>)
- 音楽学部・大学院音楽研究科
(URL:<http://www.geidai.ac.jp/music/index.html>)
- 大学院映像研究科
(URL:<http://www.geidai.ac.jp/film/index.html>)
- 大学組織の概要「教員総覧」
(URL:<http://www.geidai.ac.jp/guide/organization/list/index.html>)
- 大学美術館ニュース
(URL:http://www.geidai.ac.jp/museum/news/2005news_ja.htm)
- 演奏会スケジュール
(URL:<http://www.geidai.ac.jp/sougakudou/2005/index.html>)
- 附属図書館貴重資料データベース
(URL:<http://images.lib.geidai.ac.jp/>)
- 大学美術館収蔵品データベース
(URL:<http://db.am.geidai.ac.jp/>)
- 藝大通信
(URL:<http://www.geidai.ac.jp/guide/issue/geidaimsg/>)
- 藝大通信No.11 (平成17年9月発行)
- 藝大通信No.12 (平成18年3月発行)
- 芸術分野(美術・音楽)における評価・分析方法に関する調査検討について

【その他の業務運営に関する重要事項】

- | |
|--|
| 12. 共同利用スペースの導入等、施設マネジメントへの取り組み及び設備マネジメントへの取り組み状況
(全学的な施設マネジメント実施体制(組織図、規程等)、施設整備計画(キャンパスマスタープラン等)、施設維持管理計画、設備マスタープラン等) |
|--|

- 施設マネジメント実施体制
- 東京芸術大学施設・環境部会規則
(平成17年7月21日改正)
- 「キャンパスプラン」の検討について報告書
(平成17年3月)
- 営繕事業計画
- 施設の点検・評価に関する調査
- 「設備マスタープラン」の検討について
(平成18年3月)
- 上野キャンパス開講講座
(共同利用スペース「総合工房棟オープンアトリエ」で開催のもの)

【その他の業務運営に関する重要事項】

安全管理に対する取り組み状況 13. (安全管理体制(組織図、規程等)、マニュアル作成、薬品管理システム、安全教育等)
--

- 東京芸術大学安全衛生管理規則
(平成18年3月31日改正)
- 東京芸術大学上野校地安全衛生委員会規則
(平成18年3月31日改正)
- 東京芸術大学取手校地安全衛生委員会規則
(平成18年3月31日制定)
- 東京芸術大学放射線障害予防内規
(平成16年4月1日制定)
- 東京芸術大学毒物及び劇物取扱要項
(平成17年6月15日改正)
- 有害作業場における作業責任者の業務等に関する要項
(平成18年3月15日改正)
- 労働安全衛生に関する資格取得に関する要項
(平成17年4月1日学長裁定)
- 労働安全衛生関係の資格取得者数
(平成16年度～平成17年度)
- 安全・安心な教育研究環境の確保のための整備
(平成17年度)
- 消防訓練
(平成17年9月5日実施)

【その他の業務運営に関する重要事項】

14. 危機管理マニュアルの作成等、危機管理に対する取り組み状況

以下の資料については、本学の機密事項であるため
ホームページでは非公開とする。

- 非常事態等発生時連絡系統図（勤務時間外）
H17.4.1
- 緊急時電話連絡網
平成17年4月（例：総務課）
- 防災指針書
（例：大学院美術研究科文化財保存学専攻保存科学研究室）

○東京芸術大学経営協議会規則

〔平成16年4月1日〕
制 定

改正 平成18年3月16日

（目的）

第1条 この規則は、東京芸術大学学則第47条の規定に基づき、東京芸術大学経営協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営の方法その他必要な事項について定めることを目的とする。

（組織）

第2条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

（1）学長

（2）学長が指名する理事 2人

（3）各学部長

（4）事務局長

（5）本学の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命する者 6人

2 前項の規定にかかわらず、第2号に規定する理事が事務局長を兼ねる場合は、第4号の規定は学長が指名する理事又は職員とする。

（任期）

第3条 前条第1項第5号に掲げる委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（審議事項等）

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

（1）中期目標についての意見（本学が国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法」という。）第30条第3項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう。）に関する事項のうち、経営に関するもの

（2）中期計画及び年度計画に関する事項のうち、経営に関するもの

（3）学則（経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項

（4）予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

（5）組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項

（6）その他本学の経営に関する重要事項

2 協議会は、法の定めるところにより、学長選考会議の委員を選出する。

（会議）

第5条 協議会に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長は、協議会を主宰する。

3 議長に事故あるとき又は欠員のときは、東京芸術大学役員会規則第4条第3項の規定に基づき、あらかじめ学長が指名した理事が議長の職務を代理し又はその職務を行う。

第6条 協議会は、議長が招集する。

- 2 前項に定めるもののほか、議長が必要と認めたとき又は委員総数の3分の1以上からの請求があったときは、議長は臨時に協議会を招集する。

(運営)

第7条 協議会は、第2条第1項第1号から第4号までの委員の過半数及び第5号の委員の過半数の出席によって成立し、議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 前項において、出席できない委員は、書面をもって表決をなし、又は他の委員に表決を委任することができるものとし、この場合は出席したものとみなす。

(委員以外の出席等)

第8条 委員以外の役員、附属図書館長、大学美術館長及び演奏芸術センター長は、協議会に出席することができる。

- 2 議長は必要に応じ、委員でない者を協議会に出席させ、その意見を聴くことができる。

(委員の秘密保持義務)

第9条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

東京芸術大学経営協議会規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新	旧
○東京芸術大学経営協議会規則 (略) (会議) 第 5 条 協議会に議長を置き、学長をもって充てる。 2 議長は、協議会を主宰する。 3 議長に事故あるとき又は欠員のときは、東京芸術大学役員会規則第 4 条第 3 項の規定に基づき、あらかじめ学長が指名した理事が議長の職務を代理し又はその職務を行う。 第 6 条 協議会は、議長が招集する。 2 前項に定めるもののほか、議長が必要と認めたとき又は委員総数の 3 分の 1 以上からの請求があったときは、議長は臨時に協議会を招集する。 (略) <u>附 則</u> <u>この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。</u>	○東京芸術大学経営協議会規則 (平成16年 4 月 1 日) 制 定 (略) (会議) 第 5 条 協議会に議長を置き、学長をもって充てる。 2 議長は、協議会を主宰する。 3 議長に事故あるとき又は欠員のときは、東京芸術大学役員会規則第 4 条第 3 項の規定に基づき、あらかじめ学長が指名した理事が議長の職務を代理し又はその職務を行う。 第 6 条 協議会は、原則として毎月 1 回、議長が招集する。 2 前項に定めるもののほか、議長が必要と認めたとき又は委員総数の 3 分の 1 以上からの請求があったときは、議長は臨時に協議会を招集する。 (略)

3. 経営協議会の議事概要

第10回（平成17年5月26日（木））

- ・ 平成16年度決算概要について
- ・ 平成18年度概算要求事項について

第11回（平成17年6月23日（木））

- ・ 就業規則の改正について
- ・ 大学院映像研究科メディア映像専攻の設置申請について
- ・ 平成16事業年度に係る業務の実績に関する報告書（案）について
- ・ 平成16年度財務諸表（案）について

第12回（平成17年9月22日（木））

- ・ 平成17年度第1四半期決算について
- ・ 平成18年度予算の編成方針（案）について

第13回（平成17年11月24日（木））

- ・ 平成17年度中間決算について
- ・ 人事院勧告の取扱いについて

第14回（平成18年1月26日（木））

- ・ 国立大学法人東京芸術大学の中期目標を達成するための計画（中期計画）の変更の認可申請について
- ・ 人事院勧告（給与構造改革）への対応について

第15回（平成18年3月16日（木））

- ・ 平成18年度年度計画（案）について
- ・ 平成18年度部局別支出暫定予算について
- ・ 平成18年度給与制度改革について
- ・ 経営協議会規則の一部を改正する規則（案）の制定について
- ・ 平成18年度公開講座実施計画書（案）について

第10回 経営協議会 議事要録

日 時 平成17年5月26日(木) 15時00分～16時25分

場 所 事務局第1会議室

出席者 平山郁夫学長、太田和良幸理事、福原義春理事、六角鬼丈美術学部長、
川井 學音楽学部長、石田義雄委員、海老澤 敏委員、高階秀爾委員、
玉井賢二委員、中西 満会計課長

監事：東條伸一郎監事、竹内雄也監事

欠席者 佐々木正峰委員、根本二郎委員

- 議事に先立ち、議長から、平成17年4月1日付けの委員の交代及び陪席者について紹介があった。

委員：中西 満会計課長(園田秋雄会計課長の後任)

陪席：成塚静男学外連携・研究協力課長(新設)

議題

1. 平成16年度決算概要について

議長から標記のことについて提案があり、会計課長から資料に基づいて説明及び太田和理事から、純利益は、非常勤講師予算の見直し、省エネ・ペーパーレス等の一般管理費の節約によるものであり、支出の増は超過勤務手当の増によるものである旨補足説明の後、審議の結果、原案どおり確認された。

2. 平成18年度概算要求事項について

議長から標記のことについて提案があり、会計課長から資料に基づいて説明及び太田和理事から、学内においてヒアリングの上、文部科学省へ要求する事項を決定する旨補足説明の後、審議の結果、原案どおり確認された。

報告及び連絡事項

1. 藝大ルネッサンス及び藝大フレンズについて

標記のことについて、太田和理事から資料に基づき報告があった。

2. 平成16年度寄附金受入状況(平成17年1月～3月受入承認分)について

標記のことについて、会計課長から資料に基づき報告があった。

3. 平成17年度外国人留学生懇談会の実施について

標記のことについて、学生課長から議題表のとおり連絡があった。

4. 附属図書館講演会について

標記のことについて、附属図書館事務長から資料のとおり連絡があった。

5. 「厳島神社国宝展」入館者数について

標記のことについて、大学美術館事務長から資料に基づき報告があった。

6. 英国王立園芸協会創立200周年記念「500年の大系：植物画世界の至宝展」開会式について

標記のことについて、大学美術館事務長から議題表及び資料に基づき連絡があった。

7. その他

- 芸大の運営等について、学外委員を中心に意見交換を行い、下記の意見が出された。
(主な意見)

- ・法人化のメリットを生かし、芸大がさらに発展をしていくため、外部委員の視点から方策・意見を求められているが、そのためには、芸大の実情、過去からの経緯等を踏まえて考える必要があり、教員等とフリーディスカッションできる機会がほしい。
- ・自由な発想の元に大学改革を行うには、現状に対して不自由感や問題意識を持っていないと発想も浮かばない。芸大は、芸術教育であり、他大学と同様の制度ではより良い教育研究を行う上で問題も多く、芸大に合った制度構築が必要である。
- ・法人化により自由になったとはいえ、報告制度、評価制度等でこれまで以上に縛りが多くなっている。今後国立大学法人がどうあるべきか自ら考え、改革していけるようにをしていかなければならない。
- ・美術館は先行して独立行政法人化した但、同様に縛りが多い。もっと自由な展開ができなければ、より良い発展はむずかしい。
- ・受託研究の新たな制度を構築し、資金確保等を容易にし、自前で新たな制度・方策を実施し教育研究に還元していけるよう検討する必要がある。
- ・法人化によるメリットもある。例えば大学の意志により、充分な予算要求ができなくても、映像研究科を立ち上げることができた。また、兼業制度も規制を緩和し、種々の人事制度も芸大に合った制度として構築した。
- ・芸大は他の芸術大学の中心として日本の芸術教育を担っている。一大学だけの問題としてではなく、日本の芸術教育をどうするかという視点で考えていく必要がある。

第 1 1 回 経営協議会 議事要録

日 時 平成 1 7 年 6 月 2 3 日 (木) 1 5 時 0 0 分 ~ 1 6 時 1 0 分
場 所 事務局第 1 会議室
出席者 平山郁夫学長、太田和良幸理事、六角鬼丈美術学部長、川井 學音楽学部長、
石田義雄委員、海老澤 敏委員、佐々木正峰委員、高階秀爾委員、
玉井賢二委員、中西 満会計課長
監事：東條伸一郎監事、竹内雄也監事
欠席者 福原義春理事、根本二郎委員

議題

- 1 . 就業規則の改正について
議長から標記のことについて提案があり、太田和理事から資料に基づいて説明の後、審議の結果、原案どおり承認された。
- 2 . 大学院映像研究科メディア映像専攻の設置申請について
議長から標記のことについて提案があり、総務課参事役から資料に基づき説明の後、審議の結果、原案どおり設置申請することが承認された。
- 3 . 平成 1 6 事業年度に係る業務の実績に関する報告書(案) について
議長から標記のことについて提案があり、総務課参事役から報告書(案) は未定稿であり、企画・評価室で引き続き作業を行っている旨説明の後、審議の結果、原案どおり確認された。なお、今後、6 月 3 0 日に文部科学省へ提出し、7 月 2 1 日に国立大学法人評価委員会のヒアリング、8 月末に国立大学法人評価委員会により評価原案作成、9 月に各大学の意見申立て、9 月末に国立大学法人評価委員会総会で評価結果が決定する予定である旨説明があった。
- 4 . 平成 1 6 年度財務諸表(案) について
議長から標記のことについて提案があり、会計課長から資料に基づいて説明の後、審議の結果、原案どおり承認された。

報告及び連絡事項

- 1 . 中期計画の変更の取りやめについて
標記のことについて、総務課参事役から下記のとおり報告があった。
 - ・ 中期計画については、法人化される前に国立大学法人評価委員会から、数値目標等具体的に記述するよう見直しの要請があり、本学ではこれに基づき検討し、中期計画の変更をとりまとめ文部科学省に申請予定であったが、文部科学省と相談の結果、申請の時期が遅れたこと等もあり、変更内容は現行中期計画においても実施可能なことであるとの理由により取り下げることとした。
- 2 . 藝大ルネッサンスと藝大フレンズの寄附金受入状況について
標記のことについて、学外連携・研究協力課長から資料に基づき報告があった。

第 1 2 回 経営協議会 議事要録

日 時 平成 1 7 年 9 月 2 2 日 (木) 1 5 時 0 0 分 ~ 1 6 時 2 0 分
場 所 事務局第 1 会議室
出席者 平山郁夫学長、太田和良幸理事、
石田義雄委員、玉井賢二委員、中西 満会計課長
監事：東條伸一郎監事、竹内雄也監事
欠席者 福原義春理事、六角鬼丈美術学部長 (委任状) 、
川井 學音楽学部長 (委任状) 、海老澤 敏委員、
佐々木正峰委員 (委任状) 、高階秀爾委員 (委任状) 、
根本二郎委員 (委任状)

議題

1 . 平成 1 7 年度第 1 四半期決算について

議長から標記のことについて提案があり、会計課長から、財務状況を精査し、次回以降の経営協議会において、上半期の決算資料として審議願いたい旨説明があり、了承された。

2 . 平成 1 8 年度予算の編成方針について

議長から標記のことについて提案があり、太田和理事から資料に基づき説明の後、審議の結果、下記の意見が出され、引き続き細部を検討の上、予算編成方針を策定することです承された。

(主な意見)

- ・他大学と同様の一般的な編成方針だけではなく、本学の特性を打ち出す必要がある。
- ・教員も教育研究の立場から経営的視点に立って財務状況を考えられるような経営の旗印が必要である。また、外部との連携・共同研究等により教員の姿勢も変わってきているので、経営委員としてアドバイスできることもでてくる。

報告及び連絡事項

1 . 人事院勧告について

標記のことについて、総務課長から資料に基づき報告があった。

2 . 平成 1 8 年度概算要求事項の概要について

標記のことについて、会計課長から資料に基づき報告があった。

3 . 平成 1 6 事業年度財務諸表について

標記のことについて、会計課長から資料に基づき報告があった。

4 . 国立大学法人の平成 1 6 事業年度財務諸表の概要について

標記のことについて、会計課長から資料に基づき報告があった。

5 . 平成 1 7 年度寄附金受入状況 (平成 1 7 年 4 月 ~ 6 月受入承認分) について

標記のことについて、会計課長から資料に基づき報告があった。

- 6 . 藝大ルネッサンスと藝大フレンズの寄附金受入状況について
標記のことについて、学外連携・研究協力課長から資料に基づき報告があった。
- 7 . 植物画世界の至宝展入館者数について
標記のことについて、大学美術館事務長から資料に基づき報告があった。
- 8 . 「台東区のたからもの展」開会式について
標記のことについて、大学美術館事務長から議題表に記載のとおり連絡があった。
- 9 . 集中豪雨による被害について
標記のことについて、施設課長から、9月4日（日）23時から24時にかけての局地的な豪雨により、奏楽堂（機械室、地下天井等）に浸水被害があり、文部科学省へ災害報告とともに、復旧のための概算費用について要求した旨報告があった。
- 10 . その他
 - 平成16年度に係る業務の実績に関する評価の結果について
標記のことについて、総務課参事役から資料に基づき報告があった。

第 1 3 回 経営協議会 議事要録

日 時 平成 1 7 年 1 1 月 2 4 日 (木) 1 5 時 0 0 分 ~ 1 6 時 1 5 分

場 所 事務局第 1 会議室

出席者 平山郁夫学長、太田和良幸理事、
六角鬼丈美術学部長、川井 學音楽学部長、
佐々木正峰委員、玉井賢二委員、中西 満会計課長
監事：竹内雄也監事

欠席者 福原義春理事、石田義雄委員 (委任状)、海老澤 敏委員、高階秀爾委員、
根本二郎委員 (委任状)、東條伸一郎監事

議題

1 . 平成 1 7 年度中間決算について

議長から標記のことについて提案があり、会計課長から資料に基づき説明の後、審議の結果、原案どおり承認された。

2 . 人事院勧告の取扱いについて

議長から標記のことについて提案があり、総務課長から資料等に基づき、役職員の給与の減額改定等につき説明の後、審議の結果、原案どおり承認された。

3 . その他

議長から大学経営の改善等について提案があり、佐々木委員から社会への説明責任と社会貢献について、玉井委員から意識改革と芸大の特長を活かした活動について、竹内監事から企画・戦略部門の強化について提言があり、意見交換を行った。

(主な意見)

- ・運営費交付金は年々減額され、このことへの対応は不可欠である。
中期目標・中期計画及び年度計画は本来達成度の評価を行うものであるが、最近は事業そのものの評価まで行う傾向にある。さらに評価委員会は文部科学省に対して、評価結果を次年度の運営費交付金に反映させるよう求めており、運営費交付金が減額係数以外に減額される可能性がある。そのため、大学経営の上で人件費の配分計画が重要になっており、また事業そのものの質の向上が必要になってきている。さらに外部資金の導入や外部団体との共同事業などを進めていく必要がある。
- ・大学は社会に対して、大学の状況や特色等を積極的に情報発信していく必要がある。
- ・大学の教職員が改革に対して意識が低い。そのための意識改革が必要である。
- ・企画戦略部門の設置・充実が必要である。
- ・中期計画の中で、資金導入計画が明確に示されていない。
- ・教員の質の向上がなければより良い成果が得られない。積極的に展覧会・演奏会等において成果の発表を行うべきである。

報告及び連絡事項

1 . 藝大アートプラザの開設について

標記のことについて、学外連携・研究協力課長から藝大アートプラザの開所式が 1 1 月 9 日に開催されオープンしたこと、及び毎週火曜日から日曜日までの、9 : 3 0 から 1 8 : 0 0 まで営業する旨報告があった。

なお、これに関連して、旧東京美術学校本館玄関入口からプラザまでの導線は入りに

くいので、分かりやすい案内を出すべきとの意見があり、早急に案内表示等を検討の上対応することとなった。

- 2．藝大ルネッサンスと藝大フレンズの寄附金受入状況について
- 3．平成17年度寄附金受入状況（平成17年7月～9月受入承認分）について
- 4．台東区のたからもの展入館者数について

以上3件については、説明を省略し、資料を見てもらうこととされた。

5．その他

（1）新学長の運営体制等について

標記のことについて、宮田理事（次期学長）から下記のとおり報告があった。

○東京芸術大学の運営指針

資料に基づき運営方針を表明

○役員等予定者

理事（教育担当） 渡邊健二 音楽学部教授

理事（研究担当） 田淵俊夫 美術研究科教授

理事（総務担当） 太田和良幸 理事（総務担当）

理事（学長特命担当）玉井賢二（財）文化財保護・芸術研究助成財団専務理事

学長特命（社会連携・120周年記念事業担当）池田政治 美術学部教授

学長特命（国際交流・留学生担当）守山光三 音楽学部教授

第14回 経営協議会 議事要録

日 時 平成18年 1 月26日(木) 15時00分～16時20分

場 所 事務局第1会議室

出席者 宮田亮平学長、太田和良幸理事、玉井賢二理事、
六角鬼丈美術学部長、川井 學音楽学部長、
石田義雄委員、佐々木正峰委員、中村胤夫委員、中西 満会計課長
監事：東條伸一郎監事、竹内雄也監事

欠席者 海老澤 敏委員、高階秀爾委員(委任状)、根本二郎委員(委任状)

- 議事に先立ち、宮田学長から就任の挨拶があった後、役員等の新体制、玉井委員の後任委員及び経営協議会委員について、紹介があった。

役員等：[委員] 太田和良幸理事(総務担当)(事務局長)、
玉井賢二理事(学長特命担当)

[陪席] 渡邊健二理事(教育担当)、田淵俊夫理事(研究担当)、
池田政治学長特命(社会連携、創立120周年記念事業担当)、
守山光三学長特命(国際交流、留学生担当)、

委員交代：中村胤夫委員(株式会社三越代表取締役会長)

議題

1. 国立大学法人東京芸術大学の中期目標を達成するための計画(中期計画)の変更の認可申請について

議長から標記のことについて提案があり、総務課参事役から資料に基づき「4 災害復旧に関する計画」は文部科学省から連絡があり、変更しないこととなった旨説明の後、承認された。

2. 人事院勧告(給与構造改革)への対応について

議長から標記のことについて提案があり、総務課長から資料等に基づき説明、太田和理事から人件費削減計画(報告事項6 行政改革の重要方針)及びこれに対応する給与構造改革の原案について説明の後、審議の結果、次の意見が出され、引き続き対応を検討することとなった。なお、計画の概要については、中期目標・中期計画に記載し、2月中旬までに変更手続が必要であるが、2月の経営協議会は開催しない予定であり、対応について大学に一任願いたい旨提案があり、審議の結果、了承された。

(主な意見)

- ・地域手当を勧告より支給率を下げる方法はあるが、個々人によって手当額に差異が生じるのは地域による本俸の調整という趣旨から問題がある。
- ・地域手当を5年間現状維持するとしても、5年後に支給率を上げることができるかどうか分からない。他大学の状況を見ながら慎重に対応したほうがよい。
- ・民間では、基本給は下げないで、ボーナスを減額して対応するのが一般的である。また、業務の見直しや短時間勤務などで人件費を抑制する方法を検討すべきではないか。
- ・財源がないので減らすことを大前提とする必要がある。一旦上げると下げにくくなる。
- ・給与を下げるのは困難なので、希望退職を募るなどの方法により人員を減らす方法もある。
- ・事務系職員については、有期雇用契約や派遣職員を活用する。研究者については希望退職を募る方法も検討したほうがよい。

報告及び連絡事項

- 1．東京芸術大学顧問規則について
- 2．学長特命規則、理事に関する規則及び理事室規則について
標記のことについて、宮田学長から資料に基づき報告があった。
- 3．平成18年度概算要求内示について
標記のことについて、会計課長から資料に基づき報告があった。
- 4．施設整備補助金の追加決定について
標記のことについて施設課長から次のとおり報告があった。
 - 平成17年度補正予算
 - ・アスベスト対策関連経費 73,000千円
露出部分の撤去工事を行う。
 - ・耐震化対策経費 523,000千円
平成17年度から平成18年度にかけて音楽学部1・2号館の増改築工事を行う。
また、残った箇所については、平成19年度概算要求で要求する予定。
- 5．平成17年度補正予算について
標記のことについて、会計課長から資料に基づき報告があった。
- 6．行政改革の重要方針について
標記のことについては「議題2．人事院勧告（給与構造改革）への対応について」で併せて説明された。
- 7．東京芸術大学特定寄附者顕彰銘板取扱要項について
- 8．藝大ルネッサンスと藝大フレンズの寄附金受入状況について
- 9．平成17年度寄附金受入状況（10～12月受入承認分）について
- 10．吉村順三建築展入館者数について
標記の4件については資料配付により報告した。
- 11．その他
特になし

第 15 回 経営協議会 議事要録

日 時 平成 18 年 3 月 16 日 (木) 15 時 00 分 ~ 15 時 55 分
場 所 事務局第 2 会議室
出席者 宮田亮平学長、太田和良幸理事、玉井賢二理事、
六角鬼丈美術学部長、川井 學音楽学部長、
石田義雄委員、高階秀爾委員、中西 満会計課長
監事：東條伸一郎監事、竹内雄也監事
欠席者 海老澤 敏委員、佐々木正峰委員 (委任状)、中村胤夫委員 (委任状)、
根本二郎委員 (委任状)

議題

1. 平成 18 年度年度計画 (案) について

議長から標記のことについて提案があり、総務課参事役から資料に基づき説明の後、審議の結果、文部科学省への届出 (3 月末) までに意見等があったら出してもらうこととし、微修正については、学長に一任することで承認された。なお、監事より次の意見があった。

(監事の意見)

- ・資料が多い場合は、可能な限り事前に配布するようにしてほしい。

2. 平成 18 年度部局別支出暫定予算について

議長から標記のことについて提案があり、会計課長から資料に基づき説明の後、審議の結果、原案どおり承認された。なお、次の意見が出された。

(主な意見)

- ・年間予算をあまり細かく決めてしまうと動きにくくなるので、学長の裁量で状況に応じて支出できるようにしたほうがよい。

(監事の意見)

- ・予算を重点的に執行できる仕組みについて検討した方がよい。

3. 平成 18 年度給与制度改正について

議長から標記のことについて提案があり、総務課長から資料に基づき説明、太田和理事から人件費削減計画との関連について補足説明の後、審議の結果、了承された。

4. 経営協議会規則の一部を改正する規則 (案) の制定について

議長から標記のことについて提案があり、総務課長から資料に基づき説明の後、審議の結果、原案どおり承認された。

5. 平成 18 年度公開講座実施計画書 (案) について

議長から標記のことについて提案があり、学生課長から資料に基づき説明の後、審議の結果、原案どおり承認された。

報告及び連絡事項

1. 会計監査人候補者の選任について

2. 平成 17 年度政府補正予算成立に伴う予算額の変更について

標記の 2 件のことについて、会計課長から資料に基づき報告があった。

- 3 . 平成 1 8 年度学部一般選抜・別科志願者数状況について
- 4 . 世界遺産からの S O S - アジア危機遺産からのメッセージ展入館者数について
標記の 2 件については、説明は省略し、資料を見てもらうこととされた。
- 5 . その他
特になし

経営協議会（外部委員）からの意見の反映について

経営協議会（H.17.11.24 開催、議事要録（抜粋）参照）の意見を受けて、次のとおり検討を開始した。

- 外部評価の実施
社会への説明責任を果たすべく、平成18年度に外部評価を実現するため、企画・評価室長名で美術・音楽両部に対して検討を行うよう通知した。
- 企画・戦略部門の強化
企画・戦略部門の強化に向けて、検討を開始した。

第13回 経営協議会 議事要録（抜粋）

日 時 平成17年11月24日（木）15時00分～16時15分

議題

- 1 .(略)
- 2 .(略)
- 3 .その他

議長から大学経営の改善等について提案があり、佐々木委員から社会への説明責任と社会貢献について、玉井委員から意識改革と芸大の特長を活かした活動について、竹内監事から企画・戦略部門の強化について提言があり、意見交換を行った。

（主な意見）

- ・大学は社会に対して、大学の状況や特色等を積極的に情報発信していく必要がある。
- ・企画戦略部門の設置・充実が必要である。
- ・教員の質の向上がなければより良い成果が得られない。積極的に展覧会・演奏会等において成果の発表を行うべきである。

報告及び連絡事項 （略）

学長裁量分の予算及び人件費の確保について

- 学長のリーダーシップのもとで行ったプロジェクト
学長裁量経費による「学長発信プロジェクト」の公募にあたり、新規に「知的財産戦略に関する研究」を設定し、「知的財産戦略プロジェクト」を推進した。
- 学長裁量人件費の確保
学長が学内に配分できる人件費の確保を検討した。その結果、平成18年度1千万円の確保を実現した。

（別紙「平成17年度学長裁量経費配分資料(予算)」参照）

平成 17 年度学長裁量経費配分資料

- 学長裁量経費資料 1頁 ～ 2頁
- 第一次配分関係資料 3頁 ～ 14頁
- 第二次配分関係資料 15頁 ～ 22頁
- 第三次及び第四次配分関係資料
 23頁 ～ 29頁
- 第五次配分関係資料 30頁 ～ 34頁

殿

平成 17 年度学長裁量経費について（通知）

なお、採択にかかる審査を、管理・運営室において行うこととしており、提出期限については厳守願います。審査に支障のない要求書が期限までに提出できない場合は、審査の対象としませんので、ご了承願います。

記

区 分	提出期限	提出部数	提 出 先
教育研究改革・改善プロジェクト経費 A．学内公募プロジェクト経費要求書 [別紙様式 1 - 1]	既に公募済み	1 部	会計課財務係
教育研究改革・改善プロジェクト経費 B．学長発信プロジェクト経費要求書 C．学長プロジェクト実施申請書 [別紙様式 1 - 2 ～ 3]	平成 1 7 年 1 0 月 1 4 日 (金)	1 部	
同上実施報告書 [別紙様式 3 - 1 ～ 3]	平成 1 8 年 4 月 1 4 日 (金)	1 部	
同上研究成果報告書		1 0 部	
教育基盤設備充実経費要求書 [別紙様式 2]	既に公募済み	1 部	

学 長 裁 量 経 費 に つ い て

この経費は、従来より、各大学において学部の枠を越えた全学的な視点から教育研究の一層の充実発展を図るため、学長の判断により必要な経費を適宜執行できるようにするため設けられていたものである。

法人化後においても、この趣旨を引き継ぎ、当初予算において計上したものである。

．【教育研究改革・改善プロジェクト経費】

教育研究内容・体制の改善充実や国際交流の推進など、大学改革の取組や特色ある大学づくりのためのプロジェクトに必要な経費であり、以下のとおり区分し公募を行うものである。

A．学内公募プロジェクト・・・既に公募済み

本学にとって重要と考えられる課題に関する調査研究のためのプロジェクトを公募するもの。

B．学長発信プロジェクト

学長が教育研究テーマを設定し、そのプロジェクト研究を公募するもの。

C．学長プロジェクト

学長の判断により特定の研究課題についてのプロジェクトを立ち上げるにあたり、プロジェクトチームメンバーを公募するもの。

．【教育基盤設備充実経費】・・・既に公募済み

教育上必要となる基本的設備で、既存設備の陳腐化対応や先端設備の新規導入など、全学的視点からの設備の充実に資する経費である。

平成17年度 学 長 裁 量 経 費 公 募 要 領

I. 【教育研究改革・改善プロジェクト経費】

A. 学内公募プロジェクト・・・既に公募通知済み

- ・ 本学にとって重要と考えられる課題に関する調査研究のためのプロジェクトを公募する。
- ・ プロジェクトの代表者は、要求書〔別紙様式1－1〕を作成し、各部局長を通じ学長へ提出する。
- ・ プロジェクトの実施期間は、原則として単年度とする。複数年度にわたる計画的なプロジェクトについての申請も可能とするが、2年目以降の採択を保障するものではない。
- ・ プロジェクトの採択及び予算額の決定は、書面審査等により学長が行う。

B. 学長発信プロジェクト

- | |
|--|
| ① 芸術分野の評価の在り方、評価方法に関する研究（16年度より継続）
〔それぞれの分野の特性に応じた評価の在り方、方法について検討する。〕 |
| ② 本学における外部資金導入方策に関する研究（16年度より継続）
〔どういった体制でどういう事業をすれば、外部資金が（継続的に）導入できるかをそれぞれの分野で検討する。〕 |
| ③ 本学における知的財産戦略に関する研究（17年度新規）
〔特許権や著作権等の知的財産を本学において有効に活用するための研究〕 |

- ・ 上記の3テーマについてのプロジェクト研究を公募する。
- ・ 意欲ある教員は、チームを編成し、上記のいずれかの研究を遂行するための企画を学長に提出する。〔別紙様式1－2〕
- ・ 個々の企画案について学長が調整の上、採択する。

C. 学長プロジェクト

- | |
|---|
| ① 地方公共団体と連携して行う芸術家村の在り方検討プロジェクト（16年度より継続） |
| ② 児童生徒を対象とした早期英才教育の在り方検討プロジェクト（16年度より継続） |

- ・ 上記の2つのプロジェクトを立ち上げるに当たり、各々のプロジェクトチームメンバーを公募する。
- ・ いずれかのプロジェクトに参加したい教員は、参加して実施したい事柄を文書にして

学長に提出する。〔別紙様式 1－3〕

- ・学長が調整の上、各プロジェクトチームメンバーを決定する。
- ・各プロジェクトチームは、学長とともに担当プロジェクトの実施計画を詰め、学長と綿密な連絡をとりつつ実行する。

***各プロジェクト共通事項**

- ・採択されたプロジェクトの代表者は研究終了後、実施報告書〔別紙様式 3－1～3〕及びプロジェクトで作成される研究成果報告書を学長に提出する。
- ・研究終了後、学内において研究発表会を行う予定である。

Ⅱ．【教育基盤設備充実経費】・・・既に公募通知済み

1. 1 件の金額が1,000万円以下のもの。
2. 採択の決定
採択及び採択額の決定は、書面審査等により学長が行う。
3. 応募方法
要求書〔別紙様式 2〕を作成し、各部局長を通じ学長へ提出する。
(各部局において要求書に要求順位を付し提出する。)

Ⅲ．要求書及び実施報告書の提出期限等

区 分	提出期限	提出部数	提 出 先
教育研究改革・改善プロジェクト経費 A. 学内公募プロジェクト経費要求書 〔別紙様式 1－1〕	平成 17 年 9 月 9 日 (金)	1 部	会計課財務係
教育研究改革・改善プロジェクト経費 B. 学長発信プロジェクト経費要求書 C. 学長プロジェクト実施申請書 〔別紙様式 1－2～3〕	平成 17 年 10 月 14 日 (金)	1 部	
同上実施報告書 〔別紙様式 3－1～3〕	平成 18 年 4 月 14 日 (金)	1 部	
同上研究成果報告書		10 部	
教育基盤設備充実経費要求書〔別紙様式 2〕	平成 17 年 9 月 9 日 (金)	1 部	

平成17年度部局別支出予算

(単位:千円)

部局名	特別教育研究経費	教育研究経費	教育研究経費	教育研究経費	一般管理費	共通経費	※一般経費配分予定額	役員人件費	教員人件費		職員人件費	人件費	合計	備考
									常勤教員	非常勤講師				
大学共通	0	0	0	0	0	402,703	552,703	81,868	2,999,795	1,201,988	1,191,666	5,475,317	6,028,020	
美術学部	0	235,131	63,194	0	23,995	0	322,320	0	0	(490,231)	0	0	322,320	
音楽学部 (音楽専攻・ピアノ・ギター・作曲)	29,860	121,202	39,530	2,000	30,210	0	222,802	0	0	(583,039)	0	0	222,802	
映像研究科	323,154	31,000	2,500	0	25,400	0	382,054	0	(82,437)	(9,050)	(31,228)	0	382,054	
附属図書館	0	0	0	44,880	7,000	0	51,880	0	0	(0)	0	0	51,880	
大学美術館	0	80,013	1,816	7,468	3,810	0	93,107	0	0	(10,702)	0	0	93,107	
演劇芸術センター	0	105	29,165	33,898	3,352	0	66,520	0	0	(27,706)	0	0	66,520	
芸術情報センター	0	0	0	77,506	10,873	0	88,379	0	0	(12,386)	0	0	88,379	
保健管理センター	0	5,859	0	0	0	0	5,859	0	0	(2,520)	0	0	5,859	
事務局 (総務課・会計課・施設課)	0	0	0	0	73,437	0	73,437	0	0	(0)	0	0	73,437	
事務局 (学生課)	0	35,483	0	0	3,889	0	39,372	0	0	(0)	0	0	39,372	
事務局 (入学主幹)	0	11,621	0	0	3,049	0	14,670	0	0	(0)	0	0	14,670	
事務局 (施設課・大学共通)	0	0	0	0	0	140,561	140,561	0	0	(0)	0	0	140,561	
(事務局合計)	(0)	(47,104)	(0)	(0)	(80,375)	(140,561)	(268,040)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(268,040)	
合 計	353,014	520,414	136,205	165,752	185,015	543,264	2,053,664	81,868	2,999,795	1,201,988	1,191,666	5,475,317	7,528,981	

※一般経費配分予定額には、1%の共通留保分が含まれており、それについては第3四半期まで執行を留保すること。
なお、寄附金収入等の収入が確保できない場合には、共通留保分の支出予算を引き上げることとなる。

平成17年度学長裁量経費の配分について

1. 経費の趣旨

この経費は、従来より、各大学において学部を越えた全学的な視点から教育研究の一層の充実発展を図るため、学長の判断により必要な経費を適宜執行できるようにするため設けられていたものである。法人化後においても、この趣旨を引き継ぎ、当初予算において計上したものである。

(1) 教育研究改革・改善プロジェクト経費

教育研究内容・体制の改善充実や国際交流の推進など、大学改革の取組や特色ある大学づくりのためのプロジェクトに必要な経費であり、以下のとおり区分し公募を行うものである。

A. 学内公募プロジェクト

本学にとって重要と考えられる課題に関する調査研究のためのプロジェクトを公募するもの。

B. 学長発信プロジェクト

学長が教育研究テーマを設定し、そのプロジェクト研究を公募するもの。

C. 学長プロジェクト

学長の判断により特定の研究課題についてのプロジェクトを立ち上げるにあたり、プロジェクトチームメンバーを公募するもの。

(2) 教育基盤設備充実経費

教育上必要となる基本的設備で、既存設備の陳腐化対応や先端設備の新規導入など、全学的視点からの設備の充実に資する経費である。

従来より、この経費は、学長の強いリーダーシップを促す観点から画一的に部局に配分すること等のないよう、また、経費の活用方法や執行については、情報公開の推進等も踏まえ、透明性の確保に努めるよう要請されている。

2. 配分額

今回の配分は、「(1) 教育研究改革・改善プロジェクト経費」のうちの「A. 学内公募プロジェクト」及び「(2) 教育基盤設備充実経費」を配分するものである。

単位：千円

科 目	予 算 額	配 分 額			差 引 残 額	備 考
		(1) 教育研究改革・ 改善プロジェクト経費	(2) 教育基盤設備充 実経費	計		
教 育 経 費	100,000	8,520	3,900	12,420	40,880	
研 究 経 費		0	0	0		
教育研究支援経費		4,200	26,000	30,200		
一 般 管 理 費		4,500	12,000	16,500		
合 計		17,220	41,900	59,120		

3. 配分額内訳

(単位:千円)

(1) 教育研究改革・改善プロジェクト経費

部局名	配分事項又はプロジェクト名	目的区分	(要求額)	金額
美術学部	徳川本源氏物語絵巻の研究	教育経費	(3,200)	2,560
音楽学部	平成17年度伝統音楽研修会	教育経費	(1,454)	1,160
附属図書館	貴重書の保存対策	教育研究支援経費	(5,248)	4,200
大学美術館	芸術資料(小野雪見御幸絵巻)修理	教育経費	(5,998)	4,800
出版・著作権管理局	公式ホームページ改善プロジェクト	一般管理費	(4,125)	3,300
事務局	教務事務電算処理システム運用	一般管理費	(1,502)	1,200
小計			(21,527)	17,220

(2) 教育基盤設備充実経費

部局名	配分事項又はプロジェクト名	目的区分	(要求額)	金額
美術学部	古美研厨房排気ファンの更新	教育経費	(1,121)	900
"	ステンドグラス用電気炉の更新	教育経費	(2,300)	2,000
音楽学部	附属高校教務用パソコンセット	教育経費	(1,300)	1,000
演奏芸術センター	奏楽堂の可変天井及び舞台吊物機構等設備の電気制御盤, 操作卓の部品交換(2-2)	教育研究支援経費	(27,930)	25,000
附属図書館	取手校地図書館分室用図書資料の購入及び一般教養書の充実	教育研究支援経費	(10,778)	1,000
事務局	ICカード発行システム	一般管理費	(8,648)	7,500
"	入退室・管理システム(芸術情報センター)	一般管理費	(5,652)	4,500
小計			(57,729)	41,900

		目的区分	(要求額)	金額
合 計		教育経費	(15,373)	12,420
		研究経費	(0)	0
		教育研究支援経費	(43,956)	30,200
		一般管理費	(19,927)	16,500
		合 計	(79,256)	59,120

部局別配分額

(1) 教育研究改革・改善プロジェクト経費

部 局 名	件 数	配 分 額	備 考
美 術 学 部	1 件	2,560	
音 楽 学 部	1 件	1,160	
附 属 図 書 館	1 件	4,200	
大 学 美 術 館	1 件	4,800	
出 版 ・ 著 作 権 管 理 局	1 件	3,300	
事 務 局 (学 生 課 ・ 入 学 主 幹)	1 件	1,200	
小 計	6 件	17,220	

(2) 教育基盤設備充実経費

部 局 名	件 数	配 分 額	備 考
美 術 学 部	2 件	2,900	
音 楽 学 部	1 件	1,000	
附 属 図 書 館	1 件	1,000	
演 奏 芸 術 セ ン タ ー	1 件	25,000	
事 務 局 (会 計 課)	2 件	12,000	
小 計	7 件	41,900	

部 局 別 計

部 局 名	件 数	配 分 額		
美 術 学 部	3 件	5,460		
音 楽 学 部	2 件	2,160		
附 属 図 書 館	2 件	5,200		
大 学 美 術 館	1 件	4,800		
演 奏 芸 術 セ ン タ ー	1 件	25,000		
出 版 ・ 著 作 権 管 理 局	1 件	3,300		
事 務 局 (会 計 課)	2 件	12,000		
事 務 局 (学 生 課 ・ 入 学 主 幹)	1 件	1,200		
合 計	13 件	59,120		

美術学部長 殿

学 長 平 山 郁 夫

平成17年度学長裁量経費の配分について（通知）

このことについて、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 経費の要旨

この経費は、従来より、各大学において学部の枠を越えた全学的な視点から教育研究の一層の充実発展を図るため、学長の判断により必要な経費を適宜執行できるようにするため設けられていたものである。法人化後においても、この趣旨を引き継ぎ、当初予算において計上したものである。

(1) 教育研究改革・改善プロジェクト経費

教育研究内容・体制の改善充実や国際交流の推進など、大学改革の取組や特色ある大学づくりのためのプロジェクトに必要な経費であり、以下のとおり区分し公募を行うものである。

A. 学内公募プロジェクト

本学にとって重要と考えられる課題に関する調査研究のためのプロジェクトを公募するもの。

B. 学長発信プロジェクト

学長が教育研究テーマを設定し、そのプロジェクト研究を公募するもの。

C. 学長プロジェクト

学長の判断により特定の研究課題についてのプロジェクトを立ち上げるにあたり、プロジェクトチームメンバーを公募するもの。

(2) 教育基盤設備充実経費

教育上必要となる基本的設備で、既存設備の陳腐化対応や先端設備の新規導入など、全学的視点からの設備の充実に資する経費である。

従来より、この経費は、学長の強いリーダーシップを促す観点から画一的に部局に配分すること等ないよう、また、経費の活用方法や執行については、情報公開の推進等も踏まえ、透明性の確保に努めるよう要請されている。

2. 配分額

今回の配分は、「(1) 教育研究改革・改善プロジェクト経費」のうちの「A. 学内公募プロジェクト」及び「(2) 教育基盤設備充実経費」を配分するものである。

目 的 区 分	配分事項又はプロジェクト名	配 分 額	備 考
(1) 教育研究改革・改善プロジェクト経費		円	
教 育 経 費	徳川本源氏物語絵巻の研究	2,560,000	

目的区分	配分事項又はプロジェクト名	配分額	備考
(2) 教育基盤設備充実経費		円	
教育経費	古美研厨房排気ファンの更新	900,000	
教育経費	ステンドグラス用電気炉の更新	2,000,000	

音 楽 学 部 長 殿

学 長 平 山 郁 夫

平成 17 年度学長裁量経費の配分について（通知）

このことについて、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 経費の要旨

この経費は、従来より、各大学において学部の枠を越えた全学的な視点から教育研究の一層の充実発展を図るため、学長の判断により必要な経費を適宜執行できるようにするため設けられていたものである。法人化後においても、この趣旨を引き継ぎ、当初予算において計上したものである。

(1) 教育研究改革・改善プロジェクト経費

教育研究内容・体制の改善充実や国際交流の推進など、大学改革の取組や特色ある大学づくりのためのプロジェクトに必要な経費であり、以下のとおり区分し公募を行うものである。

A. 学内公募プロジェクト

本学にとって重要と考えられる課題に関する調査研究のためのプロジェクトを公募するもの。

B. 学長発信プロジェクト

学長が教育研究テーマを設定し、そのプロジェクト研究を公募するもの。

C. 学長プロジェクト

学長の判断により特定の研究課題についてのプロジェクトを立ち上げるにあたり、プロジェクトチームメンバーを公募するもの。

(2) 教育基盤設備充実経費

教育上必要となる基本的設備で、既存設備の陳腐化対応や先端設備の新規導入など、全学的視点からの設備の充実に資する経費である。

従来より、この経費は、学長の強いリーダーシップを促す観点から画一的に部局に配分すること等ないよう、また、経費の活用方法や執行については、情報公開の推進等も踏まえ、透明性の確保に努めるよう要請されている。

2. 配分額

今回の配分は、「(1) 教育研究改革・改善プロジェクト経費」のうちの「A. 学内公募プロジェクト」及び「(2) 教育基盤設備充実経費」を配分するものである。

目 的 区 分	配分事項又はプロジェクト名	配 分 額	備 考
(1) 教育研究改革・改善プロジェクト経費		円	
教 育 経 費	平成 16 年度伝統音楽研修会	1,160,000	
(2) 教育基盤設備充実経費			
教 育 経 費	附属高校教務用パソコンセット	1,000,000	

附 属 図 書 館 長 殿

学 長 平 山 郁 夫

平成 17 年度学長裁量経費の配分について（通知）

このことについて、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 経費の要旨

この経費は、従来より、各大学において学部を越えた全学的な視点から教育研究の一層の充実発展を図るため、学長の判断により必要な経費を適宜執行できるようにするため設けられていたものである。法人化後においても、この趣旨を引き継ぎ、当初予算において計上したものである。

(1) 教育研究改革・改善プロジェクト経費

教育研究内容・体制の改善充実や国際交流の推進など、大学改革の取組や特色ある大学づくりのためのプロジェクトに必要な経費であり、以下のとおり区分し公募を行うものである。

A. 学内公募プロジェクト

本学にとって重要と考えられる課題に関する調査研究のためのプロジェクトを公募するもの。

B. 学長発信プロジェクト

学長が教育研究テーマを設定し、そのプロジェクト研究を公募するもの。

C. 学長プロジェクト

学長の判断により特定の研究課題についてのプロジェクトを立ち上げるにあたり、プロジェクトチームメンバーを公募するもの。

(2) 教育基盤設備充実経費

教育上必要となる基本的設備で、既存設備の陳腐化対応や先端設備の新規導入など、全学的視点からの設備の充実に資する経費である。

従来より、この経費は、学長の強いリーダーシップを促す観点から画一的に部局に配分すること等ないよう、また、経費の活用方法や執行については、情報公開の推進等も踏まえ、透明性の確保に努めるよう要請されている。

2. 配分額

今回の配分は、「(1) 教育研究改革・改善プロジェクト経費」のうちの「A. 学内公募プロジェクト」及び「(2) 教育基盤設備充実経費」を配分するものである。

目 的 区 分	配分事項又はプロジェクト名	配 分 額	備 考
(1) 教育研究改革・改善プロジェクト経費		円	
教育研究支援経費	貴重書の保存対策	4,200,000	
(2) 教育基盤設備充実経費			
教育研究支援経費	取手校地図書館分館用図書資料の購入及び一般教養書の充実	1,000,000	

大 学 美 術 館 長 殿

学 長 平 山 郁 夫

平成 17 年度学長裁量経費の配分について（通知）

このことについて、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 経費の要旨

この経費は、従来より、各大学において学部を越えた全学的な視点から教育研究の一層の充実発展を図るため、学長の判断により必要な経費を適宜執行できるようにするため設けられていたものである。法人化後においても、この趣旨を引き継ぎ、当初予算において計上したものである。

(1) 教育研究改革・改善プロジェクト経費

教育研究内容・体制の改善充実や国際交流の推進など、大学改革の取組や特色ある大学づくりのためのプロジェクトに必要な経費であり、以下のとおり区分し公募を行うものである。

A. 学内公募プロジェクト

本学にとって重要と考えられる課題に関する調査研究のためのプロジェクトを公募するもの。

B. 学長発信プロジェクト

学長が教育研究テーマを設定し、そのプロジェクト研究を公募するもの。

C. 学長プロジェクト

学長の判断により特定の研究課題についてのプロジェクトを立ち上げるにあたり、プロジェクトチームメンバーを公募するもの。

(2) 教育基盤設備充実経費

教育上必要となる基本的設備で、既存設備の陳腐化対応や先端設備の新規導入など、全学的視点からの設備の充実に資する経費である。

従来より、この経費は、学長の強いリーダーシップを促す観点から画一的に部局に配分すること等ないよう、また、経費の活用方法や執行については、情報公開の推進等も踏まえ、透明性の確保に努めるよう要請されている。

2. 配分額

今回の配分は、「(1) 教育研究改革・改善プロジェクト経費」のうちの「A. 学内公募プロジェクト」及び「(2) 教育基盤設備充実経費」を配分するものである。

目 的 区 分	配分事項又はプロジェクト名	配 分 額	備 考
(1) 教育研究改革・改善プロジェクト経費		円	
教 育 経 費	芸術資料（小野雪見御幸絵巻）修理	4,800,000	

演奏芸術センター長 殿

学 長 平 山 郁 夫

平成 17 年度学長裁量経費の配分について（通知）

このことについて、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 経費の要旨

この経費は、従来より、各大学において学部を越えた全学的な視点から教育研究の一層の充実発展を図るため、学長の判断により必要な経費を適宜執行できるようにするため設けられていたものである。法人化後においても、この趣旨を引き継ぎ、当初予算において計上したものである。

(1) 教育研究改革・改善プロジェクト経費

教育研究内容・体制の改善充実や国際交流の推進など、大学改革の取組や特色ある大学づくりのためのプロジェクトに必要な経費であり、以下のとおり区分し公募を行うものである。

A. 学内公募プロジェクト

本学にとって重要と考えられる課題に関する調査研究のためのプロジェクトを公募するもの。

B. 学長発信プロジェクト

学長が教育研究テーマを設定し、そのプロジェクト研究を公募するもの。

C. 学長プロジェクト

学長の判断により特定の研究課題についてのプロジェクトを立ち上げるにあたり、プロジェクトチームメンバーを公募するもの。

(2) 教育基盤設備充実経費

教育上必要となる基本的設備で、既存設備の陳腐化対応や先端設備の新規導入など、全学的視点からの設備の充実に資する経費である。

従来より、この経費は、学長の強いリーダーシップを促す観点から画一的に部局に配分すること等ないよう、また、経費の活用方法や執行については、情報公開の推進等も踏まえ、透明性の確保に努めるよう要請されている。

2. 配分額

今回の配分は、「(1) 教育研究改革・改善プロジェクト経費」のうちの「A. 学内公募プロジェクト」及び「(2) 教育基盤設備充実経費」を配分するものである。

目的区分	配分事項又はプロジェクト名	配分額	備考
(2) 教育基盤設備充実経費		円	
教育研究支援経費	奏楽堂の可変天井及び舞台吊物機構等設備の電気制御盤、操作卓の部品交換	25,000,000	

出版・著作権管理局長 殿

学 長 平 山 郁 夫

平成 17 年度学長裁量経費の配分について（通知）

このことについて、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 経費の要旨

この経費は、従来より、各大学において学部を越えた全学的な視点から教育研究の一層の充実発展を図るため、学長の判断により必要な経費を適宜執行できるようにするため設けられていたものである。法人化後においても、この趣旨を引き継ぎ、当初予算において計上したものである。

(1) 教育研究改革・改善プロジェクト経費

教育研究内容・体制の改善充実や国際交流の推進など、大学改革の取組や特色ある大学づくりのためのプロジェクトに必要な経費であり、以下のとおり区分し公募を行うものである。

A. 学内公募プロジェクト

本学にとって重要と考えられる課題に関する調査研究のためのプロジェクトを公募するもの。

B. 学長発信プロジェクト

学長が教育研究テーマを設定し、そのプロジェクト研究を公募するもの。

C. 学長プロジェクト

学長の判断により特定の研究課題についてのプロジェクトを立ち上げるにあたり、プロジェクトチームメンバーを公募するもの。

(2) 教育基盤設備充実経費

教育上必要となる基本的設備で、既存設備の陳腐化対応や先端設備の新規導入など、全学的視点からの設備の充実に資する経費である。

従来より、この経費は、学長の強いリーダーシップを促す観点から画一的に部局に配分すること等ないよう、また、経費の活用方法や執行については、情報公開の推進等も踏まえ、透明性の確保に努めるよう要請されている。

2. 配分額

今回の配分は、「(1) 教育研究改革・改善プロジェクト経費」のうちの「A. 学内公募プロジェクト」及び「(2) 教育基盤設備充実経費」を配分するものである。

目 的 区 分	配分事項又はプロジェクト名	配 分 額	備 考
(1) 教育研究改革・改善プロジェクト経費		円	
一 般 管 理 費	公式ホームページ改善プロジェクト	3,300,000	

事務局 長（会計課） 殿

学 長 平 山 郁 夫

平成 17 年度学長裁量経費の配分について（通知）

このことについて、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 経費の要旨

この経費は、従来より、各大学において学部を越えた全学的な視点から教育研究の一層の充実発展を図るため、学長の判断により必要な経費を適宜執行できるようにするため設けられていたものである。法人化後においても、この趣旨を引き継ぎ、当初予算において計上したものである。

(1) 教育研究改革・改善プロジェクト経費

教育研究内容・体制の改善充実や国際交流の推進など、大学改革の取組や特色ある大学づくりのためのプロジェクトに必要な経費であり、以下のとおり区分し公募を行うものである。

A. 学内公募プロジェクト

本学にとって重要と考えられる課題に関する調査研究のためのプロジェクトを公募するもの。

B. 学長発信プロジェクト

学長が教育研究テーマを設定し、そのプロジェクト研究を公募するもの。

C. 学長プロジェクト

学長の判断により特定の研究課題についてのプロジェクトを立ち上げるにあたり、プロジェクトチームメンバーを公募するもの。

(2) 教育基盤設備充実経費

教育上必要となる基本的設備で、既存設備の陳腐化対応や先端設備の新規導入など、全学的視点からの設備の充実に資する経費である。

従来より、この経費は、学長の強いリーダーシップを促す観点から画一的に部局に配分すること等ないよう、また、経費の活用方法や執行については、情報公開の推進等も踏まえ、透明性の確保に努めるよう要請されている。

2. 配分額

今回の配分は、「(1) 教育研究改革・改善プロジェクト経費」のうちの「A. 学内公募プロジェクト」及び「(2) 教育基盤設備充実経費」を配分するものである。

目的区分	配分事項又はプロジェクト名	配分額	備考
(2) 教育基盤設備充実経費		円	
一般管理費	ICカード発行システム	7,500,000	
一般管理費	入退室・管理システム（芸術情報センター）	4,500,000	

事務局長（学生課・入試・学務課）殿

学 長 平 山 郁 夫

平成 17 年度学長裁量経費の配分について（通知）

このことについて、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 経費の要旨

この経費は、従来より、各大学において学部を越えた全学的な視点から教育研究の一層の充実発展を図るため、学長の判断により必要な経費を適宜執行できるようにするため設けられていたものである。法人化後においても、この趣旨を引き継ぎ、当初予算において計上したものである。

(1) 教育研究改革・改善プロジェクト経費

教育研究内容・体制の改善充実や国際交流の推進など、大学改革の取組や特色ある大学づくりのためのプロジェクトに必要な経費であり、以下のとおり区分し公募を行うものである。

A. 学内公募プロジェクト

本学にとって重要と考えられる課題に関する調査研究のためのプロジェクトを公募するもの。

B. 学長発信プロジェクト

学長が教育研究テーマを設定し、そのプロジェクト研究を公募するもの。

C. 学長プロジェクト

学長の判断により特定の研究課題についてのプロジェクトを立ち上げるにあたり、プロジェクトチームメンバーを公募するもの。

(2) 教育基盤設備充実経費

教育上必要となる基本的設備で、既存設備の陳腐化対応や先端設備の新規導入など、全学的視点からの設備の充実に資する経費である。

従来より、この経費は、学長の強いリーダーシップを促す観点から画一的に部局に配分すること等ないよう、また、経費の活用方法や執行については、情報公開の推進等も踏まえ、透明性の確保に努めるよう要請されている。

2. 配分額

今回の配分は、「(1) 教育研究改革・改善プロジェクト経費」のうちの「A. 学内公募プロジェクト」及び「(2) 教育基盤設備充実経費」を配分するものである。

目 的 区 分	配分事項又はプロジェクト名	配 分 額	備 考
(1) 教育研究改革・改善プロジェクト経費		円	
一 般 管 理 費	教務事務電算処理システム運用	1,200,000	

平成17年度学長裁量経費の配分について

1. 経費の趣旨

この経費は、従来より、各大学において学部を越えた全学的な視点から教育研究の一層の充実発展を図るため、学長の判断により必要な経費を適宜執行できるようにするため設けられていたものである。法人化後においても、この趣旨を引き継ぎ、当初予算において計上したものである。

(1) 教育研究改革・改善プロジェクト経費

教育研究内容・体制の改善充実や国際交流の推進など、大学改革の取組や特色ある大学づくりのためのプロジェクトに必要な経費であり、以下のとおり区分し公募を行うものである。

A. 学内公募プロジェクト

本学にとって重要と考えられる課題に関する調査研究のためのプロジェクトを公募するもの。

B. 学長発信プロジェクト

学長が教育研究テーマを設定し、そのプロジェクト研究を公募するもの。

C. 学長プロジェクト

学長の判断により特定の研究課題についてのプロジェクトを立ち上げるにあたり、プロジェクトチームメンバーを公募するもの。

(2) 教育基盤設備充実経費

教育上必要となる基本的設備で、既存設備の陳腐化対応や先端設備の新規導入など、全学的視点からの設備の充実に資する経費である。

従来より、この経費は、学長の強いリーダーシップを促す観点から画一的に部局に配分すること等のないよう、また、経費の活用方法や執行については、情報公開の推進等も踏まえ、透明性の確保に努めるよう要請されている。

2. 配分額

今回の配分は、「(1) 教育研究改革・改善プロジェクト経費」のうちの「B. 学長発信プロジェクト」「C. 学長プロジェクト」の配分及び「(2) 教育基盤設備充実経費」の追加配分をするものである。

単位：千円

科 目	予 算 残 額	配 分 額			差 引 残 額	備 考
		(1) 教育研究改革・ 改善プロジェクト経費	(2) 教育基盤設備充 実経費	計		
教 育 経 費	40,880	0	2,320	2,320	34,485	
研 究 経 費		4,075	0	4,075		
教育研究支援経費		0	0	0		
一 般 管 理 費		0	0	0		
合 計		4,075	2,320	6,395		

3. 配分額内訳

(単位:千円)

(1) 教育研究改革・改善プロジェクト経費

B. 学長発信プロジェクト

部局名	配分事項又はプロジェクト名	目的区分	(所要額)	金額
美術学部	①芸術分野の評価の在り方, 評価方法に関する研究 ー芸術分野の評価に関する調査・研究(予備調査)ー	研究経費	(1,250)	1,000
音楽学部	①芸術分野の評価の在り方, 評価方法に関する研究 ー芸術分野の評価に関する調査・研究ー	研究経費	(75)	75
美術学部	②本学における外部資金導入方策に関する研究 ーGEIDAIアートデザインセンター(仮称)設立構想プロジェクトー	研究経費	(1,175)	1,000
社会連携室	②本学における外部資金導入方策に関する研究 ー組織編制モデルと事業提案のための基礎調査ー	研究経費	(550)	550
研究推進室	③本学における知的財産戦略に関する研究 ー知的財産戦略策定プロジェクト(第1次)ー	研究経費	(600)	600
小 計			(3,650)	3,225

C. 学長プロジェクト

部局名	配分事項又はプロジェクト名	目的区分	(所要額)	金額
美術学部	①地方公共団体と連携して行う芸術家村の在り方検討 プロジェクトー芸術家村構想シンポジウム	研究経費	(190)	190
音楽学部	②児童生徒を対象とした早期英才教育の在り方検討 プロジェクト	研究経費	(660)	660
小 計			(850)	850

(2) 教育基盤設備充実経費

部局名	配分事項又はプロジェクト名	目的区分	(要求額)	金額
美術学部	ガス用逆火逆流防止装置	教育経費	(2,320)	2,320
小 計			(2,320)	2,320

合 計		目的区分	(要求額)	金額
		教育経費	(2,320)	2,320
		研究経費	(4,500)	4,075
		教育研究支援経費	(0)	0
		一般管理費	(0)	0
		合 計	(6,820)	6,395

部局別配分額

(1) 教育研究改革・改善プロジェクト経費

部 局 名	前 回 ま で の		今 回 の		合 計	
	件 数	配 分 額	件 数	配 分 額	件 数	配 分 額
美 術 学 部	1 件	2,560	3 件	2,190	4 件	4,750
音 楽 学 部	1 件	1,160	2 件	735	3 件	1,895
附 属 図 書 館	1 件	4,200			1 件	4,200
大 学 美 術 館	1 件	4,800			1 件	4,800
出 版 ・ 著 作 権 管 理 局	1 件	3,300			1 件	3,300
社 会 連 携 室	0 件	0	1 件	550	1 件	550
研 究 推 進 室	0 件	0	1 件	600	1 件	600
事 務 局 (学 生 課 ・ 入 学 主 幹)	1 件	1,200			1 件	1,200
小 計	6 件	17,220	7 件	4,075	13 件	21,295

(2) 教育基盤設備充実経費

部 局 名	前 回 ま で の		今 回 の		合 計	
	件 数	配 分 額	件 数	配 分 額	件 数	配 分 額
美 術 学 部	2 件	2,900	1 件	2,320	3 件	5,220
音 楽 学 部	1 件	1,000			1 件	1,000
附 属 図 書 館	1 件	1,000			1 件	1,000
演 奏 芸 術 セ ン タ ー	1 件	25,000			1 件	25,000
事 務 局 (会 計 課)	2 件	12,000			2 件	12,000
小 計	7 件	41,900	1 件	2,320	8 件	44,220

部 局 別 計

部 局 名	前 回 ま で の		今 回 の		合 計	
	件 数	配 分 額	件 数	配 分 額	件 数	配 分 額
美 術 学 部	3 件	5,460	4 件	4,510	7 件	9,970
音 楽 学 部	2 件	2,160	2 件	735	4 件	2,895
附 属 図 書 館	2 件	5,200	0 件	0	2 件	5,200
大 学 美 術 館	1 件	4,800	0 件	0	1 件	4,800
演 奏 芸 術 セ ン タ ー	1 件	25,000	0 件	0	1 件	25,000
出 版 ・ 著 作 権 管 理 局	1 件	3,300	0 件	0	1 件	3,300
社 会 連 携 室	0 件	0	1 件	550	1 件	550
研 究 推 進 室	0 件	0	1 件	600	1 件	600
事 務 局 (会 計 課)	2 件	12,000	0 件	0	2 件	12,000
事 務 局 (学 生 課 ・ 入 学 主 幹)	1 件	1,200	0 件	0	1 件	1,200
合 計	13 件	59,120	8 件	6,395	21 件	65,515

美術学部長 殿

学 長 平 山 郁 夫
(公 印 省 略)

平成 17 年度学長裁量経費の配分について (通知)

このことについて、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 経費の要旨

この経費は、従来より、各大学において学部の枠を越えた全学的な視点から教育研究の一層の充実発展を図るため、学長の判断により必要な経費を適宜執行できるようにするため設けられていたものである。法人化後においても、この趣旨を引き継ぎ、当初予算において計上したものである。

(1) 教育研究改革・改善プロジェクト経費

教育研究内容・体制の改善充実や国際交流の推進など、大学改革の取組や特色ある大学づくりのためのプロジェクトに必要な経費であり、以下のとおり区分し公募を行うものである。

A. 学内公募プロジェクト

本学にとって重要と考えられる課題に関する調査研究のためのプロジェクトを公募するもの。

B. 学長発信プロジェクト

学長が教育研究テーマを設定し、そのプロジェクト研究を公募するもの。

C. 学長プロジェクト

学長の判断により特定の研究課題についてのプロジェクトを立ち上げるにあたり、プロジェクトチームメンバーを公募するもの。

(2) 教育基盤設備充実経費

教育上必要となる基本的設備で、既存設備の陳腐化対応や先端設備の新規導入など、全学的視点からの設備の充実に資する経費である。

従来より、この経費は、学長の強いリーダーシップを促す観点から画一的に部局に配分すること等ないよう、また、経費の活用方法や執行については、情報公開の推進等も踏まえ、透明性の確保に努めるよう要請されている。

2. 配分額

今回の配分は、「(1) 教育研究改革・改善プロジェクト経費」のうちの「B. 学長発信プロジェクト」「C. 学長プロジェクト」の配分及び「(2) 教育基盤設備充実経費」の追加配分をするものである。

目的区分	配分事項又はプロジェクト名	配分額	備考
(1) 教育研究改革・改善プロジェクト経費		円	
B. 学長発信プロジェクト			
研究経費	①芸術分野の評価の在り方、評価方法に関する研究	1,000,000	北郷 悟
研究経費	②本学における外部資金導入方策に関する研究	1,000,000	池田 政治 ほか
C. 学長プロジェクト			
研究経費	①地方公共団体と連携して行う芸術家村の在り方検討プロジェクト	190,000	

目 的 区 分	配分事項又はプロジェクト名	配 分 額	備 考
(2) 教育基盤設備充実経費		円	
教 育 経 費	ガス用逆火逆流防止装置	2,320,000	

音 楽 学 部 長 殿

学 長 平 山 郁 夫
(公 印 省 略)

平成 17 年度学長裁量経費の配分について (通知)

このことについて、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 経費の要旨

この経費は、従来より、各大学において学部を越えた全学的な視点から教育研究の一層の充実発展を図るため、学長の判断により必要な経費を適宜執行できるようにするため設けられていたものである。法人化後においても、この趣旨を引き継ぎ、当初予算において計上したものである。

(1) 教育研究改革・改善プロジェクト経費

教育研究内容・体制の改善充実や国際交流の推進など、大学改革の取組や特色ある大学づくりのためのプロジェクトに必要な経費であり、以下のとおり区分し公募を行うものである。

A. 学内公募プロジェクト

本学にとって重要と考えられる課題に関する調査研究のためのプロジェクトを公募するもの。

B. 学長発信プロジェクト

学長が教育研究テーマを設定し、そのプロジェクト研究を公募するもの。

C. 学長プロジェクト

学長の判断により特定の研究課題についてのプロジェクトを立ち上げるにあたり、プロジェクトチームメンバーを公募するもの。

(2) 教育基盤設備充実経費

教育上必要となる基本的設備で、既存設備の陳腐化対応や先端設備の新規導入など、全学的視点からの設備の充実に資する経費である。

従来より、この経費は、学長の強いリーダーシップを促す観点から画一的に部局に配分すること等ないよう、また、経費の活用方法や執行については、情報公開の推進等も踏まえ、透明性の確保に努めるよう要請されている。

2. 配分額

今回の配分は、「(1) 教育研究改革・改善プロジェクト経費」のうちの「B. 学長発信プロジェクト」「C. 学長プロジェクト」の配分及び「(2) 教育基盤設備充実経費」の追加配分をするものである。

目 的 区 分	配分事項又はプロジェクト名	配 分 額	備 考
(1) 教育研究改革・改善プロジェクト経費		円	
B. 学長発信プロジェクト			
研 究 経 費	①芸術分野の評価の在り方、評価方法に関する研究	75,000	渡邊 健二
C. 学長プロジェクト			
研 究 経 費	②児童生徒を対象とした早期英才教育の在り方検討プロジェクト	660,000	佐野 靖 ほか

社会連携室 長 殿

学 長 平 山 郁 夫
(公 印 省 略)

平成17年度学長裁量経費の配分について (通知)

このことについて、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 経費の要旨

この経費は、従来より、各大学において学部を越えた全学的な視点から教育研究の一層の充実発展を図るため、学長の判断により必要な経費を適宜執行できるようにするため設けられていたものである。法人化後においても、この趣旨を引き継ぎ、当初予算において計上したものである。

(1) 教育研究改革・改善プロジェクト経費

教育研究内容・体制の改善充実や国際交流の推進など、大学改革の取組や特色ある大学づくりのためのプロジェクトに必要な経費であり、以下のとおり区分し公募を行うものである。

A. 学内公募プロジェクト

本学にとって重要と考えられる課題に関する調査研究のためのプロジェクトを公募するもの。

B. 学長発信プロジェクト

学長が教育研究テーマを設定し、そのプロジェクト研究を公募するもの。

C. 学長プロジェクト

学長の判断により特定の研究課題についてのプロジェクトを立ち上げるにあたり、プロジェクトチームメンバーを公募するもの。

(2) 教育基盤設備充実経費

教育上必要となる基本的設備で、既存設備の陳腐化対応や先端設備の新規導入など、全学的視点からの設備の充実に資する経費である。

従来より、この経費は、学長の強いリーダーシップを促す観点から画一的に部局に配分すること等ないよう、また、経費の活用方法や執行については、情報公開の推進等も踏まえ、透明性の確保に努めるよう要請されている。

2. 配分額

今回の配分は、「(1) 教育研究改革・改善プロジェクト経費」のうちの「B. 学長発信プロジェクト」「C. 学長プロジェクト」の配分及び「(2) 教育基盤設備充実経費」の追加配分をするものである。

目的区分	配分事項又はプロジェクト名	配分額	備考
(1) 教育研究改革・改善プロジェクト経費 B. 学長発信プロジェクト		円	
研究経費	②本学における外部資金導入方策に関する研究	550,000	根木 昭 ほか

研究推進室長 殿

学 長 平 山 郁 夫

(公 印 省 略)

平成17年度学長裁量経費の配分について (通知)

このことについて、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 経費の要旨

この経費は、従来より、各大学において学部を越えた全学的な視点から教育研究の一層の充実発展を図るため、学長の判断により必要な経費を適宜執行できるようにするため設けられていたものである。法人化後においても、この趣旨を引き継ぎ、当初予算において計上したものである。

(1) 教育研究改革・改善プロジェクト経費

教育研究内容・体制の改善充実や国際交流の推進など、大学改革の取組や特色ある大学づくりのためのプロジェクトに必要な経費であり、以下のとおり区分し公募を行うものである。

A. 学内公募プロジェクト

本学にとって重要と考えられる課題に関する調査研究のためのプロジェクトを公募するもの。

B. 学長発信プロジェクト

学長が教育研究テーマを設定し、そのプロジェクト研究を公募するもの。

C. 学長プロジェクト

学長の判断により特定の研究課題についてのプロジェクトを立ち上げるにあたり、プロジェクトチームメンバーを公募するもの。

(2) 教育基盤設備充実経費

教育上必要となる基本的設備で、既存設備の陳腐化対応や先端設備の新規導入など、全学的視点からの設備の充実に資する経費である。

従来より、この経費は、学長の強いリーダーシップを促す観点から画一的に部局に配分すること等ないよう、また、経費の活用方法や執行については、情報公開の推進等も踏まえ、透明性の確保に努めるよう要請されている。

2. 配分額

今回の配分は、「(1) 教育研究改革・改善プロジェクト経費」のうちの「B. 学長発信プロジェクト」「C. 学長プロジェクト」の配分及び「(2) 教育基盤設備充実経費」の追加配分をするものである。

目的区分	配分事項又はプロジェクト名	配 分 額	備 考
(1) 教育研究改革・改善プロジェクト経費 B. 学長発信プロジェクト		円	
研 究 経 費	③本学における知的財産戦略に関する研究	600,000	野田 暉行 ほか

平成17年度学長裁量経費の配分について

1. 経費の趣旨

この経費は、従来より、各大学において学部を越えた全学的な視点から教育研究の一層の充実発展を図るため、学長の判断により必要な経費を適宜執行できるようにするため設けられていたものである。法人化後においても、この趣旨を引き継ぎ、当初予算において計上したものである。

(1) 教育研究改革・改善プロジェクト経費

教育研究内容・体制の改善充実や国際交流の推進など、大学改革の取組や特色ある大学づくりのためのプロジェクトに必要な経費であり、以下のとおり区分し公募を行うものである。

A. 学内公募プロジェクト

本学にとって重要と考えられる課題に関する調査研究のためのプロジェクトを公募するもの。

B. 学長発信プロジェクト

学長が教育研究テーマを設定し、そのプロジェクト研究を公募するもの。

C. 学長プロジェクト

学長の判断により特定の研究課題についてのプロジェクトを立ち上げるにあたり、プロジェクトチームメンバーを公募するもの。

(2) 教育基盤設備充実経費

教育上必要となる基本的設備で、既存設備の陳腐化対応や先端設備の新規導入など、全学的視点からの設備の充実に資する経費である。

従来より、この経費は、学長の強いリーダーシップを促す観点から画一的に部局に配分すること等のないよう、また、経費の活用方法や執行については、情報公開の推進等も踏まえ、透明性の確保に努めるよう要請されている。

2. 配分額

今回の配分は、「(1) 教育研究改革・改善プロジェクト経費」のうちの「A. 学内公募プロジェクト」「B. 学長発信プロジェクト」及び「(2) 教育基盤設備充実経費」の追加配分をするものである。また、東京芸術大学海外先進教育研究実践支援プログラムに関する取扱要項（平成16年7月22日役員会承認）に基づき、海外支援プログラムに応募採択されたものに対して経費支援のため配分するものである。

単位：千円

科 目	予 算 残 額	配 分 額			差 引 残 額	備 考
		(1) 教育研究改革・ 改善プロジェクト経費	(2) 教育基盤設備充 実経費	計		
教 育 経 費	34,485	1,083	0	1,083	8,652	
研 究 経 費		10,204	0	10,204		
教育研究支援経費		0	5,000	5,000		
一 般 管 理 費		9,546	0	9,546		
合 計		20,833	5,000	25,833		

3. 配分額内訳

(単位:千円)

(1) 教育研究改革・改善プロジェクト経費

A. 学内公募プロジェクト

部局名	配分事項又はプロジェクト名	目的区分	(要求額)	金額
美術学部	アーティストインレジデンス事業に関する実践と調査研究	研究経費	(2,532)	2,532
〃	芸術教育の世界的交流拠点形成プロジェクト(佐藤 時啓)	研究経費	(2,822)	2,822
〃	芸術教育の世界的交流拠点形成プロジェクト(篠原 行雄)	研究経費	(2,850)	2,850
大学美術館	芸術資料(小野雪見御幸絵巻)修理	教育経費	(1,083)	1,083
学生支援室	取手校地通学路安全対策プロジェクト	一般管理費	(9,546)	9,546
小 計			(18,833)	18,833

B. 学長発信プロジェクト

部局名	配分事項又はプロジェクト名	目的区分	(所要額)	金額
美術学部	リサーチセンターに関する調査研究	研究経費	(2,500)	2,000
小 計			(2,500)	2,000

(2) 教育基盤設備充実経費

部局名	配分事項又はプロジェクト名	目的区分	(要求額)	金額
附属図書館	取手校地図書館分室用図書資料の購入及び一般教養書の充実	教育研究支援経費	(9,778)	5,000
小 計			(9,778)	5,000

合 計		目的区分	(要求額)	金額
		教育経費	(1,083)	1,083
		研究経費	(10,704)	10,204
		教育研究支援経費	(9,778)	5,000
		一般管理費	(9,546)	9,546
		合 計	(31,111)	25,833

部局別配分額

(1) 教育研究改革・改善プロジェクト経費 (目) 諸謝金・職員旅費・在外研究員等旅費・講師等旅費・外国人教師等招へい及帰国旅費・校費

部 局 名	前 回 ま で の		今 回 の		合 計	
	件 数	配 分 額	件 数	配 分 額	件 数	配 分 額
美 術 学 部	4 件	4,750	4 件	10,204	8 件	14,954
音 楽 学 部	3 件	1,895			3 件	1,895
附 属 図 書 館	1 件	4,200			1 件	4,200
大 学 美 術 館	1 件	4,800	1 件	1,083	2 件	5,883
出 版 ・ 著 作 権 管 理 局	1 件	3,300			1 件	3,300
社 会 連 携 室	1 件	550			1 件	550
研 究 推 進 室	1 件	600			1 件	600
学 生 支 援 室	0 件	0	1 件	9,546	1 件	9,546
事 務 局 (学 生 課 ・ 入 学 主 幹)	1 件	1,200			1 件	1,200
小 計	13 件	21,295	6 件	20,833	19 件	42,128

(2) 教育基盤設備充実経費 (目) 校費

部 局 名	前 回 ま で の		今 回 の		合 計	
	件 数	配 分 額	件 数	配 分 額	件 数	配 分 額
美 術 学 部	3 件	5,220			3 件	5,220
音 楽 学 部	1 件	1,000			1 件	1,000
附 属 図 書 館	1 件	1,000	1 件	5,000	2 件	6,000
演 奏 芸 術 セ ン タ ー	1 件	25,000			1 件	25,000
事 務 局 (会 計 課)	2 件	12,000			2 件	12,000
小 計	8 件	44,220	1 件	5,000	9 件	49,220

部 局 別 計

部 局 名	前 回 ま で の		今 回 の		合 計	
	件 数	配 分 額	件 数	配 分 額	件 数	配 分 額
美 術 学 部	7 件	9,970	4 件	10,204	11 件	20,174
音 楽 学 部	4 件	2,895	0 件	0	4 件	2,895
附 属 図 書 館	2 件	5,200	1 件	5,000	3 件	10,200
大 学 美 術 館	1 件	4,800	1 件	1,083	2 件	5,883
演 奏 芸 術 セ ン タ ー	1 件	25,000	0 件	0	1 件	25,000
出 版 ・ 著 作 権 管 理 局	1 件	3,300	0 件	0	1 件	3,300
社 会 連 携 室	1 件	550	0 件	0	1 件	550
研 究 推 進 室	1 件	600	0 件	0	1 件	600
学 生 支 援 室	0 件	0	1 件	9,546	1 件	9,546
事 務 局 (会 計 課)	2 件	12,000	0 件	0	2 件	12,000
事 務 局 (学 生 課 ・ 入 学 主 幹)	1 件	1,200	0 件	0	1 件	1,200
合 計	21 件	65,515	7 件	25,833	28 件	91,348

美術学部長 殿

学 長 平 山 郁 夫

(公 印 省 略)

平成17年度学長裁量経費の配分について (通知)

このことについて、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 経費の要旨

この経費は、従来より、各大学において学部の枠を越えた全学的な視点から教育研究の一層の充実発展を図るため、学長の判断により必要な経費を適宜執行できるようにするため設けられていたものである。法人化後においても、この趣旨を引き継ぎ、当初予算において計上したものである。

(1) 教育研究改革・改善プロジェクト経費

教育研究内容・体制の改善充実や国際交流の推進など、大学改革の取組や特色ある大学づくりのためのプロジェクトに必要な経費であり、以下のとおり区分し公募を行うものである。

A. 学内公募プロジェクト

本学にとって重要と考えられる課題に関する調査研究のためのプロジェクトを公募するもの。

B. 学長発信プロジェクト

学長が教育研究テーマを設定し、そのプロジェクト研究を公募するもの。

C. 学長プロジェクト

学長の判断により特定の研究課題についてのプロジェクトを立ち上げるにあたり、プロジェクトチームメンバーを公募するもの。

(2) 教育基盤設備充実経費

教育上必要となる基本的設備で、既存設備の陳腐化対応や先端設備の新規導入など、全学的視点からの設備の充実に資する経費である。

従来より、この経費は、学長の強いリーダーシップを促す観点から画一的に部局に配分すること等ないよう、また、経費の活用方法や執行については、情報公開の推進等も踏まえ、透明性の確保に努めるよう要請されている。

2. 配分類

今回の配分は、「(1) 教育研究改革・改善プロジェクト経費」のうちの「A. 学内公募プロジェクト」「B. 学長発信プロジェクト」及び「(2) 教育基盤設備充実経費」の追加配分をするものである。また、東京芸術大学海外先進教育研究実践支援プログラムに関する取扱要項(平成16年7月22日役員会承認)に基づき、海外支援プログラムに応募採択されたものに対して経費支援のため配分するものである。

目的区分	配分事項又はプロジェクト名	配 分 額	備 考
(1) 教育研究改革・改善プロジェクト経費		円	
A. 学内公募プロジェクト			
研 究 経 費	アーティストインレジデンス事業に関する実践と調査研究	2,532,000	
研 究 経 費	芸術教育の世界的交流拠点形成プロジェクト	2,822,000	佐藤 時啓
研 究 経 費	芸術教育の世界的交流拠点形成プロジェクト	2,850,000	篠原 行雄
B. 学長発信プロジェクト			
研 究 経 費	①、②リサーチセンターに関する調査研究	2,000,000	

附 属 図 書 館 長 殿

学 長 平 山 郁 夫

(公 印 省 略)

平成17年度学長裁量経費の配分について (通知)

このことについて、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 経費の要旨

この経費は、従来より、各大学において学部を越えた全学的な視点から教育研究の一層の充実発展を図るため、学長の判断により必要な経費を適宜執行できるようにするため設けられていたものである。法人化後においても、この趣旨を引き継ぎ、当初予算において計上したものである。

(1) 教育研究改革・改善プロジェクト経費

教育研究内容・体制の改善充実や国際交流の推進など、大学改革の取組や特色ある大学づくりのためのプロジェクトに必要な経費であり、以下のとおり区分し公募を行うものである。

A. 学内公募プロジェクト

本学にとって重要と考えられる課題に関する調査研究のためのプロジェクトを公募するもの。

B. 学長発信プロジェクト

学長が教育研究テーマを設定し、そのプロジェクト研究を公募するもの。

C. 学長プロジェクト

学長の判断により特定の研究課題についてのプロジェクトを立ち上げるにあたり、プロジェクトチームメンバーを公募するもの。

(2) 教育基盤設備充実経費

教育上必要となる基本的設備で、既存設備の陳腐化対応や先端設備の新規導入など、全学的視点からの設備の充実に資する経費である。

従来より、この経費は、学長の強いリーダーシップを促す観点から画一的に部局に配分すること等ないよう、また、経費の活用方法や執行については、情報公開の推進等も踏まえ、透明性の確保に努めるよう要請されている。

2. 配分額

今回の配分は、「(1) 教育研究改革・改善プロジェクト経費」のうちの「A. 学内公募プロジェクト」「B. 学長発信プロジェクト」及び「(2) 教育基盤設備充実経費」の追加配分をするものである。また、東京芸術大学海外先進教育研究実践支援プログラムに関する取扱要項（平成16年7月22日役員会承認）に基づき、海外支援プログラムに応募採択されたものに対して経費支援のため配分するものである。

目的区分	配分事項又はプロジェクト名	配分額	備考
(2) 教育基盤設備充実経費		円	
教育研究支援経費	取手校地図書館分館用図書資料の購入及び一般教養書の充実	5,000,000	

大学美術館長 殿

学 長 平 山 郁 夫

(公 印 省 略)

平成17年度学長裁量経費の配分について (通知)

このことについて、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 経費の要旨

この経費は、従来より、各大学において学部の枠を越えた全学的な視点から教育研究の一層の充実発展を図るため、学長の判断により必要な経費を適宜執行できるようにするため設けられていたものである。法人化後においても、この趣旨を引き継ぎ、当初予算において計上したものである。

(1) 教育研究改革・改善プロジェクト経費

教育研究内容・体制の改善充実や国際交流の推進など、大学改革の取組や特色ある大学づくりのためのプロジェクトに必要な経費であり、以下のとおり区分し公募を行うものである。

A. 学内公募プロジェクト

本学にとって重要と考えられる課題に関する調査研究のためのプロジェクトを公募するもの。

B. 学長発信プロジェクト

学長が教育研究テーマを設定し、そのプロジェクト研究を公募するもの。

C. 学長プロジェクト

学長の判断により特定の研究課題についてのプロジェクトを立ち上げるにあたり、プロジェクトチームメンバーを公募するもの。

(2) 教育基盤設備充実経費

教育上必要となる基本的設備で、既存設備の陳腐化対応や先端設備の新規導入など、全学的視点からの設備の充実に資する経費である。

従来より、この経費は、学長の強いリーダーシップを促す観点から画一的に部局に配分すること等ないよう、また、経費の活用方法や執行については、情報公開の推進等も踏まえ、透明性の確保に努めるよう要請されている。

2. 配分額

今回の配分は、「(1) 教育研究改革・改善プロジェクト経費」のうちの「A. 学内公募プロジェクト」「B. 学長発信プロジェクト」及び「(2) 教育基盤設備充実経費」の追加配分をするものである。また、東京芸術大学海外先進教育研究実践支援プログラムに関する取扱要項(平成16年7月22日役員会承認)に基づき、海外支援プログラムに応募採択されたものに対して経費支援のため配分するものである。

目的区分	配分事項又はプロジェクト名	配分額	備考
(1) 教育研究改革・改善プロジェクト経費		円	
A. 学内公募プロジェクト			
教育経費	芸術資料(小野雪見御幸絵巻)修理	1,083,000	

学 生 支 援 室 長 殿

学 長 平 山 郁 夫

(公 印 省 略)

平成17年度学長裁量経費の配分について (通知)

このことについて、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 経費の要旨

この経費は、従来より、各大学において学部を越えた全学的な視点から教育研究の一層の充実発展を図るため、学長の判断により必要な経費を適宜執行できるようにするため設けられていたものである。法人化後においても、この趣旨を引き継ぎ、当初予算において計上したものである。

(1) 教育研究改革・改善プロジェクト経費

教育研究内容・体制の改善充実や国際交流の推進など、大学改革の取組や特色ある大学づくりのためのプロジェクトに必要な経費であり、以下のとおり区分し公募を行うものである。

A. 学内公募プロジェクト

本学にとって重要と考えられる課題に関する調査研究のためのプロジェクトを公募するもの。

B. 学長発信プロジェクト

学長が教育研究テーマを設定し、そのプロジェクト研究を公募するもの。

C. 学長プロジェクト

学長の判断により特定の研究課題についてのプロジェクトを立ち上げるにあたり、プロジェクトチームメンバーを公募するもの。

(2) 教育基盤設備充実経費

教育上必要となる基本的設備で、既存設備の陳腐化対応や先端設備の新規導入など、全学的視点からの設備の充実に資する経費である。

従来より、この経費は、学長の強いリーダーシップを促す観点から画一的に部局に配分すること等ないよう、また、経費の活用方法や執行については、情報公開の推進等も踏まえ、透明性の確保に努めるよう要請されている。

2. 配分額

今回の配分は、「(1)教育研究改革・改善プロジェクト経費」のうちの「A. 学内公募プロジェクト」「B. 学長発信プロジェクト」及び「(2)教育基盤設備充実経費」の追加配分をするものである。また、東京芸術大学海外先進教育研究実践支援プログラムに関する取扱要項(平成16年7月22日役員会承認)に基づき、海外支援プログラムに応募採択されたものに対して経費支援のため配分するものである。

目 的 区 分	配分事項又はプロジェクト名	配 分 額	備 考
(1) 教育研究改革・改善プロジェクト経費		円	
A. 学内公募プロジェクト			
一 般 管 理 費	取手校地通学路安全対策プロジェクト	9,546,000	

平成17年度学長裁量経費の配分について

1. 経費の趣旨

この経費は、従来より、各大学において学部の枠を越えた全学的な視点から教育研究の一層の充実発展を図るため、学長の判断により必要な経費を適宜執行できるようにするため設けられていたものである。法人化後においても、この趣旨を引き継ぎ、当初予算において計上したものである。

(1) 教育研究改革・改善プロジェクト経費

教育研究内容・体制の改善充実や国際交流の推進など、大学改革の取組や特色ある大学づくりのためのプロジェクトに必要な経費であり、以下のとおり区分し公募を行うものである。

A. 学内公募プロジェクト

本学にとって重要と考えられる課題に関する調査研究のためのプロジェクトを公募するもの。

B. 学長発信プロジェクト

学長が教育研究テーマを設定し、そのプロジェクト研究を公募するもの。

C. 学長プロジェクト

学長の判断により特定の研究課題についてのプロジェクトを立ち上げるにあたり、プロジェクトチームメンバーを公募するもの。

(2) 教育基盤設備充実経費

教育上必要となる基本的設備で、既存設備の陳腐化対応や先端設備の新規導入など、全学的視点からの設備の充実に資する経費である。

従来より、この経費は、学長の強いリーダーシップを促す観点から画一的に部局に配分すること等のないよう、また、経費の活用方法や執行については、情報公開の推進等も踏まえ、透明性の確保に努めるよう要請されている。

2. 配分額

今回の配分は、「(1) 教育研究改革・改善プロジェクト経費」のうちの「A. 学内公募プロジェクト」及び「B. 学長発信プロジェクト」の追加配分をするものである。

単位：千円

科 目	予 算 残 額	配 分 額			差 引 残 額	備 考
		(1) 教育研究改革・ 改善プロジェクト経費	(2) 教育基盤設備充 実経費	計		
教 育 経 費		2,561	0	2,561		
研 究 経 費		3,000	0	3,000		
教育研究支援経費	8,652	0	0	0	3,091	
一 般 管 理 費		0	0	0		
合 計		5,561	0	5,561		

3. 配分額内訳

(単位:千円)

(1) 教育研究改革・改善プロジェクト経費

A. 学内公募プロジェクト

部局名	配分事項又はプロジェクト名	目的区分	(要求額)	金額
音楽学部	大学等開放特別事業「吹奏楽を楽しむ」	教育経費	(2,561)	2,561
小計			(2,561)	2,561

B. 学長発信プロジェクト

部局名	配分事項又はプロジェクト名	目的区分	(所要額)	金額
美術学部	世界遺産高句麗古墳壁画の超高品位デジタルアーカイブ構築と復元のための基礎実験	研究経費	(3,000)	3,000
小計			(3,000)	3,000

合 計		目的区分	(要求額)	金額
		教育経費	(2,561)	2,561
		研究経費	(3,000)	3,000
		教育研究支援経費	(0)	0
		一般管理費	(0)	0
		合 計	(5,561)	5,561

部局別配分額

(1) 教育研究改革・改善プロジェクト経費

部 局 名	前 回 ま で の		今 回 の		合 計	
	件 数	配 分 額	件 数	配 分 額	件 数	配 分 額
美 術 学 部	8 件	14,954	1 件	3,000	9 件	17,954
音 楽 学 部	3 件	1,895	1 件	2,561	4 件	4,456
附 属 図 書 館	1 件	4,200			1 件	4,200
大 学 美 術 館	2 件	5,883			2 件	5,883
出 版 ・ 著 作 権 管 理 局	1 件	3,300			1 件	3,300
社 会 連 携 室	1 件	550			1 件	550
研 究 推 進 室	1 件	600			1 件	600
学 生 支 援 室	1 件	9,546			1 件	9,546
事 務 局 (学 生 課 ・ 入 学 主 幹)	1 件	1,200			1 件	1,200
小 計	19 件	42,128	2 件	5,561	21 件	47,689

(2) 教育基盤設備充実経費

部 局 名	前 回 ま で の		今 回 の		合 計	
	件 数	配 分 額	件 数	配 分 額	件 数	配 分 額
美 術 学 部	3 件	5,220			3 件	5,220
音 楽 学 部	1 件	1,000			1 件	1,000
附 属 図 書 館	2 件	6,000			2 件	6,000
演 奏 芸 術 セ ン タ ー	1 件	25,000			1 件	25,000
事 務 局 (会 計 課)	2 件	12,000			2 件	12,000
小 計	9 件	49,220	0 件	0	9 件	49,220

部 局 別 計

部 局 名	前 回 ま で の		今 回 の		合 計	
	件 数	配 分 額	件 数	配 分 額	件 数	配 分 額
美 術 学 部	11 件	20,174	1 件	3,000	12 件	23,174
音 楽 学 部	4 件	2,895	1 件	2,561	5 件	5,456
附 属 図 書 館	3 件	10,200	0 件	0	3 件	10,200
大 学 美 術 館	2 件	5,883	0 件	0	2 件	5,883
演 奏 芸 術 セ ン タ ー	1 件	25,000	0 件	0	1 件	25,000
出 版 ・ 著 作 権 管 理 局	1 件	3,300	0 件	0	1 件	3,300
社 会 連 携 室	1 件	550	0 件	0	1 件	550
研 究 推 進 室	1 件	600	0 件	0	1 件	600
学 生 支 援 室	1 件	9,546	0 件	0	1 件	9,546
事 務 局 (会 計 課)	2 件	12,000	0 件	0	2 件	12,000
事 務 局 (学 生 課 ・ 入 学 主 幹)	1 件	1,200	0 件	0	1 件	1,200
合 計	28 件	91,348	2 件	5,561	30 件	96,909

美術学部長 殿

学 長 平 山 郁 夫
(公 印 省 略)

平成 17 年度学長裁量経費の配分について (通知)

このことについて、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 経費の要旨

この経費は、従来より、各大学において学部を越えた全学的な視点から教育研究の一層の充実発展を図るため、学長の判断により必要な経費を適宜執行できるようにするため設けられていたものである。法人化後においても、この趣旨を引き継ぎ、当初予算において計上したものである。

(1) 教育研究改革・改善プロジェクト経費

教育研究内容・体制の改善充実や国際交流の推進など、大学改革の取組や特色ある大学づくりのためのプロジェクトに必要な経費であり、以下のとおり区分し公募を行うものである。

A. 学内公募プロジェクト

本学にとって重要と考えられる課題に関する調査研究のためのプロジェクトを公募するもの。

B. 学長発信プロジェクト

学長が教育研究テーマを設定し、そのプロジェクト研究を公募するもの。

C. 学長プロジェクト

学長の判断により特定の研究課題についてのプロジェクトを立ち上げるにあたり、プロジェクトチームメンバーを公募するもの。

(2) 教育基盤設備充実経費

教育上必要となる基本的設備で、既存設備の陳腐化対応や先端設備の新規導入など、全学的視点からの設備の充実に資する経費である。

従来より、この経費は、学長の強いリーダーシップを促す観点から画一的に部局に配分すること等ないよう、また、経費の活用方法や執行については、情報公開の推進等も踏まえ、透明性の確保に努めるよう要請されている。

2. 配分額

今回の配分は、「(1) 教育研究改革・改善プロジェクト経費」のうちの「A. 学内公募プロジェクト」及び「B. 学長発信プロジェクト」の追加配分をするものである。

目的区分	配分事項又はプロジェクト名	配分額	備考
(1) 教育研究改革・改善プロジェクト経費 B. 学長発信プロジェクト 研究経費	世界遺産高句麗古墳壁画の超高品位デジタルアーカイブ構築と復元のための基礎実験	円 3,000,000	

音楽学部長 殿

学 長 平 山 郁 夫
(公 印 省 略)

平成 17 年度学長裁量経費の配分について (通知)

このことについて、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 経費の要旨

この経費は、従来より、各大学において学部の枠を越えた全学的な視点から教育研究の一層の充実発展を図るため、学長の判断により必要な経費を適宜執行できるようにするため設けられていたものである。法人化後においても、この趣旨を引き継ぎ、当初予算において計上したものである。

(1) 教育研究改革・改善プロジェクト経費

教育研究内容・体制の改善充実や国際交流の推進など、大学改革の取組や特色ある大学づくりのためのプロジェクトに必要な経費であり、以下のとおり区分し公募を行うものである。

A. 学内公募プロジェクト

本学にとって重要と考えられる課題に関する調査研究のためのプロジェクトを公募するもの。

B. 学長発信プロジェクト

学長が教育研究テーマを設定し、そのプロジェクト研究を公募するもの。

C. 学長プロジェクト

学長の判断により特定の研究課題についてのプロジェクトを立ち上げるにあたり、プロジェクトチームメンバーを公募するもの。

(2) 教育基盤設備充実経費

教育上必要となる基本的設備で、既存設備の陳腐化対応や先端設備の新規導入など、全学的視点からの設備の充実に資する経費である。

従来より、この経費は、学長の強いリーダーシップを促す観点から画一的に部局に配分すること等ないよう、また、経費の活用方法や執行については、情報公開の推進等も踏まえ、透明性の確保に努めるよう要請されている。

2. 配分額

今回の配分は、「(1) 教育研究改革・改善プロジェクト経費」のうちの「A. 学内公募プロジェクト」及び「B. 学長発信プロジェクト」の追加配分をするものである。

目的区分	配分事項又はプロジェクト名	配分額	備考
(1) 教育研究改革・改善プロジェクト経費 A. 学内公募プロジェクト 教育経費	大学等開放特別事業「吹奏楽を楽しむ」	円 2,561,000	

戦略的経費の確保について

- 学長のリーダーシップによる戦略的経費
外部資金を原資とする「宮田亮平基金」を設置した。（別紙「東京芸術大学宮田亮平学長学術研究基金に関する要項」参照）

- 学部長のリーダーシップによる戦略的経費
学部長配分経費として、間接費の半額を確保した。（別紙「平成１７年度一般寄附金受入及び間接経費配分総表」参照）

平成17年度一般寄附金受入及び間接経費配分総表

17年度受入一般寄附金		うち間接経費徴収寄附金			間接経費配分内訳		
件数	金額	件数	金額	うち間接経費額	学長裁量分	美術学部	事務局
128 件	101,070,293円	18 件	14,610,000円	1,461,000円	730,500円	715,000円	15,500円

○東京芸術大学外部資金間接経費取扱規則

〔平成16年 7 月 8 日〕
制 定

改正 平成18年 3 月16日

（目的）

第1条 この規則は、本学の外部資金の一定額を間接経費として確保し、一般管理経費及び教育研究活動を活性化するための経費として使用することを目的とする。

（対象）

第2条 間接経費を導入する外部資金は次の各号に掲げるものとする。

（1）受託研究費

（2）受託事業費

（3）寄附金

2 前項第3号に規定する寄附金の内、次の各号に掲げるものについては除外する。

（1）学生に対する奨学を目的とした寄附金

（2）展覧会、演奏会の開催等を目的とした寄附金で全額を事業の実施に充てなければ支障を来すもの

（間接経費の額）

第3条 次の各号に掲げる外部資金の間接経費は、当該各号に定める額とする。

（1）受託研究費 東京芸術大学受託研究規則第7条に定める額

（2）受託事業費 東京芸術大学受託事業規則第6条に定める額

（3）寄附金 標準として寄附金の10%に相当する額

（間接経費の用途）

第4条 この規則に定める間接経費の用途は、次のとおりとする。

（1）間接経費の二分の一は、教育研究活動を活性化するための経費として使用する。

（2）間接経費の二分の一は、一般管理経費として使用する。

（その他）

第5条 この規則に定めるものの他、外部資金の間接経費に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年 7 月 8 日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年 3 月16日から施行し、平成18年 2 月 1 日から適用する。

東京芸術大学外部資金間接経費取扱規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新	旧
○東京芸術大学外部資金間接経費取扱規則 (目的) 第1条 この規則は、本学の外部資金の一定額を間接経費として確保し、一般管理経費及び教育研究活動を活性化するための経費として使用することを目的とする。 (対象) 第2条 間接経費を導入する外部資金は次の各号に掲げるものとする。 (1) 受託研究費 (2) 受託事業費 (3) 寄附金 2 前項第3号に規定する寄附金の内、次の各号に掲げるものについては除外する。 (1) 学生に対する奨学を目的とした寄附金 (2) 展覧会、演奏会の開催等を目的とした寄附金で全額を事業の実施に充てなければ支障を来すもの (間接経費の額) 第3条 次の各号に掲げる外部資金の間接経費は、当該各号に定める額とする。 (1) 受託研究費 東京芸術大学受託研究規則第7条に定める額 (2) 受託事業費 東京芸術大学受託事業規則第6条に定める額 (3) 寄附金 標準として寄附金の10%に相当する額 (間接経費の用途) 第4条 この規則に定める間接経費の用途は、次のとおりとする。 (1) 間接経費の二分の一は、教育研究活動を活性化するための経費として使用する。 (2) 間接経費の二分の一は、一般管理経費として使用する。 (その他) 第5条 この規則に定めるものの他、外部資金の間接経費に関し必要な事項は、別に定める。 附 則 この規則は、平成16年7月8日から施行する。 附 則 この規則は、平成18年3月16日から施行し、平成18年2月1日から適用する。	○東京芸術大学外部資金間接経費取扱規則 (目的) 第1条 この規則は、本学の外部資金の一定額を間接経費として確保し、一般管理経費及び教育研究活動を活性化するための経費として使用することを目的とする。 (対象) 第2条 間接経費を導入する外部資金は次の各号に掲げるものとする。 (1) 受託研究費 (2) 寄附金 2 前項第2号に規定する寄附金の内、学生に対する奨学を目的とした寄附金及び展覧会、演奏会等の開催を目的とした寄附金で全額を事業の実施に充てなければ支障を来すものについては除外する。 (間接経費の額) 第3条 受託研究費の間接経費は、直接経費の30%に相当する額を標準とする。ただし、委託者側の都合により間接経費が措置できない場合で学長がやむを得ないと認めたものについては、間接経費を減額又は免除することができる。 2 寄附金の間接経費は、寄附金の10%に相当する額を標準とする。 (間接経費の用途) 第4条 受託研究費及び寄附金に係る間接経費の用途は、次のとおりとする。 (1) 間接経費の二分の一は、教育研究活動を活性化するための経費として使用する。 (2) 間接経費の二分の一は、一般管理経費として使用する。 (その他) 第5条 この規則に定めるものの他、外部資金の間接経費に関し必要な事項は、別に定める。 附 則 この規則は、平成16年7月8日から施行する。

○東京芸術大学外部資金間接経費取扱規則に関する申合せ

平成16年7月8日
役員会申合せ

改正 平成18年3月16日

東京芸術大学外部資金間接経費取扱規則第4条第1号に規定する当該経費の二分の一は、全学的観点から教育研究経費として再配分し、残額二分の一は受託研究若しくは受託事業又は寄附金の受入れに功労のあった教員の教育研究経費として使用することができる。

附 則

この申合せは、平成16年7月8日から施行する。

附 則

この申合せは、平成18年3月16日から施行し、平成18年2月1日から適用する。

東京芸術大学外部資金間接経費取扱規則に関する申合せの一部を改正する申合せ 新旧対照表

新	旧
○東京芸術大学外部資金間接経費取扱規則に関する申合せ 東京芸術大学外部資金間接経費取扱規則第4条第1号に規定する当該経費の二分の一は、全学的観点から教育研究経費として再配分し、残額二分の一は<u>受託研究若しくは受託事業</u>又は寄附金の受入れに功労のあった教員の教育研究経費として使用することができる。 附 則 この申合せは、平成16年7月8日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この申合せは、平成18年3月16日から施行し、平成18年2月1日から適用する。</u>	○東京芸術大学外部資金間接経費取扱規則に関する申合せ 東京芸術大学外部資金間接経費取扱規則第4条第1号に規定する当該経費の二分の一は、全学的観点から教育研究経費として再配分し、残額二分の一は<u>受託研究の受託者</u>又は寄附金の受入れに功労のあった教員の教育研究経費として使用することができる。 附 則 この申合せは、平成16年7月8日から施行する。

○東京芸術大学理事室規則

平成16年4月1日
制 定

改正 平成16年6月24日 平成17年4月12日
平成17年5月30日 平成17年12月21日

(設置)

第1条 理事を補佐するため、理事のもとに次の各号に掲げる室等(以下「理事室」という。)を置く。

- (1) 教育推進室
- (2) 学生支援室
- (3) 研究推進室
- (4) 国際交流室
- (5) 広報室
- (6) 出版局
- (7) 管理・運営室
- (8) 企画・評価室
- (9) 社会連携室

(任務)

第2条 理事室は、理事を補佐し、次の各号に掲げる任務を行う。ただし、東京芸術大学学長特命規則(以下「学長特命規則」という。)の規定により、学長特命が学長の指示する理事室の任務を所掌する場合には、学長特命を補佐するものとする。

- (1) 当該理事の職務に係る別表に掲げる事項についての、企画立案及びその実施並びに推進に関すること
 - (2) その他学長が指示する事項に関すること
- 2 前項の任務に関し必要な事項は、別に定める。

(組織)

第3条 理事室は、それぞれ次の表に掲げる室長及び室員で組織する。ただし、学長特命規則により別の定めがある場合については、この限りでない。

理 事 室	室 長	室 員
教 育 推 進 室	理 事	イ 各学部教務委員会の委員長 ロ 各学部教授会構成員のうちから、室長及び学部長が選考し、学長が任命する者 各4人 ハ 言語・音声トレーニングセンター長 ニ 留学生センター長 ホ 保健管理センター教員1人 ヘ 学生課及び入試・学務課に所属する職員 ト その他学長が任命する者
	(教育担当)	イ 各学部学生生活委員会の委員長及び副委員長並びに各学部の専門学科留学生担当教員 ロ 各学部教授会構成員のうちから、室長及び学部

学 生 支 援 室		長が選考し、学長が任命する者 各 1 人 ハ 留学生センター長 ニ 保健管理センター教員 1 人 ホ 学生課及び入試・学務課に所属する職員 ヘ その他学長が任命する者
研 究 推 進 室	理 事 (研究担当)	左の各室は次の者で構成 イ 各学部教授会構成員のうちから、室長及び学部長が選考し、学長が任命する者 各 3 人（出版局においては、若干人） ロ 事務職員のうちから、室長及び事務局長が選考し、学長が任命する者 3 人（出版局においては、若干人） ハ その他学長が任命する者
国 際 交 流 室		
広 報 室		
出 版 局		
管 理 ・ 運 営 室	理 事 (総務担当)	
企 画 ・ 評 価 室		
社 会 連 携 室	理 事 (学長特命担当)	

（任期）

第 4 条 前条に掲げる室員のうち学長が任命する者の任期は、3 年とし、再任を妨げない。

2 前項の室員に欠員が生じた場合の補欠の室員の任期は、前任者の残任期間とする。

（室長補佐）

第 5 条 理事室に室長補佐を置くことができる。

2 室長補佐は、当該理事室の室員のうちから、室長が指名する者をもって充てる。

3 室長補佐は、室長を補佐し、室長に事故があるときは、その職務を代行する。

（専門組織）

第 6 条 理事は、専門の事項を調査研究する必要があるときは、専門の組織を置くことができる。

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

（雑則）

第 7 条 この規則に定めるもののほか、理事室の運営その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成16年 6 月24日から施行する。
- 2 この規則の施行後、最初に委嘱される第 3 条第 1 項の教育推進室及び学生支援室の室員の任期は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、平成19年 3 月31日までとし、再任を妨げない。

附 則

この規則は、平成17年 4 月12日から施行し、平成17年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成17年 5 月30日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成17年12月21日から施行する。
- 2 この規則の施行後、最初に委嘱される第 3 条第 1 項の広報室及び出版局の室員の任期は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、平成19年 3 月31日までとし、再任を妨げない。

別表（第2条関係）

理 事 室	理 事 室 の 任 務	庶務担当
教育推進室	1 . 全学教育計画部会 ・教育内容等に関すること ・教育の実施体制に関すること 2 . 教養教育部会 ・教養教育に関すること 3 . F D 対策部会 ・授業内容、方法等の改善・向上に関するこ と 4 . 専門教育部会 ・専門教育（実技、発表会等）に関すること 5 . 大学院部会 ・大学院教育に関すること 6 . その他 ・入学試験に関すること ・附属音楽高等学校との連携（教育面）に関 すること ・生涯学習（公開講座等）に関すること ・教育推進に係る各部局等との連絡調整に関 すること	入試・学務課
学生支援室	1 . 全学学生支援部会 ・学生の就職指導に関すること ・芸術祭、四芸祭及びクラブサークル等の課 外活動支援に関すること ・学生寮の管理運営に関すること ・学生の厚生施設（大学会館、学生食堂、体 育館等）の管理運営に関すること ・奨学金及び入学料免除、授業料免除に関す ること ・学生の傷害保険に関すること ・附属音楽高等学校との連携（福利厚生面） に関すること 2 . 留学生部会 ・留学生の受入れ、派遣に関すること ・留学生の修学及び生活全般支援に関するこ と ・留学生の奨学金に関すること ・国際交流会館の管理運営に関すること 3 . その他	学生課

	・ 学生支援に係る各部局等との連絡調整に 関すること関すること	
研究推進室	・ 研究推進に係る基本方針の策定に 関すること ・ 研究推進体制の整備に 関すること ・ 知的財産に 関すること ・ 競争的な研究資金に 関すること ・ 国内研究機関との研究協力に 関すること ・ 学長の諮問に応じ、本学の役職員の発 明等に係る権利の帰属等に関し審議 すること ・ 研究推進に係る各部局等との連絡 調整に 関すること	学外連携・研 究協力課
国際交流室	・ 国際交流に係る基本方針等の策定に 関すること ・ 国際交流体制の整備に 関すること ・ 国際研究交流に 関すること ・ 東京芸術大学芸術国際交流基金に 係る運用の基本方針、助成事業の採 否及び助成額等について審議する こと ・ 芸術国際交流協定の締結に関し 審議すること ・ 国際交流に係る各部局等との連絡 調整に 関すること	
広報室	・ 広報に係る基本方針等の策定に 関すること ・ ホームページの管理運営に 関すること ・ 「藝大通信」、「大学概要」等 の広報誌の発行に 関すること ・ 情報公開に 関すること ・ 本学訪問者への対応に 関すること ・ 広報に係る各部局等との連絡 調整に 関すること	総務課参事役 付企画評価・ 広報室
出版局	・ 研究成果等の出版に 関すること ・ 教育用図書の出 版に 関すること ・ 大学年史の編集・出版に 関すること ・ 出版に係る各部局等との連絡 調整に 関すること	
管理・運営 室	・ 事務組織の改組に 関すること ・ 就業規則の制定及び改廃に 関すること ・ 人事及び労務管理の基本方針等 の策定に 関すること ・ 人事制度の検討に 関すること ・ 給与制度の検討に 関すること ・ 兼業制度の検討及び審査に 関すること	総務課 会計課

	・情報セキュリティに関する基本方針等の策定に関すること ・個人情報保護に関する基本方針等の策定に関すること ・概算要求原案の作成に関すること ・予算編成に関すること ・決算の分析及び評価に関すること ・資金及び資産の運用計画に関すること ・業務の効率化・合理化に関すること ・管理・運営に係る各部局等との連絡調整に関すること	
	(施設・環境部会) ・施設・環境整備に関すること	施設課
企画・評価室	・中期目標・中期計画及び年度計画の取りまとめに関すること ・自己点検評価に関すること ・国立大学法人評価委員会が実施する中期目標・中期計画期間終了時及び年度計画終了時の自己評価に関すること ・認証評価機関が実施する認証評価に係る自己評価に関すること ・教員総覧の作成・公表に関すること ・企画・評価に係る各部局等との連絡調整に関すること	総務課参事役付企画評価・広報室
社会連携室	・社会連携に関する基本方針の策定に関すること ・社会連携に係る体制の整備に関すること ・産学公連携に関すること ・地方公共団体等との協力協定に関すること ・社会連携に係る各部局等との連絡調整に関すること	学外連携・研究協力課

○東京芸術大学学長特命規則

平成17年12月21日
制 定

（目的）

第1条 この規則は、本学の東京芸術大学学長特命（以下「学長特命」という。）の設置及び任務その他必要な事項について定めることを目的とする。

（設置）

第2条 本学に、学長の円滑な大学運営を補佐し、学長が指示する特定の事項（以下「特命事項」という。）について処理するため、学長特命を置くことができる。

（任務）

第3条 学長特命は、特命事項について処理し、その結果を学長に報告しなければならない。

2 学長特命は、前項に掲げるもののほか、学長から特に指示があった場合は、特定の理事室について、理事に代わって室長として業務を所掌する。

（任命）

第4条 学長特命は、学長が、本学の職員の中から任命する。

2 学長は、前項の任命を行ったときは、役員会及び教育研究評議会に報告するものとする。

（任期）

第5条 学長特命の任期は、2年以内とし、任務の必要に応じて定めるものとする。

2 前項の任期は更新することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、当該学長特命を任命した学長の任期の終期を超えることができない。

4 学長が任期満了前に辞任し、又は欠員となった場合は、学長特命は辞任しなければならない。ただし、後任の学長が任命されるまでの間は、引き続き在任するものとする。

（解除）

第6条 学長は、前条に基づき定めた任期の途中においても、学長特命を免ずることができる。

2 学長は、前項に基づき学長特命を免じたときは、役員会及び教育研究評議会に報告するものとする。

（雑則）

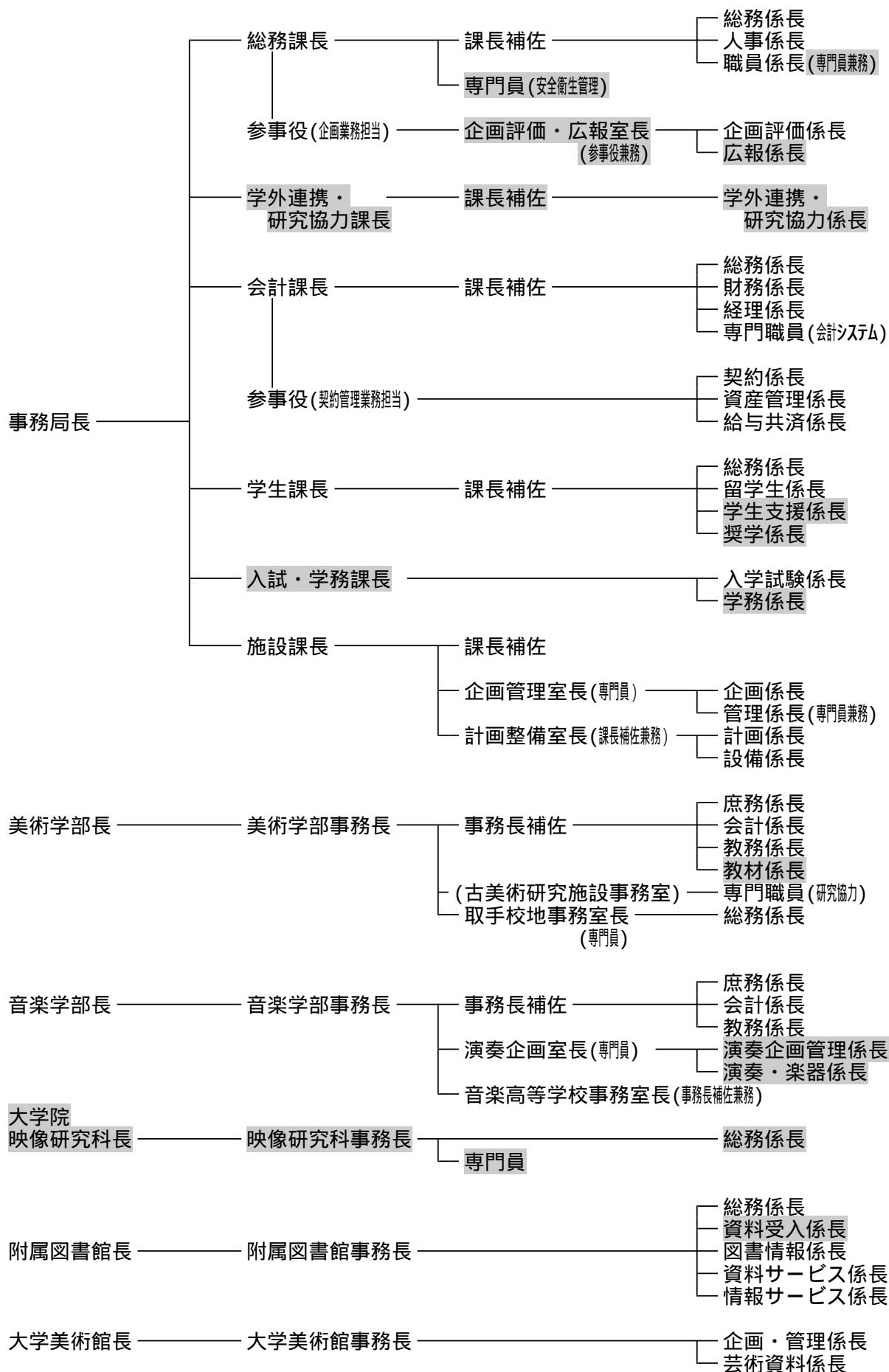
第7条 この規則に定めるもののほか、学長特命に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年12月21日から施行する。

業務の改善に向けた事務組織の再編の状況（平成17年度末現在）

網掛け は平成17年度中に設置又は改組した組織



監査報告書

私ども監事は、平成17年度における国立大学法人東京藝術大学の業務執行について監査いたしました。その結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監事の監査方法の概要

- (1) 私ども監事は、両名で定めた監査の方針、職務の分担等に従い、役員会その他重要な会議に出席すると共に、重要な決議書類等を閲覧しました。
- (2) 役員等から業務運営の報告を聴取し、各部門責任者からは業務処理の状況を聴取すると共に、本部並びに主要な部局において業務及び財産の状況を調査し、書面・証憑書類の査閲等によりこれを確かめました。
- (3) 会計監査人新日本監査法人から報告及び説明を受け、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人業務実施コスト計算書、利益の処分[損失の処理]に関する書類及び附属明細書。以下、「財務諸表」という。）、決算報告書につき検討を加えました。
- (4) 役員と当法人との利益相反取引並びに役員の当法人業務以外の業務の実施に関しては、必要に応じて役員から報告を求め調査いたしました。
- (5) 臨時監査の特定事項として、美術学部附属古美術研究施設・石神井学生寮等、学生利用施設の運用状況について、実地監査を実施しました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は、相当と認める。
- (2) 財務諸表（利益の処分[損失の処理]に関する書類を除く。）は、当法人の財務状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び国立大学法人業務実施コストの状況を適正に示していると認める。
- (3) 利益の処分[損失の処理]に関する書類は、法令に適合していると認める。
- (4) 決算報告書は、当法人の予算区分に従って決算の状況を正しく示していると認める。
- (5) 業務の遂行に関し、法令に違反する重大な事実は認められない。
- (6) 臨時監査の対象とした石神井学生寮については、居住環境等の現状に鑑み、早急なる施設の改善措置を検討願いたい。

平成18年6月22日

国立大学法人東京藝術大学長
宮 田 亮 平 殿

監 事

中島尚正 

監 事

竹内雄也 

17芸総第69号

平成17年9月29日

各課長・事務長 殿

総務課長

大谷 智

(公印省略)

平成17年度勤務時間管理状況調査について(依頼)

このことについて、別紙のとおり実施しますので、お知らせします。

平成 1 7 年度 勤務時間管理状況調査

1 . 調査対象期間

平成16年度（平成16年10月 1 日～平成17年 3 月31日）

2 . 実施日及び調査員等

対象部局名	調 査 日	調 査 責 任 者	担 当 者
事 務 局	10月11日(火)	人事係長	2 人
美術学部	10月 7 日(金)	総務課専門員	2 人
音楽学部	10月12日(水)	人事係長	2 人
附属図書館	10月14日(金)(午前)	総務課専門員	2 人
大学美術館	10月14日(金)(午後)		

3 . 調査対象職員

常勤職員及び事務系非常勤職員

4 . 調査対象

- ・出勤簿
- ・休暇簿（年次・病気・特別）
- ・勤務を要しない日の振替簿
- ・勤務時間割振簿
- ・勤務時間報告書及びその内容を確認できる資料（勤務時間申告書等）
- ・旅行命令簿

平成 1 7 年度勤務時間管理状況調査報告書

- ・ 調査対象期間：平成 1 6 年度（平成 1 6 年 1 0 月 1 日～平成 1 7 年 3 月 3 1 日）
- ・ 調査対象部局：事務局（保健管理センター含む） 美術学部、音楽学部（演奏芸術センター、言語・音声トレーニングセンター含む） 附属図書館（芸術情報センター含む） 大学美術館
- ・ 実 施 日：平成 1 7 年 1 0 月 1 1 日（火）
- ・ 調 査 員：総務課専門員、人事係長 他
- ・ 調 査 結 果：

出勤簿に基づき関連する休暇簿、勤務を要しない日の振替簿及び旅行命令簿について調査を行った。調査結果は、下記のとおり。

対象部局	調 査 日	調査担当者	調 査 結 果
事 務 局	10月11日（火）	人事係長 他 2 人	出勤簿において、休暇の表示、出張の摘要欄記載等に不備があった。他はおおむね良好。
美術学部	10月 7 日（金）	総務課専門員 他 2 人	出勤簿において、職務専念義務免除の記載方法等に誤りがあった。他はおおむね良好。
音楽学部	10月12日（水）	人事係長 他 2 人	出勤簿において、休暇の表示、出張の摘要欄記載等に不備があった。他はおおむね良好。
附属図書館	10月14日（金）午前	総務課専門員 他 2 人	出勤簿において、休暇の表示等に誤りがあった。他はおおむね良好。
大学美術館	10月14日（金）午後		出勤簿において、研修の記載方法等に誤りがあった。他はおおむね良好。

- ・ 是 正 処 理：前記調査結果に基づく不備等箇所について、平成 1 7 年 1 1 月 9 日
是正処理確認済み

平成17年度 会計内部監査(定期)実施要領

1. 監査テーマ : ①現金収納及び預り金に関する事項
②固定資産に関する事項
③科学研究費に関する事項
2. 監査対象期間 : ①現金収納及び預り金に関する事項 平成17年4月1日～8月31日
②固定資産に関する事項 平成16年度
③科学研究費に関する事項 平成16年度～平成17年度

3. 実施年月日及び監査員等 :

対象部局名	監査年月日	監査員	補助者
事務局	10月11日(火)～12日(水)	(美術学部会計係長)	5名
美術学部 取手校地	10月6日～7日(金) (6日(木)取手校地)	(会計課参事役)	5名
音楽学部 演奏芸術センター	10月12日(水)	(会計課長補佐)	4名
大学院映像研究科	9月29日(木)	(会計課総務係長)	3名
附属図書館	10月7日(金)	(音楽学部会計係長)	3名
大学美術館	10月6日(木)	(附属図書館総務係長)	3名

4. 実施要領 : 別紙の東京芸術大学会計内部監査取扱要項による。

○東京芸術大学会計内部監査取扱要項

〔平成16年4月1日〕
学 長 裁 定

改正 平成17年4月1日

(目的)

第1条 この要項は、本学の会計内部監査（以下「監査」という。）の実施に必要な事項を定め、会計経理の適正を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要項において「部局」とは、事務局（保健管理センターを含む。）、美術学部、音楽学部（言語・音声トレーニングセンター及び演奏芸術センターを含む。）、大学院映像研究科、附属図書館（芸術情報センターを含む。）及び大学美術館をいう。

2 この要項において「部局長」とは、前項に規定する部局の長をいう。

(監査の実施)

第3条 学長は、各部局の会計経理に関し、毎会計年度、定期及び臨時に監査員を命じて、次の各号に掲げる事項の全部又は一部について実地監査をさせなければならない。

- (1) 会計諸規定、会計基準及び関係法規等の適用に関する事項
- (2) 予算、決算、出納、債権、資金、資産、契約等に関する事項
- (3) 財務諸表及び決算報告書等に関する事項
- (4) 帳簿及び証拠書類に関する事項
- (5) その他学長が必要と認める事項

(監査通知)

第4条 学長は、監査を実施しようとするときは、あらかじめ実施しようとする部局の長に対し、その期日及び監査員の職、氏名その他必要な事項を通知するものとする。

(監査の報告)

第5条 監査員は、監査を終了したときは、すみやかに報告書を作成し、会計課長を経由して学長に提出しなければならない。

(是正改善の措置)

第6条 学長は監査の結果、会計経理に関し是正改善の措置をとる必要があると認めたときは、すみやかにその措置をとらせるとともに、その結果について報告させなければならない。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成17年4月1日から施行する。

17芸会第280号

平成17年9月20日

事務局長 殿

学 長 平 山 郁 夫

(公印省略)

平成17年度 会計内部監査の実施について

このことについて、東京芸術大学内部監査取扱要項第3条により実施しますので通知します。

17芸会第280号

平成17年9月20日

美術学部長 殿

学 長 平 山 郁 夫

(公印省略)

平成17年度 会計内部監査の実施について

このことについて、東京芸術大学内部監査取扱要項第3条により実施しますので通知します。

17 芸 会 第 280 号

平成17年 9 月20日

音楽学部長 殿

学 長 平 山 郁 夫

(公印省略)

平成17年度 会計内部監査の実施について

このことについて、東京芸術大学内部監査取扱要項第3条により実施しますので通知します。

17芸会第280号

平成17年9月20日

大学院映像研究科長 殿

学 長 平 山 郁 夫

(公印省略)

平成17年度 会計内部監査の実施について

このことについて、東京芸術大学内部監査取扱要項第3条により実施しますので通知します。

17芸会第280号

平成17年9月20日

附属図書館長 殿

学 長 平 山 郁 夫

(公印省略)

平成17年度 会計内部監査の実施について

このことについて、東京芸術大学内部監査取扱要項第3条により実施しますので通知します。

17芸会第280号

平成17年9月20日

大学美術館長 殿

学 長 平 山 郁 夫

(公印省略)

平成17年度 会計内部監査の実施について

このことについて、東京芸術大学内部監査取扱要項第3条により実施しますので通知します。

平成17年度 科学研究費補助金監査（通常・特別）報告書

東京芸術大学長 殿

監査員氏名

監査員補助者

監査の結果について、下記のとおり報告します。

記

監査部局名	美術学部
監査年月日	平成17年10月7日
監査対象年度	平成16年度及び平成17年度
監査対象 研究種目	美術学部教授 島田文雄 基盤研究(B)(平成16年度、平成17年度交付分) 『13世紀～14世紀の龍泉窯陶磁技法“青磁大皿”の復元的焼成研究』 美術研究科 飛ヶ谷潤一郎 特別研究員奨励費(PD)(平成17年度交付分) 『イタリア十五・十六世紀における古代建築の解釈について』
監査結果	別紙のとおり
総 評	概ね良好

平成17年度 科学研究費補助金監査（通常・特別）報告書

東京芸術大学長 殿

監査員氏名 _____
監査員補助者 _____

監査の結果について、下記のとおり報告します。

記

監査部局名	音楽学部
監査年月日	平成17年10月12日
監査対象年度	平成16年度及び平成17年度
監査対象 研究種目	音楽学部教授 山本文茂 基盤研究(C)(一般)(平成16年度、平成17年度交付分) 『日本の音楽教育学の再構築に関する基礎的研究』 音楽学部教授 大角欣也(平成17年度交付分) 基盤研究(B) 『近代日本における音楽専門教育の成立と展開』
監査結果	別紙のとおり
総 評	概ね良好

内部監査の実施状況報告書

機関番号			研究機関名	連絡先	課・係等	氏 名	連絡先TEL (内線)	FAX
1	2	6	0	6	東京芸術大学		03-5685-7519 (直通)	03-5685-7761
					会計課総務係			

通し 番号	通常監査・ 特別監査 の別	研究種目	課 題 番 号										研究代表者		補助金の 交付年度	交付決定額 (千円)
			1	4	2	0	1	0	0	6	所属・職	氏 名				
1	通 常	基盤研究 (B)	1	4	2	0	1	0	0	6	美術学部・教授	島 田 文 雄			16	5,400
2	通 常	基盤研究 (C)	1	6	5	3	0	5	7	0	音楽学部・教授	山 本 文 茂			16	1,900
3	通 常	基盤研究 (B)	1	7	3	2	0	0	2	6	音楽学部・教授	大 角 欣 也			17	6,100
4	通 常	特別研究員 (PD)	1	7	・	5	7	5	3		大学院美術研究科	飛ヶ谷 潤一郎			17	800
5	特 別	基盤研究 (B)	1	4	2	0	1	0	0	6	美術学部・教授	島 田 文 雄			16	5,400
6	特 別	基盤研究 (C)	1	6	5	3	0	5	7	0	音楽学部・教授	山 本 文 茂			16	1,900
7																
8																
9																
10																

- (注) 1. 「通常監査」を実施した研究課題の後に、「特別監査」を実施した研究課題を記入すること。
2. 研究課題一覧が2枚以上になる場合の「通し番号」は、前頁からの引き続きの番号を記入すること。

内部監査の実施状況報告書

機関番号	研究機関名	連絡先	課・係等	氏 名	連絡先TEL (内線)	F A X
1 2 6 0 6	東京芸術大学		会計課総務係		03-5685-7519 (直通)	03-5685-7761

実施期間	実 施 者	通 常 監 査		特 別 監 査	
		監査実施研究課題数	監査の内容・結果	監査実施研究課題数	監査の内容・結果
平成17年10月 7日 ～10月12日	・会計課参事役 ・会計課課長補佐 ・会計課総務係長 ・会計課財務係長 ・学外連携・研究協力課学外連携・研究協力係長	4件	〔監査の内容〕 ・交付申請の目的に従って、科学研究費を使用しているか。 ・科学研究費で取得した設備等（機械、器具、図書）について、取得後速やかに大学に寄附しているか。 ・収支簿の記帳が適正に行われているか。（費目別内訳金額について、収支決算報告書の金額と照合する。） ・直接経費の各費目（物品費、旅費、謝金等、その他）が直接経費総額の30%（この額が300万円に満たない場合は300万円）を超える場合に、事前に変更の手続きをしているか。 ・学生等に対する謝金の支払いについて、出勤表が整備されており、直接本人が業務内容を記入し、押印しているか。 ・科学研究費を交付前に使用する場合に、交付前使用願により会計課長の承認を得ているか。 〔監査の結果〕 ・交付申請の目的に従って、科学研究費を使用した。 ・科学研究費で取得した設備等（機械、器具、図	2件	〔監査の内容〕 ・研究者に購入物品の使用状況を確認 ・設備品の設置状況及び稼働状況等の確認 ・謝金の支給及びアルバイトの雇用について支出の原因となる行為の事実の確認が、書面のみでかつ形式的になっていないか。（成果物を確認できるものは調査確認すること。作業従事者本人へ作業内容及び成果物の調査確認をすること。） ・出勤簿や雇用に必要な書類等で、作業従事者本人が押印または記入しなければならないものを他者が行っていないか。 ・謝金等を振り込む銀行口座の通帳、印鑑及びキャッシュカードを作業従事者本人が持っているか。 ・調査旅費について ・旅行命令どおり出張がなされ報告されているか。また、報告が形式的になっていないか。（旅行命令書、出勤簿等の照査、場合によっては出張先への事実確認） ・旅行用務先から旅費が支給されるにもかかわらず、二重に旅費を支出していないか。

			書) については、取得後速やかに大学に寄附されていた。 ・収支簿の記帳が適正に行われていた。 ・直接経費の各費目が直接経費総額の30%を超えるものはなかった。 ・学生等に対する謝金については、出勤表は整備されており、適正に行われていた。 ・科学研究費交付前の使用に関しては、事前に交付前使用願が提出され会計課長の承認が得られていた。	〔監査の結果〕 ・研究者は購入物品を適正に使用していた。 ・設備備品は適正に管理されていた。 ・謝金の支給及びアルバイトの雇用について支出の原因となる行為の事実は、作業日ごと確認しており、作業内容は作業従事者本人が出勤簿等に記入するよう指導されていた。 ・出勤簿等や雇用に必要書類等に関しては作業従事者本人が押印し記入されていた。 ・謝金等を振り込む銀行口座の通帳、印鑑及びキャッシュカードは作業従事者本人が持っていた。 ・調査旅費について - 旅行命令どおり出張して、速やかに旅行報告書が提出されていた。また、旅行命令書と出勤簿等は整合性があり、出張に関する証拠書類の管理も適正に行われていた。 - 旅費が二重に支出されている事実はない。
--	--	--	--	--

※ 内部監査を実施する年度において、当該研究機関において科研費の交付を受けている研究課題数：33件

内部監査の実施状況報告書

通し 番号	通常監査・ 特別監査 の別	研究種目	課 題 番 号								研究代表者		補助金の 交付年度	交付決定額 (千円)
			1	4	2	0	1	0	0	6	所 属 ・ 職	氏 名		
1	通 常	基盤研究 (B)	1								島 田 文 雄	16	5,400	
2	通 常	特別研究員 (PD)	1	7	・	5	7	5	3		飛ヶ谷 潤一郎	17	800	
3	特 別	基盤研究 (B)	1	4	2	0	1	0	0	6	島 田 文 雄	16	5,400	
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

- (注) 1. 「通常監査」を実施した研究課題の後に、「特別監査」を実施した研究課題を記入すること。
2. 研究課題一覧が2枚以上になる場合の「通し番号」は、前頁からの引き続きの番号を記入すること。

内部監査の実施状況報告書（美術学部）

実施期間	実施者	通常監査		特別監査	
		監査実施研究課題数	監査の内容・結果	監査実施研究課題数	監査の内容・結果
平成17年10月7日	(監査員) (監査補助者)	2件	〔監査の内容〕 ・交付申請の目的に従って、科学研究費を使用しているか。 ・科学研究費で取得した設備等（機械、器具、図書）について、取得後速やかに大学に寄附しているか。 ・収支簿の記帳が適正に行われているか。（費目別内訳金額について、収支決算報告書の金額と照合する。） ・直接経費の各費目（物品費、旅費、謝金等、その他）が直接経費総額の30%（この額が300万円に満たない場合は300万円）を超える場合に、事前に変更の手続きをしているか。 ・学生等に対する謝金の支払いについて、出勤表が整備されており、直接本人が業務内容を記入し、押印しているか。 ・科学研究費を交付前に使用する場合に、交付前使用願により会計課長の承認を得ているか。 〔監査の結果〕 ・交付申請の目的に従って、科学研究費を使用した。 ・科学研究費で取得した設備等（機械、器具、図書）については、取得後速やかに大学に寄附されていた。 ・収支簿の記帳が適正に行われていた。 ・直接経費の各費目が直接経費総額の30%を超え	1件	〔監査の内容〕 ・研究者に購入物品の使用状況を確認 ・設備備品の設置状況及び稼働状況等の確認 ・謝金の支給及びアルバイトの雇用について支出の原因となる行為の事実の確認が、書面のみでかつ形式的になっていないか。（成果物を確認できるものは調査確認すること。作業従事者本人へ作業内容及び成果物の調査確認をすること。） ・出勤簿や雇用に必要な書類等で、作業従事者本人が押印または記入しなければならないものを他者が行っていないか。 ・謝金等を振り込む銀行口座の通帳、印鑑及びキャッシュカードを作業従事者本人が持っているか。 ・調査旅費について - 旅行命令どおり出張がなされ報告されているか。また、旅行報告が形式的になっていないか。（旅行命令書、出勤簿等の照査、場合によっては出張先への事実確認） ・旅行用務先から旅費が支給されるにもかかわらず、二重に旅費を支出していないか。 〔監査の結果〕 ・研究者は購入物品を適正に使用していた。 ・設備備品は適正に管理されていた。 ・謝金の支給及びアルバイトの雇用について

		るものはなかった。 ・学生等に対する謝金については、出勤表は整備されており、適正に行われていた。 ・科学研究費交付前の使用に関しては、事前に交付前使用願が提出され会計課長の承認が得られていた。 支出の原因となる行為の事実、作業日ごと確認しており、作業内容は作業従事者本人が出勤簿等に記入するよう指導されていた。 出勤簿等や雇用に必要な書類等については作業従事者本人が押印し記入されていた。 謝金等を振り込む銀行口座の通帳、印鑑及びキャッシュカードは作業従事者本人が持っていた。 ・調査旅費について - 旅行命令どおり出張して、速やかに旅行報告書が提出されていた。また、旅行命令書と出勤簿等は整合性があり、出張に関する証拠書類の管理も適正に行われていた。 ・旅費が二重に支出されている事実はない。
※	内部監査を実施する年度において、当該研究機関において科研費の交付を受けている研究課題数：33件	

内部監査の実施状況報告書

通し 番号	通常監査・ 特別監査 の別	研究種目	課 題 番 号										研究代表者		補助金の 交付年度	交付決定額 (千円)
			1	6	5	3	0	5	7	0	所属・職	氏 名				
1	通 常	基盤研究 (C)	1	6	5	3	0	5	7	0	音楽学部・教授	山 本 文 茂	16	1,900		
2	通 常	基盤研究 (B)	1	7	3	2	0	0	2	6	音楽学部・教授	大 角 欣 也	17	6,100		
3	特 別	基盤研究 (C)	1	6	5	3	0	5	7	0	音楽学部・教授	山 本 文 茂	16	1,900		
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																

- (注) 1. 「通常監査」を実施した研究課題の後に、「特別監査」を実施した研究課題を記入すること。
 2. 研究課題一覧が2枚以上になる場合の「通し番号」は、前頁からの引き続きの番号を記入すること。

内部監査の実施状況報告書（音楽学部）

実施期間	実施者	通常監査		特別監査	
		監査実施研究課題数	監査の内容・結果	監査実施研究課題数	監査の内容・結果
平成17年10月12日	(監査員) (監査補助者)	2件	〔監査の内容〕 ・交付申請の目的に従って、科学研究費を使用しているか。 ・科学研究費で取得した物品（機械、器具、図書）について、取得後速やかに国に寄附しているか。 ・科学研究費の受入、保管、払出が適正に行われているか。 ・出納簿と関係書類（預金通帳を含む）を照合する。 ・収支簿の記帳が適正に行われているか。（収入年月日について、出納簿と照合する。費目別内訳金額について、収支決算報告書の金額と照合する。） ・学生に対する謝金の支払いについて適正に行われているか。（出勤表が整備されているか。） ・資金交付前に立替金で執行している場合、交付前使用願により事前に会計課長の承認を得ているか。 〔監査の結果〕 ・交付申請の目的に従って、科学研究費を使用した。 ・科学研究費で取得した物品（機械、器具、図書）については、取得後速やかに大学に寄附されていた。 ・科学研究費の受入、保管、払出は適正に行われていた。	1件	〔監査の内容〕 ・研究者に購入物品の使用状況を確認。 ・設備備品の設置状況及び稼働状況等の確認。 ・謝金の支給及びアルバイトの雇用について支出の原因となる行為の事実が書面のみでかつ形式的になっていないか。（成果物を確認できるものは調査確認すること。作業従事者本人へ作業内容及び成果物の調査確認すること。） ・出勤簿や雇用に必要な書類等で作業従事者本人が押印または記入しなければならぬものを他者が行っていないか。 ・謝金等を振り込む銀行口座の通帳、印鑑及びキャッシュカードを作業従事者本人が持っているか。 ・調査旅費について ・旅行命令どおり出張がなされ報告されているか。また、報告が形式的になっていないか。（旅行命令書、出勤簿等の照査、場合によっては出張先への事実確認） ・旅行用務先から旅費が支給されるにもかかわらず、二重に旅費を支出していないか。 〔監査の結果〕 ・研究者は購入物品を適正に使用していた。 ・設備備品は適正に管理されていた。 ・謝金の支給及びアルバイトの雇用について

			・出納簿と関係書類（預金通帳を含む）は合致していた。 ・収支簿の記帳が適正に行われていた。 ・学生に対する謝金については、出勤表は整備されており、適正に行われていた。 ・資金交付前の執行に関しては、事前に交付前使用願が提出され会計課長の承認が得られていた。	支出の原因となる行為の事実は、作業日ごと確認しており、作業内容は作業従事者本人が出勤簿等に記入するよう指導されていた。 出勤簿や雇用に必要な書類等に関しては、作業従事者本人が押印し、記入されていた。 謝金等を振り込む銀行口座の通帳、印鑑及びキャッシュカードは作業従事者本人が持っていた。 ・調査旅費について - 旅行命令どおり出張がなされており、速やかに旅行報告書が提出されていた。また、旅行命令書と出勤簿等は整合性があり、出張に関する証拠書類の管理も適正に行われていた。 ・旅費が二重に支出されている事実はない。
※ 内部監査を実施する年度において、当該研究機関において科研費の交付を受けている研究課題数：33件				

平成17年度学内会計監査報告書

東京芸術大学長 殿

監査員 美術学部会計係長

会計課参事役

会計課長補佐

会計課総務係長

音楽学部会計係長

附属図書館総務係長

東京芸術大学会計内部監査取扱要項第5条に基づき会計監査の結果について、
下記のとおり報告いたします。

記

1. 監査項目：別紙監査事項のとおり
2. 監査対象期間：①現金収納及び預り金に関する事項
平成17年4月1日～8月31日
②固定資産に関する事項
平成16年度
平成17年度(固定資産等の現物及び物品番号表の貼付状況の確認(7月31日分まで))
③科学研究費に関する事項
平成16年度
平成17年度(平成17年4月1日～7月31日)

3. 監査結果：下記のとおり

対象部局名	監査年月日	監査員	総評
事務局	10月11日(火)～12日(水)	(美術学部会計係長)	概ね良好
美術学部 取手校地	10月6日～7日(金) (6日(木)取手校地)	(会計課参事役)	物品番号表を貼付すべき固定資産等に一部未貼付のものが あり、その他概ね良好
音楽学部 演奏芸術センター	10月12日(水)	(会計課長補佐)	物品番号表を貼付すべき固定資産等に一部未貼付のものが あり、その他概ね良好
大学院映像研究科	9月29日(木)	(会計課総務係長)	物品番号表を貼付すべき固定資産等に一部未貼付のものが あり、その他概ね良好
附属図書館	10月7日(金)	(音楽学部会計係長)	物品番号表を貼付すべき固定資産等の一部に間違っ て貼付したものがあり、その他概 ね良好
大学美術館	10月6日(木)	(附属図書館総務係長)	物品番号表を貼付すべき固定資産等に未貼付のものが あり、その他概ね良好

4. 実施要領：別紙の東京芸術大学会計内部監査取扱要項による。

平成17年度 会計内部監査(期末)実施要領

1. 監査事項 : 現金出納簿と期末現金残照合(別添監査事項のとおり)

2. 監査日 : 平成18年3月31日

3. 監査員 :

対象部局名		監査員
事務局	会計課	○ (美術学部会計係長) (音楽学部会計係長)
	学外連携・研究協力課	(大学美術館企画管理係長)
	学生課	
	入試・学務課長	
美術学部 取手校地 古美術研究施設		○ (会計課長補佐) (会計課契約係長) (会計課資産管理係長) (会計課総務係員)
音楽学部		○ (会計課参事役) (会計課経理係長) (会計課専門職員)
大学院映像研究科		○ (会計課総務係長)
附属図書館		(会計課財務係長)
大学美術館		(施設課企画係長)

※○は、監査責任者

○東京芸術大学会計内部監査取扱要項

〔平成16年4月1日〕
学 長 裁 定

改正 平成17年4月1日

(目的)

第1条 この要項は、本学の会計内部監査（以下「監査」という。）の実施に必要な事項を定め、会計経理の適正を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要項において「部局」とは、事務局（保健管理センターを含む。）、美術学部、音楽学部（言語・音声トレーニングセンター及び演奏芸術センターを含む。）、大学院映像研究科、附属図書館（芸術情報センターを含む。）及び大学美術館をいう。

2 この要項において「部局長」とは、前項に規定する部局の長をいう。

(監査の実施)

第3条 学長は、各部局の会計経理に関し、毎会計年度、定期及び臨時に監査員を命じて、次の各号に掲げる事項の全部又は一部について実地監査をさせなければならない。

- (1) 会計諸規定、会計基準及び関係法規等の適用に関する事項
- (2) 予算、決算、出納、債権、資金、資産、契約等に関する事項
- (3) 財務諸表及び決算報告書等に関する事項
- (4) 帳簿及び証拠書類に関する事項
- (5) その他学長が必要と認める事項

(監査通知)

第4条 学長は、監査を実施しようとするときは、あらかじめ実施しようとする部局の長に対し、その期日及び監査員の職、氏名その他必要な事項を通知するものとする。

(監査の報告)

第5条 監査員は、監査を終了したときは、すみやかに報告書を作成し、会計課長を経由して学長に提出しなければならない。

(是正改善の措置)

第6条 学長は監査の結果、会計経理に関し是正改善の措置をとる必要があると認めたときは、すみやかにその措置をとらせるとともに、その結果について報告させなければならない。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成17年4月1日から施行する。

17芸会第472号

平成18年3月20日

事務局長 殿

学 長 宮 田 亮 平

(公印省略)

平成17年度 会計内部監査（期末）の実施について

このことについて、東京芸術大学内部監査取扱要項第3条により実施しますので通知します。

17芸会第472号

平成18年 3 月20日

美術学部長 殿

学 長 宮 田 亮 平

(公印省略)

平成17年度 会計内部監査(期末)の実施について

このことについて、東京芸術大学内部監査取扱要項第3条により実施しますので通知します。

17芸会第472号

平成18年3月20日

音楽学部長 殿

学 長 宮 田 亮 平

(公印省略)

平成17年度 会計内部監査（期末）の実施について

このことについて、東京芸術大学内部監査取扱要項第3条により実施しますので通知します。

17芸会第472号

平成18年3月20日

大学院映像研究科長 殿

学 長 宮 田 亮 平

(公印省略)

平成17年度 会計内部監査(期末)の実施について

このことについて、東京芸術大学内部監査取扱要項第3条により実施しますので通知します。

17芸会第472号

平成18年3月20日

附属図書館長 殿

学 長 宮 田 亮 平

(公印省略)

平成17年度 会計内部監査（期末）の実施について

このことについて、東京芸術大学内部監査取扱要項第3条により実施しますので通知します。

17芸会第472号

平成18年3月20日

大学美術館長 殿

学 長 宮 田 亮 平

(公印省略)

平成17年度 会計内部監査（期末）の実施について

このことについて、東京芸術大学内部監査取扱要項第3条により実施しますので通知します。

平成17年度学内会計監査(期末監査)報告書

東京芸術大学長 殿

監査責任者 美術学部会計係長
会計課長補佐
会計課参事役
会計課総務係長

東京芸術大学会計内部監査取扱要項第5条に基づき会計監査の結果について、
下記のとおり報告いたします。

記

1. 監査項目：現金出納簿と期末現金残高確認（別紙監査事項のとおり）

2. 監査結果：下記のとおり

対象部局名	監査年月日	監査責任者	総 評
事務局	平成18年3月31日	(美術学部会計係長)	概ね良好
美術学部 取手校地 古美術研究施設	平成18年3月31日	(会計課長補佐)	概ね良好
音楽学部 附属音楽高等学校	平成18年3月31日	(会計課参事役)	・大学が管理する現金や郵券類と 個人代表者が管理する現金や郵券 類を明確に分けて管理すること。 (庶務係内金庫) ・郵券類の受払簿と現物の確認を 毎月末に実施すること。
大学院映像研究科	平成18年3月31日	(会計課総務係長)	概ね良好
附属図書館			概ね良好
大学美術館			概ね良好

4. 実施要領：別紙の東京芸術大学会計内部監査取扱要項による。

○東京芸術大学監査室規則

平成18年3月16日
制 定

(設置)

第1条 本学に学長の直属組織として監査室を置く。

(職務)

第2条 監査室においては、次の業務を行う。

- (1) 内部監査方針・計画の策定に関すること。
- (2) 組織運営、業務管理その他業務の監査の実施に関すること。
- (3) 予算執行、資産管理その他会計の監査の実施に関すること。
- (4) 監事との連携に関すること及び監事監査の補助に関すること。
- (5) 会計監査人との連絡調整に関すること。
- (6) その他監査室の事務に関すること。

(組織)

第3条 監査室に、室長及び室員を置く。

2 室長は、総務課参事役をもって充てる。

3 室員は、次の各号に掲げる職員を兼務させるものとする。

- (1) 総務課課長補佐
- (2) 会計課課長補佐
- (3) 総務課総務係長
- (4) 会計課総務係長

4 前項に規定する室員の他、学長は必要に応じて事務職員の中から若干人の室員を兼務させることができる。

(任期)

第4条 前条第4項に規定する室員の兼務の期間は、当該年度の末日までとし、更新することができる。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、監査室に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

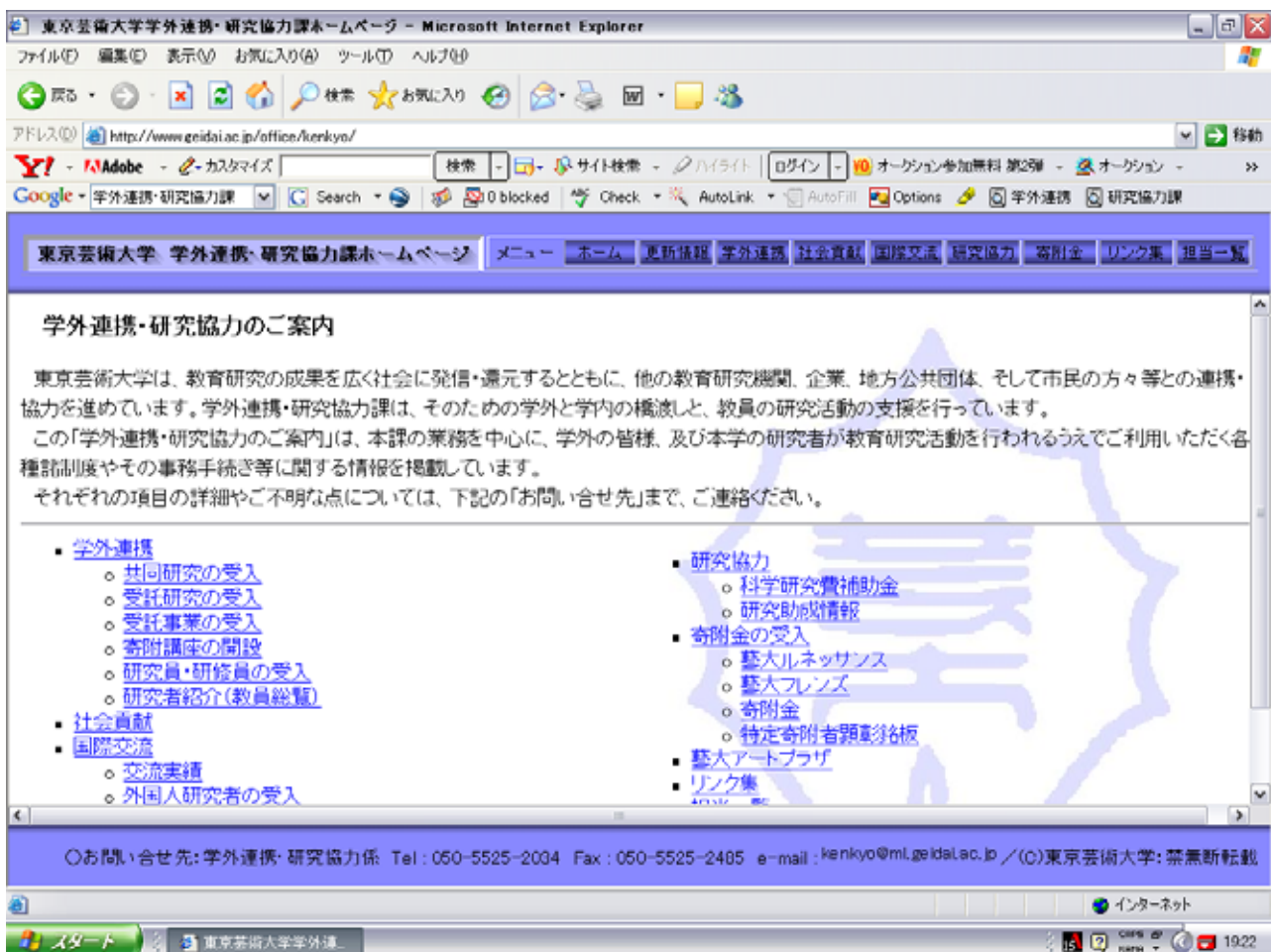
外部資金の受入れの拡大に向けた取り組みについて

○ 外部資金受入れによる間接経費の確保

外部資金受入れのインセンティブを付与するため、間接費の半額を学部長配分経費として、間接費の半額を配分し、また、学部配分した間接費の半額を当該教員に配分することとした。(別紙「平成17年度一般寄附金受入及び間接経費配分総表」参照)

○ 外部資金獲得のための組織整備

外部資金獲得に係る事務組織として学外連携・研究協力課を設置し、同課のHPを開設した。(下記参照)



自己収入増加に向けた取り組み方針・内容とその実績・効果

外部資金の区分		取組	実 績 ・ 効 果				
			摘 要	平 成 16 年		平 成 17 年 度	
				件 数	金 額	件 数	金 額
外部助成金の獲得		・研究助成情報をホームページに掲載し、更新情報をメールにより配信することにより、迅速な情報提供を図った。			3	4,032,000	
		・外部助成団体等からの資金獲得を組織的に推進するため、原則として事務局をとおして助成申請をするよう学内手続を改正した。					
科学研究費補助金		・H17.10.11 音楽学部大会議室で日本学術振興会から講師を招き、科学研究費補助金説明会を開催した。参加者は、本学教員13名、事務職員10名。	申請件数及び申請額（年度は申請年度。事務局で把握しているもの。）	45	426,456,000	35	357,622,000
受託研究等	共同研究	・業務の分担を見直して契約担当者を増やし、契約業務の迅速化を図った。	研究費	1	1,396,500	1	1,396,500
		・ホームページ上で制度の概要、事務手続、関係規則、契約書雛形等を公開した。	研究料		420,000		420,000
	受託研究	・業務の分担を見直して契約担当者を増やし、契約業務の迅速化を図った。	直接経費	4	16,785,297	16	85,766,396
		・ホームページ上で制度の概要、事務手続、関係規則、契約書雛形等を公開した。	間接経費		4,469,281		22,361,266
	受託事業	・本学の特色を活かした社会貢献、文化貢献を行い、併せて外部資金導入を推進するため、受託事業を制度化した。	直接経費			2	4,120,770
		・受託事業制度において、間接経費を徴収することとした。	間接経費				458,230
	その他	・文化庁国際文化交流・協力推進事業（「東京芸術大学・韓国芸術総合学校交流展」- 出会い - ）、及び同庁芸術団体人材育成支援事業（国際シンポジウム「映画作りは学校で学べるか？」）を受託し、事業経費の確保を図った。	直接経費（文化庁からの受入は直接経費のみ）	0	0	2	18,150,000
寄附金	藝大フレンズ	・藝大フレンズの寄附金募集を開始し、制度整備のため藝大フレンズ賛助金に関する要項を制定した。			190	5,360,000	
		・高額の寄附者を顕彰し、寄附を促進するため、東京芸術大学特定寄附者顕彰銘板取扱要項を制定した。					
		・藝大フレンズのパンフレットを作成するとともに、ホームページにより広報を行った。					
	藝大ルネッサンス	・藝大ルネッサンスの寄附金募集を開始し、制度整備のため藝大ルネッサンス基金に関する要項を制定した。			5	6,500,000	
		・高額の寄附者を顕彰し、寄附を促進するため、東京芸術大学特定寄附者顕彰銘板取扱要項を制定した。					
		・ホームページによる広報を行った。					
藝大アートプラザ	・H17.11.17藝大アートプラザ規則を制定し、芸大アートプラザを設置した。	寄附金の金額			-	619,385	

平成17年度 科学研究費補助金の交付内定一覧

研究種目	継続・新規	研究代表者氏名	研究題目	17年度内定額	内定年度
特定領域	継続	稲 葉 政 満 (美術研究科助教授)	ライデン国立民族学博物館所蔵シーボルト和紙コレクションの紙質調査	千円 1,900	平成16年度 ～ 平成17年度
基盤研究(B) (一 般)	継続	桐 野 文 良 (美術研究科助教授)	金属文化財の腐食挙動と新防食法の開発	2,600	平成15年度 ～ 平成17年度
〃	〃	稲 葉 政 満 (美術研究科助教授)	アルカリ性紙と酸性紙の接触変色機構の解明	5,000	平成16年度 ～ 平成18年度
〃	〃	佐 藤 一 郎 (美術学部 教授)	東京美術学校西洋画科卒業制作自画像の技法・材料に関する総合的研究	2,000	平成16年度 ～ 平成19年度
〃	〃	桂 英 史 (美術学部助教授)	地域精神医療と芸術表現に関する総合的研究	4,600	平成16年度 ～ 平成18年度
〃	〃	越 宏 一 (美術学部 教授)	星座図像の研究 - 「アラテア」写本を中心に	4,300	平成16年度 ～ 平成17年度
〃	新規	藪内 直樹(佐斗司) (美術研究科教授)	平等院及び浄瑠璃寺阿弥陀像を中心に3Dデジタルデータによる定朝様式の比較研究	2,600	平成17年度 ～ 平成19年度
〃	〃	大 角 欣 矢 (音楽学部助教授)	近代日本における音楽専門教育の成立と展開	6,100	平成17年度 ～ 平成19年度
〃	〃	土 田 英三郎 (音楽学部 教授)	貴重音響資料デジタル化の試み	3,000	平成17年度 ～ 平成20年度
基盤研究(B) (海 外)	継続	島 田 文 雄 (美術学部 教授)	13世紀～14世紀の龍泉窯陶磁技法“青磁大皿”の復元的焼成研究	1,800	平成16年度 ～ 平成18年度
〃	新規	工 藤 晴 也 (美術学部助教授)	世界遺産ガッラ・プラチディア廟モザイク壁画の保存修復調査と修復技法の実証的研究	4,300	平成17年度 ～ 平成20年度

基盤研究(B) (海外)	新規	片 山 和 俊 (美術学部 教授)	中国客家民居 - 遷移と住居形式の変容プロセス	2,300	平成17年度 ～ 平成19年度
基盤研究(C) (一般)	継続	越 川 倫 明 (美術学部助教授)	ティントレットの絵画と同時代出版文化の関 係に関する研究	600	平成15年度 ～ 平成17年度
〃	〃	山 本 文 茂 (音楽学部 教授)	日本の音楽教育学の再構築に関する基礎的 研究	1,300	平成16年度 ～ 平成17年度
〃	〃	北川原 温 (美術学部 教授)	空間芸術と情報技術を融合した新たな都市 空間の研究 - 劇場的空間の創出 -	1,300	平成16年度 ～ 平成17年度
〃	新規	杉 本 和 寛 (音楽学部助教授)	西沢一風を中心とする、近世前期出版界に おける作家・作品・書肆の関係性に関する 研究	1,600	平成17年度 ～ 平成19年度
〃	〃	佐 野 靖 (音楽学部助教授)	芸術表現教育に関する基礎的研究: 幼・小・ 中の系統的音楽学習プログラムの開発	1,400	平成17年度 ～ 平成18年度
〃	〃	光 井 渉 (美術学部助教授)	初期書院造の空間構成に関する研究	1,200	平成17年度 ～ 平成20年度
〃	〃	北 郷 悟 (美術学部助教授)	彫刻におけるデジタル立体造形の可能性と 新たな表現法の研究と応用	1,400	平成17年度 ～ 平成18年度
〃	〃	古 川 聖 (美術学部助教授)	音楽構造と建築空間の深層における共通構 造の知識表現を通じた総合表現システムの 研究	1,500	平成17年度 ～ 平成18年度
〃	〃	尾 登 誠 一 (美術学部 教授)	宇宙茶室2 - 微小重力空間における“柔” 環境デザイン -	1,100	平成17年度 ～ 平成18年度
〃	〃	塚 原 康 子 (音楽学部助教授)	近代日本の音楽家に関する研究	1,400	平成17年度 ～ 平成18年度
若手研究(B)	新規	遠 藤 衣 穂 (音楽学部 助手)	15世紀初期における多声ミサ曲の研究	1,000	平成17年度 ～ 平成19年度

交付金額 54,300 千円

継続10件、新規13件 計23件

特別研究員奨励費分

研究種目	継続・新規	研究代表者名	研究指導者氏名・所属・職	17年度内定額	内定年度
特別研究員 奨励費(PD)	継続	青木(近藤)静乃 (音楽研究科)	塚原 康子 音楽・助教授	千円 800	平成14年度 ～ 平成17年度
〃	〃	佐々木 なおみ (音楽研究科)	大角 欣矢 音楽・助教授	1,100	平成15年度 ～ 平成17年度
〃	〃	千田 智子 (美術研究科)	伊藤 俊治 美術・教授	700	平成15年度 ～ 平成17年度
〃	〃	稲田 隆之 (音楽研究科)	土田 英三郎 音楽・教授	1,000	平成15年度 ～ 平成17年度
〃	新規	飛ヶ谷 潤一郎 (美術研究科)	野口 昌夫 美術・助教授	800	平成17年度 ～ 平成19年度
特別研究員 奨励費(DC1)	継続	福田 裕美 (音楽研究科)	杉本 和寛 音楽・助教授	900	平成15年度 ～ 平成17年度
特別研究員 奨励費(DC2)	継続	安川 智子 (音楽研究科)	片山 千佳子 音楽・教授	500	平成16年度 ～ 平成17年度
〃	〃	金光 真理子 (音楽研究科)	植村 幸生 音楽・助教授	900	平成16年度 ～ 平成17年度
〃	新規	田光 美佳子 (美術研究科)	田口 榮一 美術・教授	1,000	平成17年度 ～ 平成18年度
〃	〃	土田 牧子 (音楽研究科)	塚原 康子 音楽・助教授	900	平成17年度 ～ 平成18年度

交付金額(特別研究員奨励費) 8,600 千円

継続7件、新規3件 計10件

([共同研究制度](#)・[受託研究制度](#)・[受託事業制度](#)に戻る)

学外連携 / 受入実績

平成17年度受託研究・共同研究・受託事業受入実績一覧

種別	受入部局	研究代表者	研究題目	相手先
受託研究	美術学部	藤幡正樹	デジタルメディアを基盤とした新しい芸術創造に関する研究	独立行政法人科学技術振興機構
受託研究	美術学部	中村政人	日韓学生交流アートプロジェクトの研究	株式会社電通テック
受託研究	美術研究科	藪内佐斗司	光照寺地藏菩薩立像調査研究及び修復	宗教法人光照寺
受託研究	美術学部	清水泰博	「同愛会」施設の環境デザイン・マニュアルの作成	財団法人同愛会
受託研究	美術学部	工藤晴也	壁画によるまちづくり	取手市
受託研究	美術学部・演奏芸術センター	六角鬼丈	野外空間における舞台芸術の研究 - 発光する舞台を用いた現代能の創造 -	東京ガス豊洲開発株式会社
受託研究	美術学部	宮田亮平	ストリートアートステージプロジェクト	取手市
受託研究	美術研究科	清水真一	取手市指定文化財 東漸寺観音堂及び仁王門の修復計画に関する調査研究	宗教法人東漸寺
受託研究	美術学部	黒川哲郎	「環境都市」ソウルの風景的都市改造に関する調査研究	財団法人アーバンハウジング
受託研究	音楽学部	佐野靖	都立高等学校における学校設定教科・科目「日本の伝統・文化(仮称)」のカリキュラムの研究開発委託	東京都教育委員会
受託研究	美術研究科	清水真一	旧吉田家住宅の調査研究	柏市
受託研究	美術学部	宮田亮平	日枝神社における古江戸、武蔵野の植物画(天井絵)の表現研究と創造	宗教法人日枝神社
受託研究	美術学部	長濱雅彦	取手競輪場取手競輪ファン送迎バスラッピングデザイン策定	茨城県自転車競技事務所
受託研究	美術学部	六角鬼丈	取手競輪場トータルイメージデザイン策定	茨城県競輪施行者協議会
受託研究	美術学部	六角鬼丈	取手“芸術の杜”における芸術・文化展開方策の研究	取手市
受託研究	美術学部	六角鬼丈	取手“芸術の杜”における芸術・文化展開方策の研究	株式会社日本設計
共同研究	美術学部	佐藤一郎	理想的な油絵具	ホルベイン工業株式会社
受託事業	美術学部	六角鬼丈	国際文化交流・協力推進事業「東京芸術大学・韓国芸術総合学校交流展」- 出会い -	文化庁
受託事業	美術学部	藤幡正樹	国際シンポジウム「映画作りは学校で学べるか？」	文化庁
受託事業	美術学部	布施英利	TGアートセッション	東京ガス株式会社
受託事業	美術学部・演奏芸術センター	六角鬼丈	豊洲プロジェクト『蒼楽』	東京ガス豊洲開発株式会社

平成16年度受託研究・共同研究受入実績一覧

種別	受入部局	研究代表者	研究題目	相手先
受託研究	美術学部	木島隆康	高橋由一作「上杉鷹山像」基礎調査研究と修復	独立行政法人国立博物館東京国立博物館
受託研究	美術学部	六角鬼丈	芸術・文化を軸とする地域連携の方法について	埼玉県吉川市
受託研究	美術学部	松下計	市章のデザイン及び市章使用事例に関する研究	江戸崎町・新利根町・桜川村・東町合併協議会
受託研究	美術学部	藤幡正樹	デジタルメディアを基盤とした新しい芸術創造に関する研究	独立行政法人科学技術振興機構
共同研究	美術学部	佐藤一郎	理想的な油絵具の研究	ホルベイン工業株式会社

([共同研究制度](#)・[受託研究制度](#)・[受託事業制度](#)に戻る)

平成17年度一般寄附金受入及び間接経費配分総表

17年度受入一般寄附金		うち間接経費徴収寄附金			間接経費配分内訳		
件数	金額	件数	金額	うち間接経費額	学長裁量分	美術学部	事務局
128 件	101,070,293円	18 件	14,610,000円	1,461,000円	730,500円	715,000円	15,500円

○東京芸術大学受託研究規則

平成16年4月1日
制 定

改正 平成17年4月1日 平成18年3月16日

(趣旨)

第1条 本学における受託研究(本学において外部からの委託を受けて業務として行う研究で、これに要する経費を委託者が負担するものをいう。)の取扱いについては、法令又はこれに基づく特別の定めのある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

2 受託研究は、本学の教育研究上有意義であり、かつ本来の教育研究に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限り行うものとする。

(定義)

第2条 この規則において「部局」とは、美術学部(大学院美術研究科を含む。)、音楽学部、大学院映像研究科、附属図書館、大学美術館、言語・音声トレーニングセンター、演奏芸術センター、保健管理センター及び芸術情報センターをいう。

2 この規則において「部局長」とは、前項の部局の長をいう。

(受入の条件)

第3条 受託研究の受入れの条件は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 受託研究は、委託者が一方的に中止することはできないこと。

(2) 受託研究の結果、産業財産権等の権利が生じた場合には、これを無償で使用させ、又は譲与することはできないこと。

(3) 受託研究に要する経費により取得した設備等は、委託者に返還しないこと。

(4) やむを得ない事由により受託研究を中止し又はその期間を延長する場合においても、本学はその責を負わず、また原則として受託研究に要する経費を委託者に返還しないこと。ただし、特に必要があると認める場合には、不用となった経費の額の範囲内においてその全部又は一部を返還することがあること。

(5) 委託者は、受託研究に要する経費を当該研究の開始前に納付すること。

2 前項に定めるもののほか、部局長において特に必要と認められる条件は、別に定めることができる。

3 部局長は、第1項第3号及び第5号の条件については、委託者が国の機関、公社、公庫若しくは公団等政府関係機関又は地方公共団体である場合には、学長と協議の上付さないことができる。

(受入れの承認)

第4条 受託研究の受入れは、部局長が決定する。この場合において、部局長は、あらかじめ当該研究を担当する職員及び当該職員の属する学科主任、講座主任等の意見を聴し、当該部局において審査を行うものとする。

(申込み)

第5条 部局長は、受託研究の申込みをしようとする者があるときは、別紙様式1による受託研究申込書を提出させるものとする。ただし、本学が委託者の募集する研究に応募することによりこれを受託しようとする場合及び国、地方公共団体又は独立行政法人等からの申込みの場合には、この限りでない。

- 2 部局長は、受託研究の受入れを決定したときは、直ちにその旨を委託者に通知するとともに、別紙様式2によって学長に通知するものとする。
- 3 学長は、受託研究の契約を締結したときは、部局長にその旨通知するものとする。ただし、第1項ただし書きに規定する場合には、受託研究の契約書の作成を省略することができるものとする。

(研究の中止及び延期)

第6条 受託研究を担当する職員は、当該研究を中止し、又はその期間を延長する必要が生じたときは、直ちに部局長に報告しその指示を受けるものとする。

- 2 部局長は、前項の報告により受託研究の遂行上やむを得ないと認めるときは、これを中止し、又はその期間を延長することを決定し、その旨学長に通知するものとする。

(経費)

第7条 受託研究に要する経費については、次の各号により取り扱うものとする。

- (1) 受託研究を受け入れるに当たって委託者が負担する額は、謝金、旅費、研究支援者等の人件費、設備費等の当該受託研究遂行に直接必要な経費に相当する額(以下「直接経費」という。)及び当該受託研究遂行に関連し、直接経費以外に必要となる経費(以下「間接経費」という。)の合算額とするものとする。
- (2) 前項による間接経費の額を算定する場合には、直接経費の30%に相当する額とする。ただし、委託者側の事情により30%に相当する額と異なる額とする必要があると学長が認めた場合には、委託者と本学が合意した額とする。
- 2 前項第2号の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、直接経費のみとすることができるものとする。
 - (1) 委託者が国(国以外の団体等で国から補助金を受け、その再委託により研究を委託することが明確なものを含む。以下同じ。)、特殊法人、認可法人、独立行政法人、国立大学法人又は地方公共団体であって、予算又は財政事情で間接経費がない場合
 - (2) 競争的資金による研究費で、当該研究費に係る間接経費が措置されていない場合

(研究報告等)

第8条 研究を担当する職員は、当該受託研究が完了したときは、部局長にその旨報告するものとする。

- 2 部局長は、前項の報告をうけたときは、直ちに学長に通知するものとする。
- 3 部局長は、受託研究の結果を委託者に報告するときは、当該受託研究を担当する職員に行わせるものとする。
- 4 受託研究の成果を公表するときは、部局長の承認を得て当該受託研究を担当する職員が行うものとする。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施について必要な事項は、学長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 東京芸術大学受託研究取扱規則(昭和45年12月7日制定)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年 3 月16日から施行し、平成18年 2 月 1 日から適用する。

別紙様式 1

(元号) 年 月 日

(部局の長) 殿

住所
氏名 (名称、代表者) 印

受 託 研 究 申 込 書

東京芸術大学受託研究取扱規則第 3 条に掲げる条件を遵守の上、下記のとおり
受託研究の申込みをします。

記

- 1 研究題目

2 研究目的及び内容

3 研究に要する経費

4 希望する研究完了期限

5 希望する研究担当者

6 研究用資材、器具等の提供

7 その他
- 円 (消費税額及び地方消費税額を含む)

(元号) 年 月 日

別紙様式 2

文 書 番 号
(元号) 年 月 日

東京芸術大学長 殿

(部局の長) 印

受託研究の受入れについて（通知）

このことについて、下記のとおり受入れを決定したので、受託研究申込書写添付の上通知します。

記

- 1 委託者住所氏名（法人の場合は法人名及び代表者名）
- 2 研究題目
- 3 研究目的及び内容
- 4 研究に要する経費 円（消費税額及び地方消費税額を含む）
- 5 研究完了期限 （元号） 年 月 日
- 6 研究担当者
- 7 研究用資材、器具等の提供
- 8 その他

東京芸術大学受託研究取扱規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新	旧
○東京芸術大学<u>受託研究規則</u> (略) (受入の条件) 第3条 受託研究の受入れの条件は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 受託研究は、委託者が一方的に中止することはできないこと。 (2) 受託研究の結果、<u>産業財産権等</u>の権利が生じた場合には、これを無償で使用させ、又は譲与することはできないこと。 (3) 受託研究に要する経費により取得した設備等は、委託者に返還しないこと。 (4) やむを得ない事由により受託研究を中止し又はその期間を延長する場合においても、本学はその責を負わず、また原則として受託研究に要する経費を委託者に返還しないこと。ただし、特に必要があると認める場合には、不用となった経費の額の範囲内においてその全部又は一部を返還することがあること。 (5) 委託者は、受託研究に要する経費を当該受託研究の開始前に納付すること。 2 前項に定めるもののほか、部局長において特に必要と認められる条件は、別に定めることができる。 3 部局長は、第1項第3号及び第5号の条件については、委託者が<u>国の機関、公社、公庫若しくは公団等政府関係機関又は地方公共団体である場合には、学長と協議の上付さないことができる。</u> (略) (申込み) 第5条 部局長は、受託研究の申込みをしようとする者があるときは、別紙様式1による受託研究申込書を提出させるものとする。<u>ただし、本学が委託者の募集する研究に応募することによりこれを受託しようとする場合及び国、地方公共団体又は独立行政法人等からの申込みの場合には、この限りでない。</u> 2 部局長は、受託研究の受入れを決定したときは、直ちにその旨を委託者に通知するとともに、別紙様式2によって学長に通知するものとする。 3 学長は、受託研究の契約を締結したときは、部局長にその旨通知するものとする。<u>ただし、第1項ただし書きに規定する場合には、受託研究の契約書の作成を省略することができるものとする。</u> (略)	○東京芸術大学<u>受託研究取扱規則</u> (略) (受入の条件) 第3条 受託研究の受入れの条件は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 受託研究は、委託者が一方的に中止することはできないこと。 (2) 受託研究の結果、<u>工業所有権等</u>の権利が生じた場合には、これを無償で使用させ、又は譲与することはできないこと。 (3) 受託研究に要する経費により取得した設備等は、委託者に返還しないこと。 (4) やむを得ない事由により受託研究を中止し又はその期間を延長する場合においても、本学はその責を負わず、また原則として受託研究に要する経費を委託者に返還しないこと。ただし、特に必要があると認める場合には、不用となった経費の額の範囲内においてその全部又は一部を返還することがあること。 (5) 委託者は、受託研究に要する経費を当該研究の開始前に納付すること。 2 前項に定めるもののほか、部局長において特に必要と認められる条件は、別に定めることができる。 3 部局長は、第1項第3号及び第5号の条件については、委託者が<u>国の機関若しくは公社、公庫、公団等政府関係機関又は地方公共団体である場合には、学長と協議の上付さないことができる。</u> (略) (申込み) 第5条 部局長は、受託研究の申込みをしようとする者があるときは、別紙様式1による受託研究申込書を提出させるものとする。 2 部局長は、受託研究の受入れを決定したときは、直ちにその旨を委託者に通知するとともに、別紙様式2によって学長に通知するものとする。 3 学長は、受託研究の契約を締結したときは、部局長にその旨通知するものとする。 (略)

(経費)

第7条 受託研究に要する経費については、次の各号により取り扱うものとする。

- (1) 受託研究を受け入れるに当たって委託者が負担する額は、謝金、旅費、研究支援者等の人件費、設備費等の当該受託研究遂行に直接必要な経費に相当する額(以下「直接経費」という。)及び当該受託研究遂行に関連し、直接経費以外に必要となる経費(以下「間接経費」という。)の合算額とする。
- (2) 前項による間接経費の額を算定する場合には、直接経費の30%に相当する額とする。ただし、委託者側の事情により30%に相当する額と異なる額とする必要があると学長が認めた場合には、委託者と本学が合意した額とする。

2. 前項第2号の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、直接経費のみとすることができるものとする。

(1) 委託者が国(国以外の団体等で国から補助金を受け、その再委託により研究を委託することが明確なものを含む。以下同じ。)、特殊法人、認可法人、独立行政法人、国立大学法人又は地方公共団体であって、予算又は財政事情で間接経費がない場合

(2) 競争的資金による研究費で、当該研究費に係る間接経費が措置されていない場合

(研究報告等)

第8条 研究を担当する職員は、当該受託研究が完了したときは、部局長にその旨報告するものとする。

- 2 部局長は、前項の報告をうけたときは、直ちに学長に通知するものとする。
- 3 部局長は、受託研究の結果を委託者に報告するときは、当該受託研究を担当する職員に行わせるものとする。
- 4 受託研究の成果を公表するときは、部局長の承認を得て当該受託研究を担当する職員が行うものとする。

(略)

附 則

この規則は、平成18年3月16日から施行し、平成18年2月1日から適用する。

(経費)

第7条 受託研究に要する経費については、次の各号により取り扱うものとする。

- (1) 受託研究を受け入れるに当たって委託者が負担する額は、謝金、旅費、研究支援者等の人件費、設備費等の当該研究遂行に直接必要な経費に相当する額(以下「直接経費」という。)及び当該研究遂行に関連し、直接経費以外に必要となる経費(以下「間接経費」という。)の合算額とするものとする。
- (2) 当該間接経費は、競争的資金による研究費においては直接経費の30%に相当する額とする。なお、委託者側の事情により30%に相当する額と異なる額となる場合には、委託者と各機関が合意した額とすることができる。また、競争的資金以外の研究費においては、委託者の負担する額を算定する場合は、間接経費は直接経費の30%に相当する額を標準として算定するものとする。

(3) 委託者が国(国以外の団体等で国から補助金を受け、その再委託により研究を委託することが明確なものを含む。以下同じ。)である場合、委託者が特殊法人、認可法人、独立行政法人、国立大学法人又は地方公共団体であって、財政事情で間接経費がない場合、委託者が国以外の場合であっても、従前より直接経費のみを受け入れていた研究課題で、継続して受け入れる場合、競争的資金による研究費のうち、当該研究費に係る間接経費が措置されていない場合は直接経費を受け入れるものとする。

(研究報告等)

第8条 研究を担当する職員は、当該研究が完了したときは、部局長にその旨報告するものとする。

- 2 部局長は、前項の報告をうけたときは、直ちに学長に通知するものとする。
- 3 部局長は、受託研究の結果を委託者に報告するときは、研究を担当する職員に行わせるものとする。
- 4 受託研究の成果を公表するときは、部局長の承認を得て研究を担当する職員が行うものとする。

(略)

○東京芸術大学民間等との共同研究取扱規則

〔平成16年4月1日
制 定〕

改正 平成17年4月1日

（趣旨）

第1条 本学における民間等外部の機関（以下「民間機関等」という。）との共同研究の取扱いについては、法令等に別段の定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

（定義）

第2条 この規則において「共同研究」とは、次に掲げるものとする。

（1）本学における共同研究

民間機関等から研究者及び研究経費等を受け入れて、本学の教員が当該民間機関等の研究者と共通の課題につき共同して行う研究をいう。

（2）本学及び民間機関等における共同研究

本学及び民間機関等において、共通の課題について分担して行う研究で、本学において、民間機関等から研究者及び研究経費等、又は研究経費等を受け入れるものをいう。

2 この規則において「部局」とは、美術学部、音楽学部、大学院美術研究科、大学院音楽研究科、大学院映像研究科、大学美術館、言語・音声トレーニングセンター、演奏芸術センター、保健管理センター及び芸術情報センターをいう。

3 この規則において「部局長」とは、前項の部局の長をいう。

4 この規則において「民間等共同研究員」とは、民間機関等において現に研究業務に従事しており、共同研究のために在職のまま本学に派遣される者をいう。

5 この規則において「共同研究担当者」とは、共同研究を行う本学の教員をいい、「研究代表者」とは、共同研究担当者のうち共同研究についての責任者をいう。

（受入れの原則）

第3条 共同研究は、本学の教育研究上有意義であり、本来の教育研究に支障をきたすおそれがないと認められ、かつ、優れた研究成果を期待できる場合に限り受け入れるものとする。

（受入れの手續）

第4条 共同研究の申込みをしようとする民間機関等の長は、当該共同研究の研究代表者を経て、研究代表者の所属する部局長に共同研究申込書（別紙様式1）を提出するものとする。

（受入れの決定）

第5条 部局長は、前条の申込みがあったときは、当該共同研究の研究代表者の意見を聴取の上、当該部局の教授会等において共同研究の受入れについて審査を行うものとする。この場合において、部局長は、共同研究担当者のうち他の部局に所属する教員が含まれているときは、事前にその教員が所属する部局長の同意を得るものとする。

2 部局長は、前項の審議の結果、共同研究を受け入れようとするときは、共同研究経費の配分について、学長に申し出るものとする。

3 学長は、前項の申出による共同研究経費を配分する場合は、当該部局長に通知するものとする。

4 部局長は、前項の配分の通知があったときは、当該共同研究の受入れを決定するものとする。

(決定の通知)

第6条 部局長は、前条の決定に基づき、共同研究の受入れ決定について、学長、研究代表者及び当該民間機関等の長に通知するものとする。

(共同研究契約等)

第7条 学長は、前条の通知に基づき、速やかに当該民間機関等と共同研究契約を締結するものとする。

2 学長は、共同研究契約を締結したときは、直ちに部局長に通知するものとする

3 部局長は、学長から前項の通知を受けたときは、当該研究代表者に共同研究の開始を指示するものとする。

(研究料)

第8条 民間等共同研究員の研究料の額は、別に定める額とし、月割り計算はしないものとする。

2 同一年度内において、研究期間を延長することとなる場合は、同一の民間等共同研究員に係る研究料は、改めて徴収しないものとする。

3 納付した研究料は、原則として返付しない。

(共同研究に要する経費)

第9条 本学及び民間機関等は、次の各号に掲げる経費を負担するものとする。

(1) 第2条第1項第1号における共同研究

ア 本学は、共同研究遂行のため必要な本学の施設・設備を共同研究の用に供するとともに、当該施設・設備の維持・管理に必要な経常経費等を負担するものとする。

イ 民間機関等は、共同研究遂行のため特に必要となる謝金、旅費、研究支援者等の人件費、消耗品費、光熱水料等の直接的な経費(以下「直接経費」という。)を負担するものとする。

ウ 前号の規定にかかわらず、本学は、共同研究の遂行に必要な経費を適切に分担する観点から、必要に応じ、予算の範囲内において直接経費の一部を負担することができる。

(2) 第2条第1項第2号における共同研究

ア 前号に加え、民間機関等における研究に要する経費等は、民間機関等の負担とする。

(共同研究における設備等の取扱い等)

第10条 第9条第1号の規定における共同研究に要する経費により、研究の必要上、本学において新たに取得した設備等は、本学の所有に属するものとする。

2 第9条第2号の規定における共同研究に要する経費により、研究の必要上、民間機関等において新たに取得した設備等は、民間機関等の所有に属するものとする。

3 共同研究の遂行上必要な場合には、民間機関等からその所有に係る設備を受け入れることができるものとする。この場合において、設備の搬入及び搬出に要す

る経費は、民間機関等が負担するものとする。

- 4 民間機関等の所有する特定の設備を使用することが必要であり、当該設備を本学に搬入することが困難な場合には、研究上必要な限度内で、当該設備が所在する施設において研究を行うことができるものとする。この場合において、本学の教員が当該施設において研究を行う場合は、研究用務のための出張として取り扱うものとする。

（共同研究の開始）

- 第 1 1 条 研究代表者は、第 7 条第 3 項に基づき、共同研究を開始するものとする
（中止又は期間の延長）

- 第 1 2 条 研究代表者は、当該共同研究を中止し、又はその期間を延長する必要があるときは、共同研究中止・延長願（別紙様式 2）を部局長に提出するものとする。

- 2 部局長は、前項の願い出を受理したときは、研究代表者の意見を聴取の上、教授会等の議を経て中止又は期間の延長を決定するものとする。

- 3 部局長は、前項の決定をしたときは、学長に通知するものとする。

- 4 学長は、前項の通知を受けたときは、直ちに当該民間機関等と変更契約を締結するものとする。

（研究成果等の報告）

- 第 1 3 条 研究代表者は、共同研究が完了したときは、部局長に報告しなければならない。

- 2 部局長は、前項の報告を受けたときは、直ちに学長に報告するものとする。

（研究成果の公表）

- 第 1 4 条 学長は、共同研究による研究成果の公表の時期・方法について、必要な場合は、民間機関等と協議するものとする。

（特許の出願）

- 第 1 5 条 学長及び民間機関等の長は、共同研究に伴い発明が生じた場合には、迅速に、相互に通報するとともに、帰属の決定、出願事務等が円滑に行われるよう努めるものとする。

- 2 学長又は民間機関等の長は、共同研究担当者又は民間等共同研究員が共同研究の結果それぞれ独自に発明を行った場合において、特許出願を行おうとするときは、当該発明を独自に行ったことについて、あらかじめ、それぞれ相手側の同意を得るものとする。

- 3 学長及び民間機関等の長は、共同研究担当者及び民間等共同研究員が共同研究の結果共同して発明を行った場合において、特許出願を行おうとするときは、持分等を定めた共同出願契約を締結の上、共同出願を行うものとする。ただし、民間機関等の長から特許を受ける権利を承継した場合は、学長が単独で出願を行うものとする。

- 4 学長は、前項の共同出願契約を締結する場合は、共同研究担当者が民間等共同研究員と合意予定の持分案について、「東京芸術大学役職員の発明に係る特許等の取扱いに関する規則」に定める研究推進室に諮問するものとする。

（特許権等の実施）

- 第 1 6 条 学長は、共同研究の結果生じた発明につき、本学が承継した特許を受け

る権利又はこれに基づき取得した特許権（以下「本学が承継した特許権等」という。）を民間機関等又は民間機関等の指定する者に限り、出願したときから10年を超えない範囲内において優先的に実施させることができる。ただし、この期間は必要に応じて更新することができる。

2 学長は、共同研究の結果生じた発明につき、民間機関等との共有に係る特許を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権（以下「共有に係る特許権等」という。）を民間機関等の同意を得て、民間機関等の指定する者又は、学長の指定する者に対し、出願したときから10年を超えない範囲内において優先的に実施させることができる。ただし、この期間は必要に応じて更新することができる。

3 学長は、本学が承継した特許権等を民間機関等又は民間機関等の指定する者が優先の実施の期間中、その第2年次以降において、正当な理由なく実施しないとき、又民間機関等との共有に係る特許権等を民間機関等の指定する者又は学長が指定する者が優先の実施の期間中、その2年次以降において、正当な理由なく実施しないときは、民間機関等又は民間機関等の指定する者の意見を聴取の上、民間機関等、民間機関等の指定する者及び学長の指定する者以外の者に対し、当該特許権等の実施を許諾することができるものとする。

4 学長は、第1項及び第2項の規定における優先の実施期間を更新する場合の扱いに当たっては、公共性・公平性を著しく損なわないことなどについて考慮の上取り扱うものとする。

（実施料）

第17条 前条第1項、第2項又は第3項の規定により、本学が継承した特許権等の実施を許諾したとき、又は共有に係る特許権等を本学と共有する民間機関等が実施するときは、別に実施契約で定める実施料を徴収するものとする。

（実用新案権等の取扱い）

第18条 実用新案権等の取扱いについては、第15条、第16条及び第17条の規定に準じて取り扱うものとする。

（雑則）

第19条 この規則に定めるもののほか、共同研究の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 東京芸術大学民間等との共同研究取扱規則（平成8年10月17日制定）は廃止する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

別紙様式 1

(元号) 年 月 日

共 同 研 究 申 込 書

殿

民間機関等
所 在 地
名 称
代 表 者
[印]

東京芸術大学共同研究取扱規則を遵守の上、下記のとおり共同研究を申し込み
ます。

記

- 1 研究題目
- 2 研究目的及び内容
- 3 研究期間 (元号) 年 月 日 ~ (元号) 年 月 日
- 4 研究実施場所
- 5 研究に要する経費の負担額 (消費税及び地方消費税含む。)
直接経費 円
研 究 料 円
合 計 円
- 6 民間等共同研究員 (所属・職・氏名)
- 7 希望する共同研究代表者 (所属・職・氏名)
- 8 その他の共同研究担当者 (所属・職・氏名)
- 9 提供設備等
- 10 その他

添付書類：共同研究員の履歴書及び研究業績

別紙様式 2

(元号) 年 月 日

共 同 研 究 中 止 ・ 延 長 願

殿

研究代表者

所属・職

氏 名

[印]

下記のとおり共同研究を中止・延長したいので許可くださるようお願いします。

記

- 1 研究題目
- 2 相手方民間機関等
- 3 研究期間
- 4 研究中止年月日
研究延長期間
- 5 研究中止・延長の理由
- 6 その他

東京芸術大学民間等との共同研究取扱規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新	旧
○東京芸術大学民間等との共同研究取扱規則 (略) (定義) 第2条 この規則において「共同研究」とは、次に掲げるものとする。 (1) 本学における共同研究 民間機関等から研究者及び研究経費等を受け入れて、本学の教員が当該民間機関等の研究者と共通の課題につき共同して行う研究をいう。 (2) 本学及び民間機関等における共同研究 本学及び民間機関等において、共通の課題について分担して行う研究で、本学において、民間機関等から研究者及び研究経費等、又は研究経費等を受け入れるものをいう。 2 この規則において「部局」とは、<u>美術学部、音楽学部、大学院美術研究科、大学院音楽研究科、大学院映像研究科、大学美術館、言語・音声トレーニングセンター、演奏芸術センター、保健管理センター及び芸術情報センター</u>をいう。 3 この規則において「部局長」とは、前項の部局の長をいう。 4 この規則において「民間等共同研究員」とは、民間機関等において現に研究業務に従事しており、共同研究のために在職のまま本学に派遣される者をいう。 5 この規則において「共同研究担当者」とは、共同研究を行う本学の教員をいい、「研究代表者」とは、共同研究担当者のうち共同研究についての責任者をいう。 (略) 附 則 <u>この規則は、平成17年4月1日から施行する。</u>	○東京芸術大学民間等との共同研究取扱規則 (略) (定義) 第2条 この規則において「共同研究」とは、次に掲げるものとする。 (1) 本学における共同研究 民間機関等から研究者及び研究経費等を受け入れて、本学の教員が当該民間機関等の研究者と共通の課題につき共同して行う研究をいう。 (2) 本学及び民間機関等における共同研究 本学及び民間機関等において、共通の課題について分担して行う研究で、本学において、民間機関等から研究者及び研究経費等、又は研究経費等を受け入れるものをいう。 2 この規則において「部局」とは、<u>各学部(研究科を含む。)、大学美術館、言語・音声トレーニングセンター、演奏芸術センター及び保健管理センター</u>をいう。 3 この規則において「部局長」とは、前項の部局の長をいう。 4 この規則において「民間等共同研究員」とは、民間機関等において現に研究業務に従事しており、共同研究のために在職のまま本学に派遣される者をいう。 5 この規則において「共同研究担当者」とは、共同研究を行う本学の教員をいい、「研究代表者」とは、共同研究担当者のうち共同研究についての責任者をいう。 (略)

○ 東京芸術大学受託事業規則

平成18年3月16日
制 定

（趣旨）

第1条 本学における受託事業（本学において外部からの委託を受けて業務として行う諸活動のうち、受託研究を除くものであり、これに要する経費を委託者が負担するものをいう。）の取扱いについては、法令又はこれに基づく特別の定めのある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

2 受託事業は、本学の業務運営上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障を生じるおそれがないと認められるとともに、国内外における芸術文化振興や社会への貢献に資することができる場合に限り行うものとする。

（定義）

第2条 この規則において「部局」とは、事務局、美術学部（大学院美術研究科文化財保存学専攻を含む。）、音楽学部、大学院映像研究科、附属図書館、大学美術館、言語・音声トレーニングセンター、演奏芸術センター、保健管理センター及び芸術情報センターをいう。

2 この規則において「部局長」とは、前項の部局の長をいう。

（受入の条件）

第3条 受託事業の受入れの条件は、次の各号に掲げるものとする。

（1）受託事業は、委託者が一方的に中止することはできないこと。

（2）受託事業に要する経費により取得した設備等は、委託者に返還しないこと。

（3）やむを得ない事由により受託事業を中止し又はその期間を延長する場合においても、本学はその責を負わず、また原則として受託事業に要する経費を委託者に返還しないこと。ただし、特に必要があると認める場合には、不用となった経費の額の範囲内においてその全部又は一部を返還することがあること。

（4）委託者は、受託事業に要する経費を当該受託事業の開始前に納付すること。

2 前項に定めるもののほか、部局長において特に必要と認められる条件は、別に定めることができる。

3 部局長は、第1項第2号及び第4号の条件については、委託者が国の機関、公社、公庫、公団等政府関係機関又は地方公共団体である場合には、学長と協議の上付さないことができる。

（受入れの承認）

第4条 受託事業の受入れは、部局長が決定する。この場合において、部局長は、あらかじめ当該受託事業を担当する職員及び当該職員の属する学科主任、講座主任等の意見を聴し、当該部局において審査を行うものとする。

（申込み）

第5条 部局長は、受託事業の申込みをしようとする者があるときは、別紙様式1

による受託事業申込書を提出させるものとする。ただし、本学が委託者の募集する事業に応募することによりこれを受託しようとする場合及び国、地方公共団体又は独立行政法人等からの申込みの場合には、この限りでない。

2 委託者は、受託事業の申し込みをしようとする場合には、次に掲げる事項についてあらかじめ当該受託事業を担当する部局と協議するものとする。

- (1) 委託内容
- (2) 受託事業の成果の報告及び公表並びに著作権の取扱い
- (3) 受託事業の中止又は期間の延長の手続き
- (4) 受託事業の完了又は中止に伴う受託事業経費の取扱い
- (5) その他受託事業遂行に関し必要な事項

3 部局長は、受託事業の受入れを決定したときは、直ちにその旨を委託者に通知者に通知するとともに、別紙様式2によって学長に通知するものとする。

4 学長は、受託事業の契約を締結したときは、部局長にその旨通知するものとする。ただし、第1項ただし書きに規定する場合には、受託事業の契約書の作成を省略することができるものとする。

(経費)

第6条 受託事業に要する経費については、次の各号により取り扱うものとする。

- (1) 受託事業を受け入れるに当たって委託者が負担する額は、謝金、旅費、事業協力者等の人件費、設備費等の当該受託事業遂行に直接必要な経費に相当する額(以下「直接経費」という。)及び当該事業遂行に関連し、直接経費以外に必要なとなる経費(以下「間接経費」という。)の合算額とする。
- (2) 前項による間接経費の額を算定する場合には、直接経費の30%に相当する額とする。ただし、当該受託事業内容により30%に相当する額と異なる額とする必要があると学長が認めた場合には、委託者と本学が合意した額とすることができる。

2 前項第2号の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、直接経費のみとすることができるものとする。

- (1) 委託者が国(国以外の団体等で国から補助金を受け、その再委託により事業を委託することが明確なものを含む。以下同じ。)、特殊法人、認可法人、独立行政法人、国立大学法人又は地方公共団体であって、予算又は財政事情で間接経費がない場合
- (2) 競争的資金による事業費で、当該事業費に係る間接経費が措置されていない場合

(終了報告)

第7条 当該受託事業が完了したときは、部局長は、直ちにその旨を学長に報告するものとする。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施について必要な事項は、学

長が別に定めるものとする。

附 則

この規則は、平成18年 3 月16日から施行し、平成18年 2 月 1 日から適用する。

別紙様式 1

(元号) 年 月 日

(部局の長) 殿

住所

氏名（名称、代表者名）印

受託事業申込書

下記のとおり事業を委託したいので、受託くださるよう申し込みます。

記

- | | |
|---|--------------------------------|
| 1 | 事業名称 |
| 2 | 事業内容 |
| 3 | 事業担当代表者 |
| 4 | 事業担当者 |
| 5 | 事業協力者 |
| 6 | 事業期間 (元号) 年 月 日から (元号) 年 月 日まで |
| 7 | 事業経費 円 |
| 8 | その他 |

別紙様式 2

文書番号
(元号) 年 月 日

東京芸術大学長 殿

(部局の長) 印

受託事業の受入れについて (通知)

このことについて、下記のとおり受託を決定したので、受託事業申込書写添付の上通知します。

記

- 1 委託者住所氏名 (法人の場合は法人名及び代表者名)
- 2 事業名称
- 3 事業内容
- 4 事業に要する経費 円 (消費税額及び地方消費税額を含む)
- 5 事業完了期限 (元号) 年 月 日
- 6 事業担当者
- 7 その他

○東京芸術大学寄附金取扱規則

〔平成16年4月1日
制 定〕

改正 平成17年1月11日 平成17年4月1日
平成18年3月16日

(趣旨)

第1条 本学における寄附金の取り扱いについては、東京芸術大学会計通則及びその他の法令等の規定によるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において「部局」とは、事務局、美術学部（大学院美術研究科を含む。）、音楽学部、大学院映像研究科、附属図書館、大学美術館、言語・音声トレーニングセンター、演奏芸術センター、保健管理センター及び芸術情報センターをいう。

2 この規則において、「部局長」とは前項に規定する部局の長をいう。

3 この規則において、「職員等」とは学長、理事及び東京芸術大学就業規則第2条第1項各号に規定する職員並びに非常勤講師をいう。

(寄附金の受入れの承認)

第3条 学長は、本学を対象とした寄附金の申込みがあったときは、次の各号に定めるものに限り、審査の上、受け入れることができる。なお、その寄附金が部局を対象とする場合は、部局において審査の上、当該部局長は学長に申請（別紙第1号様式）し、承認を得てこれを受け入れることができる。

(1) 学生又は生徒に貸与又は給与する学費

(2) 学生又は生徒に貸与又は給与する図書、機械、器具及び標本等の購入費

(3) 学術研究に要する経費

(4) 学生生活及び教育等の助成に要する経費

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育研究の奨励を目的とする経費

(寄附金の受入れの制限)

第4条 次の各号に掲げる条件が付されている寄附金は、これを受け入れることができない。

(1) 寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲与すること。

(2) 寄附金による学術研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権その他これらに準ずる権利を寄附者に譲渡し、又は使用させること。

(3) 寄附金の使用について、寄附者が会計検査を行うこととされていること。

(4) 寄附申込後、寄附者がその意思により寄附金の全部又は一部を取り消すことができること。

(5) 地方公共団体からの寄附にかかるもの。ただし、地方財政再建促進特別措置法第24条第2項の規定に基づき、当該地方公共団体が総務大臣の同意を得たものを除く。

(6) 寄附金を受け入れることによって財政負担が伴うもの

(7) その他学長が特に教育研究上支障があると認める条件

(寄附金の受入)

第5条 寄附金は、現金で受け入れるものとする。ただし、次の有価証券をもって

する寄附は、これを受け入れることができる。

- (1) 国債及び地方債
- (2) 鉄道債券その他政府の保証のある債券
- (3) 銀行、農林中央金庫及び商工組合中央金庫の発行する債券
- (4) 学長が确实と認める社債

2 前項各号に定める以外の有価証券による寄附は、換金した後でなければ寄附受入れの手続をとることができない。ただし、小切手の類は現金に準じて取り扱うものとする。

(寄附金の受入れ及び保管)

第 6 条 学長は、受け入れた寄附金の出納保管を出納責任者に行わせるものとする

2 寄附金は、銀行又は郵政公社等に学長名義をもって預託するものとし、預託により生じた利子は寄附金の増加に充てるものとする。

3 出納責任者は、寄附金を受入れ又は支出したときは寄附金受払簿（別紙第 2 号様式）に記帳整理しなければならない。

(寄附金の使途及び変更等)

第 7 条 学長は、次の各号に該当する場合には、寄附金を他の使途に使用し、又は寄附者に返還することができる。

- (1) 寄附目的が達せられ、寄附金の残額が一万円未満となったものを他の使途の寄附金として使用する場合
- (2) 寄附目的にかかる研究担当職員が退職したため、寄附目的が達成できなくなった場合
- (3) その他、寄附金を当該使途に使用することができなくなった場合

2 前項第 2 号又は第 3 号に該当し、寄附金を他の使途に使用しようとするときはあらかじめ寄附者の同意を得るものとする。

(寄附金の受払命令の委任)

第 8 条 学長は、寄附金の受払いに関する命令権を会計課長に委任するものとする

(奨学金の貸与又は給与)

第 9 条 学生又は生徒に貸与又は給与する奨学金に関しては、本学奨学金規則により行うものとする。

2 学生又は生徒に貸与する奨学金については、奨学金貸付金整理簿（別紙第 3 号様式）に被貸与者の氏名、貸付額、償還額その他必要な事項を記帳整理するものとする。

(職員等における寄附金の取扱い)

第 10 条 職員等が寄附を受けた場合において、次の各号に該当する寄附金は、当該職員が改めて、本学へ寄附をするものとする。

- (1) 当該職員等の職務上の教育研究に対する場合
 - (2) 当該寄附金に係る教育研究を本学の施設又は設備等を使用して実施する場合
- (特許権等の大学帰属)

第 11 条 学長は、寄附金による学術研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権その他これらに準ずる権利を得たときは、東京芸術大学固定資産管理規則及び東京芸術大学役職員の発明に係る特許権等の取扱いに関する規則により管理するものとする。

(雑則)

第 1 2 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年 4 月 1 日から施行する。
- 2 東京芸術大学奨学寄附金委任経理金事務取扱規則（昭和59年 7 月19日制定）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成17年 1 月11日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成18年 3 月16日から施行する。
- 2 第 6 条第 2 項の規定により生じた利子は、当分の間、本学の収入として取扱うものとする。

別紙第 1 号様式

〇〇〇 第 号
(元号) 年 月 日

東京芸術大学長 殿

部局長

寄附金受け入れの承認について（申請）

このことについて、別紙のとおり受け入れたいので、東京芸術大学寄附金取扱規則（平成16年4月1日制定）第3条によりご承認くださるよう申請いたします。

別紙

寄附金額	
寄附者の住所 職業・氏名	
寄附の目的 及 び 条 件	
寄附金の名称	
寄附金の 経理方法	
そ の 他 参考事項	

奨 学 金 貸 付 金 整 理 簿

寄 附 金 の 名 称									
貸 付 の 条 件									
被貸与者の氏名		学部名		学科名		住所		氏名	
保 証 人 の 住 所 職 業 及 び 氏 名		住 所				職 業		氏名	
貸 付	年月日	金 額	受領印	年月日	金 額	受領印	年月日	金 額	受領印
		円			円			円	
償 還	年月日	金 額		年月日	金 額		年月日	金 額	備 考
		円			円			円	
		残額			残額			残額	
		残額			残額			残額	
		残額			残額			残額	
備 考									

東京芸術大学寄附金取扱規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新	旧
○東京芸術大学寄附金取扱規則 (略) (寄附金の受入れの承認) 第3条 学長は、本学を対象とした寄附金の申込みがあったときは、次の各号に定めるものに限り、審査の上、受け入れることができる。なお、その寄附金が部局を対象とする場合は、部局において審査の上、当該部局長は<u>学長に申請(別紙第1号様式)し、承認を得てこれを受け入れることができる。</u> (略) (寄附金の受入れ及び保管) 第6条 学長は、受け入れた寄附金の出納保管を出納責任者に行わせるものとする。 2 寄附金は、銀行又は郵政公社等に学長名義をもって預託するものとし、預託により生じた利子は寄附金の増加に充てるものとする。 3 出納責任者は、寄附金を受入れ又は支出したときは<u>寄附金受払簿(別紙第2号様式)に記帳整理しなければならない。</u> (略) (奨学金の貸与又は給与) 第9条 学生又は生徒に貸与又は給与する奨学金に関しては、本学奨学金規則により行うものとする。 2 学生又は生徒に貸与する奨学金については、奨学金貸付金整理簿(別紙第3号様式)に被貸与者の氏名、貸付額、償還額その他必要な事項を記帳整理するものとする。 (略) 附 則 1 <u>この規則は、平成18年3月16日から施行する。</u> 2 <u>第6条第2項の規定により生じた利子は、当分の間、本学の収入として取扱うものとする。</u>	○東京芸術大学寄附金取扱規則 (略) (寄附金の受入れの承認) 第3条 学長は、本学を対象とした寄附金の申込みがあったときは、次の各号に定めるものに限り、審査の上、受け入れることができる。なお、その寄附金が部局を対象とする場合は、部局において審査の上、当該部局長は<u>学長の承認を得てこれを受け入れることができる。</u> (略) (寄附金の受入れ及び保管) 第6条 学長は、受け入れた寄附金の出納保管を出納責任者に行わせるものとする。 2 寄附金は、銀行又は郵政公社等に学長名義をもって預託するものとし、預託により生じた利子は寄附金の増加に充てるものとする。 3 出納責任者は、寄附金を受入れ又は支出したときは現金出納簿及び寄附金別受払簿に記帳整理しなければならない。 (略) (奨学金の貸与又は給与) 第9条 学生又は生徒に貸与又は給与する奨学金に関しては、本学奨学金規則により行うものとする。 2 学生又は生徒に貸与する奨学金については、奨学金貸付金整理簿(別紙第2号様式)に被貸与者の氏名、貸付額、償還額その他必要な事項を記帳整理するものとする。 (略)

別紙第 1 号様式

〇〇〇 第 _____ 号
(元号) 年 月 日

東京芸術大学長 _____ 殿

部局長

寄附金受け入れの承認について（申請）

このことについて、別紙のとおり受け入れたいので、東京芸術大学寄附金取扱規則（平成16年 4 月 1 日制定）第 3 条によりご承認くださるよう申請いたします。

別紙

寄附金額	
寄附者の住所 職業・氏名	
寄附の目的 及 _____ び 条 _____ 件	
寄附金の名称	
寄附金の 経理方法	
そ の 他 参考事項	

別紙第 2 号様式

寄附金受払簿 ()

日付	摘 要	収入 金額	支出 金額	残額	物品費	旅費	謝金等	その他	伝票 No		相手先		備考
	合 計												

別紙第 3 号様式

(略)

別紙第 2 号様式

(略)

○東京芸術大学外部資金間接経費取扱規則

〔平成16年 7 月 8 日〕
制 定

改正 平成18年 3 月16日

（目的）

第1条 この規則は、本学の外部資金の一定額を間接経費として確保し、一般管理経費及び教育研究活動を活性化するための経費として使用することを目的とする。

（対象）

第2条 間接経費を導入する外部資金は次の各号に掲げるものとする。

（1）受託研究費

（2）受託事業費

（3）寄附金

2 前項第3号に規定する寄附金の内、次の各号に掲げるものについては除外する。

（1）学生に対する奨学を目的とした寄附金

（2）展覧会、演奏会の開催等を目的とした寄附金で全額を事業の実施に充てなければ支障を来すもの

（間接経費の額）

第3条 次の各号に掲げる外部資金の間接経費は、当該各号に定める額とする。

（1）受託研究費 東京芸術大学受託研究規則第7条に定める額

（2）受託事業費 東京芸術大学受託事業規則第6条に定める額

（3）寄附金 標準として寄附金の10%に相当する額

（間接経費の用途）

第4条 この規則に定める間接経費の用途は、次のとおりとする。

（1）間接経費の二分の一は、教育研究活動を活性化するための経費として使用する。

（2）間接経費の二分の一は、一般管理経費として使用する。

（その他）

第5条 この規則に定めるものの他、外部資金の間接経費に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年 7 月 8 日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年 3 月16日から施行し、平成18年 2 月 1 日から適用する。

東京芸術大学外部資金間接経費取扱規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新	旧
○東京芸術大学外部資金間接経費取扱規則 (目的) 第1条 この規則は、本学の外部資金の一定額を間接経費として確保し、一般管理経費及び教育研究活動を活性化するための経費として使用することを目的とする。 (対象) 第2条 間接経費を導入する外部資金は次の各号に掲げるものとする。 (1) 受託研究費 (2) 受託事業費 (3) 寄附金 2 前項第3号に規定する寄附金の内、次の各号に掲げるものについては除外する。 (1) 学生に対する奨学を目的とした寄附金 (2) 展覧会、演奏会の開催等を目的とした寄附金で全額を事業の実施に充てなければ支障を来すもの (間接経費の額) 第3条 次の各号に掲げる外部資金の間接経費は、当該各号に定める額とする。 (1) 受託研究費 東京芸術大学受託研究規則第7条に定める額 (2) 受託事業費 東京芸術大学受託事業規則第6条に定める額 (3) 寄附金 標準として寄附金の10%に相当する額 (間接経費の用途) 第4条 この規則に定める間接経費の用途は、次のとおりとする。 (1) 間接経費の二分の一は、教育研究活動を活性化するための経費として使用する。 (2) 間接経費の二分の一は、一般管理経費として使用する。 (その他) 第5条 この規則に定めるものの他、外部資金の間接経費に関し必要な事項は、別に定める。 附 則 この規則は、平成16年7月8日から施行する。 附 則 この規則は、平成18年3月16日から施行し、平成18年2月1日から適用する。	○東京芸術大学外部資金間接経費取扱規則 (目的) 第1条 この規則は、本学の外部資金の一定額を間接経費として確保し、一般管理経費及び教育研究活動を活性化するための経費として使用することを目的とする。 (対象) 第2条 間接経費を導入する外部資金は次の各号に掲げるものとする。 (1) 受託研究費 (2) 寄附金 2 前項第2号に規定する寄附金の内、学生に対する奨学を目的とした寄附金及び展覧会、演奏会等の開催を目的とした寄附金で全額を事業の実施に充てなければ支障を来すものについては除外する。 (間接経費の額) 第3条 受託研究費の間接経費は、直接経費の30%に相当する額を標準とする。ただし、委託者側の都合により間接経費が措置できない場合で学長がやむを得ないと認めたものについては、間接経費を減額又は免除することができる。 2 寄附金の間接経費は、寄附金の10%に相当する額を標準とする。 (間接経費の用途) 第4条 受託研究費及び寄附金に係る間接経費の用途は、次のとおりとする。 (1) 間接経費の二分の一は、教育研究活動を活性化するための経費として使用する。 (2) 間接経費の二分の一は、一般管理経費として使用する。 (その他) 第5条 この規則に定めるものの他、外部資金の間接経費に関し必要な事項は、別に定める。 附 則 この規則は、平成16年7月8日から施行する。

○東京芸術大学外部資金間接経費取扱規則に関する申合せ

平成16年7月8日
役員会申合せ

改正 平成18年3月16日

東京芸術大学外部資金間接経費取扱規則第4条第1号に規定する当該経費の二分の一は、全学的観点から教育研究経費として再配分し、残額二分の一は受託研究若しくは受託事業又は寄附金の受入れに功労のあった教員の教育研究経費として使用することができる。

附 則

この申合せは、平成16年7月8日から施行する。

附 則

この申合せは、平成18年3月16日から施行し、平成18年2月1日から適用する。

東京芸術大学外部資金間接経費取扱規則に関する申合せの一部を改正する申合せ 新旧対照表

新	旧
○東京芸術大学外部資金間接経費取扱規則に関する申合せ 東京芸術大学外部資金間接経費取扱規則第4条第1号に規定する当該経費の二分の一は、全学的観点から教育研究経費として再配分し、残額二分の一は<u>受託研究若しくは受託事業</u>又は寄附金の受入れに功労のあった教員の教育研究経費として使用することができる。 附 則 この申合せは、平成16年7月8日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この申合せは、平成18年3月16日から施行し、平成18年2月1日から適用する。</u>	○東京芸術大学外部資金間接経費取扱規則に関する申合せ 東京芸術大学外部資金間接経費取扱規則第4条第1号に規定する当該経費の二分の一は、全学的観点から教育研究経費として再配分し、残額二分の一は<u>受託研究の受託者</u>又は寄附金の受入れに功労のあった教員の教育研究経費として使用することができる。 附 則 この申合せは、平成16年7月8日から施行する。

[トップ](#) > [トピックス](#) >

藝大フレンズ

「藝大フレンズ」加入のお願い

東京芸術大学では、毎年継続的に本学の教育研究活動をご支援いただくとともに、本学の大学美術館、奏楽堂における展覧会、コンサートを楽しんでいただくために、大学サポート制度として、「藝大フレンズ」制度を創設しました。

本学では、国立大学の法人化とともに財源の確保が急務となっています。運営費の充実や教育研究費の確保のほか、老朽化した施設の整備など多くの課題を抱えています。

このため、「藝大フレンズ」の皆様には本学の実情をご理解いただくために、各種の機会を提供いたします。また、「藝大フレンズ」の皆様を対象としたイベントや講演会などの行事も企画しています。これらの機会に忌憚のないご意見を本学にお寄せいただければ幸いです。

なお、皆様からいただきました寄付（賛助金）は、大学美術館、奏楽堂の運営費のほか、大学の教育研究費、環境整備費として使わせていただく予定です。

藝大の良き理解者として本学を毎年継続的にご支援いただける方々の「藝大フレンズ」への加入をお待ちしています。

平成17年4月
東京芸術大学 学長

平山 郁夫



[パンフレットを開く\(PDF 1.15MB\)](#)

1 賛助フレンズ

「賛助フレンズ」は、大学の活動全般を財政的にサポートいただく制度で、個人と法人を単位として募集しています。個人の場合は、一口1万円から何口の寄付（賛助金）でも結構です。法人の場合は、一口10万円から何口の寄付（賛助金）でも結構です。

「賛助フレンズ」に加入された個人及び法人には、次のような機会を設けています。

- ・ 大学美術館展覧会の招待（年間何回でも鑑賞ください。）
- ・ 奏楽堂のコンサートの招待（お好みのコンサートを年1回鑑賞ください。）

2 特別賛助フレンズ

個人で10万円以上、法人で、100万円以上の寄付（賛助金）をいただいた方々は、「特別賛助フレンズ」として位置付け、次のような機会を設けています。

- ・ 大学美術館展覧会の招待（年間何回でも鑑賞ください。）
- ・ 大学美術館展覧会特別展の開会式及び特別内覧会の招待
- ・ 大学美術館主催の特別鑑賞会（アート・バイ・ナイト）の招待
- ・ 奏楽堂のコンサートの招待（お好みのコンサートを年4回鑑賞ください。）
- ・ 季刊発行の藝大広報誌「藝大通信」の送付
- ・ 特別賛助フレンズを対象とした事業報告を兼ねた本学関係者との交流会（年1回）の招待

アート・バイ・ナイト:大学美術館の一般観覧時間終了後、特別に、本学教員が直接展示作品を解説するとともに、美術館所蔵の名画等を直に見学できる特別賛助フレンズのみの夜間鑑賞会

なお、特に高額な寄付(賛助金)をいただいた方々には、特別な顕彰方法を考えています。

3 フレンズ共通

- ・ 設定された各種の機会を通じて、忌憚のないご意見を賜りますようお願いいたします。
- ・ 藝大フレンズを対象とするイベントや講演会などに参加できます。
- ・ 藝大の主催する講演会等のイベント情報を提供いたします。
- ・ ご希望の方にはEメールによるイベント情報などのお知らせをいたします。

(注)ここに記載されている全ての特典等は、寄付(賛助金)納入後1年間だけの措置です。継続するためには改めて、寄付を納入ください。

寄付金に関する税制の優遇措置について

大学にいただきました寄付金については、所得税法又は法人税法により税制の優遇措置があります。

- 個人：寄付金が1万円を超える分(ただし、年間総所得の2.5%まで)について、その年の所得から控除されます。
- 法人：寄付金は、全額損金に算入されます。

お申込は、銀行振り込み、あるいは本学の窓口で

「[お申し込み要領](#)」を参照ください。

東京藝術大学
〒110-8714
東京都台東区上野公園12-8
東京藝術大学「藝大フレンズ」担当

TEL 03-3828-1155
FAX 03-5685-7760

E-Mail friends@off.geidai.ac.jp
URL <http://www.geidai.ac.jp/>

「藝大ルネッサンス」と「藝大フレンズ」

藝大ルネッサンス

東京藝術大学は、世界トップクラスの教育研究・創作活動を展開するため、「藝大ルネッサンス2005-2006」事業を実施します。本事業にご賛同・ご支援いただける方を募集しております。

藝大フレンズ

「藝大フレンズ」は皆様からお寄せいただいた寄附(賛助金)で大学をサポートしていただく制度です。藝大フレンズの皆様には、展覧会・コンサートの無料鑑賞を含む、本学の実情をご理解いただくための機会を提供させていただきます。

■ [このページの先頭へ](#)

このページは、東京芸術大学 広報委員会が管理しています。

このページに関するお問い合わせは、toiawase@ml.geidai.ac.jpへどうぞ。
それぞれのページ内容に関するお問い合わせは、それぞれのページに表示されている問い合わせ先にご確認下さい。



「藝大フレンズ」加入のお願い

東京藝術大学では、本学の教育研究活動に変わらぬご支援をいただく一方で、本学の実情をご理解いただくために各種機会を提供する「藝大フレンズ」制度を実施しています。

本学では、2004年4月の国立大学の法人化に伴い、大学運営に係る多くの課題を抱えたなかで、財源の恒常的な確保が必須となっています。

そこで皆様から毎年継続的にご寄附（賛助金）を募り、大学美術館や奏楽堂の運営ならびに教育研究活動や環境整備の充実を図りたいと考えています。

また、「藝大フレンズ」の皆様を対象に、大学美術館や奏楽堂における展覧会やコンサートなどをお楽しみいただく企画のご案内もしています。そしてこのような機会を通じて忌憚のないご意見を本学にお寄せいただければ幸いです。

今後とも、藝大の良き理解者として本学支援の趣旨にご賛同いただき、健全な運営にご協力いただきますよう「藝大フレンズ」へのご加入を心よりお待ちしております。

平成 18 年 1 月
東京藝術大学 学長

荒田 孝平



I. 賛助フレンズ

「賛助フレンズ」は、大学の活動全般を財政的にサポートいただく制度で、個人と法人を単位として募集しています。個人の場合は、一口 1 万円から何口の寄付（賛助金）でも結構です。法人の場合は、一口 10 万円から何口の寄付（賛助金）でも結構です。

賛助フレンズに加入された個人及び法人には、次のような機会を設けています。

- ◆大学美術館展覧会への招待（年間何回でもご鑑賞ください）
- ◆奏楽堂のコンサートへの招待（お好みのコンサートを年 1 回鑑賞ください。ただしオペラ定期などの特定のコンサートを除きます）

II. 特別賛助フレンズ

個人で 10 万円以上、法人で 100 万円以上の寄付（賛助金）をいただいた方々は、「特別賛助フレンズ」として位置付け、次のような機会を設けています。

- ◆大学美術館展覧会への招待（年間何回でもご鑑賞ください）
- ◆大学美術館展覧会特別展の開会式及び特別内覧会への招待
- ◆大学美術館主催の特別鑑賞会（アート・バイ・ナイト ※）への招待
- ◆奏楽堂のコンサートへの招待（お好みのコンサートを年 4 回ご鑑賞ください。ただしオペラ定期などの特定のコンサートを除きます）
- ◆年 2 回発行の大学広報誌「藝大通信」の送付
- ◆特別賛助フレンズを対象とした事業報告を兼ねた本学関係者との交流会（年 1 回）への招待

※大学美術館の一般観覧時間終了後、特別に、本学教員が直接展示作品を解説するとともに、美術館所蔵の名画等を直に見学できる特別賛助フレンズのみの夜間鑑賞会

なお、100 万円以上の高額な寄附（賛助金）をいただいた方々は、ご了承いただければ、学内に顕彰銘板を掲示させていただきます。

III. フレンズ共通

- ◆藝大フレンズを対象とするイベントに参加いただけます。
- ◆藝大の主催する展覧会、演奏会等のイベント情報を提供いたします。
- ◆ご希望の方には E メールによりイベント情報を提供いたします。
- ◆設定された各種の機会を通じて、忌憚のないご意見を賜りますようお願いいたします。

（注） このパンフレットに記載されている全ての特典等は、寄附（賛助金）納入後 1 年間だけの措置です。継続するためには改めて、ご寄附を納入ください。

◆寄付金に関する税制の優遇措置について

大学にいただきました寄付金については、所得税法又は法人税法により税制の優遇措置があります。

◎個人：寄付金が 1 万円を超える分[※]（ただし、年間総所得の 30% まで）について、その年の所得から控除されます。

※ 平成 18 年 2 月 3 日に国会に提出された所得税法改正案の成立により、「5 千円を超える分」となる見込みです。

◎法人：寄付金は、全額損金に算入されます。

お申し込みは、銀行振り込み、あるいは本学の窓口で。
裏面「お申し込み要領」をご参照ください。

東京藝術大学

〒110-8714 東京都台東区上野公園 12-8

東京藝術大学「藝大フレンズ」担当

TEL 050-5525-2500

FAX 050-5525-2485

E-Mail friends@off.geidai.ac.jp

URL <http://www.geidai.ac.jp/>

I. 銀行振り込みの場合

藝大フレンズ制度にご賛同いただける場合は、お手数ですが下記の申込書にご記入いただき、ファクシミリ又は郵送にてお送りいただくとともに、下記銀行の指定口座にお振り込みください。

三井住友銀行の本支店から下記口座への振り込みは、手数料が無料でご利用いただけます。

他行からの振り込みの場合は、手数料がかかりますのでご了承ください。

振込先銀行・店名：三井住友銀行・東京公務部

口座番号：普通預金156527

口座名：芸大フレンズ

◆振込用紙の控えが領収書になります。「藝大フレンズ証」が届くまで保管しておいてください。藝大フレンズ証は、お手元に届くまで2週間ほどかかる場合がございます。

◆税制上の優遇措置を受ける方は、下記の申込書の「本学が発行する領収書の要否」の欄で「要」に○を付けてください。後日郵送いたします。

◆1枚の用紙による複数のお申し込みはご遠慮ください。

II. 窓口で申し込む場合

直接の申し込みは、東京藝術大学大学美術館受付又は本部事務局・藝大フレンズ担当で受け付けを行っています。特にお急ぎの場合は、ご来学の上、直接申し込まれることをお勧めします。

受付時間は次のとおりです。

◇大学美術館受付：開館日の9:30～16:30

◇本部事務局・藝大フレンズ担当：平日の9:30～12:15、
(本部事務局3階) 13:15～16:30

下記の申込書、又は窓口備え付けの用紙にご記入いただき、寄付納入後、その場で藝大フレンズ証を発行いたします。

※お申し込みから2週間たっても藝大フレンズ証がお手元に届かない場合は、お手数でも下記問い合わせ先までご連絡ください。

〒110-8714

東京都台東区上野公園12-8

東京藝術大学・藝大フレンズ担当

TEL 050-5525-2500

FAX 050-5525-2485

E-Mail friends@off.geidai.ac.jp

東京藝術大学・藝大フレンズ担当 行

FAX番号：050-5525-2485

藝大フレンズの趣旨に賛同し、下記のとおり申し込みます。

年 月 日

フレンズの種類：個人・法人	寄付金（賛助金）額	金	円也
上記金額を	年 月 日頃	銀行から振り込みます。	
住所〒	—		
電話	— —	FAX	— — Eメール・アドレス
個人（フリガナ）			
氏名	男・女	職業	
法人（フリガナ）			
法人名			
代表者	役職名	氏名	
ご担当者	役職名	氏名	
電話	— —	FAX	— — Eメール・アドレス
本学が発行する領収書の要否（要・否）			
メールマガジン配信の要否（要・否）			
<アンケート>			
「藝大フレンズ」を知ったきっかけは何ですか。			
コンサート、展覧会、Web、紹介者（ ）、その他（ ）			

※本申込書に記載された個人情報は、制度の維持、及び大学からフレンズの皆様へのお知らせに限り、利用させていただきます。

○東京芸術大学藝大フレンズ賛助金に関する要項

平成 18 年 2 月 13 日
学 長 裁 定

(目的)

第1条 この要項は、藝大フレンズ賛助金(以下「賛助金」という。)について、運用等必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要項において「賛助金」とは、東京芸術大学寄附金取扱規則(以下「規則」という。)に定める寄附金で、この要項に基づき受け入れたものをいう。

2 この要項において「口」とは賛助金の寄附を受け付ける単位をいい、個人の場合は1万円を1口とし、法人の場合は10万円を1口とする。

3 この要項において「賛助フレンズ」とは1口以上の賛助金を寄附した者をいい、「特別賛助フレンズ」とは同時に10口以上の賛助金を寄附した者をいう。

4 この要項において「フレンズ」とは、賛助フレンズ及び特別賛助フレンズをいう。

(受入れ)

第3条 賛助金への寄附申し込みについては、規則第3条に定める審査を経たものと見なすものとする。

(優遇措置等)

第4条 フレンズには、本学の活動に対する理解を促進するため、申し込みを受け付けた月の翌月から起算して12ヶ月間について、別表に定める優遇措置をするものとする。

2 フレンズに対する顕彰は、東京芸術大学特定寄附者顕彰銘板取扱要項に定めるものとする。

(賛助金の使途)

第5条 賛助金の使途は、大学美術館及び奏楽堂の運営費、大学の教育研究費、環境整備費で、学長が適当と認めたもの及び藝大フレンズの運営に要する経費とする。

2 学長は、社会連携室の議を経て前項の使途及びその使用額を決定する。

(事業報告)

第6条 学長は、各年度の終了後、フレンズに事業報告をおこなうものとする。

(賛助金の管理)

第7条 賛助金の管理は、経理責任者が行う。

(事務)

第8条 賛助金に関する事務は、学外連携・研究協力課において処理する。

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、賛助金の取扱いに関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この要項は、平成18年2月13日から施行し、平成17年4月11日から適用する。

別表（第4条第1項関係）

区分	優 遇 措 置
賛助フレンズ	大学美術館展覧会観覧料の無料
	本学が主催する奏楽堂開催演奏会の無料招待券を1枚提供
	藝大フレンズを対象とするイベントや講演会等の実施
	本学主催の講演会等のイベント情報の提供
	希望者へのEメールによるイベント情報等の提供
特別賛助フレンズ	大学美術館展覧会観覧料の無料
	大学美術館展覧会特別展の開会式及び特別内覧会への招待
	大学美術館主催の特別鑑賞会（アート・バイ・ナイト）への招待
	本学が主催する奏楽堂開催演奏会の無料招待券を4枚提供
	広報誌『藝大通信』を刊行ごとに送付
	事業報告を兼ねた本学関係者との交流会を年1回開催
	藝大フレンズを対象とするイベントや講演会等の実施
	本学主催の講演会等のイベント情報の提供
	希望者へのEメールによるイベント情報等の提供

[トップ](#) > [トピックス](#) >

藝大ルネッサンス

**藝大は世界に伍して発展する
新たな芸術の総合大学を目指します。**

謹啓

貴台にはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃から東京芸術大学の教育研究、創作活動のために格別のご支援を賜り、深く感謝申し上げます。

東京芸術大学は、創設以来100有余年にわたって、優れた人材を世に送り出すとともに、優れた芸術作品を生み出し、我が国の芸術文化活動をリードし、支えてまいりました。しかし、本学が21世紀に相応しい芸術大学として、より幅広く社会に芸術を提供し、芸術文化立国を謳う我が国の芸術創造拠点として活動するためには、新たな飛躍的な展開が必要な時期となっています。

本学は、芸術教育研究の中核的拠点として、芸術の持つ力を強く自覚し、今まで以上に現実の社会と広く接し、芸術文化とその重要性を発信していく所存であります。また、他の大学とは違った「美」の基盤構築のため、既存芸術の保存と継承は勿論、新しい多様な領域も積極的に取り込み、現在以上に横断的な教育・創作・研究活動を行い、新しい時代に相応しい優れた芸術と人材を社会に提供していく所存であります。

このようにして東京芸術大学は、本学の芸術教育の伝統と実績を継承しつつ、21世紀の芸術文化をより輝かしいものに発展させるため、平成16年度の国立大学の法人化を契機として、新たな芸術の創生を目指し、動き始めています。

これらの活動を実現するためには、多額の資金が必要となりますが、この度こうした本学の今後の教育研究活動、創作活動の展開の趣旨に賛同される諸企業、個人、教職員OB、同窓生の方々などに寄付を仰ぎ、ご後援いただくことにいたしました。

つきましては、経済情勢厳しき折誠に心苦しく存じますが、本学が自立的に活動できるよう、何卒この「藝大ルネッサンス2005-2006」事業の趣旨にご理解とご賛同を賜り、格別のお力添えをいただけますようお願い申し上げます。

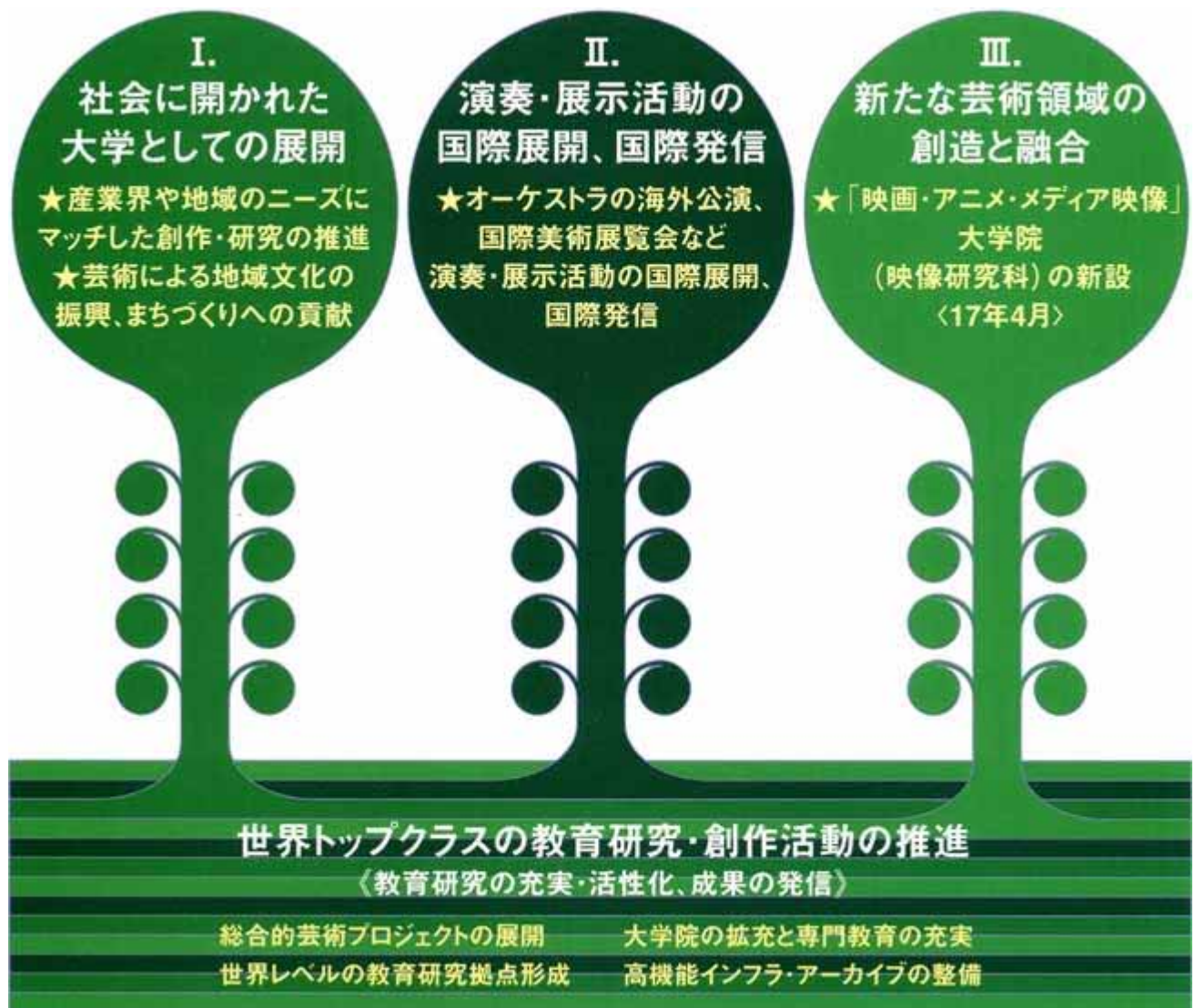
敬具

平成17年3月
東京芸術大学 学長

平山 郁夫



[パンフレットのダウンロード\(PDF 751KB\)](#)



・ 社会に開かれた大学としての展開

1. 産業界や地域のニーズに対応した創作・研究の推進

産業界や地域など大学外のニーズを幅広く受け止める体制作りを進め、こうしたニーズに対応した創作・研究を推進し、社会に貢献する。このため、大学付属の研究センターとして、アートデザインセンター、伝統工芸・地場産業振興センターなどを新設する。

2. 芸術による地域文化の振興、まちづくりへの貢献

取手アートプロジェクト(TAP、取手市)、別府アルゲリッチ音楽祭(大分県別府市)など、これまで地域と連携で進めてきたまちづくりへの貢献事業を全国に展開する。

また、芸術家村、芸術によるまちづくりなど、地方自治体と連携して、芸術を社会に還元していく新たな取り組みを推進する。

・ 演奏・展示活動の国際展開、国際発信

藝大オーケストラ等の海外での公演機会の充実を図り、国際的舞台での公演力アップを図るとともに、海外の音楽大学との交流、交歓演奏の積極的な展開を図り、世界第一級の演奏力を実現する。

また、美術分野では、海外の友好交流大学・美術館等との連携を図りつつ、海外での展覧会や創作作品・研究成果の海外発表を積極的に進め、日本美術の国際発信を図る。

・ 新たな芸術領域の創造と融合

新たな教育研究領域の拡大とともに、高度かつ専門的な職業人や研究者の養成を図るため、平成17年4月から「映画・アニメ・メディア映像」に関する大学院(映像研究科)の映画専攻を横浜市に開設するとともに、順次他の専攻を開設していく。

寄付者の顕彰について

100万円以上のご寄付を頂いた個人・法人には、感謝の意を表し、大学キャンパス内に「銘板」を設置し、ご芳名を末永く顕彰させていただきます。なお、5,000万円以上のご寄付をいただいた個人・法人には、上記の他に特別な顕彰方法を用意しています。お気軽にご相談ください。

寄付金に関する税制の優遇措置について

大学にいただきました寄付金については、所得税法又は法人税法により税制の優遇措置があります。

- 個人 : 寄付金が1万円を超える分(ただし年間総所得の25%まで)について、その年の所得から控除されます。
- 法人 : 寄付金は全額損金に算入されます。

お申込は、下記基金募金事業担当までご連絡ください。

東京藝術大学「藝大ルネサンス基金」募金事業担当室

〒110-8714 東京都台東区上野公園12-8

電話 03-3828-1155

FAX 03-5685-7760

E-mail renaissance@off.geidai.ac.jp

URL <http://www.geidai.ac.jp/>

「藝大ルネッサンス」と「藝大フレンズ」

藝大ルネッサンス

東京芸術大学は、世界トップクラスの教育研究・創作活動を展開するため、「藝大ルネッサンス2005-2006」事業を実施します。本事業にご賛同・ご支援いただける方を募集しております。

藝大フレンズ

「藝大フレンズ」は皆様からお寄せいただいた寄附(賛助金)で大学をサポートしていただく制度です。藝大フレンズの皆様には、展覧会・コンサートの無料鑑賞を含む、本学の実情をご理解いただくための機会を提供させていただきます。

■ [このページの先頭へ](#)

このページは、東京芸術大学 広報委員会が管理しています。

このページに関するお問い合わせは、toiawase@ml.geidai.ac.jpへどうぞ。

それぞれのページ内容に関するお問い合わせは、それぞれのページに表示されている問い合わせ先にご確認下さい。

○東京芸術大学藝大ルネッサンス基金に関する要項

平成 18 年 2 月 13 日
学 長 裁 定

(目的)

第 1 条 この要項は、藝大ルネッサンス基金 (以下「基金」という。) について、運用等必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要項において「基金」とは、東京芸術大学寄附金取扱規則 (以下「規則」という。) に定める寄附金で、次項で定める藝大ルネッサンス事業の支援を目的とし、寄附条件を付さずに受け入れたものをいう。

2 この要項において「藝大ルネッサンス事業」とは、次の各号に掲げる事業をいう。

(1) 社会に開かれた大学としての展開に係る事業

(2) 演奏・展示活動の国際展開、国際発信に係る事業

(3) 新たな芸術領域の創造と融合に係る事業

(受入れ)

第 3 条 基金への寄附申し込みについては、規則第 3 条に定める審査を経たものと見なすものとする。

(顕彰)

第 4 条 基金寄附者に対する顕彰は、東京芸術大学特定寄附者顕彰銘板取扱要項に定めるものとする。

(基金の用途)

第 5 条 基金の用途は、藝大ルネッサンス事業の一環として大学が実施するもの、又は、本学の役職員が実施する事業で藝大ルネッサンス事業の趣旨に合致するものと学長が認めたものの経費とする。

2 学長は、管理・運営室の議を経て前項の用途及びその使用額を決定する。

(事業報告)

第 6 条 学長は、各年度の終了後、基金寄附者に事業報告をおこなうものとする。

(基金の管理)

第 7 条 基金の管理は、経理責任者が行う。

(事務)

第 8 条 基金に関する事務は、学外連携・研究協力課において処理する。

(雑則)

第 9 条 この要項に定めるもののほか、基金の取扱いに関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この要項は、平成 18 年 2 月 13 日から施行し、平成 17 年 5 月 23 日から適用する。

○ 東京芸術大学藝大アートプラザ規則

平成17年11月17日
制 定

(趣旨)

第1条 この規則は、東京芸術大学学則第22条の規定に基づき、東京芸術大学藝大アートプラザ(以下「プラザ」という。)の目的その他必要な事項について定める。

(目的)

第2条 プラザは、本学が企画開発した作品等並びに本学の教職員、学生及び本学の卒業生が創作した作品等を社会に対して積極的に発信することにより、本学の教育研究成果を広く一般に提供するとともに、文化芸術を社会の身近なものとし、もって心豊かな生活や活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 プラザは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 本学が企画開発した作品等並びに本学の教職員及び学生が創作した作品等を展示及び頒布すること。
- (2) 本学の卒業生が創作した作品等を展示及び頒布すること。
- (3) 芸術教育に関し有用な資料を展示及び頒布すること。
- (4) その他プラザの目的を達成するための業務に関すること。

(委託)

第4条 プラザは、第3条に掲げる業務の一部又は全部を第三者に委託することができる。

- 2 プラザは、前項に基づき第三者にその業務を委託した場合、プラザの設置目的を達成するため密接に連携を図らなければならない。

(組織)

第5条 プラザに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 所長
- (2) その他必要な職員

(所長)

第6条 所長は、学長が指名する役員又は職員をもって充てる。

- 2 所長の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

(企画推進室)

第7条 プラザに企画推進室を置き、次に掲げる業務を行う。

- (1) 所長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。
 - ア プラザの管理運営に関する基本事項
 - イ プラザで展示・頒布等する芸術作品等の基本事項
 - ウ その他所長が必要と認めた事項

(2) プラザの日常的な企画・運営に関する次の事項を審議する。

ア プラザに展示及び頒布する作品等の選定

イ 本学が企画開発する作品等の立案

ウ 関係部局との調整

2 企画推進室に室長を置き、所長をもって充てる。

3 企画推進室は、室長及び次に掲げる者(以下「室員」という。)を持って組織する。

(1) 美術学部教授会構成員(大学美術館の教員を除く。)から美術学部長が推薦した教員 2 人

(2) 音楽学部教授会構成員から音楽学部長が推薦した教員 2 人

(3) 大学美術館の専任の教員(助手を除く。)から大学美術館長が推薦した教員 1 人

(4) その他室長が指名した者 若干人

4 前項の室員は、学長が任命する。

5 第 3 項に掲げる室員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、室員に欠員が生じた場合の補欠の室員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 第 4 条により、プラザの業務を委託した場合には、第 1 項第 2 号に掲げる事項を審議する際、受託者が推薦した者 1 人を参加させることができる。

(庶務)

第 8 条 プラザに関する事務は、学外連携・研究協力課で行う。

(雑則)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、プラザに関する必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成17年11月17日から施行する。

2 この規則の施行後、初めて任命される所長の任期は、第 6 条第 2 項の規定にかかわらず、平成19年 3 月31日までとし、初めて任命される室員の任期は、第 7 条第 5 項の規定にかかわらず、平成18年 3 月31日までとする。

特定寄附者顕彰銘板



東京芸術大学では、平成17年4月以降に、全学(藝大ルネッサンス、藝大フレンズ等)及び部局(学部、大学院研究科、大学美術館、演奏芸術センター等)単位の教育研究を対象とした寄附金の額が、特別な事業に関する寄附金の額を除き、同一年度内において百万円以上となった学外の方を対象として、ご芳名を銘板に刻銘し、学内のモニュメントに設置することで顕彰させていただいています。

このモニュメントは、本学美術学部の池田政治教授のデザインで、[藝大アートプラザ](#)前の中庭に設置されています。

なお、特別な事業に関する寄附金については、通常、当該事業の図録、パンフレット等にご芳名等を記載させていただいています。

- [東京芸術大学特定寄附者顕彰銘板取扱要項](#)

[トップ](#)>

東京芸術大学特定寄附者顕彰銘板除幕式の実施について

平成18年4月27日（木）に本学藝大アートプラザ・ガーデン広場において、東京芸術大学特定寄附者顕彰銘板除幕式が行われました。この銘板は、昨年度以降に本学に100万円以上の寄附をくださった方を対象に、寄附者のお名前を顕彰し、ご厚意に対して感謝の意を示すために設置しました。宮田学長の挨拶の後、寄附者の方4名と学長による除幕が行われ、本学美術学部デザイン科池田政治教授のデザインによるモニュメントに設置された銘板が姿を見せました。その後、場所を事務局に移し、寄附者の方々と本学学長・役員等との懇談会が行われました。

このモニュメントには、今後も本学に100万円以上の寄附をくださった方々を対象に、銘板を作成・設置していきます。



このページは、東京芸術大学広報委員会が管理しています。

このページに関するお問い合わせは、toiawase@ml.geidai.ac.jpへどうぞ。

それぞれのページ内容に関するお問い合わせは、それぞれのページに表示されている問い合わせ先にご確認下さい。

○東京芸術大学特定寄附者顕彰銘板取扱要項

〔平成 18 年 1 月 18 日〕
学 長 裁 定

（目的）

第 1 条 この取扱要項は、東京芸術大学特定寄附者顕彰銘板（以下「銘板」という。）の取扱いに関して必要な事項を定める。

（銘板の名称）

第 2 条 銘板の名称は、次のとおりとする。

（ 1 ）日本語名称「東京芸術大学特定寄附者顕彰銘板」

（ 2 ）英語名称「Contributors' Nameplates」

（対象者）

第 3 条 この要項により顕彰しようとする者は、全学及び東京芸術大学寄附金取扱規則（以下「規則」という。）第 2 条に定める部局単位のエ育研究を対象とした規則第 3 条に定める寄附金の額が、同一年度内において百万円以上となった学外者とする。ただし、特別な事業に関する寄附金の額は除くものとする。

（銘板の種類）

第 4 条 銘板の種類は、次の各号に掲げる寄附金の金額区分により 3 種類の大きさで作成する。

（ 1 ）百万円以上

（ 2 ）一千万円以上

（ 3 ）一億円以上

（刻銘事項）

第 5 条 銘板の刻銘は個人寄附者には氏名とし、法人寄附者には法人名とする。

（銘板作成の時期）

第 6 条 銘板は四半期毎に作成し、掲示する。

（事務）

第 7 条 銘板に関する事務は、学外連携・研究協力課において処理する。

（雑則）

第 8 条 この要項に定めるもののほか、銘板の取扱いに関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この要項は、平成 18 年 1 月 18 日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

平成17年度

○経費の節減に向けた取り組み内容とその実績・効果

1. 法人文書ファイル管理システムの外注化 (1P～6P)

文書ファイル公開のための法人文書ファイル管理システムを本学のサーバーシステムから請負者のサーバーシステムで管理運営することで、サーバーシステム装置更新経費及び管理システム費を節減が図られる。

○外注しない場合 (3,149千円)

①法人文書ファイル管理システム用サーバー	一式	891千円
②法人文書ファイル管理システム構築費		1,943千円
問い合わせサービス費 (年間)		315千円

○外注した場合 (1,533千円)

③システム利用費 (初回のみ)	1,155千円
④システム運用費 (年間)	378千円

費用節減効果 1,616千円

2. 独立行政法人との共同購入 (7P～11P)

上野公園内の独立行政法人 (東京国立博物館、国立西洋美術館) と協定を交わし、消耗品 (コピー用紙、トイレットペーパー) を共同購入することにした。

使用数量を平成17年度の実績とした場合に下記のとおり節減ができる。

○コピー用紙	603千円
○トイレットペーパー	56千円

費用節減効果 659千円

3. 本学研修施設の委託管理業務における仕様変更 (12P～20P)

那須高原研修施設管理業務の仕様内容 (清掃業務を管理業務に一本化) を見直し、管理的経費の抑制を図った。

- 平成16年度委託管理業務 8,392千円
- 平成17年度委託管理業務 6,993千円

費用節減効果 1,399千円 (16.67%節減)

4. ガス料金における経費節減のための契約変更 (21P~25P)

空調設備を稼働させるためにガスを使用しており、平成17年10月に料金規程上変更できない設備を除き、小型空調専用契約からより割安な料金体系の空調A契約に変更した。更に、平成18年10月に小型空調専用契約及び一般契約も含め契約を一本化する大口契約へ改訂することでより経費の節減を図る予定である。

- 平成17年10月以前の契約における年間料金 44,809千円
- 平成17年10月以後の契約における年間料金 42,093千円 (6.06%削減)
- 平成18年10月以後の契約における年間料金 42,060千円 (6.13%削減)

費用節減効果 2,749千円 (6.13%節減)

5. 定期刊行物等の購読料の節減

平成16年度に引き続き、平成17年度も定期刊行物、新聞、書籍の必要性を検証して、部数を削減し経費の節減を図った。

- 平成16年購入費総額 4,304千円
- 平成17年購入費総額 3,914千円

費用節減効果 390千円 (9.06%節減)

6. 郵便料金の節減 (26P~31P)

平成17年8月に郵便物の種類別により配達委託先を多様化することに伴い、宅配業者と委託契約を結び、郵便物単価の節減を図った。

情報公開法に基づく 法人文書ファイル管理システム

独立行政法人など機関の保有する文書ファイルの公開を支援します

情報公開法の施行に伴い、官公庁・自治体、独立行政法人他にとって重要な業務の一つになっている作成文書の電子化、情報公開を支援するシステムです。管理される文書情報はWeb上で検索、閲覧可能です、ローカルで文書管理としても利用することが出来ますが主にWeb情報公開に利用され、従来の高額なシステムに比較して合理的なシステムの機能と共に運用のお手伝いなどをご提案するものです。

1. 特徴

1)ホスティング形式のシステム運用

当社でサーバーを管理運用します、これまでのような運用部門との折衝予算の必要がありません。

当社のサーバーセンターで運用を行います。お客様はURLリンクを使用するだけでシステム運用の手間が一切掛かりません

2)データ投入の煩雑さは当社で解決

EXCELデータを受け取りデータベース構築を行います。これまでのような総務部でのデータ処理の知識は必要ありません。

3)全文検索データベースの優位性

自社全文検索エンジン「HiBase」の利用により他一切のソフトウェアライセンスが不要です。

4)移行

これまで利用していた文書管理簿のデータはそのまま利用、当社で稼働までサポートします。

6)機構様向け機能(複数機関の集約、個別検索)

機構機関では複数の研究所などこれまで独自に管理簿をお持ちで稼働させておられた経緯がありますが、現在機構への集中化によるコスト削減が多くの機構様で進んでいます。

機構様で研究機関のデータを集約し、研究機関指定での検索が可能な当システムではコストにも一役かっています。

2. 導入のメリット

(1)コストメリット

コストのかけられない部分には必要機能で最低限の内容がクリアできれば良いのではないのでしょうか。

(2)煩雑な作業からの開放

事務部門で担当する情報公開、システム管理の煩雑さと共にデータベースの扱いなど困難なものばかりです、EXCELのデータを提供いただくだけで稼働までホロンが作業いたします。

(3)従来システムの出力を利用

従来システムからの出力もしくは利用したEXCELファイルから読み込み直ぐに稼働を開始できます。

(4)ホスティングサービス

マシンの運用、維持の経費はとかく大きくなりがちです。マシン環境、ネットワーク環境、管理維持と当社で一切をお受けしています。最終的には元データの管理とサイトURLからのリンクで済みます、フレーム構造にすることでURLヘッダも独自のURLのままでの表示が可能です。

3. 導入実績

2005年7月時点で3機構5大学で受注稼働中(一部テスト稼働)

4. 動作環境

Webブラウザー

5. 価格

システム導入： 機構様：2100,000円
大学様：1,100,000円

運用費用： 年間ホスティング契約(360,000円)^{※④}
マシン、回線、環境等運用業務一式を請け負います。

6. お問い合わせ・資料請求

ホロン株式会社営業部

川崎市麻生区片平5-31-20

電話 044-981-1075 担当:金納(きんのう) メールによる問い合わせ

7. 実績

大学共同利用法人 情報・システム研究機構 様

大学共同利用法人 自然科学研究機構 様

大学共同利用法人 人間文化研究機構 様

国立大学法人 静岡大学 様

国立大学法人 東京芸術大学 様

国立大学法人 東京海洋大学 様

国立大学法人 群馬大学 様

国立大学法人 京都工芸繊維大学 様

他準備中

法人文書ファイル管理システムカタログ(PDF)

大学法人様向けご提案(PDF)

稼働実績のご案内(PDF)

イメージ図:検索TOP画面

御 見 積 書

平成16年9月1日

No. 0641-0131

東京芸術大学 御中

株式会社ニッセイコム

情報システム第三営業本部営業第二部

〒140-8511 東京都品川区大井1-47-1

電話 03(5742)7354

FAX 03(5742)7394

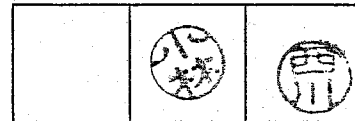
納入場所：貴学ご指定場所

納期：別途ご相談させていただきます。

お支払い条件：納入月末〆翌月末現金払い

見積有効期限：本御見積日から3週間

特記：



項	品 名	型 名	数量	単位	標準金額	御提供金額
1	法人文書ファイル管理システム用サーバ					
1	システム装置	GSJ030AA-AN21NNB	1	式	329,000	296,100
2	搬入費	SD-41C2-CCA2100	2	式	16,000	14,400
3	内蔵CD-ROM	GS-SUC5324AEX	1	式	20,000	18,000
④	内蔵DAT	GS-SUD77213QYEX	1	式	256,000	230,400
5	メモリーボード	GS-MJ7512UEX	1	式	45,000	40,500
6	15インチ液晶ディスプレイ	PC-DT3157	1	式	55,000	49,500
⑦	無停電電源装置	GH-SBU7050S	1	式	56,000	50,400
⑧	SCSIボード	GS-CS7253EX	1	式	20,000	18,000
9	無償保証期間延長（導入時より3年間）		1	式	18,000	18,000
10	設置作業		1	式	48,000	48,000
11	セットアップ作業		1	式	64,800	64,800
					927,800	
		貴学向け出精値引き			▲ 79,700	
					小計	848,100
					消費税額	42,405
					合計	890,505 ※①
御見積前提条件						
1. LAN接続に必要なLANケーブル、HUB等の機器は含んでおりませんので、現行機器のものを流用するか新規にご準備いただくこととなります。						
2. 1-11 セットアップ作業に必要な設定情報については、お客様より御提供いただくものとします。						
3. 1-11 セットアップ作業の内容は以下の通りです。						
①Windows2000Serverのインストール						
②Service Pack4の適用						
③Internet Information Serverのインストール						
4. 上記内容に変更が生じた場合には、再度お見積とさせていただきます。						
以上						
本製品または技術を国際的な平和及び安全の維持に妨げとなる使用目的を有するものに提供したり、またそのような目的に自ら使用したり、第三者に使用させたりしないようお願いいたします。 尚、輸出等される場合には、外国為替及び外国貿易法の規制等を確認の上、必要な手続きをお取りくださいますようお願いいたします。						

(別紙)

構成表

株式会社ニッセイコム
情報システム第三営業本部
営業第二部

項	品 名	型 名	概 略 仕 様	数 量	標準単価	標準金額
《機器構成》						
1 法人文書ファイル管理システム用サーバ						
1	システム装置	GSJ030AA-AN21NNB	Windows2000Server(5CAL) Pentium4 2.8GHz HDD:120GBアレイ(120GB*2(RAID1))	1	329,000	329,000
2	搬入費	SD-41C2-CCA2100	日程指定可能	2	8,000	16,000
3	内蔵CD-ROM	GS-SUC5324AEX	24倍速	1	20,000	20,000
4	内蔵DAT	GS-SUD77213QYEX	DAT72, ARCserveR11, テープメディア5巻付	1	256,000	256,000
5	メモリーボード	GS-MJ7512UEX	512MB	1	45,000	45,000
6	15インチ液晶ディスプレイ	PC-DT3157	スピーカ内蔵	1	55,000	55,000
7	無停電電源装置	GH-SBU7050S	500VA	1	56,000	56,000
8	SCSI ボード	GS-CS7253EX		1	20,000	20,000
9	無償保証期間延長(導入時より3年間)			1	18,000	18,000
10	設置作業			1	48,000	48,000
11	セットアップ作業			1	64,800	64,800
					小計	① 927,800

本見積

御 見 積 書

平成17年2月3日

No. 0641-0130-2

東京芸術大学 御中

株式会社ニッセイコム

情報システム第三営業本部営業第二部

〒140-8511 東京都品川区大井1-47-1

電話 03(5742)7354

FAX 03(5742)7894

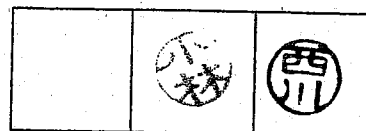
納入場所：貴学ご指定場所

納期：別途ご相談させていただきます。

お支払い条件：納入月末/翌月末現金払い

見積有効期限：本御見積日から3週間

特記：



項	品 名	型 名	数量	単位	標準金額	御提供金額
1	法人文書ファイル管理システム Windows2000Server対応版					
1	法人文書ファイル管理システム Windows2000Server対応版	SI-2341-005	1	式	1,730,000	1,350,000
2	構築サービス		1	式		500,000
3	問い合わせサービス	SD-C540R-77T1	0	年	0	0
※3項 問い合わせサービスはすでにご契約済みです。継続してご契約いただくことを前提に 今回は申し受けません。						
小計						1,850,000
消費税額						92,500
合計						1,942,500
御見積前提条件						
1. 上記金額にはハードウェアに関わる一切の費用を含んでおりません。 別途Windows2000Serverセットアップ済みのサーバをご用意いただきます。 (推奨スペックは別途ご提示させていただきます。)						
2. 上記金額でのご提供に関しましては、問い合わせサービスのご契約を前提条件とさせていただきます。						
3. 問い合わせサービスは次年度以降も継続してご契約をいただきますようお願いいたします。						
4. 1-2 構築サービスの内容は以下の通りです。 ①ご準備いただいたハードウェア環境の確認、OSの追加設定作業 ②1-1 法人文書ファイル管理システムのインストール、設定作業 ③データ移行作業 (移行用のデータはお客様にてご準備いただきます。) ④動作確認作業 ⑤設定情報の確認、システムバックアップの実施						
5. 1-3 問い合わせサービスの内容は、別途サービス仕様書によるものとします。						
						以上

本見積

御 見 積 書

平成 17年 2月 3日

HLNM - 2002312

国立大学法人 東京芸術大学

御中

以下の通りお見積もりいたします。

見積もり期限	
納品日	別途ご相談
支払条件	月末締め翌月末支払い

HOLON

ホロン株式会社
代表取締役 西村瑞夫
〒215-0023川崎市麻生区片平5-31-29

TEL044-981-1075 FAX044-981-1083

担当 金納 洋



お見積もり金額: ¥1,155,000

	品 名	個数	単 価	価 格	備 考
	法人文書管理システムODMS	1	¥1,155,000	¥1,155,000	
		①	税抜 1100000円		
小計				¥1,155,000	※③
合計				¥1,155,000	

備考:

--

共同調達に関する協定書

国立大学法人東京芸術大学、国立西洋美術館及び東京国立博物館（以下「三機関」という）は、事務の効率化・合理化を図るため、連携して共同調達を実施することとし、次の事項について合意に達したので、ここに協定書を取り交わす。

第1条 共同調達を実施する案件の選定及び調達事務の範囲は、三機関が協議するものとする。

第2条 共同調達の契約の締結及び履行にあたっては、原則として当該事務を担当する機関の会計規程等を適用するものとする。

第3条 共同調達を実施するにあたって知り得た他機関の情報等の取り扱いには、慎重を期すものとする。

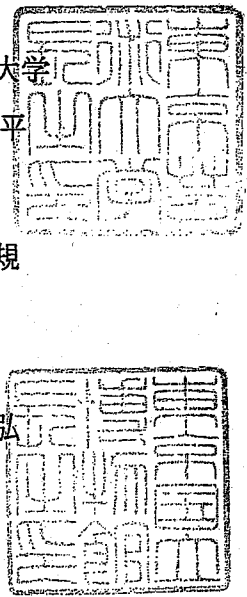
第4条 この協定の有効期間は、平成18年3月1日から平成19年3月31日までとする。
ただし、三機関とも特段に異議の無い場合には、一年ごとに自動更新するものとする。

第5条 この協定に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの協定に定めのない事項について必要がある場合には、三機関が協議して定めるものとする。

この協定書は3通作成し、三機関で記名押印の上各1通を所有するものとする。

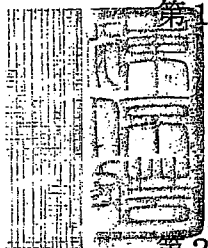
平成18年 3月 1日

国立大学法人東京芸術大学
学長 宮田 亮 平
国立西洋美術館
館長 青柳 正 規
東京国立博物館
館長 野 崎 弘



共同調達に関する覚書

国立大学法人東京芸術大学、国立西洋美術館及び東京国立博物館（以下「三機関」という）は、平成18年3月1日付け共同調達に関する協定書に付随するものとして、次のとおり合意した。

 第1条 共同調達を実施する案件の選定及び事務の範囲は、国立大学法人東京芸術大学学長宮田亮平、国立西洋美術館館長青柳正規及び東京国立博物館営業開発部長杉長敬治が協議し決定するものとする。

第2条 共同調達の契約に関する事務は、三機関が協議して案件ごとに担当する機関を決定するものとする。

第3条 契約を依頼する機関は、契約依頼書（別紙様式1）に必要事項を記入のうえ、契約を担当する機関が指定する日までに提出するものとする。

 第4条 契約を担当する機関は、契約を締結した時には、速やかに当該契約を依頼した機関に契約書の写しを送付するものとする。

第5条 この覚書に定めるもののほか、共同調達に係る詳細については、三機関が連絡を密にして、互いに協力して事務を進めるものとする。

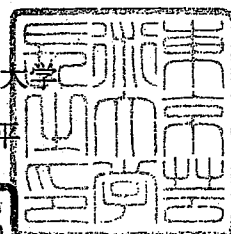
この覚書は3通作成し、三機関で記名押印の上各1通を所有するものとする。

平成18年 3月 1日



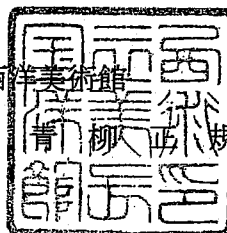
国立大学法人東京芸術大学

学長 宮 田 亮 平



国立西洋美術館

館長 青 柳 正 規



東京国立博物館

営業開発部長 杉 長 敬 治



別紙様式 1

文書番号

平成 年 月 日

機関名

職名

殿

機関名

職名

印

契約依頼書

共同調達に関する覚書に基づき、下記のとおり依頼します。

記

件 名	
規 格	
数 量	
添付書類	☐ 有 () ☐ 無
備 考	

東京芸術大学	品名		平成17年度		備考
			数量	金額	
	コピー用紙	A4	991	1,486,500	1箱 1,500円
		A3	229	435,100	1箱 1,900円
		B4	130	338,000	1箱 2,600円
		B5	46	59,800	1箱 1,300円
	計			2,319,400	
	トイレットペーパー		4,500	133,200	17.41～6.14 = 29.6円
12,912			716,616	6.15～18.1.31 = 55.5円	
計			849,816		
東京芸術大学（入札結果後）	品名		平成17年度		備考
			数量	金額	
	コピー用紙	A4	991	1,134,199	1箱 1,144.5円
		A3	229	317,394	1箱 1,386円
		B4	130	225,225	1箱 1,732.5円
		B5	46	39,847	1箱 866.25円
	計			1,716,665	
	トイレットペーパー		16,355	794,239	48.5625円
比較	品名		平成17年度		備考
			数量	金額	
	コピー用紙	A4		352,301	
		A3		117,706	
		B4		112,775	
		B5		19,953	
	計			602,735	
	トイレットペーパー			55,577	

上野地区一括契約資料

検討資料

金額は全て税込み

分類	項目	東京国立博物館		国立科学博物館		国立西洋美術館		東京芸術大学	
		契約内容	金額(千円)	契約内容	金額(千円)	契約内容	金額(千円)	契約内容	金額(千円)
		契約業者	契約方式	契約業者	契約方式	契約業者	契約方式	契約業者	契約方式
役務	清掃	館内清掃	12,537	本館庁舎等清掃業務(新宿・目黒含む)	12,390	特別清掃(休館日実施)	4,675	清掃業務	31,501
		東京ビル整美	指名	協生	一般	大光ビルサービス	指名	ジーエムシー	一般
		前庭清掃	2,070						
		東京ビル整美	随意						
		茶室清掃	3,068						
		運営協力会	随意						
	監視・警備	展示室監視・インフォメーション等	105,735	総合案内等業務	15,015	展示室等管理業務(一般清掃含)	106,585	上野地区構内警備	49,365
		フクシ・エンタープライズ	指名	フクシ・エンタープライズ	一般	協栄ビルメンテナンス	指名	太平ビルサービス	一般
		常駐警備	12,852	警備業務	16,650				
		セントラル警備保障	指名	ライジングサンセキュリティサービス	一般				
	電話交換	電話交換	8,542			構内電話交換設備保守	200	自動電話交換設備保守	441
		新生ビルテクノ	一般			電通工業	随意	電通工業	随意
	廃棄物処理	産業物処理	※1	産業物処理	※1	廃棄物処理	※1	産業物処理	※1
		鈴木商会	随意	鈴木商会	随意	田中商会	随意	山室	一般
設備	防災	火災報知器保守点検	3,990	国立科学博物館防災等保守管理(新宿・目黒含む)	94,500	設備総合保全業務	2,783	各所消防用設備及びその他設備点検業務	2,783
		能美防災	一般	太平エンジニアリング	一般	山武	一般	ニッショウ	一般
		消火栓・誘導灯等の保守点検	1,890	(上記内訳)				二酸化炭素・ハロゲン化物・窒素ガス消化設備保全業務	1,995
		小宮防災工業所	一般	防災設備点検及び保守				能美防災	随意
	空調	空調機器保守管理	9,870	昇降機設備点検及び保守		設備総合保全業務	4,178	直接吸収冷凍水機保全業務	4,178
		山武	一般	ボイラー設備点検及び保守		山武	一般	川重冷熱工業東京	随意
		冷房用冷凍機保守点検	7,875	冷凍機等整備点検及び保守		吸収式冷凍水機設備保守点検	3,549	音楽高等学校等直装吸収冷凍水機保全業務	798
		三冷社	一般	空気循環測定		三洋コマースサービス	随意	荏原冷熱システム	随意
		ボイラー保守点検	2,782	直流電源設備点検及び保守		ボイラー設備保守点検	252	大学美術館直装吸収冷凍水機保全業務	977
		東京冷機工業	一般	構内電話交換機設備点検及び保守		タクマ汎用機械	随意	三洋コマースサービス	随意
				電話交換業務				大学美術館他エント型空調調和機保全業務	916
				監視制御設備点検及び保守				新晃アトモス	随意
				建物設備の運転監視等				上野団地3'ビル'エアコン保全業務	2,216
								東京ガス都市エネルギー事業部	随意
								ボイラその他機械設備等管理業務	25,935
								日国サービス	一般
	電気設備	変電所保守点検	5,722			設備総合保全業務	2,260	非常放送設備点検業務	410
		勝田電設工業	指名			山武	一般	ホーチキ	随意
		中央監視制御装置保守点検	1,680			設備総合管理業務(一部該当)	21,735	直流電源設備点検業務	347
		勝田電設工業	指名			山武	一般	ジェーエス・エレクトロニクス東京	随意
		電気設備技術員派遣	4,977					自家発電設備点検業務	742
		東空クリーンサービス	一般					ヤマエ電気・システム東京	随意
	自動扉	自動扉保守点検	1,602			自動扉開閉装置保守点検	516		
		ナブコシステム	一般			ナブコシステム	随意		
	エレベーター	エレベーター保守点検	8,857	昇降機設備保守点検	1,871	横浜エレベータ	随意	構内エレベーター設備保全業務	8,523
		三菱ビルテクノサービス	一般			荷物用昇降機設備保守点検	1,304	日本エレベーター製造	随意
						中央エレベーター工業	随意	総面積等エレベーター設備保全業務	4,647
						新館昇降機設備保守点検	717	日本エレベーター首都圏	随意
	環境衛生管理	空気・水質・害虫等検査	3,307			設備総合保全業務	516		
		フミテック	一般			山武	一般		
	樹木	樹木剪定維持管理	6,699			植栽管理	1,875		
		小金井造園	指名			イワキランズテック	随意		
物品		トイレトペーパー	※2	トイレトペーパー	※2	トイレトペーパー	※2	トイレトペーパー	※2
		東京紙店	随意	東京紙店	随意	中庄	随意	東京紙店	随意
		コピー用紙	※3	コピー用紙	※3	コピー用紙	※3	コピー用紙	※3
		富士ゼロックス	随意	カントー	随意	カントー	随意	文松堂	随意
備考		※1 一般廃棄物1kg	15.75円	※1 一般廃棄物1kg	15.75円	※1 一般廃棄物1kg	18.54円	※1 一般廃棄物1kg	13.33円
		産業廃棄物1kg	38.02円	産業廃棄物1kg	38.02円	産業廃棄物1kg	27.81円	産業廃棄物1kg	20.89円
		※2 170m芯無	64.575円	※2 170m芯無	54.60円	※2 130m	57.75円	※2 170m芯無	55.50円
		※3 A3箱	1890円	※3 A3箱	1,738円	※3 A3箱	1,890円	※3 A3/箱	1,900円
		A4箱	707.25円	A4箱	1,449円	A4箱	1,575円	A4/箱	1,500円
		B4箱	493.75円	B4箱	2,179円	B4箱	2,415円	B4/箱	2,600円
					//	B5箱	1,197円		

(平成17年度分)

請 負 契 約 書

件 名 東京芸術大学那須高原研修施設管理業務請負

請 負 代 金 (年額) 6,993,000円也 (うち消費税額及び地方消費税額333,000円)
[毎月582,750円 (うち消費税額及び地方消費税額27,750円)]

(本契約における消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に105分の5を乗じて得た額である。)

第1条 国立大学法人東京芸術大学長 平山郁夫 (以下「甲」という。)と請負者 真栄総業株式会社代表取締役 今村 祐一郎 (以下「乙」という。)との間に於いて、上記業務について、上記の代金額で、次の条項により請負契約を締結するものとする。

第2条 乙は、東京芸術大学那須高原研修施設の教育・研修施設としての特性を十分理解し、業務の円滑な運営に資するため本契約を誠実に履行するものとする。

第3条 乙は、別紙の仕様書に基づいて、上記の請負業務を行うものとする。

第4条 この契約の有効期間は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までとする。

第5条 乙は、請負業務を行うに当たっては、関係諸法令の定めるところに従い、常に善良なる管理者の注意をもつて履行しなければならない。

第6条 乙は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、継承させ又は、請負業務を第三者に請負わせなければならない。ただし、予め甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

第7条 乙は、請負業務に従事する従業員の身元保証、健康管理及び就業に伴うすべての結果に関し、その責を負わなければならない。

第8条 甲は、乙の請負業務の内容について、実地に調査を行い、報告を求め又は、改善を指示することができる。

第9条 請負代金は、当該月検査完了後適法なる請求書を受理した日の属する月の翌月末日までに支払うものとする。

第10条 請負代金の請求書は、東京芸術大学会計課契約係に送付するものとする。

第11条 契約保証金は免除する。

第12条 乙が乙の責に帰すべき事由により、甲の施設等を滅失又は、棄損したときは、乙の負担において原状に回復させるものとする。

第13条 甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に対し契約の全部又は、一部を解除し、又は業務の停止を命ずることができる。

(1) 第7条に規定する調査の結果、乙に不正又は過誤の事実があると認められた場合、又は改善命令に服さないとき。

(2) 乙が契約、履行を放棄し、又は正当な事由なくこれを中止したとき。

(3) 乙が強制執行・仮差押・仮処分を受け、又は解散・破産・会社更生手続開始の申し立てがあったとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除し、又は業務を停止させたときは、それにより生じた乙の損害を賠償する責は負わない。

第14条 甲は、前条に規定する正当な事由に基づき契約を解除する場合は、解除しようとする日の30日前までに、乙に対し書面により通知するものとする。

2 契約の期間中、甲・乙いづれかの都合により、この契約を解除しようとするときは、3ヶ月前に書面により相手方に通知するものとする。

第15条 この契約が月の途中で解除された場合は、次の方式により行うものとする。

当該月管理業務請負代金 = $\frac{\text{管理業務請負日数}}{\text{当該月総日数}} \times \text{月額管理業務請負代金}$

上記金額に円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

第16条 甲は、乙が請負業務を行うのに必要な施設として甲が指定する場所を無償で提供する。

第17条 この契約に定める他必要な細目は、東京芸術大学会計課通則及び東京芸術大学契約規則によるものとする。

第18条 この契約について、甲・乙間に紛争が生じたときは、甲・乙協議のうえこれを解決するものとする。

第19条 この契約に定めのない事項についてこれを定める必要がある場合は、甲・乙間において協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲・乙記名押印し、双方で各1通を所持するものとする。

平成17年 2 月 18 日

甲 東京都台東区上野公園12-8

国立大学法人

東京芸術大学長 平 山 郁



乙 東京都新宿区新宿 7-26-53-713

真栄総業株式会社

代表取締役 今 村 祐一郎



仕 様 書

1. 件 名 東京芸術大学那須高原研修施設管理業務請負
2. 契約期間 平成17年4月1日～平成18年3月31日
3. 契約事項 東京芸術大学会計通則及び東京芸術大学契約規則による
4. 仕様概要 別紙のとおり
5. その他 不明の点は、係員の指示によること。

- ハ. 宿泊室等の指示及び鍵・シーツ類等を交付すること。
- ニ. 施設利用上の諸注意事項を伝達すること。
- ホ. 退所時に使用した宿泊室の確認をすること。
- ヘ. 鍵及びシーツ類等を受領すること。
- ト. 退所者の氏名を確認し、雑費等を徴収すること。
- チ. 雑費等の出納簿及び宿泊者台帳の整理をすること。

②連絡調整

- イ. 大学及び地元関係機関(町会・温泉会社・役場等)との連絡調整をすること。
- ロ. 外部からの電話受付及び該当者への取り継ぎをすること。
- ハ. 貸出用物品の整理・保管をすること。
- ニ. シーツ類についてクリーニング会社と受け渡しをすること。
- ホ. 各種メーカーの検針に立ち会い、その結果を大学に連絡すること。

③建物・備品等の保全

- イ. 建物・備品等の簡易な修理をすること。
- ロ. 給排水設備の維持保全につとめること。
- ハ. 暖房設備の点火・消火等をすること。

④警備等

- イ. 施設内の防火につとめる。
- ロ. 施設内の盗難予防をすること。
- ハ. 使用しない部屋の施錠をすること。
- ニ. 正門及び建物の出入り口の施錠・解錠をすること。
- ホ. 夜間用野外灯の点灯・消灯をすること。
- ヘ. 消灯時の建物内外の巡回をすること。
- ト. 非常時に警察・消防署等へ連絡すること。

⑤浴室の管理

- イ. 使用開始時の解錠及び終了時に施錠をすること。
- ロ. 加熱ボンプの運転管理をすること。
- ハ. 危険防止のための保全(見回りを含む)に努めること。

⑥医療

- イ. 備付救急薬品の管理及び整備(補充のための整理を含む)をすること。
- ロ. 利用者への救急薬品交付をすること。
- ハ. 急病者の応診依頼及び救急車出動依頼をすること。

⑦業務日誌

- イ. 業務日誌(別紙様式のとおり)を記入し、翌月上旬に提出すること。
- ⑧その他上記以外の軽易な業務をすること。

(2) 清掃業務

- ①作業は日常清掃を下記の要領のとおり適宜行うこと。
食堂・厨房・便所・洗面所等は衛生管理上、毎日清掃することとし、その他の箇所は週一回程度は清掃すること。なお、宿泊者が利用した宿泊室・浴室等は使用後、速やかに清掃すること。

1年間の勤務日数		249	1日	半日	74
休日の日数		42			

※1日勤務日無印、半日のみ勤務日▲、午後のみ勤務日▼、休日は●を示す。

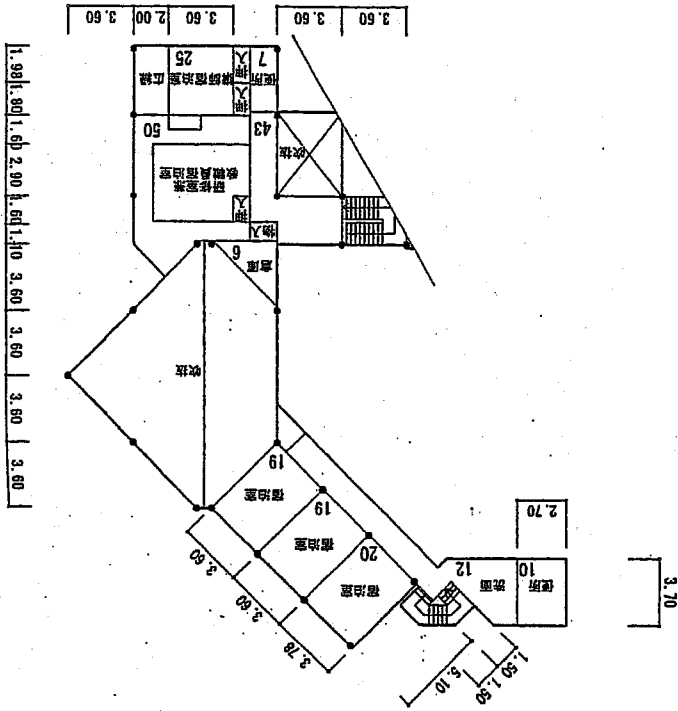
月	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日	勤務日数	休日	日数	
4月	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	19	1日	半日	3
5月	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	21	1日	半日	3
6月	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	16	1日	半日	5
7月	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	31	1日	半日	0
8月	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	31	1日	半日	0
9月	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	25	1日	半日	3
10月	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	20	1日	半日	3
11月	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	20	1日	半日	3
12月	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	16	1日	半日	7
1月	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	16	1日	半日	7
2月	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	10	1日	半日	4
3月	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	18	1日	半日	4

学校番号	0184	学校名	東京芸術大学	所在地番号	007	所在地	那須	棟番号	001
------	------	-----	--------	-------	-----	-----	----	-----	-----

図

国立大学法人等施設実態調査(様式3)

2階平面図 211m²
S=1:300



(平成16年度分)

請 負 契 約 書

件 名 東京芸術大学那須高原研修施設管理業務等請負

請 負 代 金 (年額) 8,391,600円也
(うち消費税額及び地方消費税額399,600円)

内 訳 管理業務(年額)6,962,760円也(うち消費税額及び地方消費税額331,660円)
清掃業務(年額)1,428,840円也(うち消費税額及び地方消費税額 88,040円)

発注者 国立大学法人東京芸術大学長 平山郁夫 (以下「甲」という。)&請負者 真栄総業株式会社
社代表取締役 今村 祐一郎 (以下「乙」という。)&との間において、上記業務について、上記の代金
額で、次の条項により請負契約を締結するものとする。

第1条 乙は、東京芸術大学那須高原研修施設の教育・研修施設としての特性を十分理解し、業務
の円滑な運営に資するため本契約を誠実に履行するものとする。

第2条 乙は、別紙の仕様書に基づいて、上記の請負業務を行うものとする。

第3条 この契約の有効期間は、平成16年4月1日から平成17年3月31日までとする。

第4条 乙は、請負業務を行うに当たっては、関係諸法令の定めるところに従い、常に善良なる管
理者の注意をもつて履行しなければならない。

第5条 乙は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、継承させ又は、請負
業務を第三者に請負わせなければならない。ただし、予め甲の書面による承諾を得た場合はこの限り
ではない。

第6条 乙は、請負業務に従事する従業員の身元保証、健康管理及び就業に伴うすべての結果に関
し、その責を負わなければならない。

第7条 甲は、乙の請負業務の内容について、実地に調査を行い、報告を求め又は、改善を指示す
ることができる。

第8条 請負代金は、当該月検査完了後適法なる請求書を受理した日の属する月の翌月末日までに
支払うものとする。

2 前項の当該月分請負代金については、次のとおりとする。

(1) 管理業務 毎月580,230円 (うち消費税額及び地方消費税額27,830円)

(2) 清掃業務 毎月119,070円 (うち消費税額及び地方消費税額 5,670円)

3 本契約における消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税
法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に105分の5を乗じて得た額である。

第9条 請負代金の請求書は、東京芸術大学会計課契約係に送付するものとする。

第10条 契約保証金は免除する。

第11条 乙が乙の責に帰すべき事由により、甲の施設等を滅失又は、棄損したときは、乙の負担
において原状に回復させるものとする。

第12条 甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に対し契約の全部又は、一部を解除し、又は業務の停止を命ずることができる。

(1) 第7条に規定する調査の結果、乙に不正又は過誤の事実があると認められた場合、又は改善命令に服さないとき。

(2) 乙が契約の履行を放棄し、又は正当な事由なくこれを中止したとき。

(3) 乙が強制執行・仮差押・仮処分を受け、又は解散・破産・会社更生手続開始の申し立てがあったとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除し、又は業務を停止させたときは、それにより生じた乙の損害を賠償する責は負わない。

第13条 甲は、前条に規定する正当な事由に基づき契約を解除する場合は、解除しようとする日の30日前までに、乙に対し書面により通知するものとする。

2 契約の期間中、甲・乙いづれかの都合により、この契約を解除しようとするときは、3ヶ月前に書面により相手方に通知するものとする。

第14条 この契約が月の途中で解除された場合は、次の方式により行うものとする。

当該月管理業務等請負代金 = $\frac{\text{管理業務等請負日数}}{\text{当該月総日数}} \times \text{月額管理業務等請負代金}$

上記金額に円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

第15条 甲は、乙が請負業務を行うのに必要な施設として甲が指定する場所を無償で提供する。

第16条 この契約に定める他必要な細目は、東京芸術大学会計通則及び東京芸術大学契約規則によるものとする。

第17条 この契約について、甲・乙間に紛争が生じたときは、甲・乙協議のうえこれを解決するものとする。

第18条 この契約に定めのない事項についてこれを定める必要がある場合は、甲・乙間において協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲・乙記名押印し、双方で各1通を所持するものとする。

平成 16 年 4 月 1 日

甲 東京都台東区上野公園12-8

国立大学法人

東京芸術大学長 平 山 郁



乙 東京都港区新宿 7-26-53-713

東京芸術大学

代表取締役

今 村 祐一



(5) 警備等

- イ. 施設内の防火につとめる。
- ロ. 施設内の盗難予防をすること。
- ハ. 使用しない部屋の施錠・解錠をすること。
- ニ. 正門及び建物の出入り口の施錠・解錠をすること。
- ホ. 夜間用野外灯の点灯・消灯をすること。
- ヘ. 消灯時の建物内外の巡回をすること。
- ト. 非常時に警察・消防署等へ連絡をすること。
- (6) 浴室の管理
 - イ. 使用開始時の解錠及び終了時に施錠施設をすること。
 - ロ. 加熱ポンプの運転管理をすること。
 - ハ. 危険防止のための保全（見回りを含む）に努めること。
- (7) 医療
 - イ. 備付救急薬品の管理及び整備（補充のための整理を含む）をすること。
 - ロ. 利用者への救急薬品交付をすること。
 - ハ. 急病者の応診依頼及び救急車出動依頼をすること。

(8) その他上記以外の軽易な業務をすること。

(9) 管理業務を行うに必要な施設・備品・消耗品等について、大学が必要と認めたものについては、本学がこれを負担するものとする。

3. その他

この管理業務について必要な細目は、東京芸術大学会計通則及び東京芸術大学契約規則によるものとし、その他不明な点は、係員の指示によるものとする。

東京芸術大学那須高原研修施設管理業務仕様書

1. 基本方針

- (1) 管理業務は、24時間体制を取るものとする。ただし、午後11時から午前7時までは仮眠時間とする。
- (2) 管理業務を遂行するにあたっては、本学が委託する業務の総括責任者を含み1名以上配置するものとする。
- (3) 管理業務については、大学の指示または助言により実施するものとする。
- (4) 本学施設の特長性を考慮し、要員は厳選して配置するものとし、日常の訓練にも留意のうえ業務を遂行するものとする。

2. 管理業務の内容

(1) 総括管理

イ. 大学が委託する業務の総括及び清掃業務との連絡調整。

(2) 利用者の入、退所

イ. 大学からの利用予定者の連絡に基づいて、宿泊室・アトリエ・音楽ホール・研修室等の割り振り表を作成すること。

ロ. 利用者から使用許可証を受取り確認すること。

ハ. 割り振り表により宿泊室等の指示及びびシーツ類・鍵等交付をすること。

ニ. 施設利用上の諸注意事項を伝達すること。

ホ. 退所時に使用した宿泊室の確認をすること。

ヘ. シーツ類・鍵等の返却受領をすること。

ト. 退所者の氏名を確認すること。

チ. 宿泊者台帳の整理をすること。

(3) 連絡調整

イ. 大学及び地元関係機関（町会・温泉会社・役場等）との連絡調整をすること。

ロ. 外部からの電話受付及び該当者への取り継ぎをすること。

ハ. 貸出用物品の整理・保管をすること。

ニ. 使用済及びクリーニング済のシーツ類についてクリーニング会社と受け渡しをすること。

ホ. 各種メーカーの検針に立ち会い、その結果を大学に連絡をすること。

(4) 建物・備品等の保全

イ. 建物・備品等の簡易な修理をすること。

ロ. 給排水設備の維持保全につとめること。

ハ. 暖房設備の点火・消火等をすること。

東京芸術大学那須高原研修施設清掃業務仕様書

- ホ. 広縁 (32.10㎡図面塗り部分)
- ヘ. 便所 (15.30㎡図面塗り部分)
- ト. 廊下・談話コーナー・階段 (51.40㎡図面塗り部分)
- チ. 洗面所 (12.10㎡図面塗り部分)
- リ. 講師宿泊室側バルコニー (16.43㎡図面塗り部分)

(1)・(2)の計 803.13㎡

- (3) 以上803.13㎡について毎日・隔日・週1回の清掃区分(区分表は別紙のとおり)により日常清掃を行う。

3. 作業時間

- (1) 火曜日の午後、水曜日、年末年始の休日(12月29日～1月3日)を除き10時から16時までの間に作業を行う。ただし7月から9月までの間については火曜日の午後、水曜日についても作業を行うものとする。

- (2) 上記(1)以外の日時に代替作業を行う必要が生じた時は、係員の指示に従うものとする。

- (3) 汚れの甚だしい時はその都度行うものとする。

4. 作業内容

- (1) 作業は日常清掃のみとする。

イ. 床面清掃

- ア. 弾性材床……自在帯ではいて、化学モップ拭(汚れが甚だしい時は水拭き又は洗剤で拭き取る)

- イ. コンクリート・石・モルタル塗床……帯ではいて水打

- ウ. 木床……化学モップ拭(汚れが甚だしい時は油性ワックスで拭き白バットで研磨する)

- エ. タタミ床……自在帯ではいて水雑巾で拭きあげる。

- オ. 洗面所・トイレ部分……水洗いのうえモップで拭きとり更に乾いたモップで仕上げる。

- カ. 鏡・手洗器・便器……適性洗剤を用いて汚れを取り去ること。

- キ. 吸い殻捨て灰皿清掃

- ク. 吸い殻は必ず水かけし、防火上万全の処理をしてから所定の場所へ捨てること。

- コ. 灰皿は洗浄の後空拭きすること。

ハ. 塵芥処理

- ア. 屑箱のごみ等は所定の場所へ搬出のうえ清掃すること。
- イ. 可燃塵芥については焼却し、また不燃塵芥については町役場指定の塵芥停留所まで搬出すること。

1. 基本方針

- (1) 施設の各材質の特性を充分検討のうえ最適な清掃資材を使用する。
- (2) 施設の特長性を考慮し、作業員の献達はもとより、日常の訓練にも留意して業務を行う。

- (3) 貸与した鍵は、慎重に取り扱い業務を遂行するために必要な時間と場所に限り使用する。

- (4) 清掃業務の実施にあたっては、大学の指示助言を受けるほか、管理業務総括責任者と連携して行う。

- (5) 用水、電力の使用は必要最少限にとどめること。

2. 作業範囲

(1) 1階部

- イ. 玄関口 (42.48㎡図面塗り部分)

- ロ. 下足室 (4.10㎡図面塗り部分)

- ハ. 図書・資料室 (18.30㎡図面塗り部分)

- ニ. 音楽ホール兼食堂 (112.30㎡図面塗り部分)

- ホ. 厨房 (19.00㎡図面塗り部分)

- ヘ. 便所 (10.00㎡図面塗り部分)

- ト. 洗面所 (12.10㎡図面塗り部分)

- チ. 浴室 (21.00㎡図面塗り部分)

- リ. 脱衣室 (14.80㎡図面塗り部分)

- ヌ. 脱衣室前廊下 (9.10㎡図面塗り部分)

- ル. 玄関ホール・廊下 (98.80㎡図面塗り部分)

- オ. 洗面所横階段 (7.00㎡図面塗り部分)

- ワ. アトリエ兼研修室 (55.70㎡図面塗り部分)

- カ. アトリエ側バルコニー (13.38㎡図面塗り部分)

- コ. 音楽ホール側バルコニー (85.68㎡図面塗り部分)

- ク. 宿泊室 (38.70㎡図面塗り部分)

(2) 2階部

- イ. 講師宿泊室 (18.20㎡図面塗り部分)

- ロ. 研修室兼教職員宿泊室 (24.30㎡図面塗り部分)

- ハ. 宿泊室 (57.90㎡図面塗り部分)

- ニ. 宿泊室側バルコニー (12.96㎡図面塗り部分)

日常清掃の毎日・隔日・週1回清掃区分表

区 場	分 所	毎 日	隔 日	週 1 回	毎日清掃換算
(1 階 部)		m ²	m ²	m ²	m ²
玄 関	口	42.48			42.48
下 足	室		4.10		2.05
図 書・資 料 室				18.30	2.96
音 楽ホー ル兼食 堂		112.30			112.30
厨 房		19.00			19.00
便 所		10.00			10.00
洗 面		12.10			12.10
浴 室		21.00			21.00
脱 衣 室		14.80			14.80
脱 衣 室 前 廊 下			9.10		4.55
玄 関ホー ル・廊 下			98.80		49.40
洗 面 所 横 階 段			7.00		3.50
ア トリエ 兼 研 修 室				55.70	9.02
ア トリエ 側バル コニー				13.38	2.16
音 楽ホー ル側バ ルコニー				85.68	13.88
宿 泊 室			38.70		19.35
(2 階 部)					
広 縁			32.10		16.05
便 所		15.30			15.30
廊 下・談 話コー ナー・階 段			51.40		25.70
洗 面 所		12.10			12.10
講 師宿 泊室側 バルコ ニー				16.43	2.66
講 師 宿 泊 室			18.20		9.10
研 修室兼 教職員 宿泊室			24.30		12.15
宿 泊 室			57.90		28.95
宿 泊室側 バルコ ニー			12.96		6.48
計		259.08	354.56	189.49	467.04

803.13m²

二. 机・椅子の除塵

a. 研修室、食堂等の机、椅子は毛バタキをかける。汚れの甚だしいものは適宜に乾布、湿布又は化学雑巾で拭きあけること。

ホ. 玄関マット清掃

a. 隙間の塵埃を除去した後水洗いすること。

ヘ. 足拭マット清掃

a. 電気掃除機で吸塵すること。

ト. 階段・手摺清掃

湿布で拭きあげる。汚れの甚だしい場合は適性洗剤を用いて清掃すること。

チ. 浴室清掃

a. 浴槽の湯水を流し、デッキブラシ等で磨くこと。

b. 排水口の点検清掃をすること。

リ. 排水口・目皿・ルーフトレイン

a. 適宜に行うこと。

ヌ. その他

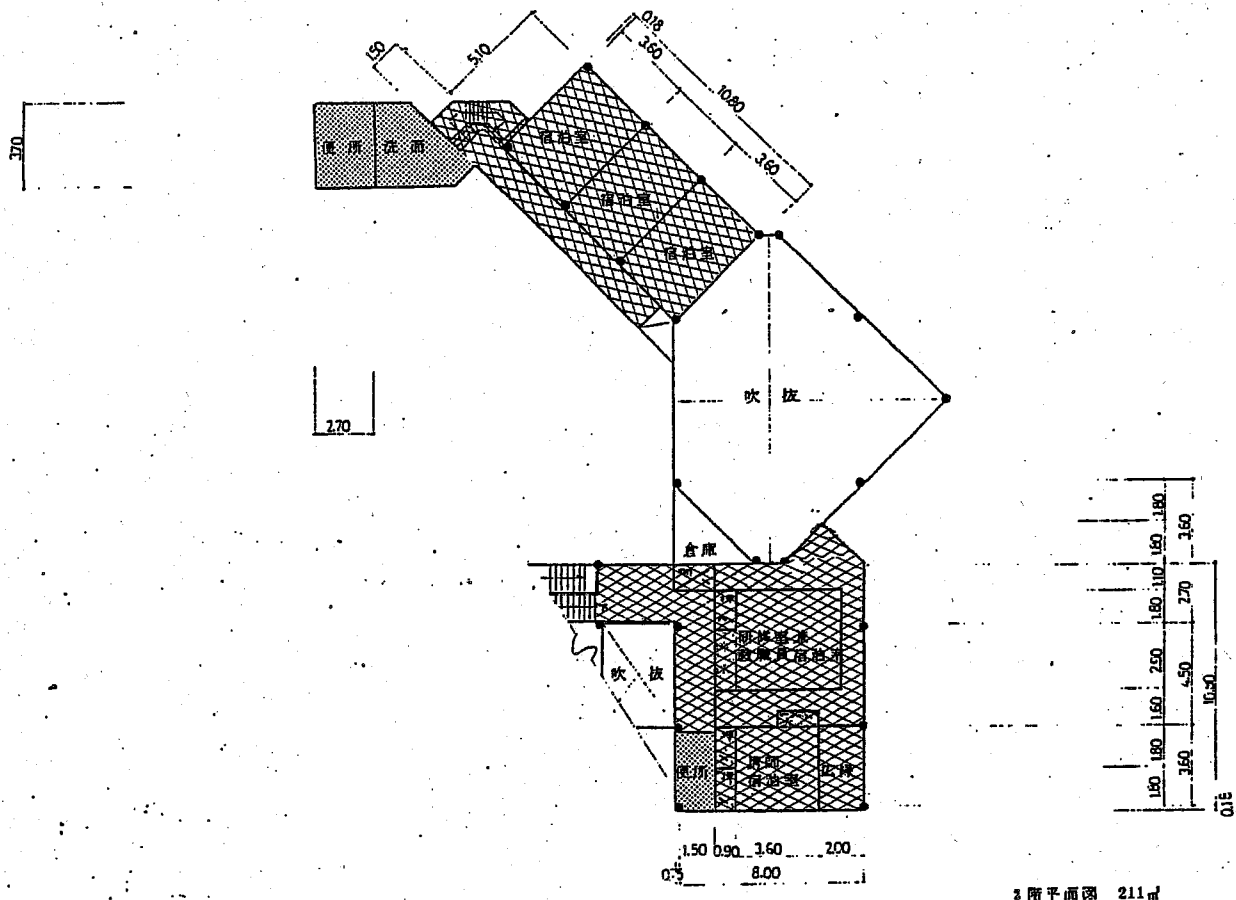
a. 係員の指示に従うこと。

(2) 窓ガラス清掃その他特別な清掃は別途に契約するものとする。

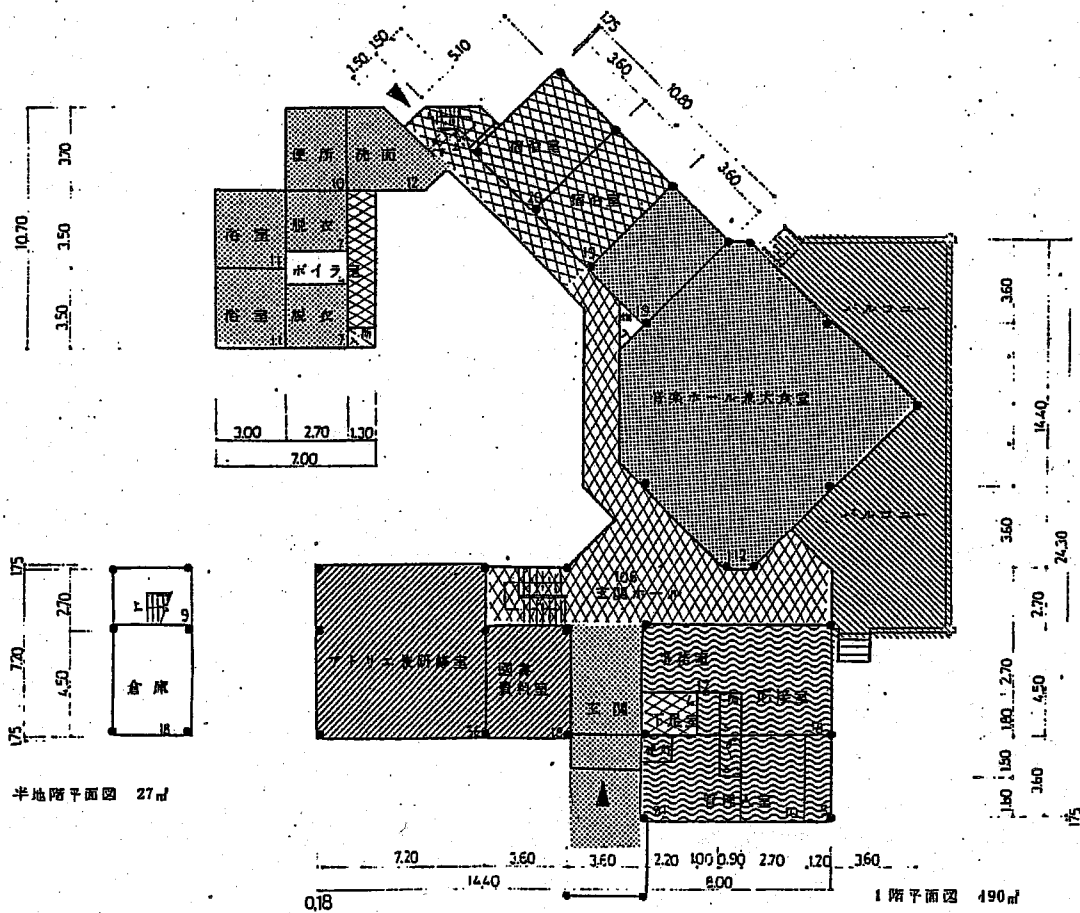
5. 清掃に要する備品、消耗品等については、本学がこれを負担するものとする。

6. その他

この清掃業務について必要な細目は、東京芸術大学会計通則及び東京芸術大学契約規則によるものとし、その他不明な点は、係員の指示によるものとする。



那須高原研修施設 No. 2



- 隔日清掃
- 週1回清掃
- 請負業務を行うために必要な施設として使用させる場所

S = 1 : 200

728
534

ガス需給契約書〔空調用A契約（選択約款）〕

国立大学法人東京芸術大学（以下「甲」という。）と東京ガス株式会社（以下「乙」という。）は、甲の東京芸術大学のガスの需給について空調用A契約（選択約款）にもとづき次のとおり契約を締結する。

項 目		熱 量	46.04655 MJ
契 約 使 用 量 等	契 約 使 用 可 能 量	552	m ³
	契 約 年 間 使 用 量	550,000	m ³
	契 約 年 間 引 取 量	385,000	m ³
	契 約 月 平 均 使 用 量	45,833	m ³
	契 約 年 間 負 荷 率	100	%
	年 月 (検 針 月)	契 約 月 別 使 用 量	
	17 年 11 月	26,000	m ³
	年 12 月	25,000	m ³
	18 年 1 月	42,000	m ³
	年 2 月	55,000	m ³
	年 3 月	46,000	m ³
	年 4 月	40,000	m ³
	年 5 月	20,000	m ³
	年 6 月	18,000	m ³
	年 7 月	56,000	m ³
	年 8 月	90,000	m ³
	年 9 月	66,000	m ³
	年 10 月	66,000	m ³
需 給 場 所		東京都台東区上野公園12-8	
契 約 有 効 期 間		平成 17 年 10 月 4 日から 平成 18 年 10 月 の定例検針日まで	
定 例 検 針 日		原則として毎月第 1 営業日とする。	

上記契約を主契約とし、付帯契約として以下の契約を締結する。

付 帯 契 約	適用なし
------------------	------

1. 本契約の締結により、平成16年 9月24日付で締結したガス需給契約書は、本契約の契約有効期間開始と同時にその効力を失うものとする。
2. 本契約の有効期間満了の1か月前までに、甲・乙双方において何等の申出がない場合は、本契約は満了の翌日から更に1か年有効とし、その後の期間についても同様とする。
3. 甲の年間実績使用量が適用条件を満たさなかった場合、甲は空調用A契約（選択約款）または、各付帯契約（選択約款）に定める精算額を乙に支払うものとする。
4. 本契約に記載されていない事項については、乙の空調用A契約（選択約款）・各付帯契約（選択約款）および乙の一般ガス供給約款による。

上記契約締結の証として本書2通を作成し、甲・乙各その1通を保有する。

平成17年 9月27日

需要者（甲） 東京都台東区上野公園12番8号

国立大学法人 東京芸術大学長

平山 郁夫

供給者（乙） 東京都新宿区西新宿3-7-1

東京ガス株式会社
都市ガス部 企画部長 原文比呂

00120431 (310600310) 3

覚 書

国立大学法人東京芸術大学（以下「甲」という。）と東京ガス株式会社（以下「乙」という。）は、平成17年9月27日付による甲の東京芸術大学のガス需給契約書（以下「ガス需給契約書」という。）に付帯して、次のとおり契約する。

1. ガス需給契約書に係わる取引用ガスメータは、次のとおりといたします。

ガスメータの種類	ガスメータの番号	ガスメータの種類	ガスメータの番号
NB 5.0	912796928		
NS 15.0	024941898		
NS 16.0	909895126		
NSP 40.0	044847223		
NSP 40.0	032860191		
NB 7.0	932836893		
NSP 100.0	953857003		
NSP 100.0	903857000		
NSP 65.0	903856000		
NSP 40.0	963854002		
NSP 100.0	979941869		
NSP 40.0	044847205		
NS 15.0	004844369		
NS 15.0	022945158		
NBP 6.0	966815007		
NSP 65.0	976934024		
RMB 400.0	830000004		
NSP 65.0	047888533		
NP 90.0	022979592		
以下余白			

2. 本覚書の有効期間は、ガス需給契約書と同様といたします。
ただし、有効期間内に取引用ガスメータの変更があった場合は、変更の日をもって本覚書は無効とし、変更の日の翌日から新たな覚書を締結するものといたします。
上記覚書締結の証として本書2通を作成し、甲・乙各その1通を保有する。

平成17年9月27日

需要者（甲） 東京都台東区上野公園12番8号

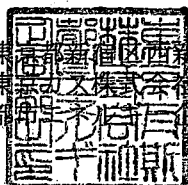
国立大学法人 東京芸術大学長

平山郁夫



供給者（乙） 東京都新宿区西新宿3-7-1

東京ガス株式会社 企画部長 原文



ガス料金契約更改に関するご案内

いつも東京ガスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
平成17年1月1日の新しい選択約款ガス料金単価で試算しました。ご案内をさせていただきます。
引き続き東京ガスをご利用いただけますよう、宜しくお願い申し上げます。

■現在のご契約内容

ご契約種 空調A契約、小型空調専用契約、一般
ガス需給契約期間 平成16年10月から1年間

<空調A契約料金内訳> (税込)	
定額基本料金 - その他期(円/8ヶ月)	378,000
定額基本料金 - 冬期(円/4ヶ月)	210,000
流量基本料金 - その他期(円/8ヶ月)	2,224,404
流量基本料金 - 冬期(円/4ヶ月)	2,499,588
基本料金 計(円/年)	5,311,992
従量料金単価 (円/m ³)	その他期 35.12 冬期 37.43
年間ガス使用量 計 (m ³ /年)	428,309
ガス料金 計(円/年)	20,660,550
平均単価(円/m ³)	48.24

<小型空調専用契約A料金内訳> (税込)	
定額基本料金(円/12ヶ月)	30,845
従量料金単価 (円/m ³)	その他期 61.45 冬期 77.04
年間ガス使用量 計 (m ³ /年)	264,560
ガス料金 計(円/年)	17,809,991
平均単価(円/m ³)	67.32

<一般料金内訳> (税込)	
定額基本料金(円/12ヶ月)	165,438
従量料金単価 (円/m ³)	86.55
年間ガス使用量 計 (m ³ /年)	71,328
ガス料金 計(円/年)	6,338,876
平均単価(円/m ³)	88.87

年間ガス使用量 合計 (m ³ /年)	764,197
ガス料金 合計(円/年)	44,809,417 ①
平均単価(円/m ³)	58.64

(注) 上記単価は2005年1月の単価にて試算しています。

更改案

■平成17年10月ご契約 (案1)

ご契約種 空調A契約、一般
 ガス需給契約期間 平成17年10月から1年間

<契約料金内訳> (税込)

空A年間ガス使用量 計 (m ³ /年)	692,869
ガス料金 計(円/年)	35,753,870
平均単価(円/m ³)	51.60
一般年間ガス使用量 計 (m ³ /年)	71,328
ガス料金 計(円/年)	6,338,876
平均単価(円/m ³)	88.87
年間ガス使用量 合計 (m ³ /年)	764,197
ガス料金 合計(円/年)	42,092,746 ②
平均単価(円/m ³)	55.08

①-②=▲2,716,671

<付帯契約料金/長期割引>

契約最大使用量1m³/につき (-63.00円/m³、月) ~~1~~ -449,820

<契約条件と課題>

1. 空調系を一契約に総合化(基本料金はGHP+吸収式の機器定格能力)
2. 空A契約は機器の増設また撤去時に契約書類を取り交わすため煩雑
3. 一般料金は変更なし

■平成18年10月ご契約 (案2)

ご契約種 大口標準契約(中圧)[高負荷]
 ガス需給契約期間 平成18年10月から1年間

<大口標準契約料金内訳> (税込)

定額基本料金 - (月)	252,000.00
流量基本料金 - (月)	453,600.00 900m ³ /H
契約最大需要期 (MAX月)	475,917.75
基本料金合計 - (年間)	14,178,213.00
従量料金単価 (円/m ³)	36.735
高負荷率割引 (7~8月=181,438m ³ -1.050円/m ³)	-190,509.90
年間ガス使用量 計 (m ³ /年)	764,197
ガス料金 計(円/年)	42,060,480 ③
平均単価(円/m ³)	55.04

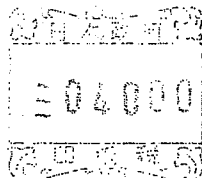
②-③=▲32,266

<付帯契約料金/長期割引>

従量料金から (-0.525円/m ³ 、月) 1	-401,203
平均単価(円/m ³)	54.51

<契約条件と課題>

1. 大口契約 (流量基本料金=最大流量は負荷計測器の合計値)
2. 負荷計測器本体は当社負担、取付け工事費はお客様負担で取付け時期が未定? (参考:取付け箇所25、工期7日間、取付け費用は別途)
3. ガスメーターの検針日が月始めから月末へ変更(請求日が変わる)
4. ガス原料価格、単価の算定が変更となる。
5. 大口契約の履行状況で補償料請求がある。



運送請負契約書

請負の表示

佐川飛脚メール便

発注者 国立大学法人東京芸術大学長 平山郁夫（以下「甲」という。）と請負者 佐川急便株式会社代表取締役会長兼社長 栗和田榮一 代理人関東支社取締役副社長支社長 平間正一（以下「乙」という。）との間に、佐川飛脚メール便による荷物の運送について、以下の条項により運送請負契約を締結するものとする。

第1条 乙は、甲の依頼に基づき、甲の指定する者に対し、佐川飛脚メール便による荷物の運送業務を行うものとする。

2 佐川飛脚メール便とは、雑誌やカタログ等、特に受領印を必要としない荷物をポストインで配送するサービス商品をいう。

第2条 佐川飛脚メール便の単価（消費税及び地方消費税は含まない。）は、次のとおりとする。

(1) 300gまで 90 円（税抜き）

(2) 500gまで 180 円（税抜き）

(3) 1kgまで 300 円（税抜き）

2 消費税及び地方消費税は、部局毎の1ヶ月分合計金額に105分の5を乗して算出する。

3 本契約における消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び83の規定に基づいたものである。

第3条 佐川飛脚メール便において取り扱いえないものは、次のとおりとする。

郵便法第5条規定の信書、現金、小切手、再発行困難、及び再生不可能なもの、危険品、貨幣、有価証券、代替品のないもの及び公序良俗に反するもの。

第4条 損害賠償について、補償限度額は運送料金相当額とする。内容品の保障はないものとする。

第5条 乙は、甲の事務局総務課総務係、美術学部庶務係、音楽学部庶務係、附属図書館総務係、大学美術館企画・管理係において集荷を行うものとする。なお、当該集荷時間は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

第6条 運賃、料金等の請求は、1ヶ月毎に部局別に集計し、請求書は、事務局会計課契約係、美術学部会計係、音楽学部会計係、附属図書館総務係、大学美術館企画・管理係へ送付するものとする。

第7条 甲は乙から適法な請求書を受理したときは、受理した日の属する月の翌月末日までに支払うものとする。

第8条 契約保証金は、免除する。

第9条 この契約の有効期間は、平成17年 8月 1日から平成18年 3月31日までとする。
ただし、双方から期間満了1ヶ月前までに特段の申し出が無い場合は、その期間をさらに1年間

延長するものとする。その後もこれを繰り返すものとする。

第10条 乙は、この契約に関連し業務上知り得た機密を第三者へ洩らしてはならない。当該機密を公表する必要がある場合には、相手方の文書による許諾を得なければならない。

第11条 この契約に定める他必要な細目は、東京芸術大学会計通則及び東京芸術大学契約規則によるものとする。

第12条 この契約について甲乙間に紛争が生じたときは、両者相互に協議のうえ選定した公正な第三者の裁定により、これを解決するものとする。

第13条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈に疑義を生じたときは、その都度甲乙誠意をもって協議のうえ解決に当たるものとする。

上記契約の成立を証するため発注者・請負者は次に署名し捺印するものとする。

この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

平成 17 年 8 月 1 日

甲 東京都台東区上野公園 12-8
国立大学法人
東京芸術大学長

平 山 郁



乙 京都市南区上鳥羽角田町 68 番地
佐川急便株式会社
代表取締役会長兼社長

栗和田 榮一

代理人 東京都江東区新砂 2-1-1
佐川急便株式会社関東支社
取締役副社長支社長

平 間 正



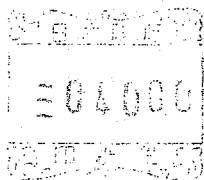
料金比較（カタログ比較）

重量（g）	飛脚メール便
300 gまで	94.5 円
500 gまで	189 円
1 kgまで	315 円

重量（g）	クロネコメール便
50 gまで	80 円
100 gまで	110 円
300 gまで	160 円
600 gまで	210 円
1 kgまで	310 円

重量（g）		郵便料金
定形	25 gまで	80 円
	50 gまで	90 円
	50 gまで	120 円
	75 gまで	140 円
定形外	100 gまで	160 円
	150 gまで	200 円
	200 gまで	240 円
	250 gまで	270 円
	500 gまで	390 円
	750 gまで	580 円
	1 kgまで	700 円

※ 税込み価格



運送請負契約書

請負の表示

佐川ゆうメール

発注者 国立大学法人東京芸術大学長 平山郁夫（以下「甲」という。）と請負者 佐川急便株式会社代表取締役会長兼社長 栗和田榮一 代理人関東支社取締役副社長支社長 平間正一（以下「乙」という。）との間に、佐川ゆうメールによる荷物の運送について、以下の条項により運送請負契約を締結するものとする。

第1条 乙は、甲の依頼に基づき、甲の指定する者に対し、佐川ゆうメールによる荷物の運送業務を行うものとする。

2 佐川ゆうメールとは、甲が乙に預けたメール便を、乙が差出人となって日本郵政公社に差し出し、日本郵政公社が冊子小包として配送するサービス商品をいう。

第2条 佐川ゆうメールの単価（消費税及び地方消費税は含まない。）は、次のとおりとする。

(1)	50gまで	60 円（税抜き）
(2)	100gまで	65 円（税抜き）
(3)	150gまで	70 円（税抜き）
(4)	200gまで	75 円（税抜き）
(5)	250gまで	80 円（税抜き）
(6)	300gまで	90 円（税抜き）
(7)	500gまで	120 円（税抜き）
(8)	1kgまで	180 円（税抜き）

2 消費税及び地方消費税は、部局毎の1ヶ月分合計金額に105分の5を乗して算出する。

3 本契約における消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び83の規定に基づいたものである。

第3条 佐川ゆうメールにおいて取り扱えないものは、次のとおりとする。

郵便法第5条規定の信書、現金、小切手、再発行困難、及び再生不可能なもの、危険品、貨幣、有価証券、代替品のないもの及び公序良俗に反するもの。

第4条 損害賠償について、補償限度額は運送料金相当額とする。内容品の保障はないものとする。

第5条 乙は、甲の事務局総務課総務係、美術学部庶務係、音楽学部庶務係、附属図書館総務係、大学美術館企画・管理係において集荷を行うものとする。なお、当該集荷時間は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

第6条 運賃、料金等の請求は、1ヶ月毎に部局別に集計し、請求書は、事務局会計課契約係、美術学部会計係、音楽学部会計係、附属図書館総務係、大学美術館企画・管理係へ送付するものとする。

第7条 甲は乙から適法な請求書を受理したときは、受理した日の属する月の翌月末日までに支払うものとする。

第8条 契約保証金は、免除する。

第9条 この契約の有効期間は、平成17年 8月 1日から平成18年 3月31日までとする。

ただし、双方から期間満了1ヶ月前までに特段の申し出が無い場合は、その期間をさらに1年間延長するものとする。その後もこれを繰り返すものとする。

第10条 乙は、この契約に関連し業務上知り得た機密を第三者へ洩らしてはならない。当該機密を公表する必要がある場合には、相手方の文書による許諾を得なければならない。

第11条 この契約に定める他必要な細目は、東京芸術大学会計通則及び東京芸術大学契約規則によるものとする。

第12条 この契約について甲乙間に紛争が生じたときは、両者相互に協議のうえ選定した公正な第三者の裁定により、これを解決するものとする。

第13条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈に疑義を生じたときは、その都度甲乙誠意をもって協議のうえ解決に当たるものとする。

上記契約の成立を証するため発注者・請負者は次に署名し捺印するものとする。

この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

平成 17 年 8 月 1 日

甲 東京都台東区上野公園 12-8
国立大学法人
東京芸術大学長

平 山 郁



乙 京都市南区上鳥羽角田町 68 番地
佐川急便株式会社
代表取締役会長兼社長

栗和田 榮 一

代理人 東京都江東区新砂 2-1-1
佐川急便株式会社関東支社
取締役副社長支社長

平 間 正 一



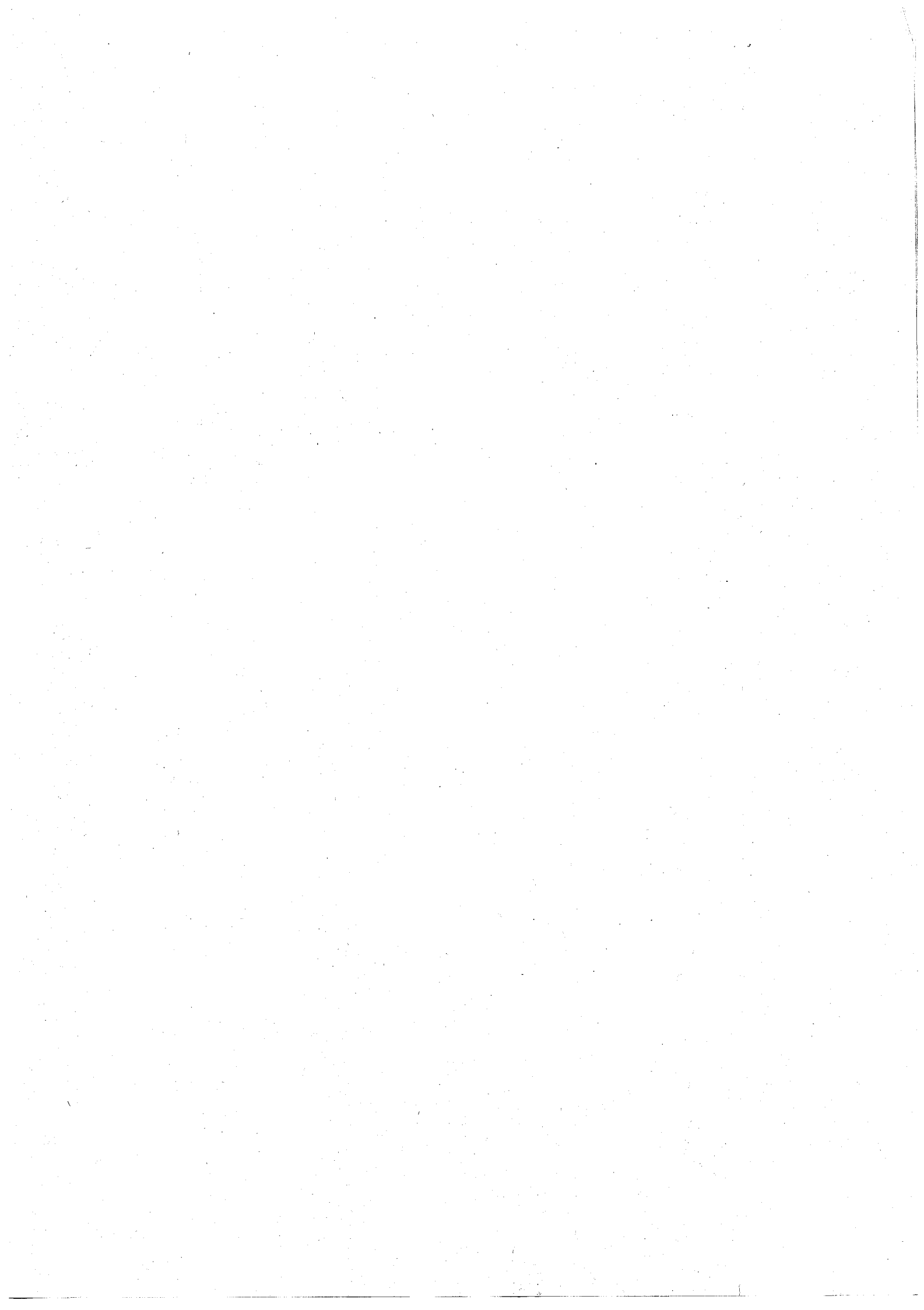
料金比較（カタログ比較）

重量 (g)	佐川ゆうメール
50 gまで	63.00 円
100 gまで	68.25 円
150 gまで	73.50 円
200 gまで	78.75 円
250 gまで	84.00 円
300 gまで	94.50 円
500 kgまで	126.00 円
1 kgまで	189.00 円

重量 (g)	クロネコメール便
50 gまで	80 円
100 gまで	110 円
300 gまで	160 円
600 gまで	210 円
1 kgまで	310 円

重量 (g)		郵便料金
定 形	25 gまで	80 円
	50 gまで	90 円
	50 gまで	120 円
	75 gまで	140 円
	100 gまで	160 円
定形外	150 gまで	200 円
	200 gまで	240 円
	250 gまで	270 円
	500 gまで	390 円
	750 gまで	580 円
	1 kgまで	700 円

※ 税込み価格



平成18年度 保全業務 複数年契約実績表

番号	件名	請負者	平成17年度契約金額 (円)	平成18年度契約金額			単年度と複数年の金額の比較(A)-(B) (円)	削減率	備考
				単年度の場合の金額 (円)	複数年(3年)の場合の金額 (円)	1年当たりの金額(B) (円)			
1	東京芸術大学取手校地二酸化炭素消火設備保全業務	ニッタン(株)	493,395	493,395	1,386,000	462,000	31,395	6.4%	
2	東京芸術大学二酸化炭素・ハロゲン化物・窒素ガス消火設備保全業務	能美防災(株)	1,995,000	1,995,000	5,685,750	1,895,250	99,750	5.0%	
3	東京芸術大学構内エレベーター設備保全業務	日本エレベーター製造(株)	8,522,640	8,522,640	23,757,300	7,919,100	603,540	7.1%	
4	東京芸術大学絵画棟等エレベーター設備保全業務	日本オーチス・エレベーター(株)	6,922,440	6,922,440	18,996,390	6,332,130	590,310	8.5%	
5	東京芸術大学大学美術館他自動制御設備保全業務	(株)山武	2,866,500	2,866,500	8,010,450	2,670,150	196,350	6.8%	
6	東京芸術大学大学美術館他ユニット型空気調和機保全業務	新晃アトモス(株)	915,600	915,600	2,583,000	861,000	54,600	6.0%	
7	東京芸術大学自動電話交換設備保守	電通工業(株)	529,200	644,700	1,740,690	580,230	64,470	10.0%	
8	古美術研究施設消防用設備点検業務	ニッタン(株) 奈良営業所	145,950	145,950	390,600	130,200	15,750	10.8%	
9	国際交流会館消防用設備点検業務	北都防災商事(株)	169,050	169,050	428,400	142,800	26,250	15.5%	
		計	22,559,775	22,675,275	62,978,580	20,992,860	1,682,415	7.4%	

17 芸施第 43 号
平成17年7月22日

各 部 局 長 殿

施設・環境部会長
理 事 太田和 良 幸
(公印省略)

省エネルギー推進行動計画について（通知）

本学は「エネルギーを多く使用する事業所」に指定されており、その活動に伴う二酸化炭素等の温室効果ガスの排出抑制が法的にも義務付けられ、前年度比1%のエネルギー消費量削減が求められています。

これからエネルギー消費量が多くなる夏季を迎えるにあたり、省エネルギー対策を効果的に実施するために、省エネルギー推進行動計画を推進し実施することとしましたので、貴部局教職員への周知方よろしく願います。

また、使用電力量の抑制についても、別添の資料に基づき実施しますので、ご協力をお願いします。

省エネルギー推進行動計画について

昨今、温室効果ガスの削減をはじめとする地球温暖化への対応及び燃料資源の有効利用等、省エネルギー対策の実施が社会的に求められています。

本学は「エネルギーを多く使用する事業所」に指定されており、その活動に伴う二酸化炭素等の温室効果ガスの排出抑制が法的にも義務付けられており、前年度比1%以上のエネルギー消費量を削減しなければいけません。

これからエネルギー消費量が多くなる時期を迎えるにあたり、大学としても社会的責任を果たすべく、省エネルギー推進行動を実施します。

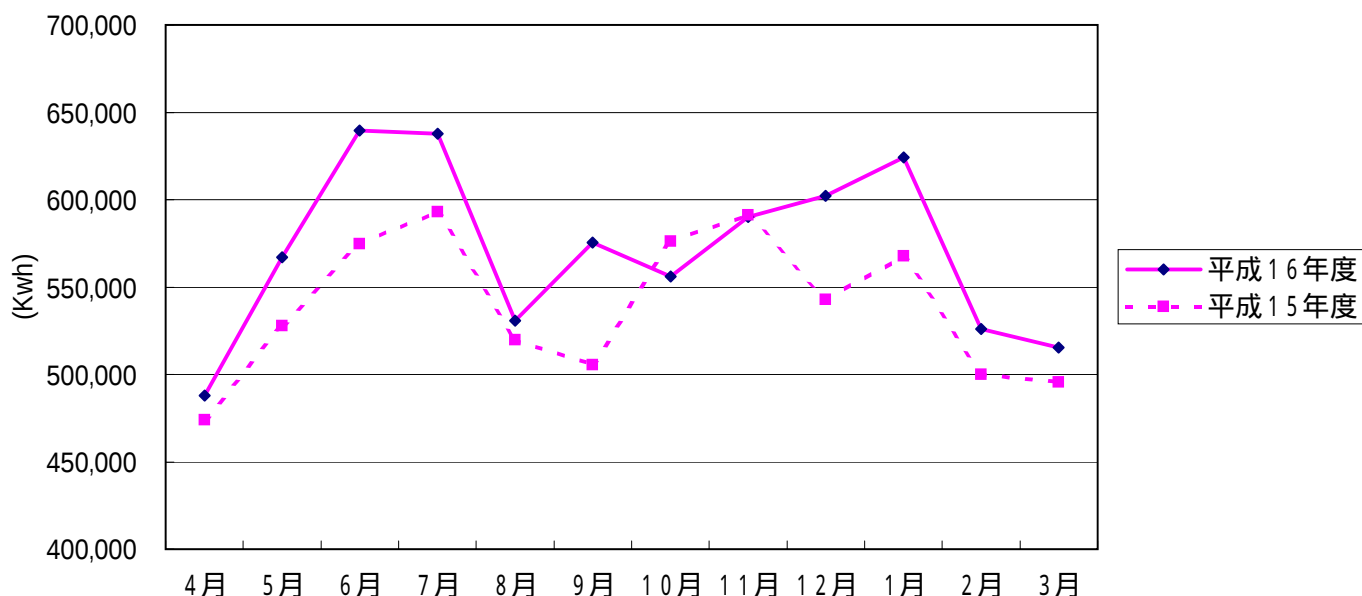
増大する本学のエネルギー消費量

本学のエネルギー消費量は年々増加している。（詳細は別紙、参考資料参照のこと）

例として、上野校地の電力使用量の平成15・16年度使用実績をグラフ化してみると、平成16年度電力使用量は前年度比約6%上昇していることがわかる。

また、6月（中間期）、7月（冷房期）、12・1月（暖房期）に電気使用量が増大する傾向が見られる。

電力使用量実績



電力使用量実績

平成16年度												単位: kwh
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
487,992	567,192	639,696	637,800	530,880	575,304	556,200	590,016	602,064	624,312	526,176	515,328	6,852,960
平成15年度												単位: kwh
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
474,024	527,904	574,728	592,920	519,768	505,488	576,120	591,168	543,024	567,792	499,896	495,576	6,468,408

省エネルギーへの具体的な取組

冷暖房・空調設備の省エネ

- ・ 冷房中の室温は28℃、暖房中の室温は20℃に温度設定すること。
- ・ エアコン等の運転は必要最小限にすること。
不在時の付けっぱなしや消し忘れには気をつけること。
- ・ カーテンやブラインドをおろし、冷暖房負荷の削減を図ること。
- ・ 冷暖房時は、ドアや窓の不必要な開放はしない。
また、ドア等を開放したまま運転を行わないこと。
- ・ エアコンのフィルター清掃をこまめに行い、消費電力の増加及び機器効率低下を招かないようにすること。

照明設備の省エネ

- ・ 室内照明は、通常窓側の列を消灯できるようにしてあるので、昼間時は窓側列を消灯すること。
- ・ 外光が期待できる部屋等は昼間時の消灯を励行すること。
- ・ 補助照明で足りる場合は全体照明を消灯し局部照明とすること。
- ・ 無人時は照明・換気設備のスイッチをこまめに切ること。
また、授業及び業務上等に支障の無い箇所を除き全消灯する。
- ・ 照明器具及び管球の清掃をこまめに行い、効率の良い照明環境を確保すること。
- ・ 廊下・ロビー等共用部分の照明は消灯すること。
また、廊下・階段等には通行の妨げになる物を置かないこと。
- ・ パソコン等は昼休みや外出時には電源を切る。
また、「待機時消費電力」を消費する機器については、使用しない時はコンセントからプラグを抜くこと。
- ・ 階段室照明は通行の都度、点灯・消灯するように心がけること。
- ・ 昼休み等は支障のない限り照明・OA機器等の電源を切ること。

ガス設備の省エネ

- ・ 湯沸かし時等には火加減に気を配り、ガスの無駄使いに注意すること。
- ・ 食器洗浄やシャワーで給湯器を使用する時は、出来るだけ低い温度に設定すること。

給水設備の省エネ

- ・ 手洗いやシャワーを使うときは、水の出しすぎや垂れ流しに注意し、節水に心がけること。
- ・ 擬音装置のある便所では、装置を利用し無駄な水を流さないこと。

昇降機設備の省エネ

以下のとおり、エレベータの使用台数等を制限する。

エレベータ (ELV) の運転について

- ・ 移動階が 3 フロア以内の場合は、エレベータを使用しないで階段を利用する。
- ・ 建物内に ELV が複数台ある場合は 1 台を停止する。
(総合工房棟 A 棟及び絵画棟は 2 台のうち 1 台を停止する。)
- ・ 練習ホール館の荷物用 ELV (2 . 6 t) は停止する。
最寄の建物の ELV を利用する。
- ・ 金工棟 ELV は停止する。
- ・ 管理棟 ELV のかご内照明は通常は消灯しておく。
(利用時のみ利用者が、かご内スイッチを点灯する。)

その他

- ・ 早期帰宅を心がけ無駄なエネルギー消費を控えること。

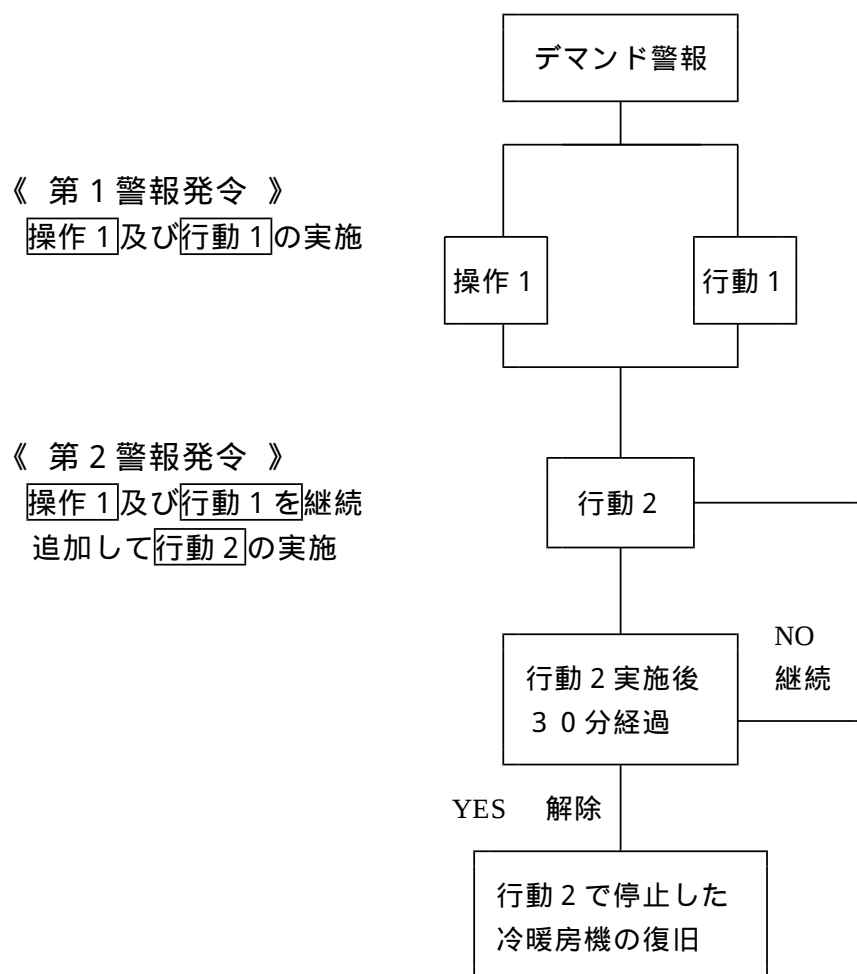
電力デマンド警報作動時の行動計画

電気使用が多くなる6・7・9月において、使用電力が契約電力（デマンド）を超過することを防止するために、電力デマンド警報を発令し、使用電力の抑制（ピークカット）を行うものとする。

電力デマンド警報とは？

使用電力が契約電力を超過しないように、リアルタイムに中央監視装置にて電力使用量を監視しており、使用電力の状態の程度により『第1警報』（契約電力80%超過）と『第2警報』（契約電力90%超過）を発令し、それぞれの警報に応じ使用電力の抑制をすること。

電力デマンド警報が発令されたら、警報の程度により2段階の区分行動を行う。



『 第 1 警報発令 』 時の行動

操作 1 及び **行動 1** を実施する。

操作 1 大学美術館収蔵庫の外側空調機を停止する。(施設課担当)
(2 5 KW のピークカットが期待できる。)

* 美術館収蔵庫はいわゆるマホービン構造となっており、庫内と庫周囲の両方で空調が行われている。
外側空調機は庫周囲の空調を行っており、短時間停止しても収蔵物へ影響はない。

行動 1 施設課から会計課契約係に『第 1 警報発令』を連絡する。
契約係は各部局に連絡し、共用部及び不要箇所の節電を行う。

『 第 2 警報発令 』 時の行動

操作 1 及び **行動 1** を継続し、追加して **行動 2** を実施する。

行動 2 施設課から会計課契約係に『第 2 警報発令』を連絡する。
契約係は各部局に連絡し、各事務室の冷暖房機の停止を行う。

・事務局冷暖房機	2 6 KW	
・美術学部事務室	1 9 KW	
・音楽学部事務室	2 1 KW	
・附属図書館事務室	1 3 KW	
・大学美術館事務室	9 KW	<u>計 8 8 KW</u>

なお、「復旧操作」の時間判断は冷暖房機停止から 3 0 分間経過後とし、各部局の判断によるものとする。
ただし、使用電力量の状況により、第 2 警報発令を継続する場合も有る。

人件費抑制についての対応状況（平成１７年度）

- 企業等との連携協力により派遣された教員を特別教授として受入れ、人件費の抑制を図るとともに、教育研究体制の充実を図った。
 - ・ 特別教授 １人（年度末現在）
 - 教育体制に影響を与えない範囲で、欠員補充教員３名の採用時期を４月から年度途中に切り替えた。
 - ・ ５月採用 １人、６月採用 １人、１２月採用 １人、
 - 教授に適用する級を４級から５級までの範囲とした。（平成１６年９月～）
 - ・ ４級格付けの教授の数 １０人（年度末現在）
 - 短時間勤務職員制度の導入（平成１７年度～）
 - ・ 短時間勤務職員（週４日勤務）の数 ３人（年度末現在）
 - 任期満了に伴う学長及び理事の交代を契機に、役員給与体系の見直しを図り、役員人件費の削減に努めた。

役職員の俸給を平均３．８％減（平成１８年１月～）
 - 国家公務員給与制度に準じて、職員の俸給月額を約０．３％削減した。（平成１８年１月～）
 - 国家公務員給与制度に準じて、職員の扶養手当の単価改定を行った。

（平成１８年１月～ 配偶者分13,500円 → 13,000円）
- 平成１８年４月から適用することとした制度（平成１７年度中に方針決定）
- 国家公務員給与制度に準じて、役職員の俸給を平均４．８％減
 - 地域手当の抑制
 - ・ 国家公務員に対して、１％減（東京特別区１２％で据置、取手市２％）
 - ５５歳昇給停止を引き続き維持

藝大通信

特集 大学院映像研究科
横浜を拠点に切り拓く新しい領域
黒沢清・朴起鏞

教員は語る
—芸大への期待・抱負・提言—第三回
吉村誠司×漆原朝子

新連載 上野の杜の波瀾万丈



11

SEPTEMBER
2005

TOKYO
GEIDAI
東京芸大広報誌



澤 和樹（さわ・かずき）

1955年和歌山県生まれ。1979年3月東京芸術大学大学院音楽研究科修士課程（器楽・ヴァイオリン）修了。84年音楽学部器楽科講師、85年助教授、2005年教授。

2004年、文化の向上発展に特に顕著な業績を示し、和歌山県の誇りに値すると認められる者に贈られる平成16年度和歌山県文化賞を受賞。

同年、英国、マンチェスターの北王立音楽院（Royal Northern College of Music）から、著名な音楽家や作曲家に対して贈られるFellowshipの称号が授与された。

第11号目次

3....15 特集

大学院映像研究科

横浜を拠点に切り拓く新しい領域

[特集対談]

映像表現を教え、学ぶということ

黒沢 清・朴起鏞 司会：藤幡正樹

インタビュー 中田 宏 横浜市長

大学院映像研究科映画専攻とは 筒井武文

横浜校地馬車道校舎ルポ

院生が語る映像専攻 月川 翔 / 福岡典子

16....17 芸大の歩き方 上野の杜のキャンパスガイド

第3回 **名木** 布施英利

18....19 新連載 上野の杜の波瀾万丈 第1回 **美校騒動** 吉田千鶴子

20....21 クラブ・サークル訪問 第2回 **剣道部** 前島安奈

22....25 教員は語る 芸大への期待・抱負・提言

吉村誠司 × 漆原朝子

26....27 NEWS2005.3 ~ 2005.8 編集後記

編集発行
東京芸術大学藝大通信編集部

編集委員
船山 隆（音楽学部楽理科教授・編集長）
長谷部浩（美術学部先端芸術表現科助教授）
布施英利（美術学部助教授美術解剖学研究室）
安藤政輝（音楽学部邦楽科教授）

アートディレクター
蓮見智幸（美術学部デザイン科助教授）

制作
株式会社 平凡社

発行日
平成17年9月10日

お問い合わせ先
東京芸術大学総務課企画評価・広報室
〒110 - 8714 東京都台東区上野公園12 - 8
電話 03 - 5685 - 7509 FAX03 - 5685 - 7760
e-mail toiwase@ml.geidai.ac.jp
URL <http://www.geidai.ac.jp>

特集

大学院映像研究科

横浜を拠点に切り拓く新しい領域

映像表現についての芸術的な表現力と、高度な専門知識を同時に身につけた人材を社会に提供していくことを目的に、映像制作・発信・交流の拠点となる「映像文化都市」を目指す横浜市との連携協力によって大学院映像研究科が四月に開講した。このたびの「映画専攻」に加え、「メディア映像専攻」「アニメーション専攻」の開設も予定されている、芸大の新たな地平を紹介する。

「特集対談」

映像表現を教え、
学ぶということ

黒沢清 × 朴起鏞

「司会」藤幡正樹



韓国映画界の事情

藤幡 本日は、韓国映画アカデミーの朴起鏞先生と本研究科の黒沢清先生とお話をおうかがいしたいと思います。実際にこの映像研究科映画専攻が開講されてまだ二カ月半ほどでありますけれども、まず黒沢先生のほうから、ここまでの手ごたえというようなことを話していただけますか。

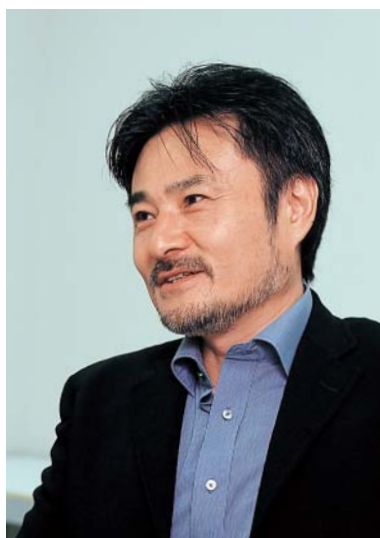
黒沢 まだ、何の実績も上げておりませんが、非常に優秀な若者が集まったという実感があります。やはり、最初の年で、これまであまり発掘されなかった才能のある若い人たちが、ここに集まってきたんだろうと思います。来年、このレベルに果たして到達できるのかどうかはわからないです。同時に、優秀な若者であればあるほど、では僕たち教授陣が何を教えられるのか、まことに難しい、困難も感じております。つまり彼らに教えることはもうほとんどない。映画の才能だけとってみれば、僕なんかよりずっと上だ。そういう人たちをどっちの方向に導いていくのかを今、試行錯誤している段階です。

朴 私どもの韓国映画アカデミーは一九八四年に開校いたしました。

東京芸術大学と違うのは、私どもの学校というのは学位を授与する正式な教育の大学ではなくて、韓国で唯一のプロを養成する国立の映画学校ということになります。学科は演出、撮影、アニメーション、プロデュース、この四つに分

かれています。一学年で定員は三十六人なんです。今は大体毎年二十五人採用しておりまして、二年制度ですから、一年生と二年生合わせて現在五十人の学生が在学しています。あと国家から運営にかかるすべての費用が支援されています。韓国映画アカデミーが、何よりも大切

にしているのは、プロを養成することということなんです。私どもの学校は入試が非



黒沢清 (くろさわ・きよし)

1955年生まれ。映画監督。東京芸術大学大学院映像研究科映画専攻教授(監督領域)
立教大学在学中より8ミリ映画の自主制作を手がける。
代表作に『CURE』、『カリスマ』、『回路』、『アカリイミライ』など。『回路』は第54回カンヌ国際映画祭で国際映画批評家連盟賞を受賞。

という生半可な気持ちでやったとして、でもやっぱり難しいし、大変だからやめちゃおう」という学生は要らないのです。本当に悩んで、悩んでその末に、もう自分の人生の一生の仕事としてやろうと決心した学生を採りたいと思っています。学生たちにも、「あなたたちは、これからプロになるのだ」ということを教え込む

常に厳しくて、三段階に分けてふるいに

かけたうえで、最終的に学生を採るんですけれども、最終面接のときに必ず聞くことがあります。それはちょっと大げさな話になってしまうのですが、「あなたは映画に人生をかける覚悟ができていますか？」と聞くのです。一般大学のように、専攻を選ぶのとは違いまして、「ちょっと映画でもやってみようかな」

ようにしています。

藤幡 韓国の場合に、今、おっしゃったプロというのは、学校を出てからすぐに仕事ができる人材ということですよ。別のいい方をすると、そうした人材を受け入れることのできる映画に関する産業界があるということでしょうか。
朴 そういふふうに考えていただいてよろしいですね。産業として受け入れる体

制がすでにできておりまして、学校を卒業した人たちというのは、大体二つに分かれるんですけど、まず一つは演出を専攻した学生について申し上げますと、ほとんどが伝統的な方式、つまり卒業してすぐに助手になったり、助監督になるというコースです。なつて二、三年、あるいは長い場合は四、五年ぐらい現場で経験を積んで監督としてデビューする。ですからすぐに現場に入れるという体制はあります。

もう一つは助監督の経験はなしで、たまたまデビューできるといふケースもあるんですけども、その場合にはどちらを選択するのかが個人の問題になっていまして、いずれにしても、人材を産業が必要としているので、仕事を探さというのは難しいことではないのです。

藤幡 今、僕は映像研究科の科長をやっていますけれども、東京芸術大学のなかで映画という分野を取り上げようということ、ここまでくるのには、かなりいろいろな経緯があったわけですが、韓国の場合には、国のアイデンティティの問題やある種の危機感があったのではないかと推測しているのですがいかがでしょうか。国策として映画にも力を入れようという動きが、二十年ほど前には、あったのではないかと思うんですけど、その辺りを確認したいのですが。

朴 確かにおっしゃるとおりで、約十数年前からそうした動きがありました。というのは、韓国で金泳三大統領が政権の座についてから、国の産業として映画を

やっていかなければいけないということ
を言いまして、それが一九九三年のこと
ですから十年以上になります。映像産業
を国家として支援しようということを唱
えまして、その結果今に至って、こうい
ういい結果が生まれたといっても、決し
て過言ではないです。

藤幡 当初というのは、今のような産業
界との結びつきとか、国の支援というの
はそれほど強くはなかったんですか。

朴 おっしゃるとおり、本当に設立当時
の八四年というのは全く今と状況が九〇
年代とも変わってしまっていて、実は知られ
ざるビハインド・ストーリーというのが
あります。まず一九八一年に全斗煥大
統領が政権を握ったところに、アメリカか
ら圧力がかけられたんです。どんな圧力
かというと、貿易の自由化みたいに、ア
メリカ映画を全面的に開放してください
というものです。以前は、直接配給では
なくて韓国の配給会社を通して、アメリ
カ映画が配給されていたんですけれど、
アメリカの配給会社が直接やってきて配
給できるようにしろと圧力をかけられて
全斗煥大統領は、アメリカにいい顔をし
なくてははいけないので、その要求をのん
でしまったんです。

しかし、映画界は大騒ぎになりました。
一九七〇年代の半ばから映画産業が斜陽
になっておりましたから、ほとんど韓国
映画が生き残れない状況だったんです。
そこへもってきて、アメリカ映画まで直
接配給されたら、もう韓国映画は終わり
だ、つぶれてしまつという状況になって

映画界の人たちは、それに対して反対の
声を上げたんです。すると政府のほうは
交換条件のような形で、それに合わせた
何か計画を立てましようということ、
二つの計画を立てたんです。

一つは、それ以前は、映画制作は自由
化されてはいなかったんです。政府の許
可を受けた二十社の制作会社だけが撮影
を許されていて、全斗煥大統領以前



朴起鏞 (パク・キョン)

1961年生まれ。映画監督・プロデューサー・韓国映画アカデミー院長。
1977年に監督、脚本として参加した『モテルカクタス』で釜山国際映画祭New Currents賞を受賞するなど、各国の映画祭にて受賞多数。2002年より韓国映画振興の中心である韓国映画アカデミーの院長を務める。

デミーをつくりましようということにな
って、できたのが私どもの学校です。で
すから八四年当時というのは、映画産業
が本当に死にかけの瀕死状態で、私は映
画アカデミーの第三期の卒業生ですから
八七年の卒業になるんですが、その当時
でさえも映画産業は零細企業のようなも
ので、全く希望はなかったです。

藤幡 すこい発展ですね。

バク・キョン
の朴正熙大統領が規制をかけたんです。
だれでもつくれるのではなくて、許可制
にして許可のある会社だけが撮れる。と
ころが、それをやめて登録制。だから、
私たちは映画の製作会社ですと登録した
ところなら撮っていいということにまず
変えた。それが一つ。

もう一つは、映画を撮るためには、産
業を助けるうえで人材が必要だからアカ

朴 そうですね。結果的にみまして、韓
国映画がこの二十一年間で発展したおかげ
で、幸いに私たちも発展することができ
たと思います。それと同時に、発展のお
役にも少し立てたかと思っています。

作家と教育者のはざま

墨沢 普遍的なことを聞きたいのですが、
映画をつくるのに長けた人が、必ずしも

教えるのがうまいとは限らないわけです。
韓国で映画を教える人というのは、どの
ように育ってきたのか。日本でも今、僕
なんかも一生懸命教えていますが、どう
教えていいのか。だれか教え方を教えて
くれと言いたいのですが、なかなか教え
方というのがよくわかっていない。教え
る人がどう育ってきたのかというのをち
よっとおろがしたいと思っています。

朴 実はその点は、私たちにとてもい
まだに悩みなんです。本当にうまく教え
られている人というのは、韓国にもあま
りなくて、おっしゃるとおり、つくる
のと教えるというのは全く違うものがあ
ります。韓国で教える側の人たちも、大
体二つに分かれるんです。一つは、アメ
リカなどに留学の経験があつて、教授に
なつて教えている人たちは、さすがに教
え方を教わっているというだけあつて、
教育は非常にうまいんです。ただし、現
場の経験はないんです。反対に現場の経
験があつてから後に、教える側についた
人というのは、映画を体系的な学問とし
て習っていないことが多いので、いつも
大声を上げてどなつたりとか、しつかり
しろというふうにはッパをかけたなりとか
学問よりも精神を教えている部分のほう
が非常に大きいんです。

そして私たちは、教えるなくてはという
気持ちはあまり持たないようになっています。
して、学生自らが悟るような方向に持つ
ていこう、そのお膳立てをしようと思つ
ているんです。できるだけ授業もセミナ
ー形式にしまして、学生同士で討論をさ

せるんです。幸いに、学生たちはいろいろなバックグラウンドを持ってこの学校に入る人が多くて、ある学生は既に大学で映画を専攻したり、大学院で勉強したりした後に入って来た人もいれば、本当に町中の、映画をちょっと教えるような私設学校みたいところで、少しだけ習った人もいれば、現場の経験がある人もいます。お互いが教え合って学び合うということも大切だと思うので、こちらとしてはガイドラインを提示して、この方向に行きなさいというのを道案内してあとは学生たちがそこを歩いてくれるのを願っている感じです。

黒沢 映画は監督一人だけではつくれなくて、脚本家もいる、スタッフも俳優もと、多くの人たちがいないとつくることができない。監督は何とか教育できたとしても、それ以外のスタッフや俳優はどのように育成されてきたのか。もう少し具体的には、例えば監督候補の学生が、実習で一本短編映画を撮るといったときに、一体どういうスタッフと俳優でやっているのでしょうか。

朴 今、私たちの学校は二年課程になっておりまして、二年の間に四回制作をするワークショップを持っています。卒業作品以外は、すべて学内で、みんな持ち回りでやるようにしているんです。ただし、演技とメイクと音楽はできないので、ほかの人にお願ひしてもいいんですが、それ以外は、各自が持ち回りなんです。例えば、演出専攻の人は一回自分の演出をしたら、次にほかの人がやっている作

品に関しては、助監督として手伝つ、同時録音をしてあげる、美術を担当するというふうにお互いが役割を変えて、いろいろな経験ができるようにしているんです。演出だけではなくて、さまざまな経験を積むことが大事だと思います。

ただし卒業作品だけは、外からスタッフを連れて来てでもいいということになっているのでできるんですけれども、それでもやはりメインとなる照明とか撮影は在校生が担当することが多いのです。同時録音なんかは、外からお願ひするということもあるんですが、基本的に一人の人が、いろいろな経験をすることとをメインにしております。もちろんプロとして現場に入つたら、演出だけやることになると思うんですが、少なくとも在学中は外部のスタッフに頼らずに一人でいろいろなことを見て、いろいろなことが解決できるという力を養つことが大切だと思います。

共同作業から生まれる芸術表現

藤幡 東京芸術大学では美術と音楽を、これまで教えてきたんですが両方ともそのほとんどが個人芸なんです。個人のなかで自分のわざを磨くということが中心なのですが、映画の場合には、今、黒沢さんがおっしゃったようにチームワークになってくる。この部分で、なかなかこの大学自体にそういうノウハウがないところがあつて、これからそういう意味でも、新しいカリキュラムや仕組みをつくらなくてはいけないと、僕は思っています。

す。

朴 本当におっしゃるとおりです。やはりチームワークが大切だと思いますので、さっき言ったような持ち回り制度にしまして、チームワークを養つというふうにしたのです。これは、以前はそうではなかったのです。以前は外から友だちを連れて来て、勝手に自分がやりたいように撮っていたので、学内でのチームワークというのがとれなかったんですけれども、



司会 藤幡正樹（ふじはた・まさき）

1956年生まれ。東京芸術大学大学院映像研究科科長。同美術学部先端芸術表現科教授。
1980年東京芸術大学大学院美術研究科修了。コンピュータならではのテクノロジーを媒介としながら、環境や人間の知覚の関係性を顕在化させる多彩な活動を繰り広げている。

最近、この制度にすることによって、一学年、みんなが力を合わせて何かをつくるというふうに変わってきました。

逆に今度は黒沢さんにそういう意味でお聞きしたいのですけれども、いままで映画を撮られてきて、やっぱり、本当に教えるという経験がそれほど多くはないわけですね。作品をつくるということと前提になさるときに、いろいろなスタッフをまとめていかなくてはいけないです

よね。その部分で黒沢さんなりに、学校のやり方とはもちろん違うと思うんですが、人をまとめていくために、何か持つてらっしゃる考え方とか、何か努力されている部分があれば教えていただけませんか。いつも感心しているんですけれども、僕は一人でもものをつくっているタイプなので。

黒沢 自分で自分のことを正しく分析はできないのですけれども、僕は人をまとめようとはあまりしてなくて、ただ人を信頼している。無条件に信頼すること。俳優でもスタッフでも、この人は絶対才能があると信じていること。それが僕のやっていることです。ただ、それは自然にそうなってきたことで、ただ一つだけコツがあるとするば、監督の個性、その人のやり方でやればよいということで、決まりがないということです。全員に強制的に何かを押しつけて、どなり散らすような人もいます。もともとそういう人であるならば、それはそれでいいんです。無理に紳士になる必要もない。元来穏やかで、人の意見を聞くタイプの人が監督をやる場合は、むりやりスタッフをどなりつける必要もない。監督本来の人格、一発合つたやり方でやるしかない、ということ。きつと僕はもともと人を信頼しやすい性格なので、人を無条件に信頼すること、何とかスタッフや俳優に無理をお願いしているということです。

朴 本当にそのとおりです。

藤幡 結局オリジナルというか、非常に独創的なことをしようとすると、自分自

身の思っているものから離れるというかが例えば教わったとおりにやってしまうとそれは偽物になってしまふんです。やはり、いかに自分のオリジンに下りていくことができるか、自分を見つめ直すというところがないと僕はだめだと思ってるんですが、それがそういう形で出てくると思います。

朴 とても重要なことです。

藤幡 問題なのは教えるということですね。そのことに気がつくというが、ファッショナブルなものに振り回されないで、じつとつくったものを見つめていくということが大事だと言っているんですが、それを口で言ってしまったら、それはそれで終わってしまふんです。それをどういつぶに教えるかというのは、かなり難しい問題だと思います。

産業としての映画

黒沢 も一つ朴先生におうかがいしたいことがあります。韓国の今の映画界は、産業的にも社会的にも大成功していて、日本から見ると本当にうらやましい状況のようです。つまりお金がもつかり、同時に監督のステイタスも上がるということですので、そういうお金も地位も獲得できるという状況になっていることが、映画を教えることでプラスになる面もあるでしょうけれど、逆にマイナスになる面、つまりみんなが社会的成功しか目指さなくなる。そういったマイナス面というようなことをお感じになることはありませんでしょうか。

朴 ただ、韓国で成功しても、その成功というのは永遠ではないというのが、結構知られていまして、確かに一時的に成功する人もいるんですが、やはりごく少数なんです。それ以外の人は、映画をずっとつくり続けるのが難しいのが大部分です。一つ例を挙げますと、一九七〇年代に大活躍した代表的な李長鍋^{イジャンホ}監督がいらっしゃるんですが、この監督さんは今はもう十年間映画をつくれないうです。一九八〇年代に有名だった裴昶^{ペチャン}浩監督も、今は低予算ですが、自己資金でつくっているのですけれども、だれも見てくれないという状況になっています。この二人というのは、一世を風靡したくらいの方なんです。だから一度有名になったからといって、その場にずっとどまつていることはできないと思う人もいます。ですから、成功を目指して映画界に入ってくる人はたくさんいるんです。私たちは、そういう学生は警戒するようにしておりまして、まず選はない、採らないんです。入学させない。だからきちんと見極めて、こちらからも教え込んで、なるべくそういう学生を採らない努力をしているんですけれど、ちょっと見解がまちがって、そういう学生が入ってきてしまふんですが、そうするとお互いにとてもつらい状況になってしまいます。

ですから、私たちは学生にいつも教えているんですけども、映画をつくって一時有名になって消えるよりも、死ぬまでとにかく映画をこつこつと長く撮り続ける

けることのほうが大切なんだということをお教えています。

黒沢 まさに今おっしゃったことを、僕も学生に教えたいと思っている。なかなかうまく言葉で、どう教えていいかわからないんですが、そういうところ、若い人に伝えたいと思うことです。

朴 そういう点で、ポルトガルのマノエル・デ・オリヴェイラ監督が、今九十一歳ですが、映画を撮り続けていますよね。だから自分たちもそうなるつ、九十歳をすぎても、映画を撮っていようと教えています。

黒沢 すばらしいですね。ちなみに一昨年、日本にオリヴェイラ監督が来日したときに僕は会いましたけれど、元気でしたね。あと十年か二十年は映画を撮る感じでした。

朴 これは言っているのかわかりませんが、ポルトガルの若い人たちは、ちょっと見方が違うようです。ポルトガルもやはり映画産業は非常に難しいので、政府の支援を得て映画を撮る若い人が多いんですが、オリヴェイラ監督がずっと君臨しているの、若い人に機会がない。だから、あのご老人はいつあの世に行くんでしょうなんていうことを話していると聞きました。

映画界における成功

朴 新しく大学院ができたということで、学生たちをどのように選抜されているんでしょうか。例えば、それ以前は、その学生さんたちは何か別の専攻があったの

か、年齢層はどつなの、あるいは現場の経験がある人たちなのですか。

黒沢 僕は、監督を志す若者を選ばせていただきましたが、最も重視したのは、その人がこれまで撮ってきた作品です。それと、簡単な課題を与えて短期間にビデオで撮影してもらい、それも参考にしました。学歴は全く考慮しませんでした。これまで、既に自分で映画をつくっている人、しっかりと個性を持っている人、自分が映画でやりたいことはこういうことだというビジョンをちゃんと持っている人、そういう人を選んだつもりです。

朴 では学部で、映画を専攻した学生と、というのは何パーセントぐらいですか。

黒沢 大学で映画を専攻したという人はほとんどいません。ただ大学ではないんですけれども、ぼくもかわっている映画美学校という専門学校がありまして、その出身者というのはいます。

藤幡 技術系には、日本大学芸術学部や大阪芸大の出身者がいますが、特に監督領域はバラエティが豊かですね。僕にとつては非常に興味深かったのですけれども、黒沢先生が審査されているのを見ると、すごく丁寧に「こんなになるんです。その姿を見ていると、黒沢先生は作品を送って来た子が、実際に一生ドラマをつくり続けることができるのか」ということを見ているんだと思いました。それは本当に上辺のうまい下手ではなく、ちゃんと見ていたので、僕は驚いたと同時に、非常に好感を持ちました。

黒沢 選ぶのは大変でした。おそらく世

界的なレベルで見ても、才能のある若者が集まっていることは事実で、そういう若者に対して、自信を持ってこれから一生映画をつくり続けてほしいと思うんですが、それは大変な人生だよ、これからしんどいことが多いよ、ということだけしか言えないのがつらいですね。ちょっとはいいいことがあるかもしれないと本当は言いたいんですが、多分、韓国はそれが堂々と具体的に言えるんでしょうね。

いや、わざわざ言わなくて、映画をつくって栄光を勝ち取るうとするのは周知のことなのかもしれない。それだけを目指してはいけなくても、そのことはやっぱり非常に強く、若者たちが映画を目指す動機になっていると思うんです。日本では今のところ、なかなかそれが言えない。いいことが一つくらいあるかもしれないよ、というふうにしか言えないところがつらいんです。

芸術大学における人材育成

朴 確かにいい状況もあるのですが、必ずしも樂觀視はできません。まず、学校が始まるとオリエンテーションをしまして、卒業生を呼んで話をしてもらうんです。今年は、奉俊昊監督ポンジュノと林常樹監督イムサンスを呼んだのです。

林常樹監督は、学生たちに向かって、「僕が見たところ、君たちは一〇パーセントも生き残れない、九〇パーセントは成功できそつもないな」といきなり否定的なことを言っんです。学生たちは希望

を持つて、新人生として入ってその場にいるので、みんな真つ青になつてしまつた。林常樹監督といえば韓国でも成功しているんですけど、「あの時あの人たち」という作品でいろいろ問題に巻き込まれたということがあり、そういう状況にもなり得るんだということを話した気持ちは私にはわかりましたが、学生たちは驚いていました。

私から見ると、数値的なことですが大体三〇パーセントぐらいの人たちが、いい監督さんになつていきます。つまり、反対に言つと残りの七〇パーセントは、監督としてやっていけないかもしれないんですけれど、それはもしかしたら、そういう可能性はあるとわかつて選抜した部分もあるんです。ただ、今年の例で言いますと、九人入つたのですが、三人だけ選ぶわけにもいかないので、もしかしたら可能性はないかなと思いつつ、ほかの学生たちも受け入れています。もちろん努力をすれば、半分ぐらいまでは上り詰められるかもしれないのですが、やはり全員というのは無理です。九人選抜した中で、せいぜい三、四人ぐらいでしょうか。私からの質問なのですが、今年入つた一期生の方たちは、年齢と性別の比率はどうですか。

黒沢 監督専攻の者だけで言わせてもらいますと、監督を専攻した者は七人で、年齢はいちばん若くて、大学を出たばかりですから二十一、三歳です。年上では二十八、九歳ぐらいまでいたかな。既に

プロを経験している人もいます。性別は女三人、男四人です。バランスを考えたわけではなくて、偶然そつなつたんです。

このなかで何人が、将来ずっと映画を撮り続けていくのかはわかりませんが、ただ僕が若い人に言っているのは、こういう大学、学校に入つて出て、そこからがまた人生だから。さっきのオリヴェイラの例ではないですけど、四十歳を過ぎてから監督になる人も日本ではいますし、五十歳を過ぎていきなり映画を撮つて大成功するなんていう人もいます。人生の中でずっと映画を考えてほしい。大学を出てすぐにそこで映画をやるかやらないかの選択があるわけではないんだというところだけは言い続けています。僕もまたもに大学を出て映画業界に就職をしたわけではなくて、いろいろなことをやりながら、いつのまにか映画を撮つてコンスタントに映画を撮れるようになってのは、四十歳を過ぎてからです。日本ではそれぐらいのスパンなので、焦つちやいけないということですね。

朴 年齢制限とかはあるんですか。

黒沢 それはありません。

藤幡 芸術大学以外の大学だと、必ず就職の面倒というのを先生は見なくてはいけません。韓国と日本がどれくらい違つかちょっとわかりませんが、日本では大学は就職のためにあるという認識がかなり強いと思います。しかしヨーロッパへ行くと、アーティストはみんな三十歳ぐらい

までぶらぶらしているのが普通だよ、みたいなことを言われる。そういう意味では東京芸大は割とそれに近くて、三十歳を過ぎるまで成功するわけではないという前提で、学生は入つて来ているので、そういう性根の据つた学生に会えるという部分が、この学校のすくおもしろいところだと思います。

一般的に行政や省庁が産業としての映画を支援するという話になると、必ずハリウッドがモデルになつて出てくるわけですが、日本にはハリウッド的な産業の形態がなじまないと僕はずつと思つています。今回、この学科をつくるときに、どちらかというとヨーロッパ的な、あるいはフランス的な映画のあり方、ビジネスというよりもアートとして、作品としてつくつていくような人間をしぶとく育てていきたいと思つていました。そういう意味ではいろいろ同調する部分があつたのではないかと思います。

朴 最後になりますが、東京芸術大学の皆さんが、たしか二、三年前に私どもの学校を訪問されたことがあつて、そのときに、どんな学校をつくるかと皆さんが一生懸命悩んでいらつした姿を思い出します。ついに新しく開講されて、本当によかつたと思います。今後、私どもとお互い交流を重ねて、お互いが発展できるような方向にいければいいと思つています。

(六月十八日、大学院映像研究科にて)

中田宏横浜市長インタビュー

なぜ、芸大大学院映像研究科を 横浜に誘致したか。



中田宏（なかだ・ひろし）

1964年生まれ。1989年 青山学院大学経済学部卒業後、松下政経塾に入塾。
1993年 第40回総選挙で初当選。衆議院議員として3期の当選を経て、2002年横浜市長に初当選。

誘致のいきなり

横浜市は「クリエイティブシティ」という考え方を、市の今後の活性化にあたって大きな比重をおいています。「クリエイティブシティ」というのはヨーロッパなどで広まりつつある考えなのですが、都市の活性化・開発のさいに、それまでの都市の歴史であるとか文化・風土というものをベースとして都市づくりをしていこうというものでいわばいままでも日本が国全体を金太郎飴的にインフラ整備してみたり、同じ施策を展開してみたりということとは逆の考え方といってもいいかもしれません。

ふつに考えているわけです。裏を返せば横浜が文化・芸術活動において歴史的に活発な地域であること、洋の東西が合わさった文化をつくりあげてきたということがあって、そういう意味ではとくに映像文化ということではたとえばフィルムコミッションなども日本でいちばん最初に導入してきたわけです。

このように自分たちの都市を客観的に分析すると、都市的な十分な利便性やアメニティがある。それが一方で利便性だけが追求されるような無機質な都市であつては、クリエイティブな都市につながると思うのですけれど横浜の場合は港があり、緑がまだ十分にあり、そのうえで都市としてのアメニティや利便性があるというのは創作活動をしていくうえでは非常にいい場所だと思つたのです。

芸術教育について

二つのアプローチに取り組み、それを融合させることが必要なんだろうと思つたのです。

ひとつは高い専門性ということですね。もうひとつはより広範な人々を巻き込んだ活動ということになるでしょう。前者についてはまさに大学院という性格づけそのものが専門的な研究をするということになるわけですが、映像文化というと、とするとわが国の中では、いままでも芸術の中ではなかなかメインには捉えられなかった分野だと思ひます。しかし影響力の大きさや芸術性の高さは、世界で長らく注目をされてきたわけですね。そういった意味でわが国の中で専門性を高めていくことは、その分野におけるわが国の水準を世界の中で伍していくということにつながるだろうし、また優秀な人材を世界に輩出していくという意味で大きい意味があると思ひます。

一方で、その裾野を広げていくということが必要であり、映像などはとくにそうだと思うのですが、われわれの日常の中から生まれ、日常の中に供していくということが大きなテーマであり、存在のあり方だと思つたのです。すなわち多くの人たちの創作活動が広い裾野の中で行われてくることで優れた人材が出てくるわけだし、そして日常の多くの人たちに鑑賞されるという存在のあり方であるわけですから、ごく一部の専門家だけが理解できればいいというものではないと思ひます。

この二つのアプローチが必要であり、それを融合していくということが必要だと思ひます。

古いものから新しい価値を創造する

歴史的建造物である旧富士銀行の建物でみなさんが学ばれている姿を見て、やっぱりよかったというのが率直な感想です。

あの建物を東京芸大の皆さんに対して、ご提示させていただいた段階から古くて重厚な建物と、未来の映像文化を担う教育機関の活動のあり方が、非常にマッチするのではないかと思ひていましたから。そういう意味では、歴史が詰まった建物の中で創作活動が行われるということはすごく意味のあることだと思ひます。

古いものを破壊することが、新しいものの創造なのではなく、古いものに立脚をして新たな意味を付け加えることが重要なのではないのでしょうか。それはいままでもの分野にも求められていることだと思ひます。建物があんなに「生きる」使い方はなかったんじゃないかなと思ひます。

その上、海まで五分とかからないところですから、そこらにはこれからスタジオも整備していくわけですから、クリエイティブなことをしていく方々にとつては、いい立地条件だと感じてもらえると思ひます。

私の映像体験

映画というのは人生で重要な存在だと思ひます。私はノンフィクションや事実に基づくストーリーをもった映画人の生き方に関する映画が好きなんです。それによって自分の人生とか、社会における役割とかについて大きな影響を受けてきました。

私がいままでも見た映画でいちばん好きなのは、「パッチ・アダムス」という精神科医を主人公にした映画です。もともとは自分自身も精神的に追い込まれたことのある主人公が、医師のあり方とは何かを考えながら生きていくという映画です。人間にとつての使命感であるとか私に示唆を与えてくれた映画です。

私が映画を見るうえでいちばん重要だと思ひているのは、その映画にどれだけのリアリティがあるかという点なのです。ストーリーにのめりこむためには、目の前で展開されている映像ひとつひとつにどれだけリアリティがあるかということが重要な要素なんです。ドアの開け方ひとつ、光の照り方ひとつでもリアリティのあるなすが、ストーリーに集中し、感動させてくれる。

最近の日本映画では「下妻物語」はよかったですね。この映画は、そんなにお金をかけていないと思ひますがリアリティのある部分と、そうでない部分のメリハリが利いていて、テンポもいいし、ストーリーを夢中で追うことができました。そして最後は感動できましたね。

こつという表現方法であれば、日本人が切り開いていけないのではないかと思ひうくらい、自分の中では評価の高い映画です。

日本映画史のなかで

東京芸術大学大学院映像研究科映画専攻が、日本で初めての国立大学大学院として本年四月に開設されました。世界に通用する映画作家を育成することが、最大の目的になりますが、映画教育には、いろいろな問題点があります。映画には、実験映画やドキュメンタリーなど、多くのジャンルがありますが、この専攻で取り上げるのは、劇形式に基づいた作品が中心になります。そのなかで、さまざまな可能性を模索していく人材が求められるわけです。

劇映画の問題点として、製作費がかさむということがあります。機材や設備も、個人レベルで揃えるのは不可能なほど高価です。それから、ひとりでは作れないものだということが挙げられます。美術でも音楽でも、共同作業は当然あるわけですが、それでも、まず個人の表現が基本になるわけで、個人単位の教育が中心になるかと思えます。しかし、映画の場合は複数の人間が関わり、監督が映画製作の中心になるとはいえ、すべてを思い通り仕切れるわけではありません。つまり、スタッフ間での作品の世界観の共有が必要であり、そのうえで建設的なプラス・アルファを加えられる人材が必要とされるのです。また、映画のキヤメラの特性から、それは言えます。フィルム上に定着されるのは、レンズの前の現実であり、そこから一〇パーセント偶然を排除することはできません。むしろ、自分が思い浮かべた世界の再現というより、現実の偶然性をいかに取り込むか、ということが映画の大きな可能性であるとも言え

るのです。これは、従来の撮影所で量産されていたような商業映画の規範とは異なります。そもそも、日本映画界では一九七〇年代以降、撮影所システムが崩壊していき、若い映画人を養成する機能を失ったことから、それに代わる教育機関の必要性が出てきたという歴史的な経緯があるわけです。

メディア選択の重要性

したがって、現在、ひとりの監督を生み出すだけでは、十分ではないのです。問題意識を共有しつつ、よきライバルでもある作家が集団で出てきて、なおかつ新しい表現を支える技術スタッフも同時に出てこなければなりません。そこで、芸大では、監督以外に、製作、脚本、撮影照明、美術、録音、編集という映画製作において重要な領域の人材を同時に育成する必要があるのです。入学後は各領域に分かれて指導が行われますが、その前に、共通講義を行い、他の領域の仕事についての理解が深まるように配慮しています。

それに、映画製作は、デジタル化という新しい時代に入っています。次々と新製品が発売され、CGを含めた映像加工技術が進歩しているのですが、一方で、旧来のアナログ技術との互換性のなさや、撮影と編集、ダビングでの音を同期させる処理の複雑さなど、問題も起きています。そこで、現在の映画製作でのメディアをどう選択するか、これは重要な問題です。一般的には予算によって、使うメディアが選ばれるのですが、理想的なのは、監督が描こうとする作品世界に適したメディアを選ぶことです。芸大では、DV（デジタル・ビデオ）、

大学院映像研究科 映画専攻とは

筒井武文

ハイビジョン、16ミリ・フィルム、35ミリ・フィルムなど、現在主に使われている撮影・編集メディアを段階的に実習に使って体験してもらい、作りに選択の幅を与えたいと思っています。映画表現において常に新しいメディアがいいとは限らないのです。

実習を中心としたカリキュラム

カリキュラムで言えば、徹底的に製作実習中心で行われます。それは、一般公開できるレヴェルの作品を作るという実戦を通してしか、実力は身につかないという考えからです。監督領域の学生においては、二年間で、三本から五本くらいの作品を撮るチャンスが与えられるわけです。黒沢清教授が「プロとは、一生、作品を作り続ける者のことだ」という定義を言われました。いま、いちばん難しいのは、作り続けることだといえるかもしれません。誰でも、一本はそれまでの自分を投入することによって、それなりに面白い映画を作れるものです。プロの映画作家としての勝負は、作り続けることによって、未知の領域に踏み込むことにこそあるのではないのでしょうか。そのためには、実戦と並行して、映画を観



映画専攻初授業



映画専攻初授業

ることも重要になります。映画史、映像理論から刺激を受けることも必要になるのですが、それも映画製作に結びつかなければ意味がありません。現在直面している問題が、すでに五十年前の作品において克服されていることだって、大いにありうることです。

作られる作品は、メディアが違っただけではありません。製作体制や企画の主体もいろいろなケースが想定されます。監督主体の場合もあれば、脚本主体、製作主体の場合もあるでしょう。撮りたい映画ばかり撮れるわけではありません。監督は作家である場合ばかりでなく、職人である必要もあるのです。たとえば、今年入学して最初の製作作品は「戦時下の日常」というテーマが与えられました。これは、入試の三次試験として、受験生が半日で撮ったモチーフなのですが、それをさらに煮詰めてもらうことを要求したわけです。入試の時は限られた場所を、いかに戦時下に見せるかに、知恵が絞られました。それを台詞でやるか、衣裳でやるか、もしくはロープ一本やポスター一枚で、現実の空間を異化したか、といったことで、各人の映画的な資質が判断できたのです。ただ、今度はそうした資質以上に、「戦時下」という状況認識、その結果起きるであろう事態への想像力が問われることになりました。結果は、こちらが想像したよりも、はるかに多様性に富んだ七作品が完成するという嬉しい誤算で、さらなる今後の展開が期待できる状況です。

ドキュメンタリー制作の現状

また、劇映画の製作の間を縫って、ドク

ュメンタリーの制作も行われます。これは多面化しているドキュメンタリーの方法論を経由することで、劇映画にフィードバックしてくるものが大きいだろうという判断によるものです。とりわけ、編集領域においては、構成能力をつける絶好の素材でもあります。いまは、こうした製作のため、機材を揃えている段階です。前期はDVややHDDVカメラ、ガンマイク、ミキシング機材、編集機を揃えましたが、後期には16ミリカメラや照明の機材が加わり、フィルムとハイビジョンの編集室、録音スタジオが設置されます。また、来年には、大小の撮影スタジオが完成し、付属する衣裳ルーム、メイクルーム、美術工作室、照明関連施設などの設置により、本格的なセット撮影を行うことが可能となります。すなわち、映像研究科自体が、小規模な撮影所として機能するわけです。

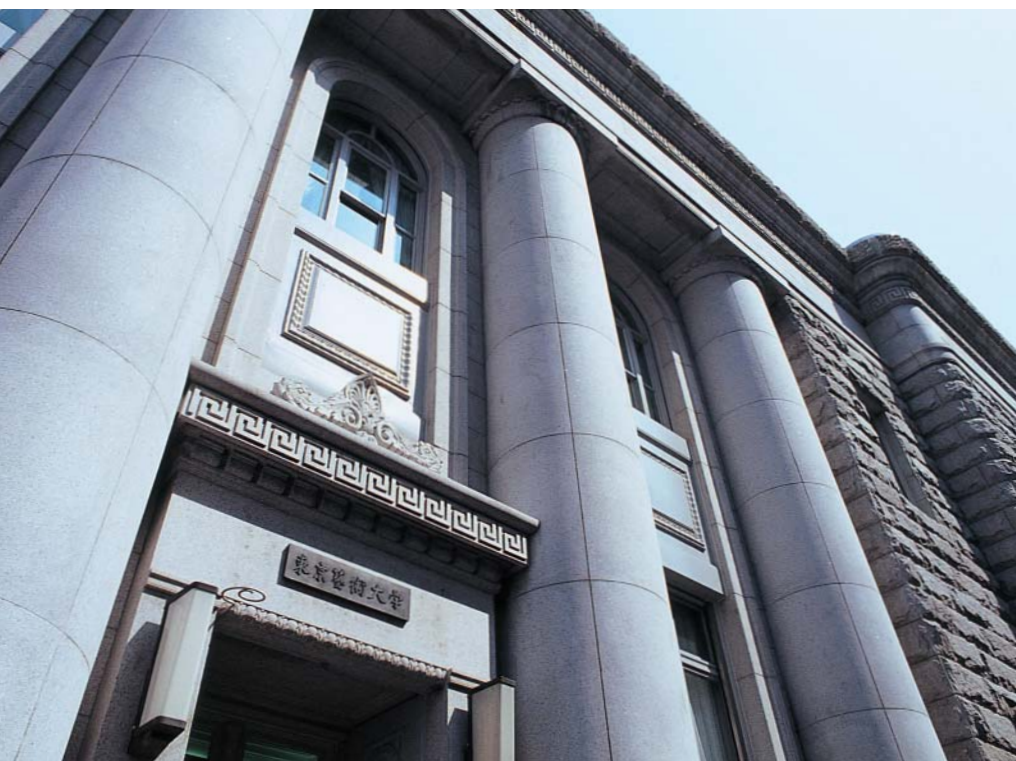
入試について

最後に、入試について補足したいと思います。原則としては、映画を撮ったことのある経験者でないと、受験条件をクリアできません。しかし、美術、録音領域では、映画作品以外での提出が可能となっています。ですから、芸大の美術、音楽学部で映画をやってみたいという方は、ぜひ受験されて、造形や音響の資質を映画に生かしてほしいと思います。また、撮影照明領域においては、プロの現場で助手を経験している撮影部、照明部の参加を期待しています。これはアメリカで撮影監督を経験している栗田豊通教授の意向でもあるのですが、要は若いうちにカメラマンの経験をした方

がほしい、またプロと自主映画の経験者が交じることで、お互い刺激になるだろうという判断です。

映画の醍醐味は、いろいろな才能が結集して、思いもよらないものを生み出すことです。ここでの二年間が、卒業後もチームとして機能し、次々と作品ができていくという展開へとつながることこそ、私たちの理想とするところです。

(つづい・たけふみ/大学院映像研究科助教
授)



映像研究科の拠点となる横浜市旧富士銀行の建物



映像研究科が 目指すもの

東 京芸術大学大学院映像研究科の目的は、映像に関する学術的な理論および応用を教育研究することにあります。映像に関する芸術文化の奥義を究め、表現者としての問題発見能力と専門家としての問題解決能力という二つの能力を兼ね備えた人材を養成することであり、その人材の養成を推進することによって、わが国における映像文化の進展と国際競争力の向上に寄与することが大きな目的です。

映像研究科が進めている教育研究環境は、急速に変化する国際情勢やメディア関連の技術革新にあっても、自立して創作活動と研究活動を行うのに必要な柔軟な思考力と技術力をもった人材を養成するためのものであり、最終的に「映画（平成十七年四月開設）」、「メディア映像（平成十八年四月開設予定）」及び「アニメーション（平成十九年度以降開設予定）」の三専攻からなる教育研究組織として完成するように構想されています。これから専攻相互の有機的な連携によって、作品の制作創造はいうに及ばず、展示・配給、流通や保存継承までも視野に入れ、映像文化とコンテンツ産業に貢献できる創造者、表現者あるいは研究者を養成していきます。





メディア映像専攻の理念と目的

本学は、コンテンツを創造する人材を養成する大学であり、映像研究科メディア映像専攻では、物語を中心とするデジタルメディア・コンテンツの創造とメディア技術との融合を目指しています。

メディア映像専攻は、今後三十年先を視野にいたれた視点に立ち、映画やアニメーションが用いるリニア（一次的）な物語世界と、ゲームやインターネットなどのノンリニア（多次元的）なメディアが作り出す世界との融合を図りながら、デジタルメディア・コンテンツの教育研究を行います。この教育研究によって、メディア映像専攻は新しい芸術表現を成熟させ映像表現に関する教育研究と産業界（映画やアニメーションなどの映像産業やメディア技術関連業界）との接点となることを図ります。

デジタルメディア・コンテンツ全体の生産から流通を表現と技術の両面からとらえ、コンテンツ作品のライフサイクルを総合的に教育研究することを教育の理念・目的としています。（注：メディア映像専攻は十八年四月に開設するよう申請中です）

大学院映像研究科が開設されている横浜校地馬車道校舎は、横浜市認定歴史的建造物である旧富士銀行横浜支店（旧安田銀行横浜支店）の建物を利用している。1929年（昭和4）竣工の重厚な銀行建築の中に、大小の視聴覚室をはじめとした設備が据えられている。



映像研究科オリエンテーション。4月11日

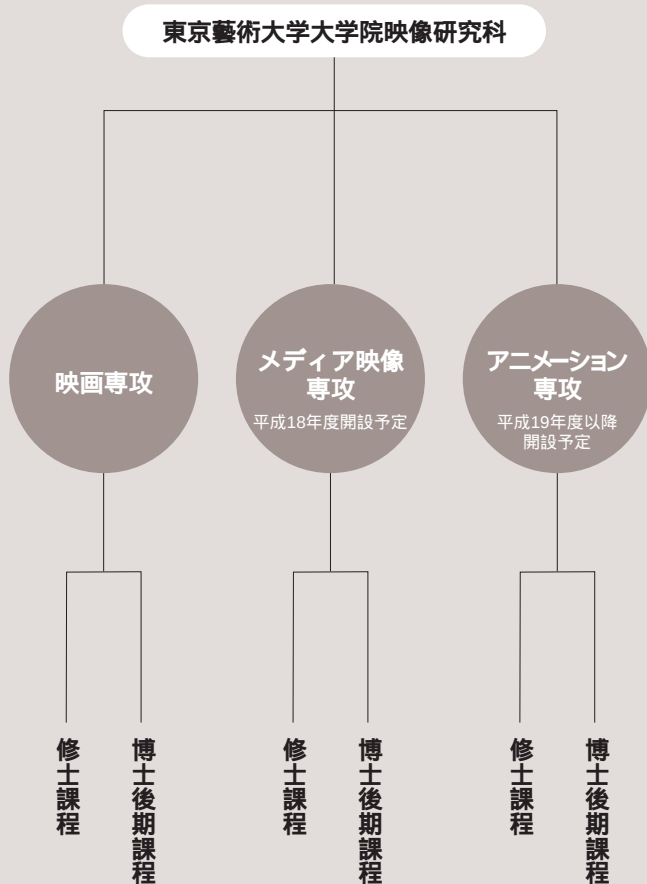


映像研究所開所式。4月8日

6月18日（土）に開催された大学院映像研究科設置記念式典のようす。野田暉行理事の指揮による自作の“ファンファーレ”（演奏は守山光三音楽学部教授と音楽学部生）。平山郁夫学長による式辞、中田宏横浜市長らの祝辞と来賓紹介や施設見学が行われた。また横浜赤レンガ倉庫に場所を移して、国際シンポジウム“映画づくりは学校で学べるか？”が開催された。



平成17年度開設 映画専攻専任教員



北野 武 教授（監督領域）

1947年生まれ。83年大島渚監督の『戦場のメリークリスマス』で俳優として高い評価を受ける。89年、主演を務めた『その男、凶暴につき』を初監督。97年には監督・主演作『HANA-BI』でヴェネツィア国際映画祭金獅子賞、さらに2003年の『座頭市』で同映画祭監督賞（銀獅子賞）を受賞。

黒沢 清 教授（監督領域）

1955年生まれ。大学在学中より8mm映画を起点とした創作活動を始め、その後さまざまなジャンルの作品を監督。代表作に『CURE』、『カリスマ』、『回路』、『アカリイミライ』など。『回路』は第54回カンヌ映画祭で国際批評家連盟賞を受賞。「映画はおそろしい」など映画批評、ノベライズの著書も多数。

田中陽造 助教授（脚本領域）

1939年生まれ。大学卒業後ただちに脚本活動を開始。曽根中生、神代辰巳、大和屋竺、小沼勝監督らと日活ロマンポルノの全盛期をつくる。その後相米慎二と『セーラー服と機関銃』、『鈴木清順と『ツィゴイネルワイゼン』、その他深作欣二や降旗康男、崔洋一などの脚本を執筆している。

堀越謙三 教授（製作領域・教育主任）

1945年生まれ。77年にヴィム・ヴェンダース監督の作品を公開。83年にミニシアターを開設以来、張芸謀、トリアー、アルモドバル、キアロスタミらを日本で初めて配給。92年より『スモーク』『TOKYO EYES』などの海外作品、『大いなる幻影』『どこまでもいこう』などの日本映画をプロデュース。97年にはNPO法人映画美術学校を設立。

栗田豊通 教授（撮影照明領域）

1950年生まれ。撮影の鈴木達夫氏に師事。助手として寺山修司、藤田敏八、篠田正浩、黒木和雄らの作品に参加。American Film Instituteで芸術修士号を取得後アメリカで活動。アラン・ルドルフ監督とのコンビによる『モダンズ』などのほか、日本でも相米慎二『お引越しま』、大島渚『御法度』などの撮影監督を務めた。90年に日本撮影協会三浦賞を受賞。

磯見俊裕 助教授（美術領域）

1957年生まれ。大学卒業後、さまざまな職業を経て、舞台美術・監督を手がけるようになる。その後、映画美術担当として多くの映画に参加。おもな作品に利重剛『BERLIN』、是枝裕和『ワンドフルライフ』、『誰も知らない』、石井聰互『五条霊戦記』、崔洋一『血と骨』などがある。諏訪敦彦『2 / デュオ』、山本政志『JUNK FOOD』などを製作。

堀内戦治 助教授（録音領域）

1943年生まれ。『その男、凶暴につき』以降、『ソナチネ』『キッズ・リターン』など北野武監督作品のトータルサウンドを担当。他監督とのおもな作品に下山天『弟切草』、五十嵐匠『みすゞ』、金守珍『夜を賭けて』など。『あの夏、いちばん静かな海。』で毎日映画録音賞、『座頭市』では日本アカデミー賞最優秀録音賞を受賞。

筒井武文 助教授（編集領域）

1957年生まれ。フリーの助監督、フィルム編集者を経て、87年に初長編『ゆめこの大冒険』、2004年に『オーバードライブ』を監督作品として公開。TV、記録映画、企業CMなどを幅広く演出・編集。篠崎誠『おかえり』ではプロデューサーと編集を兼務した。映画評論や書籍の編集も数多く手がけている。

院生が語る映像専攻



月川 翔

(監督領域)

もともと、私立の四年制大学の法学部のとき、映画サークルで活動していました。芸大大学院に入ったのは、これまで独学でやってきた映画をちゃんとした教育機関で学びたいというのがあったし、大学時代の友人たちがみんな就職をしていく中で一緒に撮ってくれる仲間が欲しかったというのがあります。それに北野武さんや黒沢清さんに教わるのはすごい環境だなあと、ごく自然に志望していました。

つくってきた映画も今では学校から制作費が出ますし、本当にありがたい環境だと思います。

映画を撮ってみたいと思ったのは、高校三年生のときに、ロバート・ロドリゲス監督の『エル・マリアッチ』を観たことがきっかけですね。七百ドルという低予算でつくられた映画なんです。それがとても面白くて、当時高校の文化祭で演劇をつくっていたんですが、みんなで作品をつくれるということに魅力を感じ始めていて、ひよつとしたら自分でも映画を撮れるかもしれないと思い始めました。それで、大学に入ったら絶対映画を撮ろうと思ったんです。

最近では、ヴィクトル・エリセ監督の作品に感銘を受けました。光があつて、構図があつて、ピントがある、という当たり前のことが感動的で。あんな映画が撮れたら最高だと思います。

(つきかわ・しょう)

尊敬する先生と身近に接することができて、アドバイスをもらえる、というのはそれだけでもう幸せです。黒沢さんは必要最小限かつ必要不可欠なことしかおっしゃらないような方ですが、その一つ一つが自分の糧になっていると思います。院生もひとりひとりが個性的なバックグラウンドをもって、仲間たちから刺激を受けることも多い。自分のつくった作品に対してみんなから質問を受け、ディスカッションするというのもすごく鍛えられると思いますね。これまで、自腹で



福岡典子

(編集領域)

大学はニューヨークのブルックリンにある美術大学で、そこで映画の勉強をしました。

小さなころから『インディー・ジョーンズ』などハリウッド映画が好きでアメリカの文化に触れてみたいという気持ちはずっと持っていました。高校を出たら、動物看護の専門学校に進もうと決めていたんですが、高二の夏休みにインディアナ州でホームステイをしたんです。そのときに、アメリカの大学に進むことも可能だとわかり、進路を変更してしまっただけです。

見て楽しんでいたのは、ハリウッドのアクション映画ばかりだったんですけど、ニューヨークには小さなシアターがいっぱいあって、そこで接したアンダーグラウンドフィルムに刺激を受けて、自分がつくるのはこれだと決めました。

映像研究科に入ったのは、一緒に映画をつくれる仲間を求めていたからです。大学を終えて日本に戻ってきたら、映画を自主的に撮っている仲間がひと

りもいなくて。また、芸大に入る前に筒井武文先生の講演を聞いたことがあったのですが、編集についての見識がたいへん高い方だと思って、先生が来られるというののもきっかけになりました。

この大学で、自分の編集スタイルに合う監督と出会うことができたから幸せだと思っています。編集者冥利に尽きるのは、監督が頭に描いている作品よりも、編集の力によってよりよい作品にすることだと思います。大学時代にいろいろなことをやってみて、自分にとっていちばん楽しかったのが編集の仕事でした。

編集において、自分の色というものを出したいとはあまり思っていないんですけど、できるだけ監督の求めていることを生かしつつ、それを越えられればいいのではないのでしょうか。一人の尊敬する監督から信頼を受けるといふことが、いちばんの理想だと思っています。

(ふくおか・のりこ)



18 サクラ

バラ科の落葉高木。里桜の代表であるソメイヨシノは、公園や街路・河川の堤防など各所に植栽されている。



19 エノキ
ニレ科の落葉高木。高さ20メートルにも達する。初夏、淡黄色の雌花と雄花をつけ、秋に橙色で小豆大の甘い実を結ぶ。



20 イチョウ
イチョウ科の裸子植物。落葉高木で、高さ約30メートルに達する。春、葉のつけ根に、尾のような雄花、柄のある2個の胚珠をもつ雌花をつける。



21 モッコク
ツバキ科の常緑高木。暖地の海岸近くの林に自生。夏、白い小さな五弁花を下向きに開き、楕円形の朱赤色の実を結ぶ。

の 大 芸
方 き 歩

- 上野の杜のキャンパスガイド -

第3回 名木

歴史ゆかしい「上野」という場所に校地を構え、明治以来の伝統を誇る芸大の隠れた「名所」を毎回テーマを変えて紹介する。



22 カヤ
イチイ科の常緑高木。山野に自生し、高さ約20メートルに達する。4月ごろ花が咲き、翌年秋に楕円形の実がなる。



31 ミズキ
ミズキ科の落葉高木。山地に自生し、枝を横に伸ばす。5月ごろ、白い小花を散房状に密生してつけ、黒い実を結ぶ。



32 キンモクセイ
モクセイ科の常緑低木。秋、強い芳香のある赤黄色の小花を密集してつける。中国の原産。



33 ビワ
バラ科の常緑高木。四国・九州の一部に自生し、高さ約10メートル。夏、倒卵形の実が黄橙色に熟し、食用とされる。



23 タイサンボク
モクレン科の常緑高木。5、6月ごろ、白色の大きな花を開き、強い芳香を放つ。北アメリカの原産で、日本には明治初期に渡来。



24 ヤマモモ
ヤマモモ科の常緑高木。本
州中部以西の山地に多く、
高さ約15メートル。4月ご
ろ開花し、雄花穂は黄褐色、
雌花穂は花柱が紅色。



25 クロマツ
マツ科の常緑高木。東北から九州の海岸近くに生える。4月ごろ、雌花と雄花をつける。材は建築や土木に、樹脂は燃料や香料に用いられる。



26 イヌマキ
マキ科の常緑高木。関東以南の山地に自生し、高さは約25メートルに達する。庭園に植栽し、材は建築材などにする。



27 ウメ
バラ科の落葉高木。早春、葉より先に、白・淡紅・紅色などの香りの強い花を開く。実は球形で、6月ごろ黄熟し、酸味がある。



28 モミジ
カエデ科の落葉小高木。北海道中部以南から九州にまで分布。山地の森林に生育し、庭園木としてもよく植栽される。



29 オリーブ
モクセイ科の常緑高木。高さ7~18メートル。5~7月ごろ、黄白色の香りのよい花を総状につける。地中海地方の原産。



30 タブノキ

クスノキ科の常緑高木。暖地の海岸近くに生え、高さ10～15メートル。初夏、黄緑色の花が円錐状に集まって咲く。



34 アラカシ
ブナ科の常緑高木。本州中部以南の山地に自生。春、尾状の雄花と上向きの雌花をつける。材は家具や木炭にする。

* 樹木解説：『大辞泉』（小学館）ほかより。
『大辞泉』は以下の有料サイトで公開されています。
JapanKnowledge（ジャパンナレッジ） <http://www.japanknowledge.com/>
JapanKnowledge Mobile（JKモバイル） <http://jk.e-junction.tv/>



1 シイノキ
ブナ科のシイと呼ばれる常緑高木の総称。暖地に自生。初夏に開花。実はどんぐりになり、食用。



2 ゲッケイジュ
クスノキ科の常緑高木。春、黄色の小花が密集して咲く。南ヨーロッパの原産で、日本には明治期に渡来。



3 ネムノキ
マメ科の落葉高木。東北地方以南の山野に自生。夏、淡紅色の約20個からなる頭状の花をつけ、夕方開花。



4 ボダイジュ
シナノキ科の落葉高木。夏、香りのある淡黄色の小花を下向きにつけ、実は球形で堅い。中国の原産。



16 マデバシ
ブナ科の常緑高木。九州以南の海岸近くに生え、高さ10メートル。6月ごろ、雄花穂と雌花穂とを上向きにつける。



17 ソテツ
ソテツ科の常緑低木。九州南部から沖縄に自生。高さは2～5メートルに達する。雄花、雌花とも茎頂につく、夏に開花。



5 ホオノキ
モクレン科の落葉高木。日本特産。山林中に自生し、高さ約20メートル。5、6月ごろ、黄白色の大型の花を開き、強い芳香を放つ。



6 クスノキ
クスノキ科の常緑高木。暖地に自生し、高さ約20メートルにもなり、長命。5月ごろ、黄白色の小花を密生し、実は熟すと黒色。



7 カリン
バラ科の落葉高木。高さ約8メートル。葉は卵形。春、淡紅色の五弁花が咲く。中国の原産で庭木などにする。



8 ムクノキ
ニレ科の落葉高木。別名ムクエノキ。山地に生え、高さ20メートル。5月ごろ、淡緑色の雄花と雌花とが群がり咲く。関東以南に分布。



9 トチノキ
トチノキ科の落葉高木。山地に自生。5月ごろ、白色で紅斑のある花が円錐状に咲く。近縁種にマロニエがある。



10 ケヤキ
ニレ科の落葉高木。山野にみられ、高さは約30メートルにまで達し、よく枝分かれする。春、淡黄色の小花を新しい枝につける。



11 カラスザンショウ
ミカン科の落葉高木。暖地に自生。夏、淡黄色の小花を円錐状につけ、実は丸く辛みがある。



12 マメザクラ
バラ科の落葉小高木。4～6月白または微紅色の花を下向きに開く。異名をフジザクラという。



13 アカンサス
キツネノマゴ科の多年草。原産地は地中海沿岸から小アジア、熱帯アフリカ。和名をハアザミというがアザミではない。



木々は、最高の教師である。

都市から自然が失われている昨今、芸大キャンパスは緑の聖地である。上野の杜は、植物の種類・数ともに豊かな。

美術学部中央棟前の「保存森」は、あたかも渓谷の奥に入り込んだように、暗く静謐だ。また音楽学部の中央にはクロマツが純和風の盆栽のように佇んでいる。キャッスル前にあるソテツは南国を思わせ、奏楽堂前にはオリーブがあるが、地中海原産のその木の前に立つと、ヨーロッパの光に包まれているような気分になる。

巨木も多い。大浦食堂前のシイノキは、周囲五・七メートル、樹齢六百年説もある。図書館横のトチノキは高さ二〇メートル、さらに美術学部中央にはクスノキが天をつくように繁っている。

私は、芸大で生物学の授業を担当している。

私は、芸大で生物学の授業を担当している。

14 コブシ
モクレン科の落葉高木。北海道から九州に分布する。3～5月にかけ、白い花を咲かせる。花弁は6枚で中心に近い部分は赤味を帯びる。



15 ヒマラヤシーダー
マツ科の様子植物。常緑高木でヒマラヤ原産。ヒマラヤスギとも呼ばれる。明治初期に導入され、庭園木として利用されている。



布施英利

ているが、学生を連れて植物観察をする。芸大の庭は、教材の宝庫である。学生たちは、初夏にはピワを、秋にはギンナンを採り、密かに「栄養補給」をしているようでもある。果実や木の実、コンビニやスーパーだけにあるのではない。大地の恵みから学ぶところは多い。木々は、最高の教師でもある。

上野の山は、昔から緑が豊かだった。百年以上を経て、樹木の数はいぶ減ったといわれるが、明治・大正・昭和と新たな植樹もくりかえされてきた。

ときに学生たちのスケッチのモデルになり、ときに木陰を提供し、ときには舌を楽しませてくれた。芸大の植物たちは、誰よりも大学の歴史を知っているのかもしれない。

(ふせ・ひでと／美術学部助教授美術解剖学研究室)

上野の森の 波瀾万丈

第一回

美校騒動

東京芸術大学一二〇年の歴史の中で、
大きな節目になった出来事
転機を呼び寄せた事件などを紹介する新連載

吉田千鶴子



制服姿の教官たち。左より加納夏雄、高村光雲、黒川真頼、岡倉天心、橋本雅邦



草創期の東京美術学校

岡倉天心に惹かれるのは、天心という人物の魅力によるとともに、天心を含む明治の日本人の持つパッション、チャレンジ精神、信念ある生き方の魅力などによるものだろうと思う。昨今、天心展が開かれ、新たな評伝が出版され、いろいろな角度からの研究の成果が生まれているが、それは一面においてこの困難な時代に対処するためのヒントを天心ないし明治という時代に求めようという志向の表れかもしれない。

さて、この天心が情熱を注ぎ込んで作ったのが東京美術学校（美校）だ。本学美術学部の前身であり、明治二十（一八八七）年、文部省直轄学校として東京音楽学校と一緒に設置された。美校は五年制の男子校で、絵画科（日本画）、彫刻科（木彫）、美術工芸科（金工・漆工）があり、日本美術の独自性を維持・開発することを目標に伝統派の作家が中心となって指導にあたった。天心は初代浜尾新に次いで明治二十三年校長

となり、同三十一年まで在任する。その間、職員にも生徒にも古代の官服である闕腋・折烏帽子を模した制服・制帽を着用させ、国粹主義的校風をアピールした洋風を旨とする男女共学の東京音楽学校と対照的であったのは勿論のこと、一般の官立学校のなかでもきわめて異色の存在だったと言える。

天心というと、本学に残る下村観山作の「天心岡倉先生（画稿）」や平柳田中作の「岡倉天心銅像」のような聖人的風貌ないしは老成した偉人の姿を思い浮かべる人が多いだろうが、校長時代の天心はまだ二十九〜三十七歳という若さであった。しかも、校長の職務のほかに美学、日本（東洋）美術史、西洋美術史、西洋史の講義を担当し、依頼製作事業や内外博覧会出品物の製作を推進し、若手美術家たちの活動を支援し、さらに隣接する帝国博物館の理事兼美術部長という要職も兼ねて古美術保護行政とも取り組み、中国旅行まで成し遂げるといった風であったから、そこから生まれるイメージは使命感に燃え、よく勉強し、画策し、額に汗して東奔西走する若々しい情熱家の姿だ。橋本雅邦をはじめとして遙か年上の教授たちも、その意気と才能に心服してよく協力し、その結果、この異色の学校の運営は一応軌道に乗り、明治二十六年から美術工芸、美術教育、美術史学、古美術保存の担い手たちを世に送り出しはじめていたのであった。

ところが、当時の美校（明治二十五、六年）は教員二十五人、生徒二百十四人、経費約一万六千円という小規模の学校であって、天心の言葉を借りれば「教員

足らず教場足らず実験材料足らず参考標本足らず美技教育に必要な実験は世上の依頼製作を以て之に充つるのみ」という状態。これでは目標達成はおぼつかない。そこで天心は政財界の協力者と提携画策して「美術学校拡張法案」を帝国議会上程し、年来の計画を一気に推し進めようとした。彼がそのために書いたのが「美術教育施設二付意見」である。わが国に置くべき美術教育機関全般についての構想を開示したものが、主眼は美校の拡張にあり、西洋画、西洋彫刻部門の増設を含む組織・予算の拡大に関する具体案が示されている。これは平凡社版『岡倉天心全集』に収録されており、また、原本（薊菫版印刷）も本学附属図書館所蔵「諸新聞切り抜き」の台紙になつて奇跡的に残っている。見よつと思えば見ることもできる。

「美術学校拡張法案」は明治二十八年三月に可決された。しかし可決されたのは天心の意図と異なる修正案であつて、今後日本美術と西洋美術をともに奨励するという方針のもとに美校を拡張するという内容であつた。この修正が時の文相西園寺公望の意向によることはほぼ間違いなく、法案可決後たちちに西洋画科設置が決まつて西園寺と近い黒田清輝および久米桂一郎が指導者に選ばれ、翌二十九年には西洋画科が発足従来の学校方針と係わりなくフランス流教育を開始した。黒田と久米はともに華族階級。長い間フランスで絵の勉強を続け、明治二十六年に帰国して洋画新派の工士として美術界に登場した。美校における彼らは上記修正案を盾として行動し、発言権を行使したと考えられる。黒田の美校改革に関する意見書（明治美術学会編『近代画説』五所載）を読めばわかるが、天心と黒田には妥協の余地がなく、そのため対立が起こり、それが種々の方面に波及した。天心の地位は大きく揺らいで反対派の乗じるきつかけが生まれ、遂には天心の辞職および美校騒動に至る。未曾有のこの学校騒

動の原因は天心の私行などではなく、もともとは西洋派の政治力による圧迫にあつたのである。

西洋画科設置より半年後の明治三十年三月、早くも天心批判の論説が新聞に載り、引き続き各紙に批判論や暴露記事が掲載され、排斥気運が高まつていった。そつたなかで、翌三十一年三月十七日、帝国博物館総長九鬼隆一も天心排斥の姿勢を示したため、天心は理事兼美術部長の辞表を提出（二十一日受理）。すると矢継ぎ早に天心や美校の内情に通じた者から天心を誹謗するおぞましい怪文書が各方面に配布され、西園寺文相指揮下の文部省が即刻校長更迭内定の措置をとつたため、同年同月二十九日をもつて天心は美校校長も辞任した。義憤を感じた橋本雅邦以下三十三名の教官は連袂辞職の覚悟で辞表を提出。世間を騒がす大騒動となつたが、天心自身が慰留につとめたこともあつて、結局教授の雅邦、川崎千虎、岡崎雪声、助教授の六角紫水、剣持忠四郎、新納忠之介、西郷孤月、横山大観、岡部寛弥、寺崎広業、桜岡三四郎、小堀鞆音、関保之助、下村観山、囑託の後藤貞行、桜井正次、菱田春草、山田敬中らが辞職。このうち新納、西郷、横山、岡部、寺崎、桜岡ら助教授六名は懲戒免官といつ

厳しい処置（大正元年免除）を受けた。辞職組の大半は直ちに谷中で天心・雅邦を中心とする在野団体・日本美術院を立ち上げた。

夢半ばにして美校を去つた天心はその後美術院の指導者、ボストン美術館のキュレーター、古社寺保存会委員としての任務を遂行しつつ思想家として世界的に活躍する。一方、美校は騒動後一時期混乱に陥つたが、明治三十四年就任の校長正木直彦によって日本美術も西洋美術も同等に尊重するという方針のもとに諸般の整備が行われ、正木の在任三十一年の間に専門学校として揺るぎないものとなつた。正木は就任の年に日本美術院との和解をなすとげ、西洋派とのバランスをとりつつ天心の伝統復興路線も引き継いでゆくことにしたのであつた。

（よしだ・ちづこ／学史編集担当）

次号予告

東京音楽学校存続騒動

第 四 回 帝 国 議 会 が 開 院 し た 明 治 二 十 三 年、衆議院予算委員会では、経費節減を理由に高等中学校、女子高等師範学校とともに、三年前に設置されたばかりの東京音楽学校の廃止が議題に上つた。これに対して議会の内外に議論が自出し、東京音楽学校存続論争へと発展した。廃止を免れるまでの経緯、議事録の一部、新聞雑誌記事、および学校側が官立音楽学校存続の必要性をまとめた資料などを紹介する。



下村観山「天心岡倉先生（画稿）」
（大学美術館蔵）



クラブ・

サークル

訪問

第2回

剣道部

芸大生たちは、創作・演奏に研鑽を積む一方で
さまざまなクラブ、サークルに属している。

「明るく」「楽しく」「美しく」活動する、

東京芸大の「部活」を紹介する。

自由でさまざまなつながり

前島安奈

現在学生部員十数名。内訳、合宿隊三十名以上、試合要員約五名、飲み部隊二十数名、稽古参加者数知れず。

芸大剣道部は、学部生、院生だけでなく、OB・OG、体育の授業での剣道選択者、他道場の剣士の活動によって成り立っている。所属の学科もさまざまで、音楽学部も美術学部も入り乱れて交流中。顧問は剣道七段、心身ともにピクナ高橋亨先生だ。卒業生はよくよく顔を出すの



秋田県男鹿への夏季合宿のときに催された「ふれあい交流ワークショップ」。地元の子どもたちとの芸術をとおした交流イベントである。2004年、2005年



OBも積極的に参加して行われる体育館（上野）での定期練習。

で、個人的に一緒に企画の仕事をしたりするほど、関係は深い。

ここ数年剣道部でお熱いのは合宿だ。毎年秋田県の男鹿半島に行き、剣道だけでなく、地元の小・中学生の参加を募って美術と音楽のワークショップを開催したり、展示とコンサートを行ったりする。この合宿は十年計画で、二〇〇七年秋田県で開催される国体に向け盛り上げていくという企画から始まり、今年で九年目になる。男鹿市と剣道連盟と剣道部の三本柱ですむため、関わる人も多く、不思議なつながりの人々も参加するので、今や誰が実際学生であるのか本人たちにもよくわかっていない。当然剣道も参加者の幅は広く、各地の大学生もいれば地元の道場の小学生もいる。楽な条件もあるとはいえわりと過酷な状況の合宿は、結構私たちの経験値をあげてくれる。

夏にはTシャツをつくり、藝祭ではやきとりと広島風お好み焼きの店を出店する。イベントしかやらないのかともいきや、五美戦や四芸祭などの試合でも、本番になればそれなりにノリノリになる。高校まで剣道部だった人も大学から始めた人も、負けた時の陰湿なほどの悔しがりようたらない。

代々からのこの部の性根なのか、自由人を多数受けつけるようで、現在の参加の仕方でもさままなら、将来の排出の仕方でもさまま、部のありかたもさままなのだと世を相対的に見たときにしみじみ思う。剣道部よ、未永くあれ。

（まえじま・あんな／美術学部先端芸術表現科三年）

教員は語る

第三回

— 芸大への期待・抱負・提言 —



吉村誠司「Tree」2003年

強制しない教育

—— 吉村先生はこれまでずっと芸大にかかわり続けてこられて、芸大の持っている教育システムのよさについてどのように感じていらっしゃいますか。

吉村誠司

助教授 | 絵画科（日本画専攻）

漆原朝子

助教授 | 器楽科（弦楽）

×

吉村 基本を教えて、あとはその先生の作品とか後ろ姿を見て勉強するということ、あまり強要しない、あまり教えずすぎないということですね。自分もそうでしたけれども、先生の助言や友達を見て勉強してきました。技術的にこうしたらいいとアドバイスはあると思いますが、こうすればあなたはよくなるんじゃないかみたいことはあまりないですね。

押しつけないで、自分はこう思っていると提示するだけで、それに共感するかしないかは本人の自由なので、別に反抗したからって怒るわけでもない。賛成してくれたらうれしいですけどもという程度じゃないかと思います。基本的に自分が正しいわけではないかもしれないじゃないですか。学部生だと幼いと考えの人が多けれども、大学院ぐらいになると、これはすごいかもしれないなと感じる人もいます。すると、自分が言っていることが正しいかどうかわからないのに教えられないわけです。だからぼくはこう思うよと

言うだけで、あとはその学生が自分の力で伸びていけばいい。頭を押さえないようにするというだけみたいな、感じですね。

漆原 今のお話を伺っていたら、音楽で言ったら作曲家はそうかなと思います。自分でゼロから生み出していくという仕事ですから。

だから作曲をするのであれば押しつけてはいけません。だれかの真似をしたりとか、いろいろなものを混ぜ合わせて作品ができるのではなくて、強いアイデアがあつて初めて作品をつくることができる。けれども、ヴァイオリンですと既存の曲を演奏することによって自分を表現するんです。しかも、自分を表現する前に、まず西洋音楽という伝統があつて、それをきっちり解釈ができて演奏の面でも技術的にクリアしているということがまず基本にあるので、それは教えないといけないですね。そういうものがすべていい形でできたうえで、そこから自分の個性というものが自然



ににじみ出るのがいいかなと私は思っています。なぜなら私たちは日本人なので西洋音楽の血が流れていないんです。放っておくと、お能の摺り足のように、音楽も足を引き摺ってしまふ学生が少なくないんです。私もいろいろ試行錯誤しながら演奏家同士の間でも学び合い、アメリカにもヨーロッパにも住んで、いろいろな文化の違いをすごく実感してきましたので、まず、その文化の違いを説明するところから始めます。例えば踊りにおいても、西のほうの地域であるほど足が上がる。それから東に行くとかだんだん低くなっていった心がどんどん下がり、最後は日本で摺り足になるとか、そういうことですね。

今の芸大と比べてみると、以前の方が音楽的なことを教えるという内容が薄かったように思います。どう楽譜を読んで、どう解釈するかというふうな、フレーズのつくり方や様式感を教えるよりも、指が回ることがまず大事という姿勢が今よりもアメリカ的だったかなという気がします。

逆に、ヨーロッパでは教える立場から見たり、ほかの先生のマスタークラスも見ながら思ったのは、きちつと弾くことより感じるというのが先という人が多いことです。アメリカではいかにアピールするか、いかに華々しく見えるか、いかに個性的に弾けるかに重点が置かれる。例えば、モーツァルトを弾いても、ベートーベンを弾いても、バルトークのような近代の作曲家の作品を弾いても、

同じように弾いても全然構わなかった。そういう人があまりにも多かったので、先生たちもとにかく個性を出しなさいと言っ。もちろんアメリカにもヨーロッパの考え方の先生方もいらっして、そういう先生のところに行くともうでもないんですけれども、私の場合は、師事した先生からもっと個性的にならなさい、あなたの演奏は地味だと言われていながら、個性的になることでアメリカ的になるのが嫌で、すごく葛藤があったんです。でも、はたから見たらアメリカ的な演奏になったと言われたりもしたんです。今は悪い意味でのアメリカ的とはどういうものかもはっきりわかってるのでそういうことはないんですけれども。

外れることの難しさ

吉村 日本画の場合も、個性が重要だからといって型から完璧に外れればよいということはないんです。基本をきちんとやって、そのなかから自分で考えて、外れる。でも、外れるというのはすごく難しいじゃないですか。外れようと思って奇をてらったりすると、またほかのグループのなかに入っていつちゃうわけですから。

日本画として完璧に外れようとしているのを認めているわけではありません。絵画を真剣に考えながら人と違う表現、自分の表現を探っていくこと

を奨励しているのです。だから奇をてらっても、新しいとみんなが思ってくればいいんですけれども、新しいことなかなかないんです。すぐ立体に走ったり、表面的なおもしろさに走る学生がいたりするんですけれども、そういうのを認めているのではないのです。基本的には、平面というわかりやすいからこそ難しい世界で、深く考えて創作するものだと思っんです。本当に深く考えた結果、ちよつと人とは違っていた作品が生み出されるのではないでしようか。

日本画には模写という勉強方法があります。技術的には絵面^{えづら}のわび、さび、味などを会得するとともに、その作品の制作過程と一緒にたどることで相手の心の道すじをかいまみるということがができるのです。また、模写に限らず教室ではかの人の制作過程を通して疑似体験したり、与えられた課題をこなすことによって新たな自分を発見し、成長するきっかけをつかむことができると思っます。地道に一歩ずつ踏み出して行くしかないですよ。

音楽における自己表現

漆原 精神性ということはずごく難しいことだと思っます。今、世界的に活躍している方たちも、エンターテインメントの要素の強い方と、本当に真の芸術を求めて演奏している方と大きく二つに



吉村誠司（よしむら・せいじ）

一九六〇年福岡県生まれ。

一九九〇年東京芸術大学大学院後期博士課程修了。

一九九六年第八十一回院展日本美術院賞。

一九九八年第八十三回院展日本美術院賞。

東京芸術大学美術学部非常勤講師を経て、二〇〇五年より助教授。



漆原朝子の演奏風景（写真提供：ザ・フェニックスホール）

分かれていますよね。ただ、エンターテインメントの要素を持つことができることも才能だと思うので、そこのほうに行きたい人は目指せばいいかなと私は思っていて、無理に芸術をなんて無理強いはしないつもりではあるんです。ただ、いろいろな作曲家がいて、それぞれの曲を演奏するときに、もちろん様式感とか解釈とかも違うんですけども、それだけではなくて呼吸が違いますが、自己中心的な演奏をしていると、どの曲も自分の呼吸になってしまふ。例えば、息の深さが違つか、ちょっと専門的になりますけれども、同じ四拍子でも、どこで吸って、どこで吐くかが作曲家によって違ったりします。もちろんその曲によっても違つし、曲の場所によっても違いますけれども、より作曲家に近づき、より深みのある演奏をしていくための手段としては、呼吸のことを一緒に考えることはとても大事なことだと思うのです。

吉村 音楽の場合、基本的には作曲家に近づこう

とするんですか。

漆原 そうです。作曲家があつて、演奏家がいるわけですから、もちろんエンターテインメントのほうに行く人たちは作曲家を軽視して、より自分を出すという方向の方が多いですが。

吉村 自分を出そうと思つて自分が出るんですか。

漆原 いちばん私が理想にしているのは、演奏する曲、その作曲家の存在があつて、それと同時に自分があるという、それが理想的で、何かしようとして最終的にはこうしよう、ああしようというのではなくて、いろいろな知識とか、テクニックが身についたうえで自然ににじみ出てくるもの、それが個性だと思っています。アメリカの人たちは、無理やり外側からの見せかけのものを個性と言つことが多いんですけども、それよりにじみ出てくるものが、その人の個性かなと思つています。

―それは、吉村先生の話にあつた枠からはみ出す、はみ出さないという話と同じですね。

吉村 そつですね。

漆原 西洋音楽の知識がまちがっていると、にじみ出てくるものを妨害してしまふし、変な方向に行つてしまふので、まずきちつとした解釈とか知識、テクニックを身につけたうえで、あとは自然にできるというかなと思います。難しいことなんですけれども。

ドイツのマインツ大学の音楽学部で教えていたことがあるんですが、そこで私が教えたのはイタリア人、韓国人、日本人でした。結局、ドイツ人は直接は教えなかったんですけども、でも、国によつて違つなという印象があります。ほかの先生のレッスンをちょっと見たりすると、生徒さんが国によつて違つ。私がたまたま教えたイタリア人の子は男の子で、すごく感じて弾いているんで

すけれども、どこかアバウトなんです。だから、もつとこの音はこつで、この音はとか言つていたら、どうしてそんなに苦しんで正しい音を弾かなければいけないんだ、ぼくは楽しむために音楽をやっているんだ、だからしかめっ面をして弾いているドイツ人は嫌いだ、なんて彼は言っていましたね。

吉村 今は何が楽しくやるとか、いろいろはやっているでしょう。でも苦しいと思ふんですけれども。おもしろいというのは、要するに絵を描くということは、トンネルを掘っているみたいなものだと思ふんです。苦しくて、もうだめだと思つたときに、杭をさしたら向こうから光が見えてきて、それをかき分けているときは楽しいじゃないですか。そういう楽しさだと思ふんですね。それを初めから何もしないで楽しくやるといふ。でも、それでいい作品ができたらいいですけどね（笑）。

芸大生気質が変わつてきたか

―漆原先生は助教授に着任されて、まだ一、三カ月ですけれども、先生が学ばれていたころと、今の学生さんと、芸大の雰囲気などで何かちよつと変わったかなと思われる部分というのは何かありますか。

漆原 学生さんたちの曲に対する理解が以前より高まっている気がします。これはひとえに先生方のご指導の賜物だと思います。それに、ヴァイオリンしか知らないみたいな学生が前より減つたんじゃないかなという感じがします。ソロだけができればいいというより、室内楽ができて、オーケストラのなかでも弾けて、それぞれにふさわしい弾き方が自然にできると理想的だと思ふんですけれども、そういう意味で、先生方のお話をうかがつて

みても前よりはずっと視野を広く持つように教育するようにしている先生が多い、とのことで、とてもいい傾向だと思っています。

ソロだけ弾ければいいというのは危険で、例えば、普通のプロの音楽業界のなかで、だれかソリストが来て室内楽を弾いたら、全然相手の音が聴けなくて自分だけ勝手に弾いて、やっぱりソリストは弾けないねというふうなことを言ったりするのをよく聞くんです。

吉村 例えば学生で、絵でも人の意見を聞かない人がいる。人の意見を全く聞かないようなのはダメなんです。人の意見も聞いて、自分がしっかりある人じゃないと。

だから譲るところは譲って、人の話も聞いて、それでいて自分の信念を持っている人がいい絵を描けると思うんです。

共同作業のあり方

漆原 ヴァイオリンを一人で弾くという、ソロの曲はすごく少ないんです。バッハのソロとか、バルトークのソロとか、そのぐらいで、ほとんどの場合、必ずだれかと一緒なんです。やはりアンサンブルの経験がないと、たとえピアノと二人で弾いても相手の音が聴けないという弊害が出てくるんです。

だから自分の音だけでなく、ほかの人の音を



聴きながら一緒に音楽をつくっていくとか、一緒に空気を感じながら一緒に呼吸するとか、そういうことというのはすごく大事で、ソリストがオーケストラとソロを弾くときでも、一人で突っ走ってもいいかもしれないんですけども、音楽という意味で内容の深いものにしたいのであれば、やはりオーケストラの音が聴けて一緒に呼吸できたほうがよいのです。私はソロしか弾かないわと、もし言っている人がいたとしても、アンサンブルの勉強を積極的にしましょうという、今の先生方のお考えはすごくいいと思います。前からそうだったのかもしれないんですけども、より、それが明確になっているのではないかなという気がします。

吉村 美術の場合、人と一緒に一枚の絵をかくというわけにいかないですからね。例えば自分がやったのは「狩野派再現」という、過去のを再現するということで、みんなで共同作業でやったのはありますけれども、それは言ってみれば自分の考えの絵ではないわけです。言いかえると、その人を通しての体験ですね。自分の考えで描けと言われたら、人に何か言われたいわけじゃないし、孤独なんですよ(笑)。

芸大が果たすべき役割

吉村 基本は日本画を通して、深い考えで絵を描

いていくような人が育ってほしいなと思います。何が深いのか。表面的な物事のおもしろさとかきれいさとかで絵を描いていく人ではなくて、本質的ななぜこれを描きたいんだとか、なぜこれを描くんだということを考えられるような人が増えていくといいなと思っています。

漆原 芸大が果たしている日本における役割は大きいと思います。それに、西洋音楽をただの借り物ではなくて、ちゃんと本質をとらえて演奏させようというふうなふうに思っている先生が増えているんじゃないかなと思います。

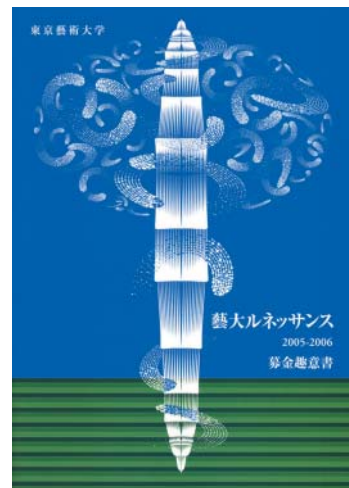
日本人で欧米とかで活躍している人は、ほかの楽器に比べてヴァイオリンでは結構比率的には多いかと思うんですけども、残念なことにあちらの音楽家たちが話すのは、日本人はよく弾けるねというところで終わってしまうんです。ただそれがその音楽を深く理解してよく弾けるというのではなくて、音楽を理解していることは置いておいて、よく弾けるねと。そこから日本がなかなかそれ以上に行けない状態なので、よく弾けるだけでなく、音楽を深く表現できる人が出てくるためには、日本で役割が大きいとされている芸大の学生たちがそういう意識を持てるようになることが必要なのではないでしょうか。私としては、インターンメントを目指す音楽家より、芸術を深めるということを目指している音楽家が増えてほしいなと思っています。

漆原朝子(つるしはら・あさこ)

一九八三年第二回日本国際音楽コンクールにおいて最年少で優勝ならびに日本人作品最優秀演奏賞を受賞。
一九八五年東京芸術大学に入学し、翌年より文化庁芸術家在外研修員としてジュリアード音楽院に留学。
一九八七年第四回アリオン賞。
一九九〇年ジュリアード音楽院本科を卒業。同年モービル音楽賞奨励賞。
二〇〇五年より東京芸術大学音楽学部助教授。

NEWS

2005.3~2005.8



藝大は世界に伍して発展する 新たな芸術の総合大学を目指します。

東京藝術大学では、創設以来一〇〇有余年にわたる本学の芸術教育の伝統と実績を継承しつつ、二十一世紀の芸術文化をより輝かしいものに発展させる

ため、平成十六年度の国立大学の法人化を契機として、新たな芸術の創生を目指し、「藝大ルネッサンス2005、2006」事業を立ち上げました。

藝大ルネッサンス2005—2006

●事業概要

社会に開かれた大学としての展開

- 一 産業界や地域のニーズに対応した創作・研究の推進

産業界や地域など大学外のニーズを幅広く受け止める体制作りを進め、こうしたニーズに対応した創作・研究を推進し、社会に貢献する。このため、大学付属の研究センターとして、アートデザインセンター、伝統工芸・地場産業振興センターなどを新設する。

信

また、芸術家村、芸術によるまちづくりなど、地方自治体と連携して、芸術を社会に還元していく新たな取り組みを推進する。

演奏・展示活動の国際展開、国際発信

- 二 芸術による地域文化の振興、まちづくりへの貢献

また、美術分野では、海外の友好交流大学・美術館等との連携を図りつつ、海外での展覧会や創作作品・研究成果の海外発表を積極的に進め、日本美術の国際発信を図る。

取手アートプロジェクト（TAP、取手市）、別府アルゲリッチ音楽祭（大分県別府市）など、これまで地域と連携で進めてきたまちづくりへの貢献事業を全国に展開する。

交流

四芸術大学体育・文化交流会

スポーツ競技や展示会・演奏会を通して学生交流を深めることを目的とした「四芸術大学体育・文化交流会」（四芸祭／東京芸術大学・愛知県立芸術大学・金沢美術工芸大学・京都市立芸術大学）が、五月十九日から四日間、本学及び都内運動施設数カ所で開催された。

交歓会は、学生主催により毎年実施されるもので、今年で五十一回目。幹事校は輪番制で本学が担当した。会場となった各競技場では、各大学チームが白熱した試合を繰り広げた。また、学内では展覧会や演奏会が行われ、教員によるワークショップや上野公園の美術館巡りなども行われた。



外国人留学生懇談会を開催

五月二十六日、大学会館内食堂で「外国人留学生懇談会」が開催された。会には、留学生約八十名を迎え、学長、学部長をはじめとする関係教職員、チューター、大学からの招待者として、奨学団体取手市国際交流協会、本学の国際交流会館がある新松戸七丁目町内会など約百四十名が出席した。

この懇談会は、外国人留学生と大学関係者等が交流を通して相互理解を深めることを目的に、学長主催で毎年開催されているもので、学長挨拶、留学生謝辞のあと、くつろいだ雰囲気の中で新留学生紹介、ミニコンサートなどが行われ、日本語、母国語を織り交ぜながら盛会のうちに終了した。

大学間国際交流協定締結、昨年から飛躍的に増える

七月二十八日、中国美術学院（中国）と本学が芸術国際交流協定を締結した。調印式には、中国美術学院から許江院長、宋建明副院長ほか五名、本学から平山学長、宮田理事、野田理事、太田和理事、六角美術学部長が出席した。調印後の懇談では、今後の交流の進め方などについて意見交換を行った。

なお、今回の調印により本学における交流協定締結校は十三カ国地域二十七大学等となった。平成元年に中央美術学院（中国）及び中央工芸美術学院（中国、現清華大学美術学院）と締結してから平成十六年三月までに十八大学等を数えていたが、法人化を機に九大学が増えたことになる。

受章・受賞

萩岡松韻助教授が芸術選奨文部科学大臣新人賞を受賞

平成十七年三月十五日、音楽学部萩岡松韻助教授（邦楽）が、平成十六年度芸術選奨文部科学大臣新人賞を受賞した。

運営

文化財保存教育の四〇年展開催

本学における文化財保存学に関する教育は保存修復講座の発足後四十年、そして文化財保存学専攻に改組されてから十年を経た。この間の研究成果及び最近の教育・研究の一部を紹介するため、五月十三日から十六日まで、大学美術館陳列館において「文化財保存教育の四〇年展」が開催された。



五芸大学長懇話会で意見交換

四芸祭の初日にあたる五月十九日、本学事務局会議室において、四芸術大学に沖縄県立芸術大学を加えた五芸大学長懇話会が開催され、各大学における取り組みなど活発な意見交換が行われた。

東京芸術大学附属図書館講演会開催

五月二十六日、附属図書館二階閲覧室において東京芸術大学附属図書館講演会、読書と芸術と人生が開催された。講演者は福原義春学長特命担当理事・資生堂名誉会長。

講演では、人生にとっての読書

今回の藝大通信では映像研究科の特集を組み、創設されたばかりの映像研究科の様子をお伝えできるようになりました。この映像研究科の創設を提言したのは、新学部等構想検討部会のレポートほかで、そのレポートは、映像だけでなく舞台芸術全体を含んだ新しい時代の芸術教育の再考プランでありました。こうして私たちの夢が一步一步実現されていくのはうれしい限りです。

本誌の3月から8月までのニュース欄に見られますように、芸大はいま大きく飛躍すべくさまざまな取り組みを行っています。読者の皆様方に、映像研究科はもとよりのこと、こうした取り組みへのご理解とご協力をお願いいたします。

藝大通信編集長

嵯山 隆

新たな芸術領域の創造と融合

新たな教育研究領域の拡大とともに、高度かつ専門的な職業人や研究者の養成を図るため、平成十七年四月から「映画・アニメ・メディア映像」に関する大学院（映像研究科）の映画専攻を横浜市に開設するとともに、順次他の専攻を開設していく。

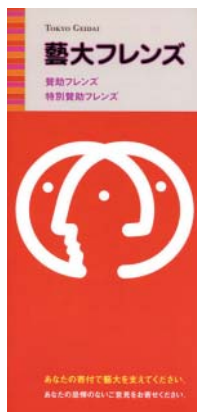
これらの活動を実現するためには、多額の資金が必要となります。本学の今後

大学サポート制度「藝大フレンズ」創設

東京藝術大学では、寄付により毎年継続的に本学の教育研究活動をご支援いただくための大学サポート制度である「藝大フレンズ」を創設しました。

「藝大フレンズ」の皆様には、本学の活動をご理解いただくために、本学の美術館、音楽堂における展覧会、コンサートなどの無料鑑賞その他の機会を提供させていただきます。

「藝大フレンズ」による寄付（賛助金）は、大学美術館、音楽堂の運営費のほか、大学の教育研究費、環境整備費として使わせていただく予定です。



お問い合わせ先
東京藝術大学「藝大フレンズ」担当
〒110-8714 東京都台東区上野公園二二八
TEL 03-3828-1155
FAX 03-5685-7600
E-mail: friends@of.gteidai.ac.jp
URL: http://www.geidai.ac.jp

の教育研究活動・創作活動の展開の趣旨に賛同される諸企業、個人、教職員OB、同窓生の方々などに寄付を仰ぎ、ご後援いただくことにいたしました。詳しくは次の担当へお尋ねください。

東京藝術大学「藝大フレンズ」基金・募金事業担当室
〒110-8714 東京都台東区上野公園二二八
TEL 03-3828-1155
FAX 03-5685-7600
E-mail: rennaisance@of.gteidai.ac.jp
URL: http://www.geidai.ac.jp

の意味、芸術にとって読書がどういう意味を持つのかなど、氏の経験に基づいた話題で語られた。質疑応答では参加した聴衆から熱心な質問があった。



秋篠宮同妃両殿下お成り

六月二十九日、大学美術館に秋篠宮同妃両殿下がお成りになり、開催中の英国王立園芸協会（RHS）創立二〇〇周年記念「五〇〇年の大系・植物画世界の至宝展」と芸大コレクション展「柴田是真（ぜしん）ー明治宮殿の天井画と写生帖」をご鑑賞されました。

仲代達矢氏が舞台芸術分野検討WGで講演

七月十二日、舞台芸術分野の教育研究組織の在り方について調

査・検討を行っている将来構想委員会舞台芸術分野検討ワーキンググループが、仲代達矢氏（俳優、無名塾主宰）を招き、学内教職員向けの講演会を開催した。仲代氏は、俳優養成所時代の体験と無名塾の立ち上げから現在までの経緯などについて、ユーモアと秘話などを交え熱心に語るとともに、芸大に演劇に関する専攻分野ができれば素晴らしいことも語った。

次期学長に宮田亮平氏

七月三十一日、東京芸術大学学長選考会議は、次期学長候補者として現理事・副学長・美術学部教授の宮田亮平氏を選考したことを公表。選考理由は、「意向聴取投票の結果を参考に、本学学長候補適任者として四人を選定し、各人に学長候補適任者となることについての意思確認をした結果、二人が辞退した。このため、辞退した者を除いた二人について経歴及び所信表明書などを参考に、慎重に審議のうえ、宮田亮平氏を選任と認め、次期学長候補者に選考し

た」としている。任期は平成十七年十二月二十一日から平成二十二年三月三十一日まで。

今年度上半期に開催された主な展覧会、演奏会記録

大学美術館
「台風被災復興支援 蔵島神社国宝展」
会期 三月二十五日～五月八日
入場者数 五九八〇四人
「英国王立園芸協会（RHS）創立二〇〇周年記念
五〇〇年の大系植物画世界の至宝展」
会期 六月十一日～七月十八日
入場者数 三五九〇八人
音楽堂
「藝大 和楽の美 邦楽叙事詩 サノヲ」
開催日 五月六日（金）
観客数 八五〇人
「ラヴェル・プロジェクト全六回」
開催日 五月二十一日、二十八日、六月十一日、十八日、二十四日、二十八日
観客数 四七八四人

展覧会・演奏会の最新情報は、東京芸術大学公式ホームページ（<http://www.geidai.ac.jp>）をご覧ください。

展覧会についてのお問い合わせ

東京芸術大学美術館 Tel 03-5685-7755
NTTハローダイヤル Tel 03-5777-8600

演奏会についてのお問い合わせ

東京芸術大学音楽学部演奏企画室 Tel 03-5685-7700

演奏会チケットの取り扱い

チケットぴあ Tel 0570-02-0990
東京文化会館チケットサービス Tel 03-5815-5452
東京芸大大学美術館ミュージアムショップ Tel 03-5685-1176



藝大通信

12

MARCH
2006

TOKYO
GEIDAI
東京芸大広報誌

新学長、芸大を語る

【インタビュー】創造の現場から

宮田亮平学長

【座談会】歴史を担い、未来に架ける

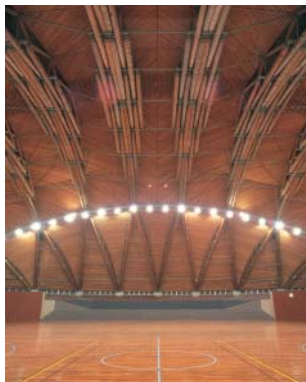
芸大の歩き方 第四回

芸大ショップ案内

教員は語る

—芸大への期待・抱負・提言—第四回

東谷武美×毛利嘉孝



郡上八幡総合スポーツセンター
(岐阜県郡上郡八幡町)

黒川 哲郎(くろかわ・てつろう)

1943年北京生まれ。66年東京芸術大学美術学部建築科卒業、68年同大学院修士課程修了、71年美術学部助手、89年助教授、2001年教授。

「環境と資源を両立する日本の林業の再生」をテーマに、90年代から、自然乾燥のスギ・ヒノキ・マツの剥皮丸太を用いる『スケルトンログ構法』に取り組み、「地域材と地域技術による公共建築の木造化構法の開発と実践」で、2004年日本建築学会賞〔業績〕を受賞。近年は、再び、70年代からの〔スケルトン&インフィル〕をテーマに、80年代に集成材によって木造ラーメン化した『スケルトンドミノ構法』に取り組み、剥皮丸太や製材による「適季伐採・成熟乾燥の無垢材」化を目指している。

第12号目次

3....11 特集

新学長、芸大を語る

[インタビュー]

創造の現場から

宮田亮平学長 聞き手：野倉 恵

[座談会]

歴史を担い、未来に架ける

小田 薫 アンソニー・キャノン・ウォーカー

神 令 関 鎮京 宮田亮平学長

12....13 芸大の歩き方

上野の杜のキャンパスガイド

第4回 芸大ショップ案内 布施英利

14....15 上野の杜の波瀾万丈

第2回 東京音楽学校存廃論争 橋本久美子

16....17 クラブ・サークル訪問

第3回 バッハカウンタータクラブ 斎藤 洵

18....21 教員は語る

芸大への期待・抱負・提言

東谷武美×毛利嘉孝

22....23 NEWS2005.9～2006.2

編集後記

編集発行

東京芸術大学藝大通信編集部

編集委員

船山 隆(音楽学部楽理科教授・編集長)

長谷部浩(美術学部先端芸術表現科助教授)

布施英利(美術学部助教授美術解剖学研究室)

安藤政輝(音楽学部邦楽科教授)

アートディレクター

蓮見智幸(美術学部デザイン科助教授)

制作

株式会社 平凡社

発行日

平成18年3月10日

お問い合わせ先

東京芸術大学総務課企画評価・広報室

〒110-8714 東京都台東区上野公園12-8

電話 050-5525-2027

FAX 050-5525-2479

e-mail toiwase@ml.geidai.ac.jp

URL http://www.geidai.ac.jp

特集

新学長、 芸大を語る

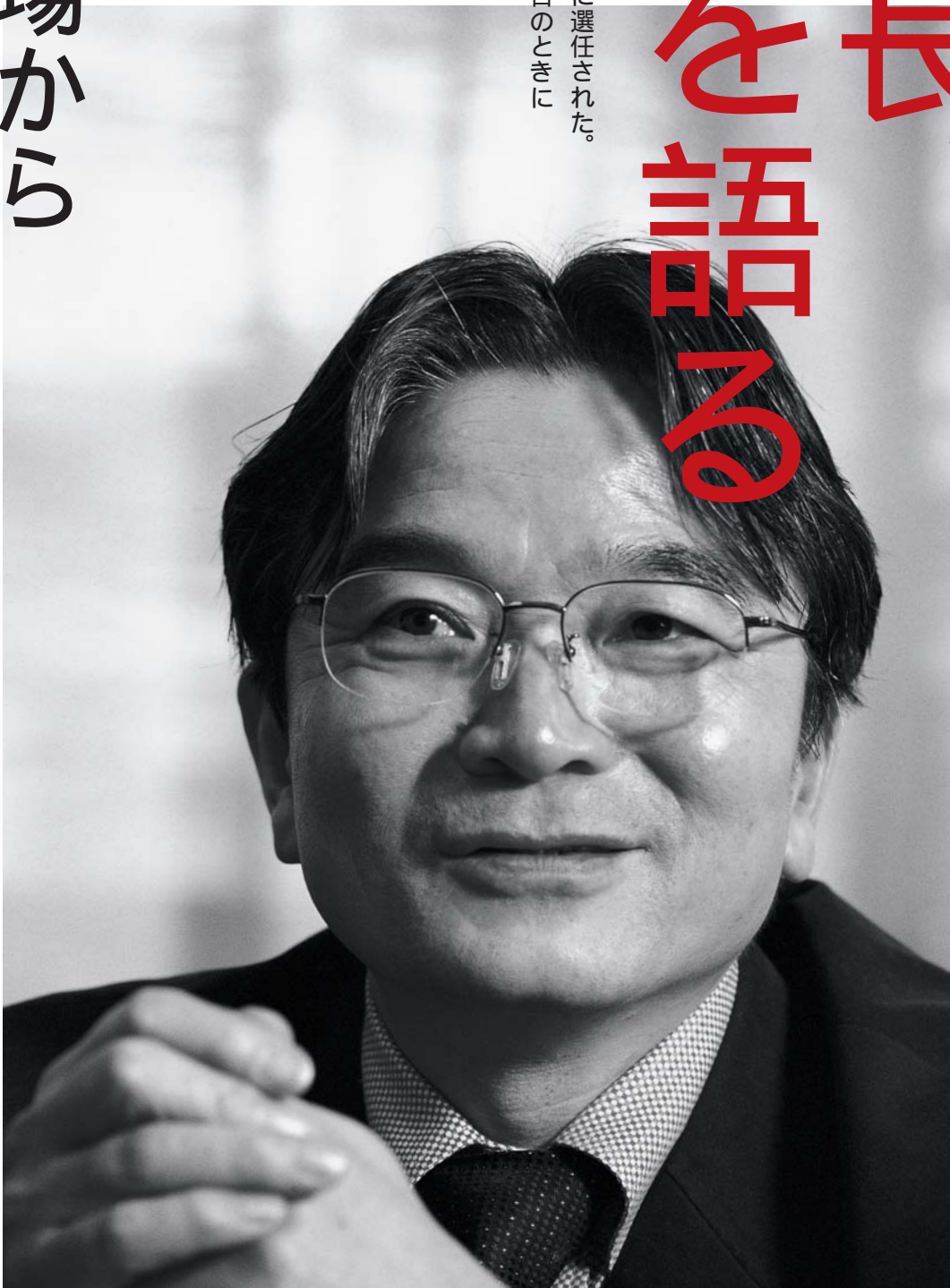
東京芸術大学の学長に宮田亮平が新たに選任された。
国立大学法人化、創立一二〇年など節目のときに
新学長が語る、決意、抱負、そして夢。



「インタビュー」

創造の現場から

宮田亮平学長 「聞き手」野倉恵



学長として、作家として

野倉 芸大は国立大学法人になって大きい改革の流れのなかにあると思います。そのなかで芸大の目標について、改めて宮田先生のお言葉で語っていただきたいと思っています。

宮田 芸大は来年、創立一二〇年を迎えることになります。

岡倉天心以来延々と続いている、日本文化をどのように世界に発信していくか、世界の文化を、どれだけ柔軟に自分の中に入れていくかという大きな目標のなかで芸大はつねに考えています。中期目標というのは、それを六年の計画のなかにあてはめようとする点なのです。ただ評価という部分があるので、ある達成目標を決めてやりましょうというふうになっているわけですね。

こうして野倉さんにおいでいただいていることに、僕は大変感謝しています。芸大を評価していただく上で最も重要なのは、現場を見てもらうということだと思っていますから。つまり視覚や聴覚の世界なんです。私どもは触覚で教えているわけですが、触覚は触らなければ感じない。そういった部分が、この芸大のおもしろさなのです。だから、量産というものとはなかなかできない。しかしながらこの学校はよい芸術家が育つ確率が高いと考えています。

個人的なことですが、現場の時間が少なくなるといことが、学長を引き受けるときにいちばん悩んだことです。これ

までも、私の場合、学校へ来るとまず何をするかという点、副学長室ではなく工芸科の現場へ行くわけです。

人を育てることによって世界の文化というのは何であるかということ、芸大から発信していきたいという意識なんです。ただ、いろいろな表現の仕方がある。

音楽であつたり、美術であつたり、映像であつたり表現手段は違つただけでも根幹は同じなんです。

野倉 芸大の学長という、芸術家養成のトップ機関の顔になられました。どういう期待を受けてなつたと思われますか。

宮田 どうでしょうか。あまり人に自慢はできないんですけど、僕はまめなんです。

すてきな人がすてきなことをしていることを、だれかに伝えたい。自分自身も作家ではあるのだけれども、人のすてきを多くの人に広める「伝道者」であるべきだと思っています。だから学長というのは、広告宣伝の仕事という面もあるのではないのでしょうか。しかも若者たちを世界に発表するための伝道者である。ただ自分も作品をつくっていかつたら学長を引き受けていなかったと思います。作家であり続ける限り、いいものを見ることに對して目も狂いませんから。**野倉** 芸大は、伝統的な表現と現代社会における発信のあり方という、背負っているものが大きな大学だと思います。これからの教育目標でいちばん大事な課題は何でしょうか。

宮田 芸術家にとつて、最低限の共通言

語というものがあると思っています。

それはアカデミックな、ベーシックな基礎教育によって培われるものです。これがきちんとできたうえで、お互いに話し合おうということなのです。だから基礎教育を踏まえて、専門教育をやる。どんなに先端の現代的な美術であつても、あるいは現代音楽であつても、芸術の「いろは」の部分を、まず最低限はきちんと勉強する。そういう部分をないがしろにして、「おいしいとこどり」だけをしようとしても、それは砂上の楼閣です。**野倉** 組織について、どんな戦略をお考えですか。

宮田 トップダウンというのは非常に難しい問題がいつぱいあると思うんです。芸大にはこの一二〇年の歴史のなかで延々と築き上げてきたものもあります。いろいろな立場の人が、アイディアを出し合うことが大事だと思うんです。ボトムアップ、トップダウン、両者はいい連携であつてもらいたいなと思っています。この大学は専門性が非常にはつきりとしています。たとえば、ひと口に「工芸」といっても、本学には「漆芸」「陶芸」「染織」などのほか、金属系の三講座があり、私はそのなかの「鍍金」が専門なのですが、世界中の大学のなかに、金属を素材として追求した三つの講座を持っている大学は芸大しかないんです。彫金、鍍金、鍍金、その三つの講座が成り立って学生を輩出している。その講座におけるその特殊性を尊重するという伝統があるんです。

そういうジャンル分けに対して、住み分けを崩すような組織改革は、むしろ改悪ではないでしょうか。もう少し違つたところで何かできないのか、これから探っていきたいなと思います。

芸大にとつての「実績」とは

野倉 国立大学法人になり、大学ごとの裁量が大きく広がりました。教養部門や学科の再編も委ねられます。そつした部分で何かお考えはありますか。

宮田 僕はこんなことをよく言つんです。「仕事を見たらベテラン、一回でもやつたら指導者だ」と。ものを教えるというのはつくるより大変なんです。だから、どんな教えさせる。「僕がつくるのを見たでしょう。じゃああなたはベテランなんだから自信を持つてつくりなさい」。もうその次には「教えてみなさい」と。人に教えるということは、自分の実になるわけなんです。それが芸大の教育の方針なんです。そうすると、本物が育っていきますね。

野倉 芸大の場合には、一般教養を持つた学生をどうやって育てるべきかと思われまふ。

宮田 勉強のための勉強というのは、長いスパンで考えれば、学生たちのほとんどが忘れてしまします。それぞれの大学のなかに必要なのが、生きた教養だと思ふんです。たとえば歴史でも、単なる政治的な歴史だけではなくて、そこに文化というものを視野に入れながら教えていくことが重要ではないでしょうか。そう

すれば、同じ教養でも生きた教養ができていくと思う。そういう視点に立ってカリキュラムを充実させていこうと思っています。

それから自分の心を伝えるための語学力。これはやはり必要だと思っていますね。僕も在外研究でドイツへ行つて、自分の世界観が変わりました。だから、若い先生方にもチャンスがあれば、海外に行くよう、すすめています。

教養教育というのは、専門性につながっていくための、基礎となることであるというものです。だから客観性のあるような学問が、芸術につながっていくということもあるのです。ひとつの例ですが美術解剖学という、医師が解剖学をするのではなくて美術家が人の体を解剖的に捉えるという講座があります。昔は人体美学と言っていましたけれども、大変興味深い授業ですね。この学問などは、日本画でも油絵でも建築でも工芸でも、基礎教養になるものです。

野倉 多くの大学が国立大学法人化にあたり「第三者評価」などさまざまな課題

に直面しています。そうした課題の受け皿をどうつくるか。配慮されたことは

宮田 自分ひとりでできることには限りがあるものですから、大変苦労しました。「天の時、地の利、人の和」という言葉があります。先輩で社会的にも大変評価の高い先生方、それから若くて頭脳明晰でこれからいろいろなことを吸収して提案をしてくださる先生方、私の同輩であり異なったすばらしい感性をもった先生方、外部の多くの有識者の方々というバランスを考慮しました。

野倉 芸大の場合、先生方はそれぞれ独立して作家として国際的にも活動しており、学生さんも在学中からプロとしての実績のある人も多い。今大学の評価として求められるものに間尺を合わせるのは難しい部分もあると思います。どうわかりやすく伝えていきますか。

宮田 たとえば毎年年末に「メサイア」の公演を続けています。戦後すぐから何十回と芸大は無償で協力しています。ファンの人がついているから続けていくわけですね。この公演を見ると、この

演奏会は世界一ではないかと思えます。現役の学生さんたちが、一年間よくがんばった、という気分にならせてもらえるんです。こういったものの評価は文章では書きにくいんですね。

これから巣立つていく人たちの刺激的な営みに目を向けると、それを育んでいくという気持ちになるんです。完結した人ただけを見ていると、ただ感動して終わりなんです。芸大が求めている学生は、今はまだ八割くらいかもしれないけれど、これから二〇パーセントになるだろうという将来性を感じさせる人です。そんな可能性を育ててみよう、バックアップをしてみよう、と教員たちは思っていると確信しています。教員は、学生に対して、いい意味での長いスパンを持ったファンになるわけです。皆さんに至福の状態で帰っていただきたい。そういう若い感性に、多くの方に来ていただいて感じてもらうとありがたいです。

野倉 たとえば、私たちのような素人でも、小学生や中学生の絵などの作品に触れ、感動して、伸びてほしいなと思うことがあります。

宮田 だれでもピカソではないんですけど、生きている人間はすべて芸術家なんです。小さいときはみんな、お絵描きが好きだったり、歌が好きだったりしたわけじゃないですか。それが、小学校へあがったときから、素直な気持ちに蓋をしてしまつ。なぜかという、人から評価されるというフィルターがあるからな

んです。

プロでもプロでなくても、皆さんが美しさに対しては平等にときめきの心を持っていますから。それをより自分の中で触発するというような環境になっていくとありがたいなと思います。自分も芸術家であるということを確信できるチャンスとして、芸大を発信の場所に使っているだけならおもしろいのではないでしょうが。

先端への取り組み

野倉 二〇〇五年度には大学院に映像研究科が創設されました。映像分野については、非常にコンテンツ産業が多様になっています。新しく人材養成をしていく受け皿をどのように考えますが。

日本では映画会社の撮影所といった今まで民間が主に担っていた人材養成を国としてされる。国立でする役割をどうお考えですか。どのような映像人、メディア・映像にかかわる人間を育てたいと思われませんか。

宮田 まず、芸大では、すでに一九九九年に映像学科を「つくる」という目標を掲げていました。二〇〇五年になっていよいよ時期が来てチャンスが訪れたと捉えています。

どのような人材をという質問ですが、こつあるべきという形や枠組みを大学はつくりたいほうがいいと僕は思います。要するに大学というのは、若いときに自己表現を大きく膨らませる場所だと思っ



宮田亮平（みやた・りょうへい）

一九四五年新潟県生まれ。一九七二年東京芸術大学大学院美術研究科（工芸）修士課程修了。一九九〇年同大学美術学部助教授、一九九七年同教授。二〇〇一年東京芸術大学美術学部部長就任。二〇〇四年四月から理事および副学長、イルカをモチーフとした「シュブリゲン」シリーズなどの作品で、日本現代工芸美術展大賞、読売新聞社賞、日本ＴＶ賞、日本現代工芸美術展文部大臣賞、日展特選、西武工芸大賞展奨励賞、朝日・海のふれあい賞、秋田ワールドゲーム表彰メダルデザイン賞、第二回日本銅センター賞、瀬戸山賞などを受賞。
二〇〇五年二月に東京芸術大学学長に就任した。

んです。だから、映像研究科を出たからといって映像の人間にならなくてもいい。鍛金の技術を習得して、自分の心の形をすばらしく表現できる人間になった。でも、大学を出たときにすばらしいデザイナーになった。何をしてもいいんです。

ただし、大学での勉強というのは、ものすごく専門的なことをさせます。刺激的なことをさせることによって、自分の中のある芸術観を大きなときめき感にすることができるようです。それを武器として、みんな荒野に旅立ってもらいたいと思います。

野倉 日本全国のいろいろな高校生たちが大きな夢を持って、芸大に入ってくると思います。現在進行形の国立大としての組織や軸足については、どういうイメージをお持ちですか。

宮田 国立だからというよりは先生方には持たせたくないなと思っているんです。芸大はもっと自由に、自分自身が今現在活躍している姿を学生たちに見せるスリリングな場所であってもらいたい。芸大では一〇〇人の人に意見を聞くと、二〇〇の意見が返ってくる。それが個のおもしろさ、芸大のおもしろさです。

映像研究科のメディア映像専攻にしても、世界中の国の教育機関は相当進んでいます。でも、芸大が、世界と比較して後発だからといってそれがマイナスなことではないと思っています。映像研究科をつくったということが、ひとつの新しい何かのきっかけになるのではないでしょう。

野倉 インターネットの普及によって非常に表現の裾野が個人単位に広がっています。そのなかで、先端であると同時に、オーソドックスな指標になるようなものをも、芸大は求められ続けられると思うのですが。

宮田 アーチストに対してアルチゼン、マイスター制度とアカデミア制度の違いというのがありますが、日本人というのは両方を、体全部でコントロールできるんです。これは日本人の持っている何か特性みたいなもので、東洋人の特性かもしれないですね。そういった部分では、あまり気にすることではないと思います。

先端的な感性の部分では学生のほうが僕たちよりも優秀だということがあるわけですね。ただ、いろいろな選択肢のなかでの表現手段がわからない。僕は歳を経ているためにいろいろな伝達手段を持っているという、その違いがあるんです。だからメディア表現であるところ、それが今、先端と言われても明日になったら先端ではなくなるわけですから。時代のなかでのある部分であり、切った部分で見たときに先端であると思います。芸大の歴史を見ていくと、一八八七年の創設以来、その断面がつねに変わってきている、変化しつづけているのがおもしろいところなのです。

芸術の未来は どのようなものであるか

野倉 先生は鍛金がご専門ですね。たとえば工芸系の組織なども、芸大の歴史の

なかでの変遷をどう見られているのか。今後二一世紀の鍛金工芸への人材養成をどのようにお考えですか。

宮田 学生のころは、僕がやっていた作品は否定されました。だから、僕は劣等生でした。

でも、自分が実験的にやっていた作品に近いものを、今の若い先生方は日常的にやっている。それがまたすごくいい評価を受けている。だから最初はなかなか難しい部分がいっぱいあるんです。ひとつのことをやり続けると、必ず人はそれを見ていて、感動して、次の人たちがそれを受け継いでくれるんです。すると、次はまた自分も新しいことをやっていくというふうになっていくわけですから、その都度変わっていくわけです。

未来はどうなっていくんですかと聞かれるのがいちばん困るんです。今肯定されているものがすべて、未来も必ず肯定されるという図式のなかにはないんです。そこがまた、芸大のというか芸術のおもしろさだと僕は思う。芸術家は、死んでから評価されるという話があるじゃないですか。もちろん今、評価されることも大事だと思っただけでも、次にその評価を期待できるような待ちの部分、蓄えの部分も重要なのです。即効性のある化学肥料と、葉が落ちてまた土に戻ってというふうな長い時間をかけて出来上がる腐葉土。その両者が教育のなかにしっかりと意識されていけば、未来構想はこうでありたいという図式はむしろ描かないほうがいいと思います。それからカリスマ

を変につくってしまうと、宗教になってしまうから、それやりたくない。やはり、個を大切にしていきたいと思っていますので。

野倉 言葉にして、形式的なものを掲げるのではなくて、その人ごとの教育の場ということでしょうか。

宮田 そのほうが、スリリングですよ。学校へ来るというのは、学生も、教員もスリルを求めに来る。そういう場所ですから。芸大のそういった部分を世に問う。こんなにすてきですよ、こんなにおもしろいんだよ。でもまだこんなに不安と期待が両方あるんだよというのを見せることによって、ファンを増やしていきたいですね。

野倉 サポーターということですね。

宮田 サポーターというのはいい表現ですね。

野倉 鍛金のことをつかがったのは、先生ご自身のこともお尋ねするためです。若いころには、どういったことにチャレンジなさっていたのですか。

宮田 鍛金というのは金属を叩いて形をつくる技法なのに、一度も叩かないでつくったりしたものです。クレンで運ばれてきた素材の厚い鉄の板が、とてもきれいだっ。最初のこの出合いの一枚の板を、大切にしていって作品をつくった。だから叩かないで作品をつくったら、それは鍛金ではないと言われたんです。

野倉 ではそういう新たな地平を開きたいという思いがあつたのでしょうか。

宮田 僕は基本的に鍛金家になろうとは思っていませんでしたから。自動車のデザイナーになろうと思っていたんです。

自動車のデザインをするには、車はほとんどが板金じゃないですか。だから、スツッチしたりするよりも、大学に鍛金科というのがあるわけだから、そこで技術を習得して企業に入れば、デスクワーク以外で現場に出ていったときにも、現場の職人さんたちに身についたことが言えるでしょう。両方がわかる、そういう人間になりたかった。

じつは最近、自動車メーカーでデザイナーの仕事をしたものですから、すごく喜んでるんです。学生にも、夢は捨てるなど言っています。そうすると必ずかなう。若いときにこういうことをしたいと思って、そのままそれができる人はそんなにいませんから。

鍛金でも自分の表現したいものは表現できるんだけど、それだけに満足しないでつねに違う夢を持っています。幼い話かもしれないけれど、人間というのは、はつねに夢を持ち続けていたほうがいいなと思います。必ず実現しますから。

触覚のなかで感じられる教育

野倉 イルカをモチーフにした作品をたくさんつくられていますね。還暦を迎えた今、鍛金で伝えてきたことはどんなことだったと思いますか。

宮田 イルカをつくるようになったのはドイツから帰ってきてからの二十十年く

らしいのことなんです。

それまでは抽象的な形をつくったり、日本の民話の世界にモチーフを求めて「鰻」のような超自然的なものをつくったりしていました。イルカとの出会いは、郷里の佐渡から東京へ出てくるときに、初めてイルカを見たんです。

当時は五〇〇トンくらいの小さな連絡船だったんですけれど、芸大を受験するために、負けを覚悟で東京に行くわけです。離れていく佐渡を後ろの甲板で見ているときに向こうからこう何かがやって来る。自分にとっては大集団だったんだけれど、五、六頭だったのかもしれない。一緒に伴走してくれて、あれは何だろうと思うたら、船員さんが「あれはイルカだよ」と。夏、トロピカルイルカという印象があるじゃないですか。後ろにまだ雪をいただいた山を感じながらイルカの集団に出会ったときはびっくりしました。それが原風景です。

野倉 日本海を渡ったときに、イルカが出たんですか。

宮田 イルカとか水生の哺乳動物をつくるようになって、心の安らぎみたいなものが自分の中にとても感じるようになった。安らぎを求めるというのはすごく大切なことです。でも、僕はまだ佐渡で個展をやっていないんです。いろいろなどところで展覧会をやっている、海外でもやっていますけれど。

野倉 イルカというのは、先生の軌跡とも重なるのか、希望や平和の象徴のような気がします。

そこで、今子供たちを取り巻いている世界で、生と死をめぐり悲惨な事件が多発しています。自分の生きているという手応えを子供たちがなかなか見出せない。それでもこの扉を目指して入ってくる学生さんたちが毎年たくさんいる。現在の子供をめぐめる状況を先生はどうお考えですか。

宮田 最近ある作品をつくりました。ある産婦人科の先生から病院のマスコットをつくってくださいという依頼があったので、フクロウをつくったんです。

そのときに、その先生と息があったのは、今の子供たちに、生まれたばかりの赤んぼを抱かせてあげているという話があったんです。すると、生命というものの大切さを感じるということができない。どんな言葉やどんなすばらしい本よりも生まれたばかりの赤ちゃんを抱かせてあげると、という話を聞いたときに、すごく感動しました。

生きているというすばらしさを触覚的な部分で感じさせてあげたい。最初にも僕は触覚の話をしましたけれども、たとえばお互いに握手をするときの暖かさであるとか、それから強く握りすぎれば痛くなる。そういったことがどうやって伝わるだろうかということ。そうしたりアルな現実を、自分の握力のなかで、触覚のなかで感じられるような教育が今こそ求められているのではないのでしょうか。

野倉 今日は、貴重なお話を聞かせていただきほんとうにありがとうございます。東京芸大に、ますます興味が深まりました。

宮田 こちらこそ。次回はぜひ、ゆっくり芸大の教育の現場をご覧ください。芸術が生まれる瞬間を見ていただくことが芸大のほんとうの評価につながると思うておりますから。



野倉恵（のくら・めぐみ）

東京都生まれ。早稲田大学大学院政治学研究科卒。一九九〇年毎日新聞入社。前橋支局、東京社会部、中部報道センター、東京地方部。二〇〇五年四月教育取材班。都庁、公正取引委員会、調査報道班などを担当。薬害エイズ、厚生省汚職などの取材班に参加。障害者虐待取材班連載「福祉を食つて第二回新聞労連大賞（一九九七年）。児童虐待取材班連載「殺さないで児童虐待」という犯罪。で二〇〇二年日本ジャーナリスト会議賞（いずれも取材班で受賞）。

「座談会」

歴史を担い、未来に架ける



小田 薫 大学院美術研究科工芸専攻

アンソニー・キャノン・ウォーカー 大学院美術研究科デザイン専攻

神 令 大学院音楽研究科邦楽専攻

関 鎮京 大学院音楽研究科音楽学専攻

宮田 亮平 学長

勇気をもって越えていくこと

小田 大学院美術研究科で専門は鍛金の小田と申します。修士一年です。学部二年の後半から宮田先生に鍛金研究室でご指導いただいております。主に鉄、銅の金属を使って制作しています。私は、自然と自分のかかわりや、自然がつくりだす形を取り込んで、そこから自分を表現するにはどうしたらいいのかということを考えながら、制作をしております。よろしく願います。

ウォーカー 僕のフルネームはアンソニー・キャノン・ウォーカーです。今、美術学部のデザイン科修士一年生で、映像画像を学んでいます。実際につくっているものとしては立体にビデオを仕込むという、インスタレーション的な作品が最近増えています。よろしく願います。

神 音楽研究科の修士二年、尺八を専攻しています。大学では「本曲」という尺八のオリジナルの独奏曲を中心に勉強しています。尺八は今CMや映画音楽などにも使われているんですけども、もともとは虚無僧たちが修行のために吹く音楽として成立してきました。そのいちばん原点になる音楽を勉強しています。

関 はじめまして。芸大には修士から入らせていただいたんですけど、修士のときにはオペラ団体のマネジメントについて研究いたしました。博士課程からは、主に音楽を中心として公

演芸術政策について研究しております。音楽を国民に普及したり振興させたりするにあたっては、どうすればいいのか、文化庁でどのような政策を行っているのかについてといったことです。よろしく願います。

小田 私から先生へ最初に質問させていただいてもよろしいでしょうか。

まず東京芸術大学は、もとは別々の学校がひとつになったという経緯もあり、学内には全く知らない分野があり、関さんがおられる応用音楽学という分野も、全く私は知りませんでした。もし、サークル活動に参加していたならば、それをとおして、ほかの分野の人たちとつながりができたでしょうが、参加していない私のような者にとっては、接する機会も少ないです。会つとしたら入学式だったり卒業式だったり、芸祭（芸術祭）だったりするわけです。私たちが制作しているし、尺八の方は演奏会をされているのに、全然かかわりが無い。もし、発表会で同じ舞台をつくっていくという機会が大学内であれば、すごくみんな知り合えると思うし、道を挟んでいる境界みたいなものも取り払われるんじゃないかと思いますが、先生はどう考えてでしょうか。

宮田 学生からそういう言葉が出てくるというのは、僕の望むところなんですよね。

僕は自身はつねに境界を取り払うようなことをやっていますから。芸大のような、こんな宝の

山の場所はほかにはない。だと宝の山は、蓋を開けなければだめなんです。ただ蓋を開けるには、勇気と努力が必要。違う宝が出てくるかも知れないわけです。それには自分がそれだけのものに対応できる力を持つていなければいけない。

だから期待するものではなくて、攻めなければいけない。大学の法人化というのは、ある意味では挑戦をしやすいような環境になっているんです。つまりいままで国立であったときには枠というのがありました。いままで国が決めていたことを今度は自分たちで決めれば、これはおもしろい。

そのなかのひとつに両学部のコラボレーションがあります。今度映像ができたから、その映像とのコラボレーションもできる。いろいろなことができると思っています。

たとえば何年前かに「ドン・ジョバンニ」というオペラをやりました。夏休みの間にずっと彫刻の先生と一緒に、僕の研究室の人たちと大道具、小道具をつくるわけです。衣装から舞台まで、すべてを学部の垣根を越えた学生と先生たちでつくった。いまだにそれがつながついています。また、この間、宮廻先生（大学院美術研究科文化財保存学）が舞台美術を担当した森鷗外翻訳のオペラ「オルフェウス」を奏楽堂で公演しました。とてもよかった。美術の先生が装飾をし、音楽の先生が歌を指導する。みんなが



小田 薫（おだ・かおる）
大学院美術研究科工芸専攻（鍛金）
一九七九年東京生まれ。二〇〇四年藤野賞受賞。二〇〇五年東京芸術大学美術学部工芸科卒業。現在、同大学院美術研究科修士課程一年。

主役になれるような演出で、まさしくこれは芸大だなという感じがしました。そういうことは先生方だけではなく、学生たちが率先してやっていただきたいと思います。

芸術を五感でとらえる

神 芸大美術館を初め、上野には多くの美術館があります。芸大美術館は学生証を提示するとフリーで入れるんですけども、ほかの都美術館や国立博物館も、もっと自由に学生が入りできて、さっきのような共同のイベントを企画したり、さらに社会人の人たちに門戸を開くことはできないでしょうか。

上野の美術館や音楽ホールというのは、どこかまだかしこまって行く場所というイメージの

ある方たちもいらつしやると思つので、その垣根をどんどん低くしていく。さらに、自分たちの共同作業を豊かにしていくという意味でも、そういう活動が芸大主導でできたらおもしろいのではないかと思うんですけれども。

宮田 上野には「上野の山文化ゾーン」というのがあつたんです。国立博物館から科学博物館まで、いろいろな施設を束ねて構成されているわけなんです。たとえば東京国立博物館で、興福寺創建一三〇〇年記念特別公開「国宝 仏頭」をやつていましたが、これは企画のベースは芸大でやっています。そういうふうに、取り組みは実はもつやつていっているんですね。

僕が強調したいのは、そういった場所で美術や音楽に接するとき、五感で触れないと記憶には残らない。視覚や触覚や聴覚、味覚も入れてもいいと思つただけで、いろいろな感性が響き合うことによって、心に残る。僕たち芸術家が何をするかというと、それを次の人に自分なりに消化して伝えていかなければいけない。それが芸大生の使命なんです。芸大に入ったということは、もう責務を課せられている。教員もそれを、それだけの人たちをつくるだけの場と資料と環境をつくっている。そして自分たちも研究している。そういう連携があるんです。その場に自分が登場すると、次から行くきつ



アンソニー・キャノン・ウォーカー

(Anthony Cannon Walker)

大学院美術研究科デザイン専攻
一九八一年アメリカ、カリフォルニア州ストックトン市生まれ

二〇〇一年早稲田大学国際部に留学。二〇〇三年サンフランシスコ州立大学日本語科を卒業。二〇〇五年東京芸術大学大学院美術研究科入学。現在、同大学院美術研究科修士課程一年。

かけができるんです。ひとつの例ですけど僕がなぜこんなに音楽が好きになったかという、舞台上に登場したことがあるんです。カーテンコールに乗せてもらったことがあつて、そのときにもものづくりにない感動というのを感じられた。それ以来、ひとつの殻を破つたことによつて、いろいろなところへ挑戦するようになったんです。

美術のなかでもむしろインスタレーションをやっている先生は、垣根を越えて挑戦しています。でも、大事なことは、美術や音楽をやっている人たちは、確実なアカデミックなものをきちんとして持っている。それは技術的な問題とか、感性的な問題とかのなかでのアカデミックなものの上に立っているんではないかということです。地域との連携もとてもいいことですし、どんどんやっていただきたいと思っています。それに対しての援助は惜しまないつもりでいますから。

神 ありがとうございます。

異国で自覚するアイデンティティ

ウォーカー 日本で、アート活動をやっていくには「結構やりづらい国を選んだな」と言われることが多いんです。日本で評価されているものでもいちど日本を出て、逆輸入されるというパターンが多いというのが現状だと思うんです。先生ご自身はそういったことを、どのように感じているでしょうか。また学校にもそれに対してできることはあるのでしょうか。

宮田 僕は四十五歳のときに在外研究員でドイツへ行っているんです。ドイツのハンブルクにあるゲベル・クンスト・ミュージアムという工芸美術博物館のなかに入つたのですが、その美術館には、日本の鎌倉や室町から、明治に至るまでのすばらしい収蔵品があつたんです。ところがあまりきれいに管理されていなかった。とくに僕は金属が専門ですから、日本の修復の技術、金属の錆を取ったり、色を再現させたり、

象眼したものを磨いたりについての発表会をした。するとものすごく喜ばれたんですね。宮田には、こんなすばらしい技術や表現力という歴史が背景にあるのか。でも一方で、なぜこんな歴史から離れたものをつくっているのかと言われた。それはすごくショックだった。

異国へ行くことによって、自分の国のよさを改めて知ることがあるんです。たぶんおふたりも日本へ来て、違う国から自分の国を見ることによって、再確認、よさみたいなのを感じているんじゃないかと僕は思っています。

逆輸入といつても、いろいろな方法があるのではないのでしょうか。日本人というのは不思議なもので、何か西洋文化に対して非常に意識があつて、それを取り入れたことによって評価しましょう。これはどこの国にもあるんじゃないでしょうか。いかがですか。たとえば韓国でも、アメリカで高い評価を得て帰ってきたことによって、韓国で賞をもらったよりもすごく評価される。

関 はい、評価されます。

宮田 逆に言うと、日本のおふたりも日本の技術を持っているわけです。日本の邦楽の文化を、そして日本の工芸の文化を持っているわけですから、金槌を持って、尺八持って、旅立つてください。そして帰ってきたときに、全く違つものを持って帰ってくればいいですし、あるいは再確認して帰ってくるかもしれないですね。

日本のこの技術というのは、西洋や中近東のすばらしい技術、いわゆる四大文明のから流れていきますよね。その技術が、シルクロードを経て中国や、あるいは関さんの母国である韓国を経て、日本へ流れてきているんです。そのなかで、いろいろな変化をしていきながら、最後に地の果ての国日本へ来て、ここですつと蓄えられているんですね。

国立大学法人化と大学運営

関 大学が法人化になることによって、大学の

運営面は厳しく評価されることになると思うんです。たとえばすでにある施設を効率よく活用して、利用率を高めることまで問われることになると思うんですね。今後大学として教育面と法人としての運営の成果面の両面を、どのようにバランスをとりながら運営していく予定でしょうか。それについてお聞きしたかったんです。

宮田 学生から逆にそういう話が出てくるって、本当に芸大愛から出た言葉だと思っています。だからすごく謙虚に受けとめています。たとえば施設の問題、これは足りないというくらいに活用しています。その一方で芸大の施設を、あまり広げすぎっていくというのは教育上、限度があるんです。特権視するつもりはないんですけれども、芸大はつねに、一流の道具、一流の感性、一流の教員、それから一流の学生であると、全部が一流でありたい。そこで行なわれる教育や研究、実践というのは、時間の凝縮されたものがあるというべきだと思います。そうするとやはりそこには限度がある。

美術学部の総合工棟のほうに新しい空間をつくりましたよね。あれは僕がお願いしたんです。いつでも芸術祭ができる、いつでも演奏会ができる、いつでも宴会ができる。宴会というのは、人の出会いなんです。心を開くことができるきっかけづくりなんです。授業以上に大事なことで、だと思つていますから。だから施設課の人たちにお願ひしたら、大変すばらしい空間ができました。

法人化になって、運営費や交付金は下がってきます。むしろそれによって今まで括られていたのに、逆に括らなくてもすむというものもあります。大学の授業というのは職員、教員、学生の三つがないと成り立ちません。その三者が協力し合つて、こつこつと授業をやってみようじゃないか、と考えたほうがいいんです。

その基盤になるのは学生の研究なんです。学生の上には必ず先生がいてという形ができ上がっているわけですから、先生の評価にもなる。

大学の評価にもなるということです。大いに羽ばたいて、自信を持って不安にならずにやっていただければ、必ずや評価は上がっていくということですね。そういう組織構造でいいならいいんじゃないかなと思います。

関 ありがとございました。

神 何年か前、芸術祭のときにシンポジウムがあつて、油画の学生が非常におもしろいことを質問しました。「自分が小学校のときから友達の家に遊びに行つて、絵が掛かっているのを見たことがない」と言つたんです。「僕は油絵を描いているんですけど、買ってくれる人がいない。僕はどうやって生活していけばいいんですよ」という質問をした学生がいて、そのときはもう大爆笑の嵐だったんです。

これは今の日本の文化状況として、かなり痛いところを突いているんじゃないかなと思います。どうも戦後経済のほうに目を向けすぎたあまりに、「文化」に目を向けることがなくなってきたのではないのでしょうか。そのあたりを、芸大発信で変えていくことも必要なのではないか。先生はどのように思われますか。

宮田 例えば絵画で風景があつたと思います。なぜ風景の絵を描くかというと、その場所に行つていなくても、ひとつの窓だと思つています。自分が忙しくてとても行けないけれども、秋のすくすくする風景を見たいなと思つたときに秋の風景の絵を描くことによって、人は閉ざした心を開くことができるわけです。

自分の作品が売れて生活ができたりすることがいちばんありがたいですね。でも、若いときは妙にこびると自分をなくすから食えなくていいよ。大いに石を磨きなさい、ダイヤにしていきなさい。夢を信ずることが大事なんです。自分に対してその夢を捨てない。もしかしたら違つ石がもしないんだけれど、少なくとも自分の夢と希望とするものがあつて、磨き込んでいけば必ずそれは素晴らしい石であることはまちがいない。

東京という都市の魅力

ウォーカー 日本に住んでいても留学生というのは情報がなかなか入りづらい立場に置かれていいると思つたんです。東京はあり得ないくらい大きい。これでひとつの都市かという感じなんです。僕が生まれたカリフォルニア州のストックトン市は非常に小さい町で、工場もあるんですけど、牧場も多い。いちばん大きな産業がアスパラガスですね。そこで宮田先生のお薦めの場所があれば、せつかく東京に来ていいるので、そこに行かないと損ですよというような場所があれば教えてもらいたいと思います。

宮田 だいたい求めるものはなにも答えられないというのが、この東京のおもしろいところですね。たとえば、宇宙へ行きたいと思つた以前僕はNASAへ行つて、シンポジウムに出たことがあるんですが、スペースシャトルの先端部分は大田区の町工場がつつていいるんです。「えっ、ここで」というようなところで、職人さんが頑張つてつくつていいる。これは極端な例ですけど、非常にハイテクの仕事を見なければ、そういう工場も多い、ぜひお薦めしたい場所もあります。

僕は金属の専門なものだから、トランペットをつくつていいる工場とか、大変おもしろい工場がいっぱいありますよ。尺八の素材である竹ですと江戸は川が多かつたから、釣りざおの名手といふのがいっぱいいいるんです。江戸は職人の町ですから。

ただ見せかけの部分というのもある。観光目的ではなく、本当はそこに根づいていいる人たちの仕事を選んで見たほうがいいでしょうね。

異文化との交流、出会い

小田 私たちはいつも制作をしていて、汚い格好で学内を歩いていいるんですけれど、それにいいきれいな格好の音校の方たちはどう思われいいるのか聞きたいんですが。少し心配……。

神 汚くてもおしゃれな人つていますよね。絵の具やペンキが着いていいるのは、僕はむしろ格好いいと思つてみています。邦楽の人たちは舞台上で着物を着るんですけど、襟元がだらしない人と、しつかりと閉じていいる人で全く印象が異なります。その仕事に合ったスタイルが一番だと思ひます。

小田 安心しました。いつも汚い格好で、道を渡るのがすこい嫌だったんです。

関 私は中学から芸術学校に通つていいるので、そういう学校で見なれていたんですが、音楽の側から見ると、格好いいといふのはありますね。先ほど交流といふお話が出てきたと思つたので、先ほど、交流するにあつたて、やはりお互いに知り合わなければならぬと思つたんです。ふだん美術をやつていいる方と、演奏会にのくから来ていらつしやるのか知りたいんです。逆に私も含めて、音楽をやつていいる人たちはどのくらい美術館に行つていいるのか。そういうところから交流ができないかと思つたんです。

小田 小さいころからピアノを習つていたり、音楽は好きなんです。部活動もずっと音楽で、実は美術部に入つたことはないんです。でも恥ずかしい話なのですが、奏楽室には入学式と卒業式しか行つたことがないんです。告知を見ても、おもしろそうだなと思つただけで、行く勇気が出なかつたり。今度行つてみようと思ひます。学校に来ると、制作モードに入つてしまつたからかもしれないですね。

神 僕たち音楽も同じで、学校に来ると練習とレッスンモードに変わつてしまつたので、同じように美術学部にもで行く余裕がなくなるといふのはあるかもしれないですね。

楽器のことではいへば、たとえば尺八の中身といふのは全部漆を塗つてあるんですね。そういうのは下芸の部分にも入ると思つし、やすりで削つて、磨いてといふ世界ですから、どんな楽器でも美術の人たちの技術に頼つていいる部分があると思つたんです。学校で楽器製作みたいなこ



神 令(じん・れい)

大学院音楽研究科邦楽専攻(尺八)
一九八〇年東京生まれ、二〇〇四年東京芸術大学音楽学部邦楽科卒業。現在、同大学院修士課程一年。

とを美術学部と共同作業でできたら、すくくおもしろいと思ひますね。

宮田 たとえば漆といふのは、水分があるほうが丈夫なんです。二〇〇〇年ぐらい前の漆の漆器が、水の多い土の中から完全な状態で発見されるんですね。外へ出しちゃうと条件が変わる漆は保たれていいるんだけれど、中の木が腐つていく。この間、そういうふうな話を聞いたときは、おもしろい話だなと思ひました。そういうのをお互いに知つたほうがいいですね。

最初の話に戻るんですけど、挑戦する気持ちが大変です。知らない先生でも自分はこんなことをやつていいるのだけれど、教えてくださいと門を叩く。すると、こんなことをやつていいるのか、だつたらこの引き出しを出してあげようと答えてくれますから。大学とは、そういう場所だと思ひます。

芸大を発信していく

神 美術学部には、副科という制度はあるのですか。音楽学部のほうは、自分の専攻の楽器のほかに副科というものを履修できて、僕は尺八が専門なんですけれど、ピアノをとつたりヴァイオリンをとつたりできるんです。

小田 専門の鍛金だけで、副科といふのはありませんね。

神 美術、音楽の垣根を越えた副科を新設したらおもしろいと思つたのですがいかがでしょうか。音楽でも邦楽と洋楽では、楽譜が全く異なり、

副科のピアノの先生やソルフェージュの先生方には大変お世話になり、感謝しています。このように差があればあるほど逆にもっと頑張ろうと思う部分もありますし、美術と音楽の枠を取り払って副科が履修できれば刺激的だと思うのですが。

関 私は韓国に帰ると芸術界にいらっしゃる方に接するより、どちらかというとほかの政策側とか行政の世界の方に接する機会が多いんです。私は東京にいて、東京芸大生として誇りを持っているんですけど、韓国の場合は総合大学の中に音大も入っているし美術大も入っているんですね。韓国にはソウル芸大というのがあって、それは専門学校なんです。芸大は日本の芸術大学のトップですが、そういう知名度がまだ伝わってなくて、残念だなというのがあります。

外国人はやっぱり芸術家の名前は覚えていてると思うんですけど、出身学校までは覚えてもらうことはなかなか至らないなというのがありまして、やっぱり学校の知名度をアップするにあたって、アピール対策とかをとっていただけとありがたいのですが。

富田 まさしくそのとおりだと思います。そういう努力というのはあまりしていませんでした。まずきちんとした学生を育てるということを主眼に置いていましたから、外から見た自分の学



関 鎮京（ミン・ジンキョン）

大学院音楽研究科音楽学専攻（応用音楽学）
一九七四年韓国ソウル生まれ。韓国国立オペラ団で演出助手を経て、二〇〇〇年文化庁の招聘研修生として来日。二〇〇二年東京芸術大学大学院音楽研究科応用音楽学専攻入学。現在、同博士課程二年。

校に対する客観性みたいなものが少し足らなかったのかなという感じはしないでもないですね。でも、大学間交流というのは結構やっているんですよ。提携を充実させて、学生さんがつながっていくことによって、だんだん知名度が出てくると思います。留学生の方も随分大勢おいでになっていきますし。

ウォーカー 芸大に入っただけのころ、これだけ人がいない学校は初めてだったんです。とくにデザイン科は、コンピュータ一台あれば家でも制作できるという状態なので、学校に来ない人が多いわけですね。僕が研究生一年目にはほぼ毎日学校で制作をやっていたんですけど、こんなことでどうやって友達をつくらなければいけなかったってなんです。そのうち芸祭とか授業のつながりで友達はできたんですけど、何かオリエンテーションがあれば混乱しないのかなと思いました。

神 日本人として音楽をはじめとした文化を考えると、今、日本の独自の文化というものがどんどん生活のなかからなくなっていると思うんですね。先生がおっしゃっていた絵の景色にしても、実感がなくてどうしても共感を得られないと思うんです。そうすると邦楽の歌詞の内容にある生活様式とか、そういうものというのがないと文化を理解できないですね。

僕の家は祖父の代から大学で尺八を通じて日本の文化を教えるということをしているんですけども、いすに座するという生活様式から、今すぐ畳の上に正座するというのは難しいと思うんです。大学や高校でそういう日本文化を紹介する授業を概説レベルでつくらないと理解できない。美術、音楽問わず、総合の学科としてつくって啓蒙していかないと、世界に出たときに「君のオリジナル」と問われて困ってしまおうと思うんです。

開かれた芸術をめざして

富田 大学というのは最先端をつかむけれども

だれも見向きもしないかもしれないものも押さえているんです。その両者があるのがこの芸大のおもしろさ、国立のよさだと思います。だから目先のものだけをつかんで大学を維持することだけではなくて、両者がバランスよく共存することが大事だと思います。事実邦楽はそれなりのすばらしさ、洋楽はそれなりのすばらしさがある。どの国へ行っても、やはり民族音楽はすてきでその国。

神 国際科に通う子たちがうちにお稽古に来て、日本の文化について日本人より詳しいということがあるんです。それはすごくおもしろいことです。が、シヨックな部分でもあります。

富田 僕もドイツのある友達のうちへ呼ばれて行って、いきなり「太宰をどう思う」と聞かれたときにすぐに答えられなかったということがあります。部屋を眺めると本棚には、日本の文学全集とか絵画集、工芸の本がずらりと並んでいて、びっくりしましたね。

関 まさに先生が先ほどおっしゃったように、私は中学からずっと音楽一本でやってきまして、もう西洋音楽が世界一という、そういう考えで日本に来たんですけど、日本に来てからいろいろな人から、「韓国のこの一つ一つはどうか？」とかいろいろなことを聞かれるようになったんです。そのときに改めて感じたのが、私は自分の母国のことについて何も知らなかったということがわかってきたんですね。留学というのが単に留学先のことばかり勉強するんじゃない、自分の国のことも改めて勉強させられるのかなということを思いましたね。

ウォーカー 今日は、おもしろいお話ばかりで参加ができてとてもよかったと思います。またいろいろこれから教えてください。

富田 それはお互いに。だけど、ふたりともすごく日本語が流暢ですね。

小田 この間、展示をしたときにいろんな方が見に来られて、アンケートシートをつくって意見を書いていただいたんですけど、「芸大

生は期待外れだった」ということを書かれたんです。とてもシヨックでした。先生が、すべて一流であるべきだということをあっしやられましたが、まだそれに至っていない自分というのがいてシヨックを受けました。すこく力を出したつもりだったんだけど、「ああ、まだだめなんだな」と思って、美術っていうのは、まだ一握りの少数の人が楽しんで終わっているような気がしたんです。

神 音楽も同じです、全く。

小田 私がやっていることをもつとみんなに知ってもらおうというが、慣れ親しんでいただけはいらない、すこくそのときに思いました。もし、私たちがつくった器を使ってもらったり、作品に触れてもらったり、そういう機会がもつと増えたら、ひと握りの人からどんどんつながって、もつと私たちがやっていることを知ってもらえるんじゃないかなと感じたんです。

富田 大学というのは、いろんな人がいていいと思うんです。さつきも言ったけれど先端をつかもつとするような人、それから土の温度を感じるくらい地べたを這うように進んでいく人、いろいろな人がいる。それが大学のおもしろさです。

だけれど、真摯に、実直に物事を捉えようとする人たちの集団であるべきだと思います。その上でいろいろな評価があっても構わないと思う。評価というのはある意味では瞬間的な部分しか見ていないわけですから。人生というのはもつと縦に長いわけです。それだけに惑わされない、もつと高邁になって進んでいってほしいなと思います。厳しい叱咤も当然受ける、これもまた大事なことです。

僕は教職についてから、学生と同じ目線で対話することを念頭に置いてきましたが、今日みなさんと話すことができて、今後もそつくり続けたいと強く感じました。そして気軽に、学長室に来てもらえるような雰囲気づくりを心がけたいと思っています。

2 ミュージアムショップ

大学美術館で開催される企画展の図録、ポストカードなどを販売する。



芸大の歩き方

- 上野の杜のキャンパスガイド -

第4回 芸大ショップ案内

歴史ゆかしい「上野」という場所に校地を構え、明治以来の伝統を誇る芸大の隠れた「名所」を毎回テーマを変えて紹介する。



3 大浦食堂

大学美術館の1階。ガラス張りの明るい食堂で、惣菜やサンドイッチの種類も豊富。

1 ミュージアムカフェ

ホテルオークラ経営のレストラン。この日の「おすすめランチプレート」はリブソースステーキ和風ソースとパンまたはライス、コーヒーまたは紅茶がついて1890円（税込）。





7 生協（音楽学部）
大学会館2階にある。食品中心の品揃え。



5 画翠
各種の画材を販売する。美術学部生協に隣接。



4 生協（美術学部）
大学美術館の地下1階。文具・書籍などを販売。



8 キャッスル
大学会館1階の食堂。「本日の盛り合わせ（スペシャル）」は610円（税込）。この日のメニューはフーヨーハイ、ポークカツ、ハンバーグ、ハムエッグとライス。



6 藝大アートプラザ
図書館と陳列館の間を入ったところにある。芸大教員のデザインによるアートグッズや美術・音楽関連の書籍も充実。2005年11月にオープン。



ショッピングスポットを巡る

布施英利

芸大キャンパスは、おすすめショッピングスポットでもある。じつは、いろいろなお店がある。グルメな飲食から、美術品、書籍、CD、いろいろ揃っている。

このたび藝大アートプラザがオープンした。旧東京美術学校正門の前に立つと、奥におしゃれなスペースがみえる。パリのカフェ？ と思えるようなテーブルと椅子が並んでいる。ショッピングのバナーが風に揺れている。このバナーのデザインは、現役教員の日比野克彦先生によるものだ。東京美術学校の伝統と、日比野デザインの新しい風。藝大アートプラザはそこにある。

扱っているのは、教員、院生、卒業生らの美術品。数千円のものから、数十万円もするものまで多彩だ。食器、絵画、彫刻。さらに芸術関係の書籍も充実している。教員のサイン本もある。音楽学部教員のCDもある。ここに来れば「芸大の今」がわかる。

扱っているのは、教員、院生、卒業生らの美術品。数千円のものから、数十万円もするものまで多彩だ。食器、絵画、彫刻。さらに芸術関係の書籍も充実している。教員のサイン本もある。音楽学部教員のCDもある。ここに来れば「芸大の今」がわかる。

大学のキャンパスに入るのにお金はいらぬ。しかし芸大にお越しの際は、お財布も忘れず。

（ふせ・ひでとノ美術学部助教授 美術解剖学研究室）

大学キャンパスにあるのは、藝大アートプラザだけではない。美術館地下には、画材を扱っている画翠と、芸大生協がある。生協には文房具、雑誌、インスタント食品まであり、ちょっとしたコンビニである。

おながが空いたら食堂へ行こう。美術館一階にあるのはホテルオークラのレストランド。エコノミーにすまそうというなら、音楽学部のキャッスル、美術学部の大浦食堂がある。「大学」らしい空気に触れたいなら、この二つの食堂がお勧め。たとえば大浦食堂ならバター丼はいかが。バターとモヤシと豆腐を混ぜたご飯。私は学生時代から好物だ。



上野の杜の 波瀾万丈

第二回 東京音楽学校 存廃論争

明治二十三年、三年前に設置されたばかりの東京音楽学校の廃止が衆議院予算委員会で議題に上った。廃止を免れるまでの経緯、学校側が官立音楽学校存続の必要性をまとめた資料などを紹介する。

橋本久美子



明治23年5月に新築された当時の校舎。奏楽堂は建物の2階中央部分に位置し、その両側に校長室、女教員室、教室、練習室などがあった。1階は事務室、男教員室、教室、練習室、食堂、小使室など。生徒が校舎に出入りする際は、正門から玄関に向かって建物の左端に「男生徒昇降口」、右端に「女生徒昇降口」が別々にあった。

明治の余韻を今に伝え、現在も活用されている重要文化財「東京音楽学校旧奏楽堂」がそれである。大学内の旧奏楽堂跡地には平成十年三月、現在の東京藝術大学奏楽堂が竣工した。

明治二十三年の「本校規則」第一条には「本校ハ汎ク音楽専門ノ教育ヲ施シ善良ナル音楽教員及音楽師ヲ養成スル所トス」とある。入学資格は満十四歳以上二十歳以下、入学試験科目には、身体検査、高等小学校卒業以上もしくはこれと同等の学力検査、唱歌集初編卒業以上、英語の綴字・読法・文法があった。入学後の一年間は全員が予科生となり、予科卒業試験を合格すると、特別の才能を有する者は三年制の専修部音楽教員に適する者は二年制の師範部に進んだ。

職員名簿には、初代校長（兼文部省参事官）伊澤修二、教授（式部職兼参事官）上眞行、オーストリアから招聘されたお雇い外国人教師ルドルフ・デットリヒらの名前が並び、生徒数は研究科、専修部師範部、予科を合わせて五十二名、授業料は休みの期間を除き一カ月一円であった。ほかに選科生二十三名が在籍していた。入学資格九歳以上で、ピアノ・オルガン・ヴァイオリン・唱歌のうち希望する専門実技のみを学ぶことができるシステムであった。

第一回帝国議会開院

「音楽学校ヲ廃シタイフ説」

奏楽堂落成から五カ月後の十一月二十九日、第一回帝国議会が開院し、音楽学校では全校を挙げて祝賀演

奏会を催した。ところが議会が始まるとまもなく、衆議院予算委員会では、予算削減のため高等中学校、女子師範学校とともに東京音楽学校の廃止案が出された。「衆議院予算委員会速記録第十一号」は明治二十三年十二月二十三日の議場の模様を伝えている。

東京音楽学校の存廃論争は、工藤行幹議員による「私ハ音楽学校ヲ廃シタイフ説ヲ提出致シマス」という発言に始まった。教育上の必要は認めるが、私立学校でできるものを国費で保護する必要はないという意見であった。

当時、文部省の直轄学校は、東京帝国大学、高等師範学校など十三校、東京音楽学校の二十四年度予算は政府原案では一万四千五百円、うち政府支出金一万二千百一十二円であったが、査定案でゼロとなった。参事までに、東京帝国大学予算は政府原案で五十三万四千四百七十一円三十八銭九厘、うち政府支出金四十一万六千六百六十二円であった。

帝国議会での学校廃止案は新聞各紙で一斉に報じられた。わが国最初の音楽専門誌『音楽雑誌』はもとより、『國家教育』『教育時論』『大日本教育界雑誌』なども音楽の効用や音楽学校の必要を説いた。音楽学校の矢田部良吉商議員も「音楽学校論」を発表。明けて一月十三日、議会では査定案廃棄の動議、廃止反対意見、そして修正案が提出される。

「音楽は徳育が智育が将た体育乎」

二十九日には全議員を委員とする全院委員会が始ま

東京音楽学校の草創期

明治二十（一八八七）年十月、文部省直轄学校として東京音楽学校が設置され、二十三年五月には新校舎も落成した。ところがその矢先、同年開院した第一回帝国議会において、音楽学校の廃止案が提出される。予算削減のためであった。東京音楽学校存廃論争の始まりである。学校の存続そのものが問われた、本学の歴史において類を見ない出来事であった。

新校舎の二階中央部分に、わが国最初のコンサートホール、奏楽堂があった。日本の近代化の調べを奏で、落成から九十七年を経た昭和六十二年三月、校舎のごく一部とともに上野公園の一角に移築された。

つた。宮崎県選出の安田愉逸議員の質問が、存廃論争をさらに刺激した。質問は、従来楽しみのためであった音楽のために国費で学校を維持する必要があるのか、前年度より増額になっているのはなぜか、音楽は徳育智育体育のいずれなのかといった内容であった。以下は質問の一部である。「従来我邦ニ於キマシテハ音楽ノ如キモノハ、単ニ人ノ耳目ヲ怡バセルモノ、如キモノデ御坐リマシタ…（中略）…此ノ音楽ヲハ研究ノ為ニ、一万円以上ノ国費ノ負担ヲ要ス価ガアルカ…（中略）…抑々此ノ音楽ハ徳育ノ為デ御坐リマセウカ、若クハ智育ノ為デ御坐リマセウカ、或ハ体育ノ為デ御坐リマセウカ、ソレヲバ承リタイ」。答弁に立つ政府委員は辻新次、明治五年に三十一歳で大学南学校長となり、十八年より文部次官に招かれ、教育の諸制度を整えた人物である。辻次官が、音楽は徳育に近く音楽学校の目的は音楽師と音楽教員を育成することにあると答えると、安田議員は、それでは音楽は智育体育には無関係かと質問。

安田議員の質問は、翌三十日付『東京新聞』で「面白き質問」、さらに三十一日付同紙で「音楽は徳育が智育が将た体育乎」という見出しで取り上げられた。他紙でも同様であった。以後、東京音楽学校存廃論争はいっそう白熱し、伊澤修二・神津専三郎ら学校関係者も音楽学校の必要を説く論述を展開した。

二月十四日、辻次官は、国の品位と社会の道徳を守るからこそ音楽学校の必要不可欠な理由であると述べ、このような任務を地方や民間で果たすことは不可能であると説明。十九日にはさらに、唱歌教員を育成することは国家の急務であり、東京音楽学校を除いてこれを求める場所はないと訴えた。これより先、衆議院は特別委員九名を選出し予算案再審査を附託していたが、その一人天野爲之議員が自分を含む特別委員三名は学校廃止に反対であると報告。二月二十一日、諸

学校は天野議員らによる修正案で存続決定、衆議院は三月三日を以て特別委員の提出した修正案を可決した。最終的に、東京音楽学校の二十四年度予算は原案より五百円少ない一万四千円、政府支出金一万六千六百一十二円で可決した（東京帝国大学は四十八万三千四百七十一円三十八銭九厘、政府支出金三十六万五千六百一十二円で可決）。議場が存廃の応酬に揺れていた頃、議会の前後や休憩に陸海軍楽隊の演奏を入れて、「議員の激熱を融和」してはどうかと提案する「帝国議会に音楽を用ひよ」（『教育時論』）という記事も現れた。三月に入ると議員の音楽学校参観が行われた。伊澤校長は演奏曲目を自ら解説し、唱歌編纂事業などにおける音楽学校の役割を強調し、唱歌は徳性を涵養し健康に益し愛国の信条を育てるという演説を行った。

音楽学校廃止論への学校側の対応 『明治廿四年以降帝國議會關係綴』

存廃論争に関する膨大な資料をここで紹介することはとてい望めないが、おもなものは『東京芸術大学百年史 東京音楽学校篇第一巻』に掲載されている。特記すべき資料として本学図書館に保管される『明治廿四年以降帝國議會關係綴』が挙げられる。表紙に「草稿モノ」と記された一綴りの書類で、厚さ十二ミリほど、六十六丁すべてが筆書きである。議会に



音楽学校正門

対して論陣を張るため緊急に整えた資料と推察される。おもな内容は、学校の沿革、事業の成果と将来計画、音楽教育が国家に必要な理由、生徒調、欧州各国における音楽学校経費と国庫支出金、支那における音楽保護の歴史、日本で推古帝の昔から音楽がどのように考えられ保護助成されてきたかについての詳説などである。綴りを開いてみると、ほとんどの頁が整然と記されているのとは対照的に、音楽教育の必要性や明治二十四年度予算の概要に関する部分は、B5サイズの文部省用箋十二枚に細かい字で走り書きされている。しかもどの頁にも行間や余白が朱書を含めた加筆訂正で埋められ、解読困難なほどである。

存続決定後も音楽学校論の発表は続いた。「猶努めよ」「時来れり」「唱歌論」「音楽の必要」「音楽は国家事業なり」など音楽学校への期待を表明するものが相次いだ。しかしその一方で経費節減を求める声も止まず、東京音楽学校は二十六年九月から高等師範学校附属音楽学校となり、三十二年四月に再独立するまで五年半を要することとなる。

（はしもと・くみこ／音楽学部講師）

次号予告
美校の依囑製作事業
楠木正成肖像や西郷隆盛銅像に始まる製作事業にスポットをあて、美校の経営戦略と製作上の波瀾などを紹介する。



明治22年7月卒業生と教師 前列左から4人目、伊澤修二（写真3点とも東京芸術附属図書館蔵）



クラブ・

サークル

訪問

第3回

バッハカンタータ クラブ

「バッハカンタータクラブ」は三十五年の歴史をもち、定期演奏会の開催をはじめ積極的な活動を展開している。膨大な数のバッハの教会音楽、室内楽曲の演奏・研究に研鑽を積むクラブの歴史と現在。

教会カンタータの深遠な世界

斎藤 洵

東京芸術大学バッハカンタータクラブは、その名の示す通りヨハン・セバスティアン・バッハのカンタータを演奏する、東京芸術大学のクラブです。

このクラブは一九七〇年に芸大の学生たちによって創立されました。創立当初から、日本を代表するチェンバリストでありバッハ演奏の第一人者である小林道夫先生こばやし みちおを指導



2005年12月11日、女子聖学院内チャペルで催された演奏会とリハーサル風景。曲目はJ.S.バッハ《ブランデンブルク協奏曲第5番》と《カンタータ第26番「なんと儚く虚しき」》。



毎週金曜日の夕刻に行われる練習のようす。

者に迎え、主にJ・S・バッハのカンタータや室内楽曲の演奏・研究を目的として活動をしています。

この三十五年の間に幾度となく存続の憂目に晒されたようですが、近年は部員の増加に伴い《口短調ミサ》《ヨハネ受難曲》《マタイ受難曲》の大曲にも取り組むことができました。

年間の演奏会は四月と五月の新入生歓迎演奏会、八月の日光演奏旅行、九月の芸術祭、十月の上野下谷教会での音楽礼拝、二月の定期演奏会と通常六回。年間六、七曲に取り組むわけですが、それでもバッハの教会カンタータは約二百曲あります。一曲仕上げるのでさえ七転八倒の苦しみなのに、それがまだ二百曲も横たわっているなんて、到底先の見えない作業です。逆に言えば、一曲一曲の内容の深さがあり、そして作曲家の底が見えない。それからこそ私たちがバッハに魅せられる所以だと思います。

そして何より小林先生の導く音楽への、特別な思いが紡がれたからこそ、このクラブが三十五年間も続いたのだと思います。ただ、先生は昨年の定期演奏会を最後にクラブの指導から退かれました。現在のクラブは過渡期にあると言えます。現在の練習は部員から輩出した指揮者を中心に部員同士で試行錯誤しながら、けれども小林先生が大事にされていた音楽のあり方は忘れずに音楽を作っています。

毎週金曜日五時半から校内で練習しています。バッハが好きな方、合唱の好きな方、とにかく誰でも気軽に遊びにきてください。

(さいとう・じゅん/音楽学部声楽科三年)

教員は語る

第四回

― 芸大への期待・抱負・提言 ―

教育・研究の領域

東谷 私は絵画科の油画専攻に属しているんですが、版画を専門にしています。

油画専攻のなかに版画と技法材料・壁画という研究室がありまして、油画のなかには組み込まれているんですが、版画は独自に授業形態があり連動して油画のほうにもかかわっているということです。ちょっと複雑なんです。二年次に集中講義をやりまして、そのなかで版画に興味を持った学生が三年次から版画研究室に移ってくるという状況です。三年、四年の学生のほか、あとは大学院生です。版画の性格を反映して、留学生の研究生の方も多いです。

私自身は、大学院は芸大で専門的に版画を勉強しました。それから一度学校を出まして、その後助手を四年務めて現在に至ります。

毛利 私のいる音楽環境創造科は今スタッフが五人います。音楽というものを意識しながらも、音楽以外のいろいろな隣接領域、あるいは音楽の関係性している環境を見えています。作曲の先生、録音エンジニアの先生

東谷武美

助教授―美術学部絵画科（版画専攻）

×

毛利嘉孝

助教授―音楽学部音楽環境創造科（社会学・文化研究専攻）

企業メセナの先生、そして演劇パフォーマンスを教えている先生というのが、私以外の四人のスタッフです。ですから、何かひとつのことを教えているというよりは、音楽という領域を、かなり広く捉えている学科です。

私自身の専門は社会学ですが、そのなかでも最近ではカルチュラル・スタディーズという言い方をする文化研究を専門領域としています。芸大の音楽学部にも所属しているとすると、伝統的な音楽を想像しがちですが、でも、ポピュラー文化を扱ってという点で変わり種かもしれません。私自身は学生たちに、音楽だけでなく社会と芸術のかかわりですとか、あるいはそうした文化的なものがどういうふうに関係づけられて、語られてきたかということをお話しています。学生に期待しているのは、論理的な思考を身につけて、文章を書いたり、編集をしたり、幅広い領域で活躍できるような人が育ってくればということです。

私は三十歳を過ぎてからサラリーマンを辞めて、イギリスで大学院に入り直しました。ゴールドスミス・カレッジというロンドン大学のアートスクールで、四年ほど社会学を勉強しました。最初に興味があったこ

とは、イギリスにおける移民文化です。イギリスにはジャマイカからきた人が多いのですが、彼らがどういう文化をつくったかを、音楽を軸としてフィールドワークしていました。

芸大のなかでは、民族音楽や文化人類学的な調査をやっている先生には近いところがあります。けれどもいわゆる民族音楽でもなくて、むしろ現在の都市の若者の音楽に関心がありますので、それも研究の特徴かもしれません。

東谷 日本のなかで版画というと、だいたい浮世絵から連想する木版画というイメージが強いんですが、私は石版画、リトグラフという方法で教えているんです。自分自身の作品もそういうものをつくっています。

ほとんどの学生が油絵を描いたり、デッサンをやったりというオーソドックスな美術の形態の時代に、私は版画という表現に出会いました。ポップアートがイギリス、アメリカで版画と絡みながら発展していった時期にちょうど学生だったんです。日本でもそういう流れがあって、池田満寿夫さんをはじめ「現代版画」が始めたころにあたります。

日本には版画という伝統の基盤があるので、その流



れに沿って私も版画をやってきました。今、世界的に見て日本人の版画の作家は、海外のコンクールで活躍していますが、日本人の方法論にとっても合っている感じがあります。

教える立場としては、技術的に大変細かいことがありまして、それを伝承しながら教えていくというのが芸大の版画教育の形なんです。表現については手探りで教えることがあるんですが、技術的なことでは言えばこの時点の学生にはこの技術をとにかく教え込まなければならぬという教育方法なのです。

毛利 私が通ったゴールドスミス・カレッジは、九〇年代はイギリス現代美術の中心で、たとえばダミアン・ハーストとか、そうしたイギリスの若手のアーティストを輩出する大学でした。でも、同時にそこは

ミュージシャンがたくさん出ていて、プラーをはじめイギリスのポップな人々をたくさん生み出していました。イギリスのミュージシャンの系譜には、美術学校を出た人がとても多い。ビートルズやロキシー・ミュージックなんかもそうですけれども、アートカレッジを出てバンドをやるというケースが珍しくありません。

私はあるジャンルにいた人が、また別のジャンルのことを始めたりするというのにとっても関心があります。音楽環境創造科の学生には、実際に音楽やバンドをやっている人も多いんですが、そういう人が少し文章を書いたり、あるいは逆に音楽をやったことのない人が周りに触発されて楽器を触ってみたくなったりということがよくあります。

もちろん専門教育という意味でいうと、子供のときから一貫して教育していくと必要性もあるとは思いますが、それでも、うまく字びつ、「逸れていく」ような仕組みが音楽環境創造科ではできそうな感じもあります。

専門を超えた取り組み

東谷 先端芸術表現科や音楽環境創造科の活動については、「いろんなことをやっているんだな」という感じでは見えています。絵画科のなかでもとても幅が広がっているいろんなことをやり始めていますが、それでもあまり切れなくてまた「先端」ができたのかと見ているのですが、全く新しい何かを手探りで見つけていくと

いうような方法論なのでしょうか。芸大のなかでも脈々とした伝統のある美術学部と音楽学部があって、「先端」はひとつの新しい方向性を探ってつくっているのかなという感じがします。

毛利 音楽学部に関して言えば、「音環」でも楽譜を読めて、楽器も弾けたほうがいいという感じの人が、副科という形で演奏実技の授業をとることができず。私は一般の総合大学にいたので副科というのはすごくおもしろい制度だと思います。楽器が少しでも弾けるかどうかということは、文章を書いたり企画をしていくうえにおいてすごく大切なことだと思うんです。自分の能力を含めて把握していくことはすごく大事な作業です。そういう意味では、上野と取手でおもしろい連関ができているのではないのでしょうか。

今現代美術ではどんな領域が錯綜してきて、視覚美術と聴覚美術の境界がどんなあいまいになっているか、キュレーターと批評家、作家の境界さえもあいまいになってきている。取手の学生に聞いてみると教員以上に「先端」と「音環」の学生の間にそれなりに交流があるようです。学生はそれにかなり刺激を受けていて、しかもそのなかで自分たちの場所をつくっていく環境だったので、それはわれわれにとっても非常におもしろいことです。

東谷 ひとつのものをくり続けて深めていくということは一年次、二年次にはあまりやっていないんです。私は版画で手仕事を教えているわけですが、そこでまた手仕事を通して自分が感じた何かを表現するということがあります。やはり、本質的なものを自分の手で



東谷武美「日蝕—散光」リトグラフ 90cm×70cm



東谷武美（あずま・たけみ）

一九四八年北海道生まれ。一九七一年東京造形大学絵画科卒業。一九七三年東京芸術大学大学院版画専攻修了。駒井哲郎、中林忠良に師事。一九七五年、第六回版画グランプリ賞でグランプリを受賞。以後も各地の版画展に出品し高い評価を受けている。

東京芸術大学美術学部非常勤講師を経て、二〇〇五年より同助教授。



ノッティングヒルカーニバルにおけるフィールドワーク。
先頭の赤い「カツラ」をかぶっているのが毛利教員。

つくるというのが好きなところはあります。

毛利 「音環」を選ぶ学生は、入るときにそれなりに冒険をしているように思います。競争率も決して低くない学科ですけれども、だからといって予備校に通って準備をすればすむような世界ではない。何ができるかわからずに入ってきている人も多いわけです。もちろんそれを成熟していかないという捉え方もできますけれども、それなりにある種の冒険をしようと思っているのは事実で、そういう意味ではすごくどん欲で、アグレッシブな学生が多い。

音楽は、早期教育をやらなければいけないみたいな側面ももちろんあるんですけども、最近ではそれなりにテクノロジーが発達していて、むしろ大学の二、三年生のときは、本を読んでいたりと、映画ばかり見ていたりとか、実際にものをつくらない学生生活を送っていた人がある日突然音楽を作り始めることがあります。DJ文化やテクノはこうした文化から生まれた最大の成果だと思います。

音環の学生については、実際に作品をつくっている人、そうでない人も、マルチな形で自分の思考やアイデンティティをつくっていて、少なくともいままでにはなかった学生のタイプだと思います。昔ですと、大学に行くということも、大学を卒業して就職するというのも、ひとつの生き方を選択することだったと思うんです。今の学生はひとつの生き方を選択せずに、依然として複数の生き方を選択しているみたいな感じがあって、それはすごく特徴的だという気がします。

東谷 私たちのころは、あまり生活とかを考えずに無防備に生きていたところはあるけれども、今の学生はとても先を考えているということを感じます。

教育実習を受けるなど、資格をとりたいたいという人は少なくないと思います。実際は、昔と比べて先生になるのはなかなか難しいんですが、ただ、そういう選択肢を確実に持つておきたいという感じはどうもあるみたいなんです。私の経験としてはそういうこともいいと思うんですが、すごく慎重に生きているなという感じもします。

だから、私たちの学生時代とは違うところはありますが、本質的にものををつくったり、自分でいろいろなものに感動したり、そこは変わらないと思うんですけど、生き方のスタンスは少し違つかないと思います。

時代のなかの芸術

毛利 私自身が今いちばん興味があるのは、文化産業などがどういふふうになっ立っているか、特に具体的に言つと音楽産業がどうなっているかということです。

産業と言つときにもいろいろな観点があると思いますが、生産の現場とか、消費の現場とか、流通はどうなっているかというその関連性に興味がある。それといわゆる若者のライフスタイルの関係がどう変化しているかというのが私のテーマで、芸大というのはサンブルが多くて、ほとんど私の学生は全部研究対象みたいなものなんです。

いなものなんです。

ミュージシャンという職種ひとつとっても、昔とはいふぶんライフスタイルが変わってきています。自分がつくった作品をどう出すか、レコード会社とどう関係をするか、コンサートをどうするかというのは、それなりにある種の技術があります。しかもそれが、特に若い人などは、自分がどういふふう生きていくかというライフスタイルそのものと強く結びついていて、この関係がいちばんおもしろいところだと思っています。

東谷 私の教わった先生は駒井哲郎さんですが、駒井さんの時代は、埴谷雄高さんとか、いろいろな小説家や音楽家、あと舞台の人などの交流が盛んだったんです。それから何十年が経つて、今はだんだん専門分野の枝分かれが起こってしまつて、今アートの横のつながり、たとえば演劇と文学と絵画が結びつくということはとても少ないです。

だから芸大でもそうでしょうけれども、横の交流がないので自分の専門以外の先生方は意外と知らないと思います。だから、こついつときに毛利先生にお会いできたり、そういうチャンスがあるとちょっと幅が広がる。あとは、いろんな担当の会議で各分野の先生に何度もお会いすると多少の交流は出てくるんですが、そこで一緒に何かお互いのモチベーションで仕事を共同するということは、今のところはなかなか難しいです。本当はそのほうが楽しいでしょうね。

私が若いころは、ちょうど寺山修司さんや唐十郎さんが演劇をやつていて、土方巽さんが前衛舞踏をやつていて、ワツとそつちに流れていくという時代だったんです。でも、今はあの当時ほどそんなにワクワクする感じはないでしょうけれども、それでもみんなそういうものをちょっと聞きつけて、いろんなところに行つてはいるみたいです。

毛利 やっぱり寺山修司とか、アンダーグラウンドなものが持つていたある時代の熱ということでしょう。

今の特徴はアンダーグラウンドとかメジャーとかの差がほとんどなくなってきたことだと思います。これは私たちの世代では、音楽でもこれが好きだったらこれは嫌いだとか割とはつきりしていました。たとえばフリージャズが好きだったら、歌謡曲が嫌いだったか。

ある種の趣味とか、テイストというのは明らかにあったと思うんですが、今の若い人たちに聞いてみると「音環」の学生でも結構何でも吸収して、あらゆる趣味が全部並列になっているんですね。「ポップも好きだし、すごく抽象的な現代音楽も好き。そうかといえジャズも聞いている」というのがあって、「それは矛盾しないのか」と聞くと「いや、まあ別に」と答える。

昔だと前衛音楽を聴くとか、あるいは現代美術を見るところということに対して、それは格好いいと思うのと同じ時に、なにかジャンプするといつか、越えてはいけな世界に入っていくという感覚があったと思うんです。そのリスクを越えることで、ある種の特権的なところに行っているわけでしょう。ところが、今ではそのリスクはあらかじめ最初に越えてしまっているんですね。それで、だから結構みんな前衛や現代音楽にも詳しいし、だからといってそれがかつて思われていたような異質なものとしては捉えられていないというのが現状だと思います。

芸大に対する外部評価

毛利 大学の言葉は、アカデミズムの言語ですべてが書かれています。その結果、大学人は自分たちの言葉

がわかる人に対して自分たちの言葉で書くという行為を繰り返して、それは大学のアカデミズムや研究者のネットワークとしてはいいかもしれませんが、とくに学部学生でいうと、そういう人材を必ずしもつくる必要はないでしょう。むしろ自分が言語を共有していない相手に対して何かを語る、語り口をつくっていくということのほうが大事で、そのときにほかの表現を多少扱った人というのは、そういう能力をすでに持っているし、そういう意味では、文章とか、ほかの表現ができるというのはすごく重要なトレーニングだと思っんです。だから、演奏家や美術作家でも、一流の人というのはみんな文章がうまいですね。

東谷 大学の法人化にもなつて疑問に思っていることは、学校に在る間は結果が出るものじゃないと思うんです。私たちが学生に栄養を与えて、別に完成したものはなくて、大学を出てから力を出せるような形でも考えているわけです。それを今、目に見える結果をすぐに求められています。

私は、芸術大学に対しては、書類で見せる結果というのは、すごく無駄な感じがします。とにかく書類書きが多いですからそこに時間をとられて、学生と接する機会がなくなったりするわけでしょう。学校を出たからといって、すぐに作家になるわけじゃないですから。たとえば、四年間学校に通えば、そこではっきりとした何かを得るといふような単純なものではないと私は思います。立ち止まって自分を見つめてみたりといった余裕がないと、新しいものも生まれにくいのではないのでしょうか。技術的なことは教えられますが、メ

ンタルな部分は長い時間がかかって、本人がつくり上げるものだと思います。

芸大には数値化できないことがほとんどですから、国が求めるものとそぐわないような感じがします。

毛利 芸大には外から見るとやはり名門というイメージがあつて、社会的な期待が高いですね。一方で、私のような全く別の領域で研究している人間からすると、ラディカルなことにも取り組んでいるという印象が、入る前にはありました。先端芸術表現科があつたりとか、私がいる音楽環境創造科があつたりというのは典型的な例ですし、このたび映画専攻をつくりましたよね。

このように外から見れば、芸大というのすごく伝統的なことを守りつつ、新しい分野を切り開いているように見えるのですが、いざ芸大に来てみると、その二つは残念なことにまだ別々の路線なんですね。過渡期だから仕方がないのかもしれないんですけども、まだギクシャクしている感じはあります。

音楽というのは、もともとはすべてのいろいろなジャンルに関係があつたと思うんです。文学にも、絵画にも、彫刻にも、演劇にも、映画にも関係があつたけれども、音楽学部は音楽だけやっているという構造に残念ながらちよつとなつていっている感じがしています。今度「音環」は北千住に移りますが、これをきつかけにいろいろ考えられるのではないかなと思っんです。音楽の側から考えるときに、他領域の芸術をどのように扱えるのか。そういう意味でもこれからすくおもしろい領域になると思います。



毛利嘉孝（もうり・よしただ）

一九六三年長崎生まれ。一九九四年ロンドン大学ゴールドスミス・カレッジへ留学。ポール・ギルロイの指導を受ける。専門は社会学・文化研究。著書に『文化』政治』、共編著に『テレビはどう見られてきたのか』ほか。
一九九九年九州大学大学院比較社会文化研究院助教授。二〇〇五年より東京芸術大学音楽学部助教授。

交流

韓国芸術総合学校との交流

日韓友情年の二〇〇五年、美術学部と音楽学部はそれぞれ、韓国芸術総合学校と日韓の友好交流をさらに促進する催しを行った。

韓国芸術総合学校は一九九三年に創設され、音楽院、演劇院、映像院、舞踊院、美術院、伝統芸術院を設けている。

十月二十八日、音楽学部は、同学校音楽院から指揮者とソリストを迎えて、「友好交流学生オーケストラ演奏会」を開催し、美術学部では、十一月二十九日〜十二月十一日まで、同学校との交流展を大学美術館において開催した。

平成十三年に同学校音楽院と国際交流協定を結んでいたが、十二月六日、さらに交流を深めるため、韓国芸術総合学校と全学的な協定を締結した。

大学間国際交流協定締結

十月十日にミマル・シナン美術大学（トルコ）と、十一月二十四日には新疆芸術学院（中国）と本学が芸術国際交流協定を締結した。今回の調印により本学における交流協定締結校は十三カ国（地域）二十九大学等となった。

国際交流会館で

地域の方々と交流会開催

十一月十七日、松戸市にある本学の国際交流会館では、入居している外国人留学生、チューター、外国人研究者及び本学の関係教職員と地域住民等が一堂に会し、生

活上の問題に関する意見交換などを行うことにより、相互の理解を深め、国際交流の推進に資するための交流会が行われた。

受章・受賞

山本正道教授が
紫綬褒章を受章

平成十七年秋の褒章において、本学美術学部彫刻科の山本正道教授は、紫綬褒章を受章した。

嶺貞子名誉教授が
イタリアの連帯の
星勳章を受章

十月十二日、本学の嶺（峰村）貞子名誉教授は、イタリア大統領から日本に於ける長年のイタリア文化の振興に貢献したとして、イタリアの連帯の星勳章（コメンダトーレ）を受章した。

宮田学長が瀬戸山賞を受賞

十月三十一日、宮田亮平理事・副学長・教授（現学長）が、法務省主催「社会を明るくする運動」や更生保護に対する深い理解を示しその普及・啓発に尽力したとして第七回瀬戸山賞を受賞した。

運営

大学院音楽研究科に
音楽文化学専攻、
大学院映像研究科には
メディア映像専攻を設置

東京芸術大学では、平成十八年四月から大学院音楽研究科音楽学

専攻を改組し、音楽学、音楽教育、ソルフェージュ、応用音楽学、音楽文芸、音楽音響創造、芸術環境創造という七つの研究分野から構成される「音楽文化学専攻」を設置する。

また、平成十七年四月に開設し、前号で特集した大学院映像研究科に二つ目の専攻として、平成十八年四月から「メディア映像専攻」を設置する。

（学生定員など）

大学院音楽研究科音楽文化学専攻

学生入学定員 三十五名
教員数 二十四名
キャンパス 上野校地及び千住校地

千住校地（足立区千住一〜二十五）は、足立区と本学との協定に基づき、録音スタジオや音楽療法室などを備える充実した研究施設として、平成十八年九月オープンの予定。

大学院映像研究科メディア映像専攻

学生入学定員 十六名
研究分野と専任教員の氏名及び担当領域

コンテンツ創造研究分野

藤嶋正樹教授

（メディア・アート領域）

佐藤雅彦教授

（メディア・デザイン領域）

コンテンツ科学研究分野

桐山孝司助教授

（コンテンツウェア領域）

桂英史助教授

（メディア文化財領域）

（寄附講座）

コンテンツ産業研究分野（コンテンツ産業領域）
キャンパス 横浜市中区本町四一四十四（旧富士銀建物）、横浜市中区新港一五（旧新港客船ターミナル）

森鷗外訳オペラ、
本邦初の本格的上演

森鷗外が翻訳した、グルック作曲のオペラ「オルフェオとエウリディーチェ」全三幕「オルフェウス」は、大正三年（一九一四）にグルック（一七二四〜一七八七）の生誕二百年を祝って、その誕生日である七月二十一日に上演しようとしたが、第一次世界大戦が勃発するなど不幸な事情が重なって森鷗外の訳詞は舞台にかけられることなく、活字としてのみ今日に伝えられた。

九月十八日、十九日、九十年あまりの時を経て、それが初めて音楽堂において本格的に上演され、両日とも立ち見ができるほど盛況で好評を博した。上演後は、関係各方面からも賞賛の声が寄せられた。

藝大フレンズ ゲネプロ
見学会 特別鑑賞会を開催

十月八日、平成十七年四月から創設された大学サポーター制度である藝大フレンズの加入者を対象に音楽堂でのオペラ・ゲネプロ見学会および大学美術館での特別鑑賞会（アート・バイ・ナイト）が行われた。また、特別鑑賞会は、吉村順三建築展の会期中も二回開催された。

東京芸術大学
第九代学長に
宮田亮平理事が就任

十二月二十一日、任期満了となった平山郁夫東京芸術大学前学長の後を受け、宮田亮平理事（教育担当）・副学長・教授が第九代学長に就任した。宮田学長は、専門分野が鍛金。就任にあたり、「伝統は改革によって成り立つことを示すとともに、現場の声をよく聴き、くみ取ることを実践し、世界と肩を並べていける大学にしたい」と抱負を語った。任期は平成二十二年三月三十一日まで。

芸大通信の表紙には、その時々
のさまざまな賞の受賞者の写真や作品
を使い、毎回デザイン科の蓮見智幸
先生にまとめていただいている。
前々回の第10号の表紙を飾って
いたのは、宮田亮平先生の「シュ
プリングン」(日本銅センター賞受賞)。
宮田先生が「シュプリングン」シ
リーズでイルカをモチーフにしている
ことは、広く知られている。

宮田先生が今回東京藝術大学長に
選出された。1945年生まれの先
生は、「跳びはなていく」という「
シュプリングン」という言葉通りに、
キャンパス内を自転車で走り回り、
専門の「鍛金」と背中にかかれた学
生用の特別製ジャンパーを着こんで
闊歩している。この若き行動派の学
長に、芸大への夢と熱い思いいを
語っていただいた。

芸大通信編集長
舩山 隆

*お知らせ

平成17年11月1日から本学の電話番号が
変更になりました(取手校地を除く)。
詳しくは本学公式ホームページ
(<http://www.geidai.ac.jp>)をご覧ください
か総務課(050-5525-2013)までお尋ね下
さい。

展覧会・演奏会の最新情報は、東京芸術大学公式ホー
ムページ(<http://www.geidai.ac.jp>)をご覧ください。

展覧会についてのお問い合わせ

東京芸術大学美術館 Tel 050-5525-2200
NTTハローダイヤル Tel 050-5725-2300

演奏会についてのお問い合わせ

東京芸術大学音楽学部演奏企画室 Tel 03-5685-
7700

演奏会チケットの取り扱い

チケットぴあ Tel 0570-02-0990
東京文化会館チケットサービス Tel 03-5815-5452
東京芸大大学美術館ミュージアムショップ Tel 03-
5685-1176

新体制の役員などは次のとおり。
役員(十二月二十一日発令)

学長 宮田 亮平
理事(教育担当)・副学長・教授 渡邊 健一
理事(研究担当)・副学長・教授 田淵 俊夫
理事(総務担当)・副学長・事務局長 太田和良幸
理事(学長特命担当) 玉井 賢一
(財)文化財保護・芸術研究助成財団専務理事

経営協議会(十二月二十一日発令)

理事(総務担当)・副学長・事務局長 太田和良幸
理事(学長特命担当) 玉井 賢一
(財)文化財保護・芸術研究助成財団専務理事
外部委員 (株)三越 代表取締役会長 中村 胤夫

教育研究評議会(十二月二十一日発令)

理事(教育担当)・副学長・教授 渡邊 健一
理事(研究担当)・副学長・教授 田淵 俊夫

学長特命担当(新設)(十二月二十一日発令)

美術学部教授(教育研究評議会評議員) 池田 政治
音楽学部教授(教育研究評議会評議員) 守山 光三

藝大フレンズ加入者状況

加入者数(平成十八年一月三十
一日現在)
賛助フレンズ個人一五三名 法人
四団体
特別賛助フレンズ個人一八名 法

「藝大」アートプラザがオープン

東京芸術大学は、教員等の作品を展示
販売する「藝大アートプラザ」を平成十
七年十一月九日にオープンしました。

藝大アートプラザは、東京芸術大学が
企画開発した作品や、教員などの創作作
品を展示販売することにより、教育研究
成果を広く一般に提供し、社会に対して
積極的に発信する試みとなります。

また、展示販売する創作作品を通じて、
文化芸術を社会の身近なものとして、心
豊かな生活と活力のある社会の実現に寄
与することを目的として設立されたもの
です。

東京芸術大学は、今後、社会と本学の
新たな出会いの場として、有効に活用し
ていきます。

人二団体

今年度下半期に開催された
主な展覧会、演奏会記録
大学美術館
「吉村順三建築展」
会期 十一月十日

十一月二十五日
入場者数 三万九七二二人

奏楽堂
「藝大オペラ定期第五十二回
W・A・モーツァルト 皇帝デ
ートの慈悲 全一幕」

開催日 十月九日、十日
入場者数 一六九〇人

藝大アートプラザのオープン時には、
平山郁夫前学長のリトグラフ、セリグラ
フ及び陶板画が出品されていたほか、教
員などの創作作品とともに、教員のデザ
インによるTシャツ、ネクタイなどが出
品されています。

このほか美術と音楽に特化した専門書
が置かれ、芸術に関する情報が手に入り
やすい画期的なスペースとなっています。

旧芸術資料館へ続く附属図書館一階部
分を改修した藝大アートプラザは芸大教
授陣がデザインを行い、内装を白で統一
し、展示された創作作品が自然と引き立
つ効果を見せています。

また、藝大アートプラザから旧東京美
術学校本館玄関までの間はガーデンと呼

ばれるスペースがあり、敷き詰められた
石畳はインドネシア産で、ボロブドール
遺跡に使用された石と同様のものを使用
していて、その色合いによって藝大アー
トプラザ全体の落ち着いた雰囲気を出し
ています。

休日には上野を散策し、美術館巡りをし
てから、藝大アートプラザに立ち寄って
いただくことを教職員一同願っています。

お問い合わせ

藝大アートプラザ/株式会社藝大アール(アール)
電話 〇五〇・五五・二五・二〇二
FAX 〇五〇・五五・二五・二〇二
営業時間 一〇時〇〇分～一七時〇〇分
平成十八年四月以降の営業時間については本学ホ
ムページをご覧ください。か電話でお問い合わせ下さい。
定休日 月曜日、年末年始ほか

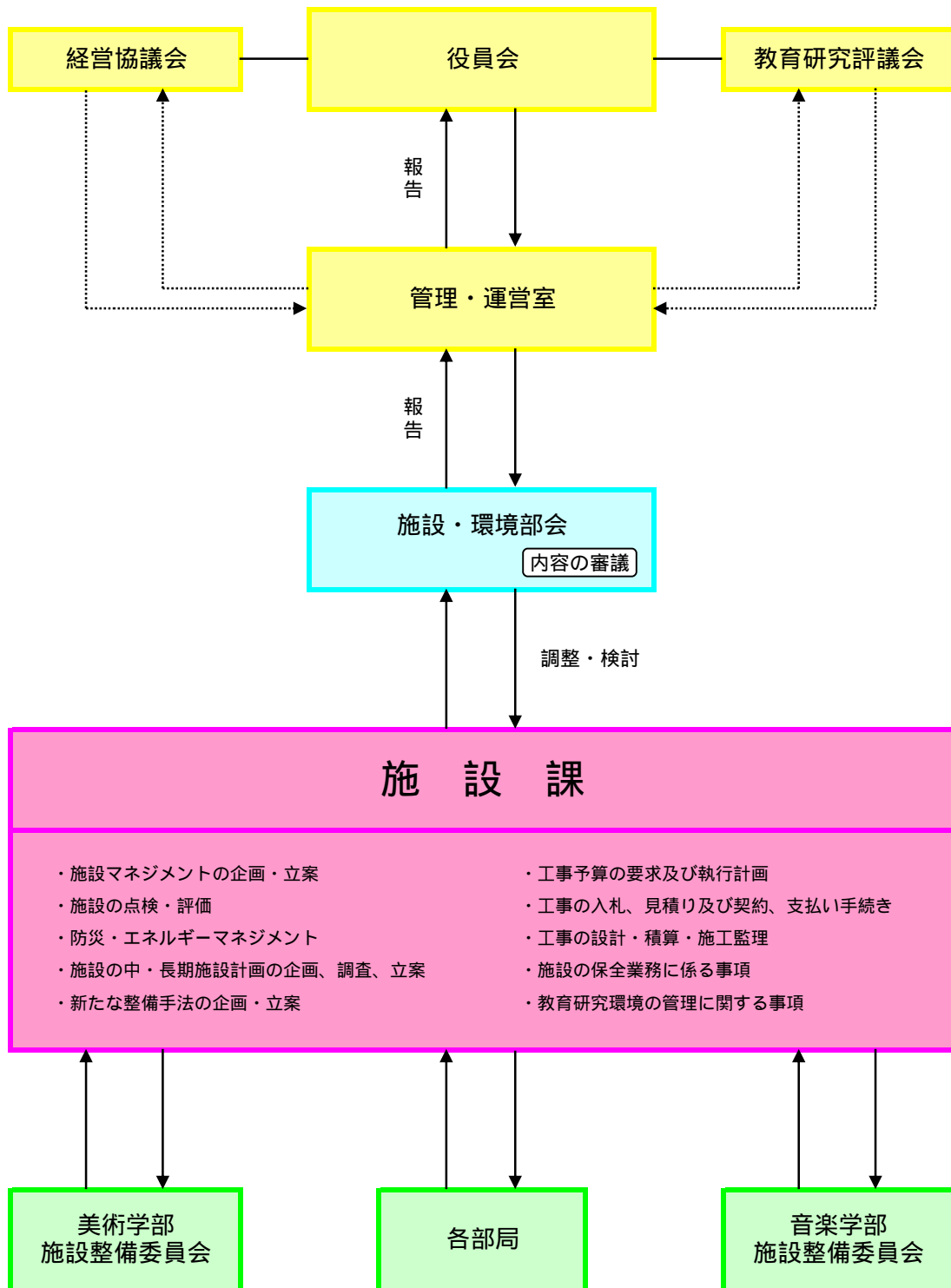




芸術分野(美術・音楽)における評価・分析方法に関する調査検討について

	音楽分野	美術分野
H16年度	英米の状況調査 ・RAE (Research Assessment Exercise) 及びQAA(Quality Assurance Agency for Higher Education)における音楽分野の評価基準等について ・アメリカにおける音楽分野のアクレディテーションについて - NASM(National Association of Schools of Music)の場合	
H17年度	ワークショップ 「音楽分野の評価について」 平成18年3月22日(水) 音楽学部5 - 109大講義室 (29校38名参加) 1.「評価される側から見た大学評価」「英米の調査結果」「芸大の過去の評価結果や対応」について (東京藝術大学: 渡辺健二, 中村美亜) 2.大学評価・学位授与機構による認証評価基準をもちいての問題提起と対処の方向の検討及び意見交換 3.大学評価・学位授与機構より機構が行う大学評価について説明 (大学評価・学位授与機構: 川口昭彦研究部長) 4.意見交換	英米の状況調査 ・RAE (Research Assessment Exercise) 及びQAA(Quality Assurance Agency for Higher Education)における美術分野の評価基準等について ・アメリカにおける美術分野のアクレディテーションについて - NASAD(National Association of Schools of Art and Design)の場合
H18年度	H20年度までに評価試案を策定することを目標として、評価項目等について検討を行う予定。	
H19年度		
H20年度		

施設マネジメント実施体制



○東京芸術大学施設・環境部会規則

平成16年 6 月 9 日
制 定

改正 平成17年 4 月 1 日 平成17年 7 月21日

（設置）

第1条 東京芸術大学管理・運営室に、東京芸術大学施設・環境部会（以下「部会」という。）を置く。

（任務）

第2条 部会は、本学の施設・環境整備に関し、次の各号に掲げる事項について審議する。

- （1）施設整備の中・長期施設計画に関すること。
- （2）施設の有効活用に関すること。
- （3）環境保全に関すること。
- （4）その他施設・環境整備に関すること。

（組織）

第3条 部会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- （1）理事（総務担当）
- （2）各学部の施設整備委員会委員長
- （3）各学部の施設整備委員会委員から選出された者 各2人
- （4）施設課長
- （5）施設課課長補佐
- （6）大学院映像研究科事務長

（部会長）

第4条 部会に部会長を置き、理事（総務担当）をもって充てる。

- 2 部会長は部会を招集し、その議長となる。
- 3 部会長に事故あるときは、部会長があらかじめ指名した者が、その職務を代行する。

（会議）

第5条 部会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 部会において議決を要する事項については、出席した構成員の3分の2以上の賛成をもって決するものとする。

（構成員以外の者の出席）

第6条 部会において必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求めて、その意見を聴くことができる。

（庶務）

第7条 部会の庶務は、施設課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会が定める。

附 則

1 この規則は、平成16年6月9日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

2 東京芸術大学施設・環境委員会規則（平成13年3月27日制定）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年8月1日から施行する。

東京芸術大学施設・環境部会規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新	旧
○東京芸術大学施設・環境部会規則 (略) (組織) 第3条 部会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。 (1) 理事(総務担当) (2) 各学部の施設整備委員会委員長 (3) 各学部の施設整備委員会委員から選出された者 各2人 (4) 施設課長 (5) 施設課課長補佐 (6) 大学院映像研究科<u>事務長</u> (略) <u>附 則</u> <u>この規則は、平成17年8月1日から施行する。</u>	○東京芸術大学施設・環境部会規則 (略) (組織) 第3条 部会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。 (1) 理事(総務担当) (2) 各学部の施設整備委員会委員長 (3) 各学部の施設整備委員会委員から選出された者 各2人 (4) 施設課長 (5) 施設課課長補佐 (6) 大学院映像研究科<u>事務室長</u> (略)

営繕事業計画

第1段階	各部局より提出された営繕工事等要望書(様式1)より事業を一覧表に整理
------	------------------------------------



現場調査	各部局より提出された要求事業について、各部局立ち会いの下に施設課が現場調査を実施。
------	---



評価基準に準じて区分、評価を行う

評価基準

(表1)

評価項目	評価	
	a	b
1. 危険度 ・現状の施設環境を技術的に観て、人的危険度があるか	高い	低い
2. 法令等の必要性 ・消防法 ・労働安全衛生法 ・水質汚濁防止法等環境法令等 ・建築基準法 ・その他施設関連法令等	ある	-
3. 上記以外の緊急性・必要性 ・社会ルールに対する大学としての責任性 ・施設点検評価結果の整合性	高い	低い
4. 老朽・劣化度	高い	低い
5. 部局要求順位		

評価項目に特に該当しないものについては"-"とする。

評価	
E	第2段階
	評価基準の中で全ての項目がbに該当するものについて除く



D	第3段階	評価基準の中で重要度が高いと考えられる1～3の項目がbに該当するものについて除く
---	------	--



C	第4段階	老朽・劣化度がbに該当するものについて除く
---	------	-----------------------



B	第5段階	1. 各部局ごとの最上位以外のものを除く 又要求順位が上位のものが選別されているものは残された事業の最上位のものを採択する。 2. 1～3全ての項目がaの事業については優先するものとする。
---	------	--

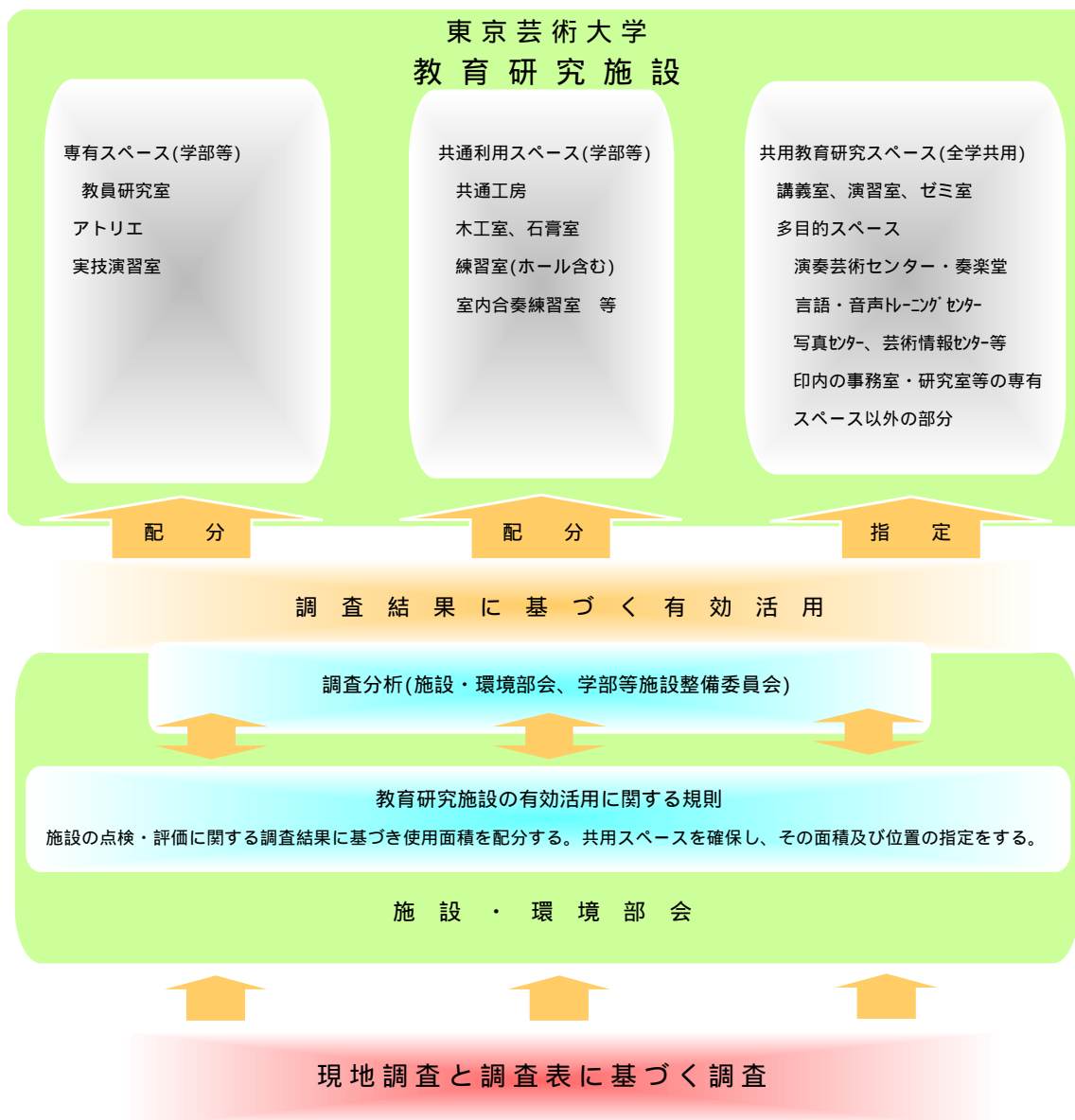


A+	第6段階	1. 営繕要求事業 - 対象事項(採択事項)
A		2. 上記以外のもの

施設の点検・評価に関する調査

施設を有効に活用することは、施設マネジメントにおいて極めて重要である。この観点から「東京芸術大学における教育研究施設の有効活用に関する内規」に基づき、施設・環境部会で調査を委任された者（飯野教授、亀川助教授及び施設課の職員）が上野、取手両キャンパスの各部屋を巡回する現地調査と使用者が調査表に直接記入する調査を実施する。実施後、使用状況及び問題点を整理し、狭間度及び稼働率を算出したうえで、施設・環境部会に報告する。

更に施設・環境部会では、報告を基に全学共用で利用する共用スペースを確保し、その面積及び位置を指定する。原則として5年に1度、見直しを行うなど施設の有効活用を図る。



「設備マスタープラン」の検討について

東京芸術大学

平成18年3月

「設備マスタープラン」の検討について

1. はじめに

平成16年3月に美術学部総合工房棟、音楽学部練習ホール館及び3号館等の整備が完了し、教育研究環境の改善が図られた。

平成16年4月より法人化を迎え、なお一層の経済性・効率性等が強く求められている状況にあり、これを契機に様々な視点から平成17年3月に「キャンパスプラン」の見直しを行った。

「キャンパスプラン」の中では基幹的設備の整備についてはふれていないので、「設備マスタープラン」として改善策等を提案するものとした。

2. 基幹的設備等の現状を踏まえた検討状況

基幹的設備（インフラストラクチャー）はキャンパスの各建物に必要なエネルギーの供給等を行うもので、キャンパスのライフラインである。

ライフラインである基幹的設備の機能停止は即、本学の教育・研究活動の停止に結びつくものであり、老朽化・機能劣化への対応は建物同様に重要であり、早急に改善する必要がある。

また、省エネルギー、地球温暖化対策など環境への配慮も求められており、改修工事に際しては環境を配慮した高効率機器を原則として採用する。

《上野校地のインフラストラクチャー》

○高圧受変電設備

上野校地の変圧器総容量は6,760 KVA、契約電力は1,950 KWである。

本学は、電力負荷使用の平準化に向け代替エネルギーへの転換及び節電協力体制を整えた中で平成16年6月に2,006 KWの最大需要電力を記録した。

今後の将来計画建物及び既設負荷設備等の増加等を勘案し最大需要電力予測を下表のように推測した。

年 度	最大需要月	最大需要電力
平成15年度	11月	1,802 KW（実績）
平成16年度	6月	2,006 KW（実績）
平成17年度	1月	1,932 KW（実績）
平成18年度	6月	2,060 KW（予測）
平成19年度	6月	2,120 KW（予測）
平成20年度	6月	2,190 KW（予測）

平成18年6月には、供給約款上の高圧受電容量限度の2,000 KWを超過する予測となっているが、東京電力（株）から、3,000 KW程度まで弾力供給が可能との回答を得ている。（平成15年7月31日）

平成 17 年度補正予算事業で音楽学部 1・2 号館改修工事が認められ、この改修工事において受電設備を移設する。

移設時に弾力供給に対応可能な設備に改修するとともに、変圧器の集約化及び高効率変圧器への改修等を併せて計画する。

○給水設備

都水から供給される給水は美術学部エリア 100φ×1ヶ所、音楽学部エリア 150φ及び100φ×各1ヶ所、体育館32φ×1ヶ所で引き込んでいる。美術学部エリアは給水引込配管が鋳鉄管であり、経年劣化による赤水の発生があり順次更新を図る。

音楽学部エリアについては100φ系統の使用水量減少に伴い、給水系統の集約化を検討する。

また、各水槽（受水槽・高架水槽）に関しては現状FRP製であるが、耐用年数を超えたものから順次SUS製への更新を図る。

○生活排水設備

屋外で一部雨水と生活排水が合流し公共下水道へ放流しているため、大学敷地内で可能な箇所から分流方式に随時変更する。

○実験系排水設備

現状では美術学部エリアの一部（総合工房棟及び金工棟系統）のみ実験系排水管（器具等の3次洗浄水以降を流す）が布設され、監視槽を設置しPH計により排水水質を監視している。

しかし、絵画棟、中央棟、彫刻棟等においては監視槽及びPH計がなく、排水水質の監視が出来ていない状況であり、棟別に監視槽及びPH計を設置し、排水水質監視機能の強化を図る。

○雨水排水設備

雨水桝・排水管の詰り・損傷等により排水能力が不足している箇所を改善する。

○都市ガス設備

都市ガス供給事業者と協議し料金体系の見直しを図るとともに、今後の空調設備改修に伴いエネルギー平準化の観点から都市ガスで計画する。

使用量の増加に伴い、引き込みガス口径の見直しを図る。

○空調設備

（音楽学部）

最近整備された建物は個別空調方式（ガスヒートポンプ式）である。
未整備の建物は大半が集中方式（ガス焚冷温水発生機＋ファンコイルユニット又は空気調和機によるダクト方式）であるため未使用部分の空調を行ったり、ファンコイルユニットでの温度設定が出来ないために搬送動力のエネルギーロスが大きい。
また、練習ホール、大講義室系統の空気調和機は経年劣化による老朽化が著しく、交換部品の供給も年々難しくなっている。

空調設備の改修計画として、練習ホール、大講義室、奏楽堂などは集中方式（ガス焚冷温水発生機＋空気調和機によるダクト方式）とし、その他の建物については個別空調方式（ガスヒートポンプ式）とする。

なお、練習ホール、大講義室系統の空気調和機は点検整備を実施し、経年劣化のひどいものから順次更新する。

（美術学部）

最近整備された建物は個別空調方式（ガスヒートポンプ式）である。
未整備の建物は集中方式（油焚蒸気ボイラ）又は個別空調方式（電気又はガスヒートポンプ式）であるが、集中方式の建物は暖房のみであるために教育・研究活動上支障をきたしている。
熱源設備及び個別空調方式の建物も経年劣化により機器の老朽化が著しく、交換部品の供給も年々難しくなっている。

空調設備の改修計画として、個別空調方式（ガスヒートポンプ式）とする。

なお、既設個別空調設備は経年劣化のひどいものから順次更新する。

（大学美術館）

現状、事務室系統は個別空調方式（電気ヒートポンプ式）、展示室及び収蔵庫系統は集中方式（ガス焚冷温水発生機＋空気調和機によるダクト方式）である。
計画的に点検整備等を実施し予防保全に努める。

（管理棟）

管理棟は大半が集中方式（ガス焚冷温水発生機＋ファンコイルユニット）であるが、ガス焚冷温水発生機の経年劣化により老朽化が著しく、交換部品の供給も年々難しくなっていると同時に、大半のファンコイルユニットは温度設定が出来ないために搬送動力のエネルギーロスが大きい。
また、会議室は個別空調方式（水冷PAC＋ダクト方式）であるが、同様に経年劣化により老朽化が著しい。

空調設備の改修計画として、個別空調方式（ガスヒートポンプ式）とする。

各建物の空調設備改修の計画として、成績係数の高い高効率機器の採用及び全熱交換器による熱回収によるランニングコストの低減を図るとともに、使用量の計量及び遠隔監視が可能なシステムの導入により使用者のコスト意識向上を図る。

3．まとめ

最後に、「設備マスタープラン」を検討するにあたり、『東京芸術大学上野団地施設長期計画書』（2002年3月文部科学省文教施設部提出）を参考とした。

今後、予算的な面及び学内の意見等も十分考慮した上で、施設の維持管理の計画的な実施、整備計画を立案し改善・見直し等を行うことにより、基幹的設備等の長寿命化によるランニングコストの効率化、地球環境保全及び省エネルギー対策を推進する。その結果、良好な教育研究活動の確保と環境に配慮した活動の展開による大学の活力ある発展へ資する。

4．添付資料

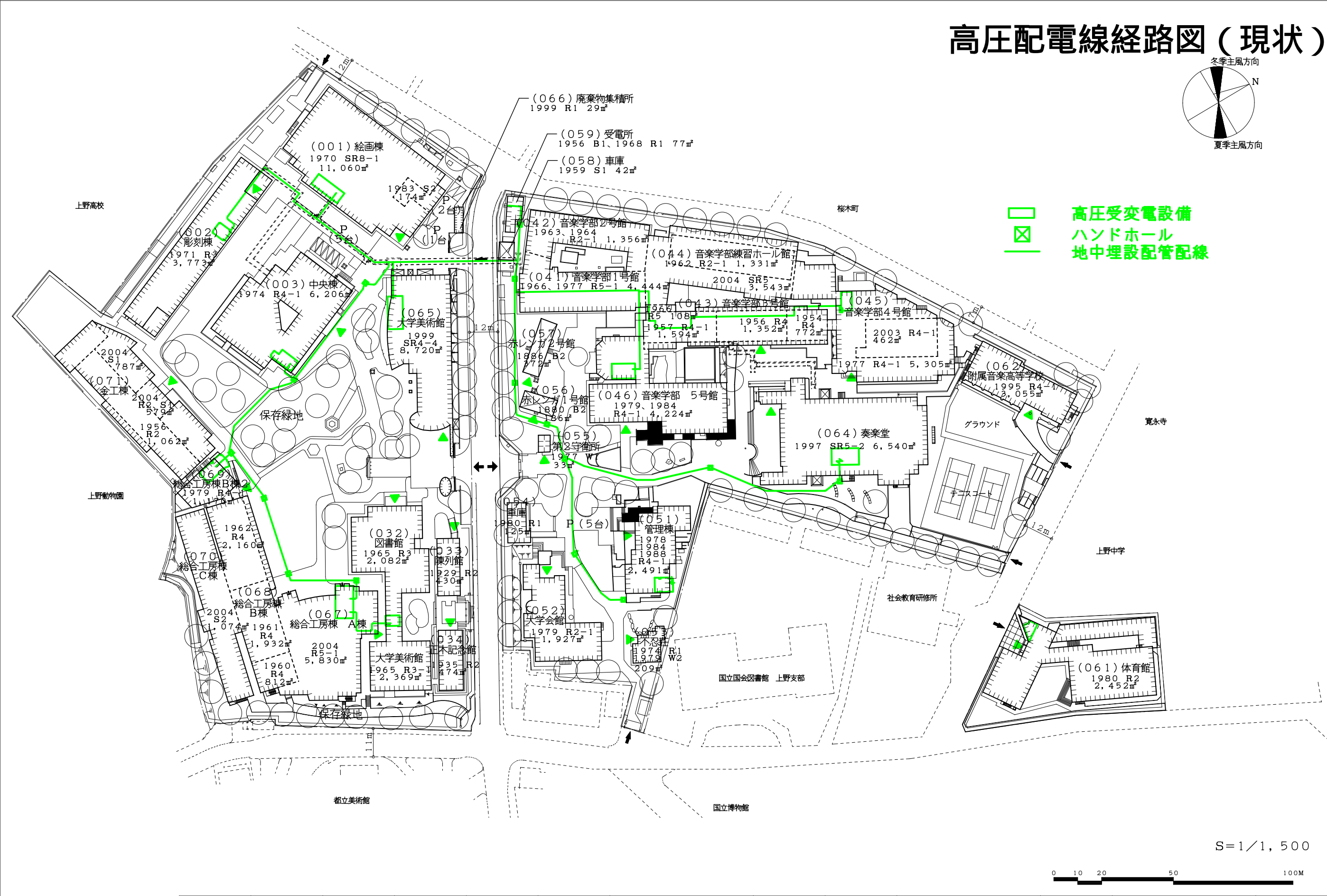
設備現状及び計画図

1）電気設備

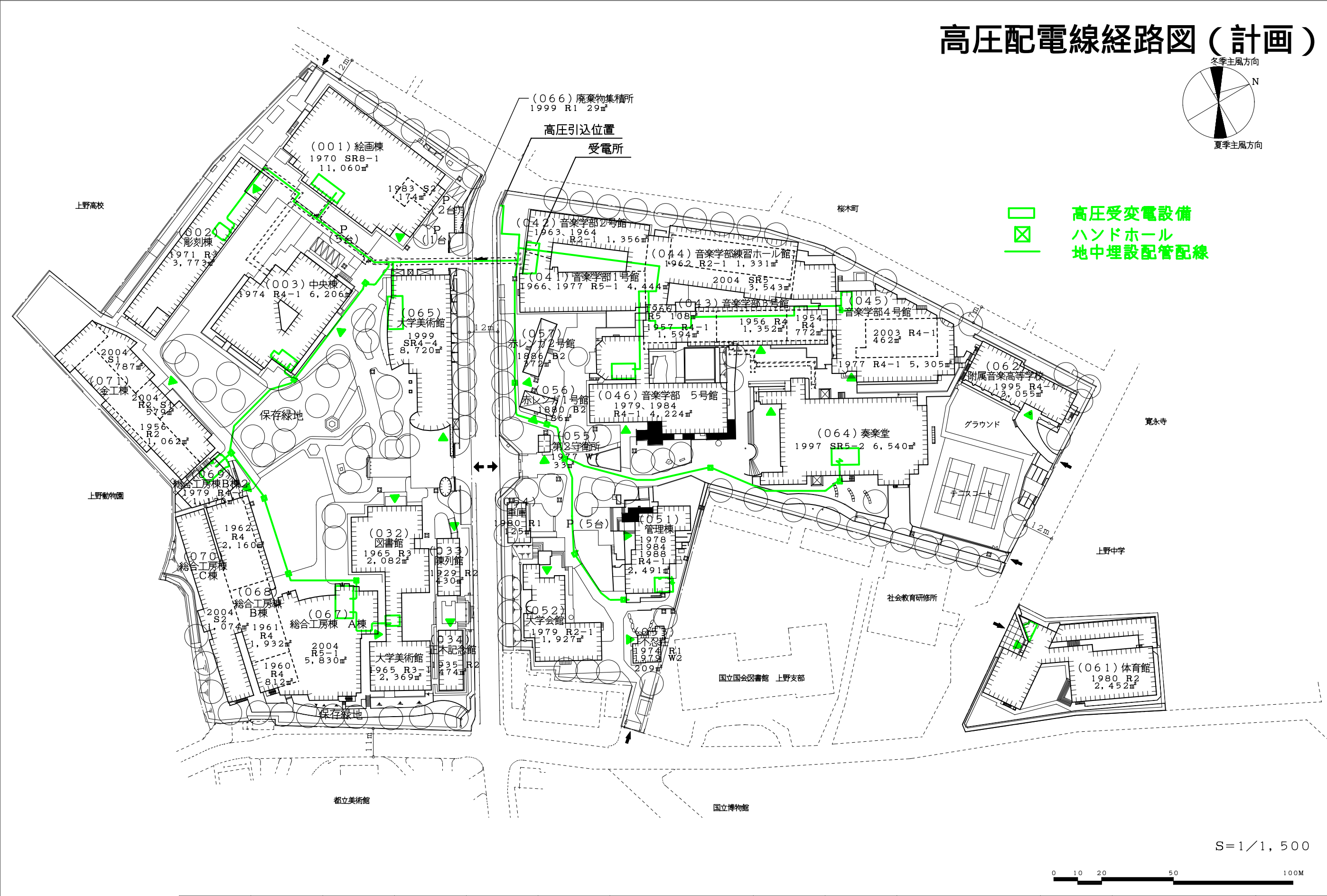
- ・ 高圧配電線経路図（現状及び計画図）

2）機械設備

- ・ 給水引込配管図（現状及び計画図）
- ・ 給 水 配 管 図（現状及び計画図）
- ・ 生活排水配管図（現状及び計画図）
- ・ 実験系排水配管図（現状及び計画図）
- ・ 雨水排水配管図（現状図）
- ・ ガス配管図（現状及び計画図）
- ・ 空調方式（現状及び計画図）

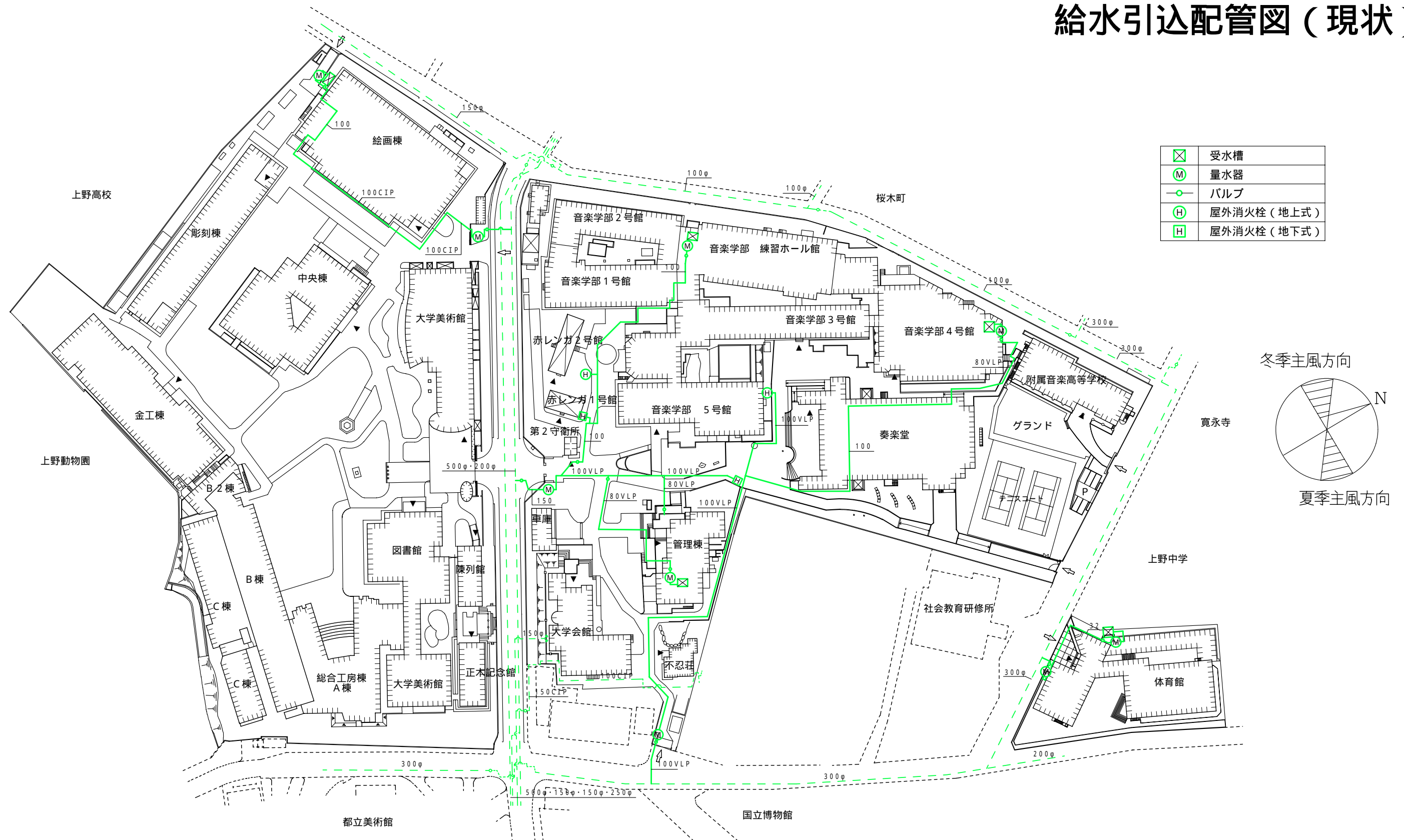


敷地面積	建築面積	延べ面積	建ぺい率	容積率	全学生数	学 部 等 名	団地番号	団地名	所 在 地	学校番号	学 校 名	作成年度
69,365㎡	29,225㎡	92,723㎡	42.1%	133.7%	2,637人	美術学部・音楽学部・大学図書館 大学美術館・附属音楽高等学校	001	上 野	東京都台東区上野公園12-8	0184	東 京 芸 術 大 学	2005



敷地面積	建築面積	延べ面積	建ぺい率	容積率	全学生数	学 部 等 名	団地番号	団地名	所 在 地	学校番号	学 校 名	作成年度
69,365㎡	29,225㎡	92,723㎡	42.1%	133.7%	2,637人	美術学部・音楽学部・大学図書館 大学美術館・附属音楽高等学校	001	上 野	東京都台東区上野公園12-8	0184	東 京 芸 術 大 学	2005

給水引込配管図（現状）

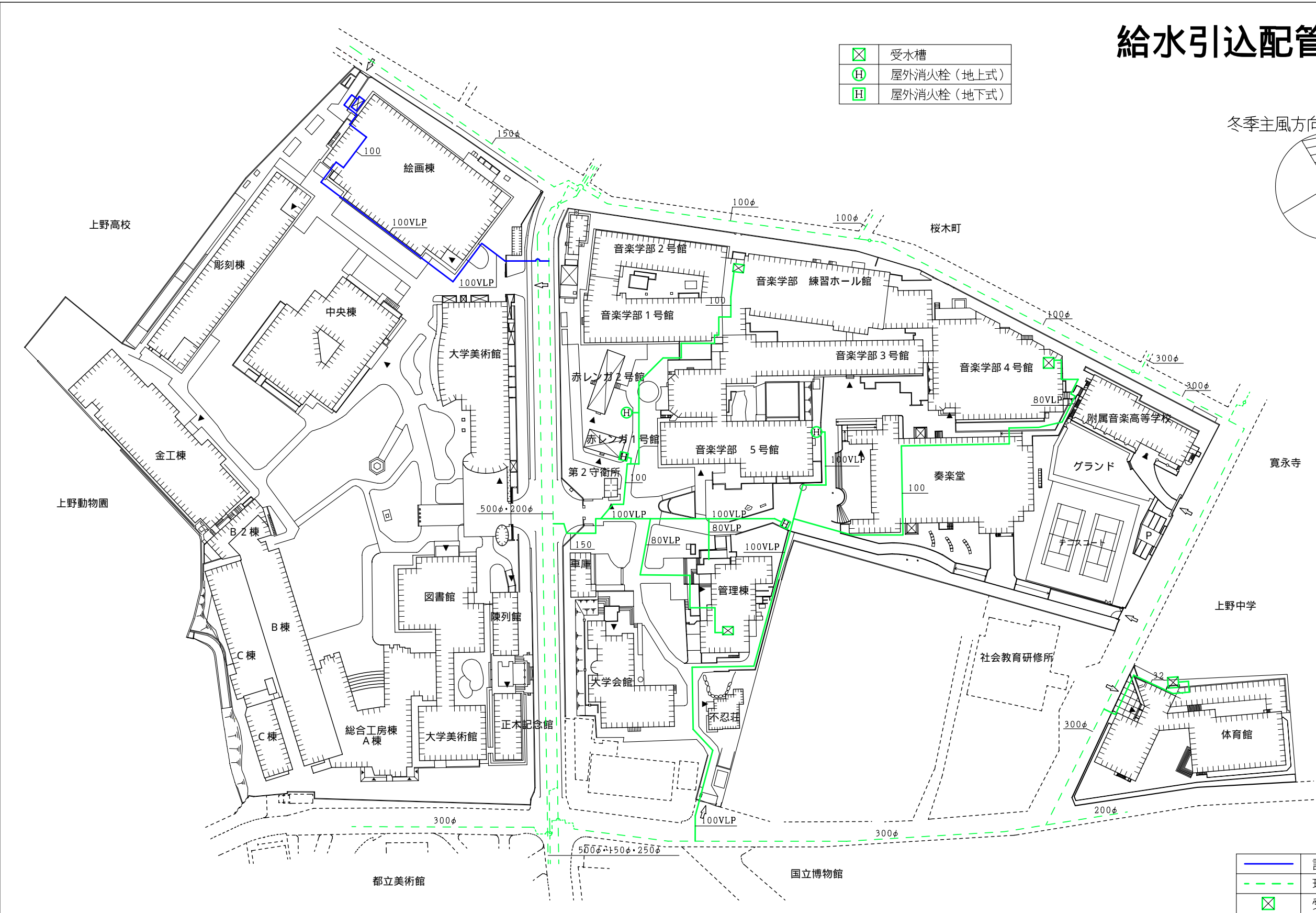
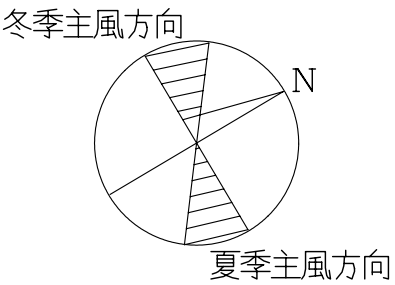


S = 1 / 1500

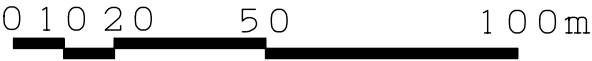
敷地面積	建築面積	延べ面積	建ぺい率	容積率	全学生数	学 部 等 名	団地番号	団地名	所 在 地	学校番号	学 校 名	作成年度
69,365㎡	29,225㎡	92,723㎡	42.1%	133.7%	2,637人	美術学部・音楽学部・大学図書館 大学美術館・附属音楽高等学校	001	上 野	東京都台東区上野公園12-8	0184	東 京 芸 術 大 学	2005年度

給水引込配管図（計画）

	受水槽
	屋外消火栓（地上式）
	屋外消火栓（地下式）



	計画給水管
	現状給水管
	受水槽



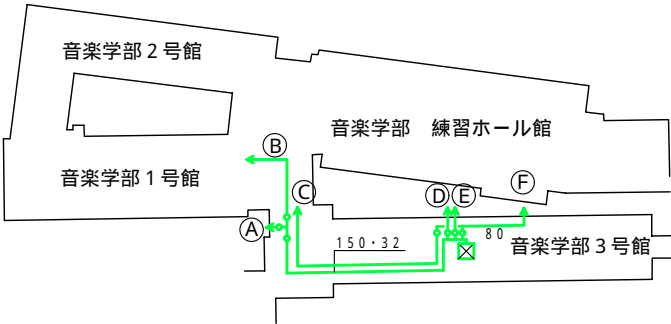
S=1/1500

敷地面積	建築面積	延べ面積	建ぺい率	容積率	全学生数	学 部 等 名	団地番号	団地名	所 在 地	学校番号	学 校 名	作成年度
69,365㎡	29,225㎡	92,723㎡	42.1%	133.7%	2,637人	美術学部・音楽学部・大学図書館 大学美術館・附属音楽高等学校	001	上 野	東京都台東区上野公園12-8	0184	東 京 芸 術 大 学	2005年度

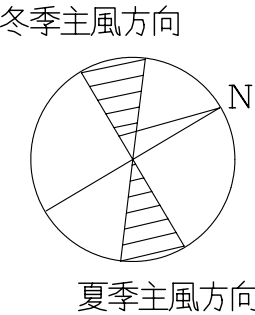
給水配管図（現状）

	受水槽、高置水槽	
	ポンプ	
	バルブ	
	屋外消火栓（地上式）	

Ⓐ	演奏堂	100A
Ⓑ	1号館	100A
Ⓒ	3号館（給湯室）	32A
Ⓓ	2号館	50A
Ⓔ	5号館	100A
Ⓕ	3号館（便所）	80A



音楽3号館屋上給水配管図

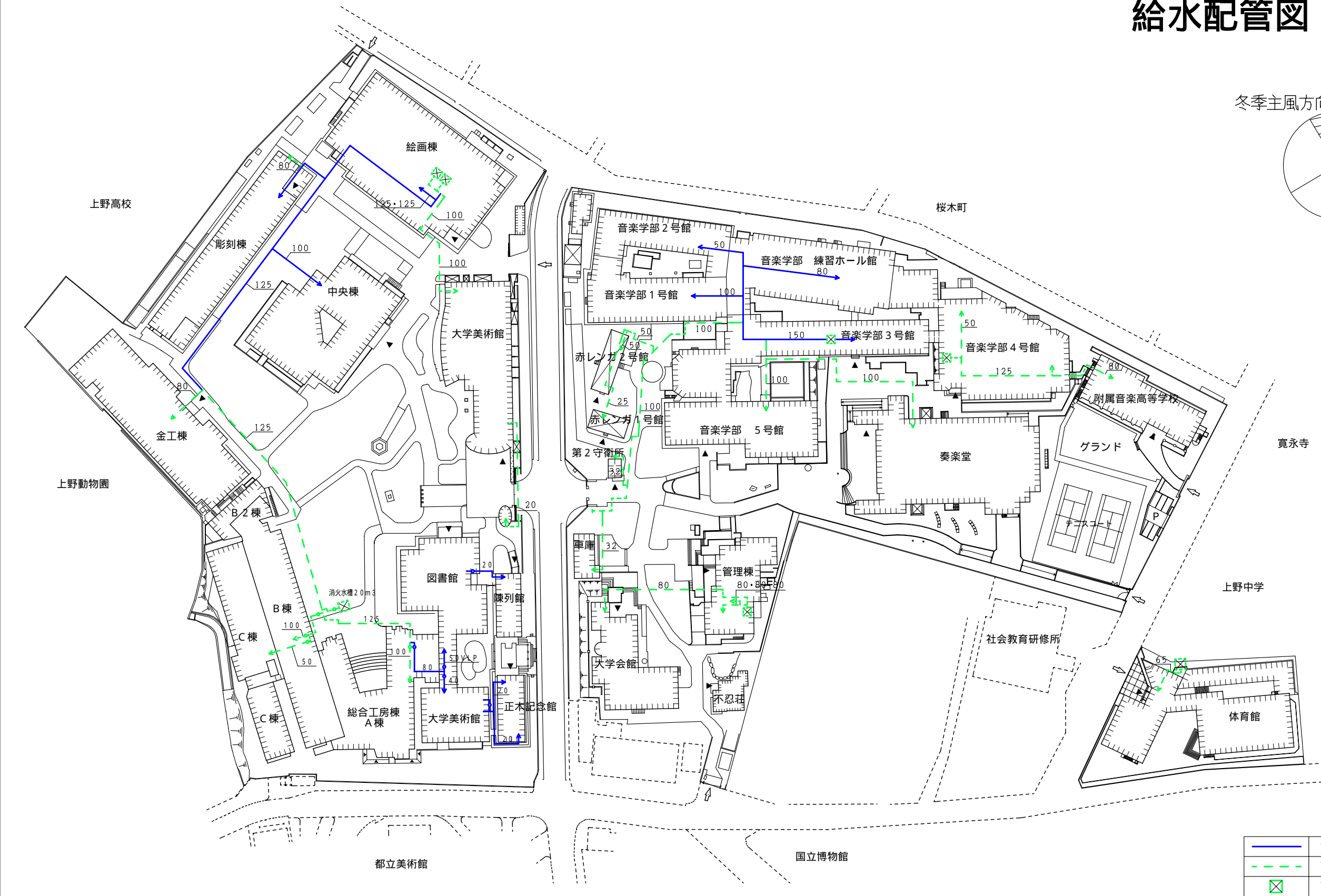
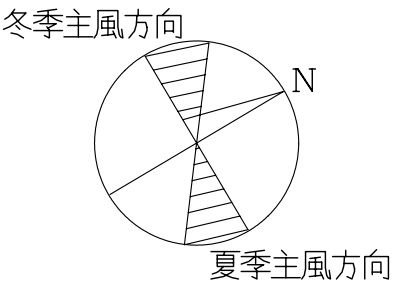


0 10 20 50 100m

S=1/1500

敷地面積	建築面積	延べ面積	建ぺい率	容積率	全学生数	学 部 等 名	団地番号	団地名	所 在 地	学校番号	学 校 名	作成年度
69,365㎡	29,225㎡	92,723㎡	42.1%	133.7%	2,637人	美術学部・音楽学部・大学図書館 大学美術館・附属音楽高等学校	001	上 野	東京都台東区上野公園12-8	0184	東 京 芸 術 大 学	2005年度

給水配管図（計画）



	計画給水管
	現状給水管
	高置水槽



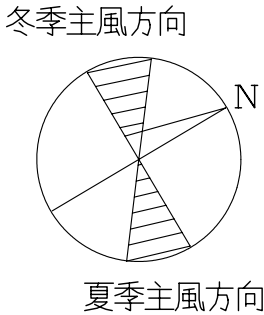
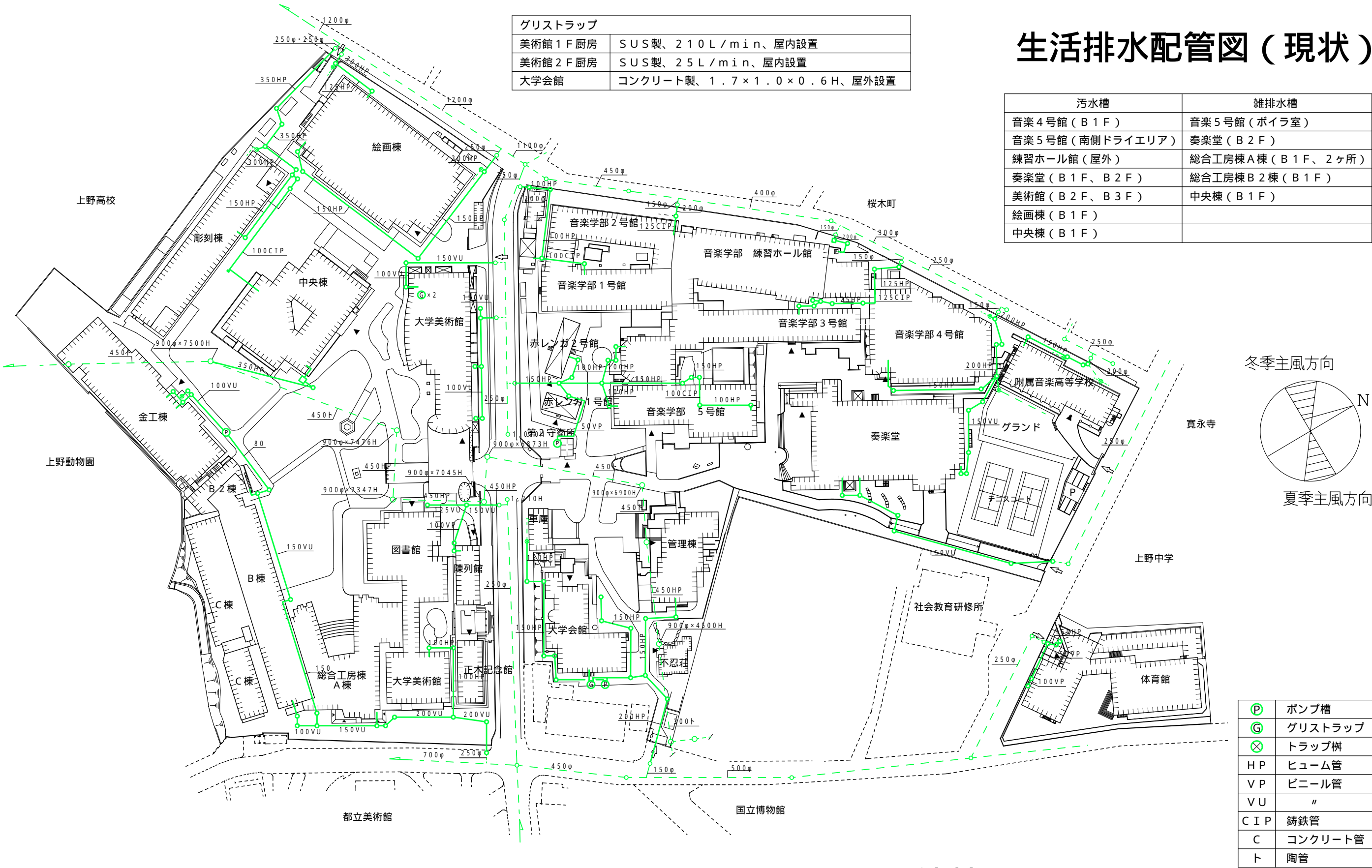
S=1/1500

敷地面積	建築面積	延べ面積	建ぺい率	容積率	全学生数	学 部 等 名	団地番号	団地名	所 在 地	学校番号	学 校 名	作成年度
69,365㎡	29,225㎡	92,723㎡	42.1%	133.7%	2,637人	美術学部・音楽学部・大学図書館 大学美術館・附属音楽高等学校	001	上 野	東京都台東区上野公園12-8	0184	東 京 芸 術 大 学	2005年度

生活排水配管図（現状）

グリストラップ	
美術館 1F 厨房	SUS製、210L/min、屋内設置
美術館 2F 厨房	SUS製、25L/min、屋内設置
大学会館	コンクリート製、1.7×1.0×0.6H、屋外設置

汚水槽	雑排水槽
音楽4号館（B1F）	音楽5号館（ボイラ室）
音楽5号館（南側ドライエリア）	奏楽堂（B2F）
練習ホール館（屋外）	総合工房棟A棟（B1F、2ヶ所）
奏楽堂（B1F、B2F）	総合工房棟B2棟（B1F）
美術館（B2F、B3F）	中央棟（B1F）
絵画棟（B1F）	
中央棟（B1F）	



Ⓟ	ポンプ槽
ⓖ	グリストラップ
⊗	トラップ桧
HP	ヒューム管
VP	ビニール管
VU	〃
CIP	铸铁管
C	コンクリート管
T	陶管

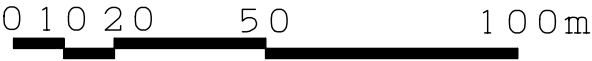
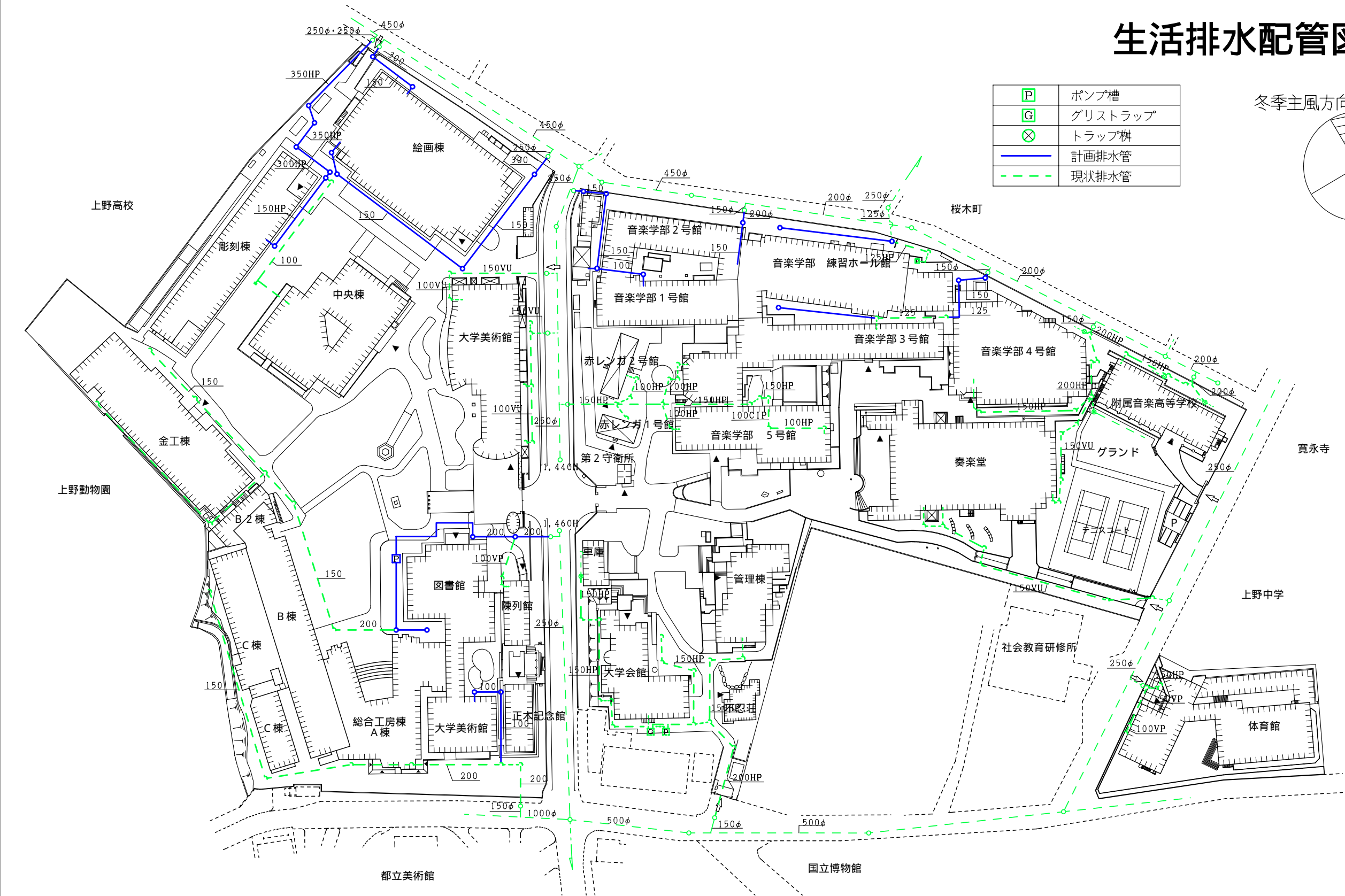
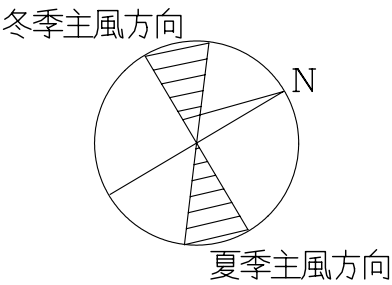


S=1/1500

敷地面積	建築面積	延べ面積	建ぺい率	容積率	全学生数	学 部 等 名	団地番号	団地名	所 在 地	学校番号	学 校 名	作成年度
69,365㎡	29,225㎡	92,723㎡	42.1%	133.7%	2,637人	美術学部・音楽学部・大学図書館 大学美術館・附属音楽高等学校	001	上 野	東京都台東区上野公園12-8	0184	東 京 芸 術 大 学	2005年度

生活排水配管図（計画）

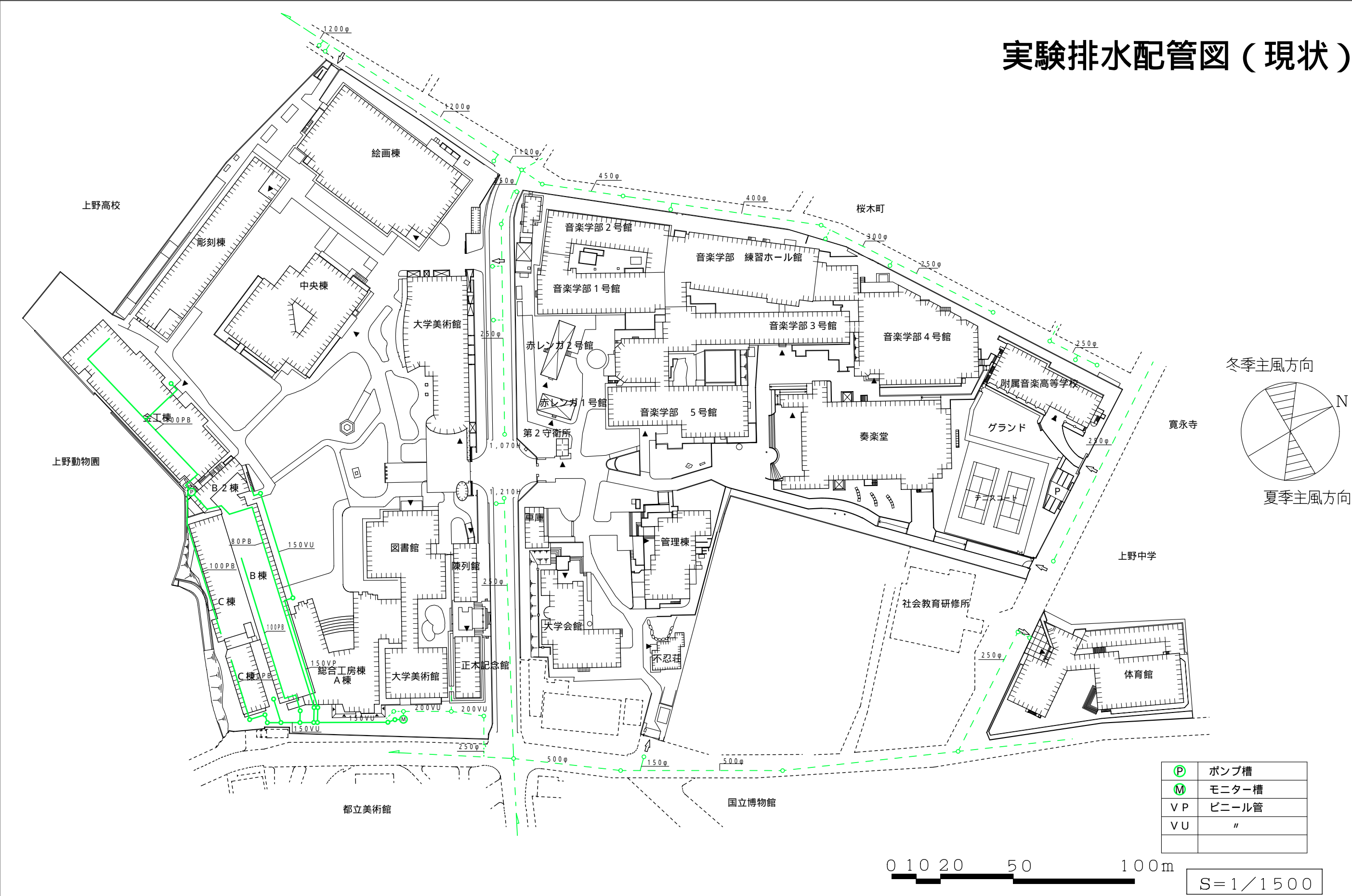
P	ポンプ槽
G	グリストラップ
⊗	トラップ桝
—	計画排水管
---	現状排水管



S=1/1500

敷地面積	建築面積	延べ面積	建ぺい率	容積率	全学生数	学 部 等 名	団地番号	団地名	所 在 地	学校番号	学 校 名	作成年度
69,365㎡	29,225㎡	92,723㎡	42.1%	133.7%	2,637人	美術学部・音楽学部・大学図書館 大学美術館・附属音楽高等学校	001	上 野	東京都台東区上野公園12-8	0184	東 京 芸 術 大 学	2005年度

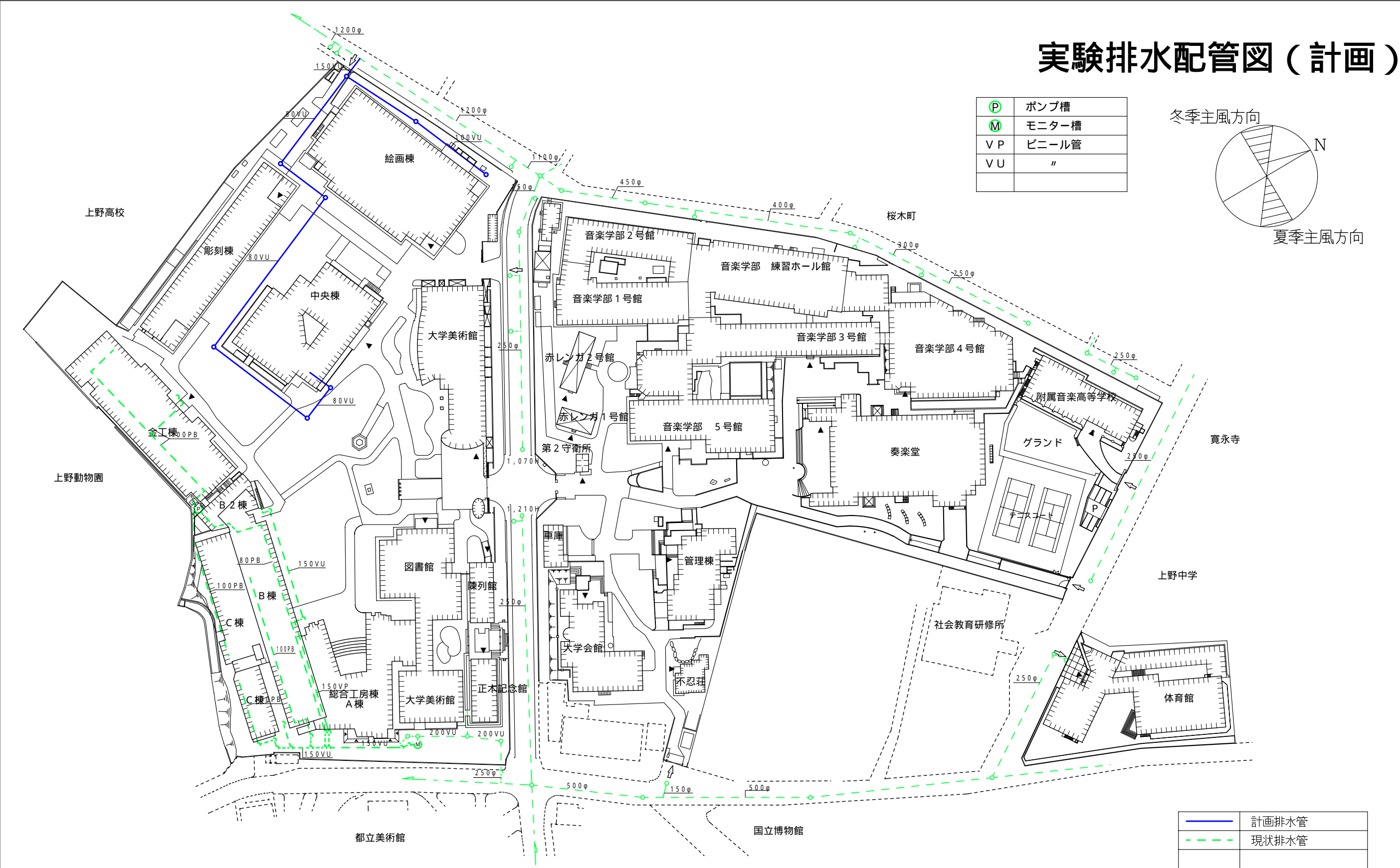
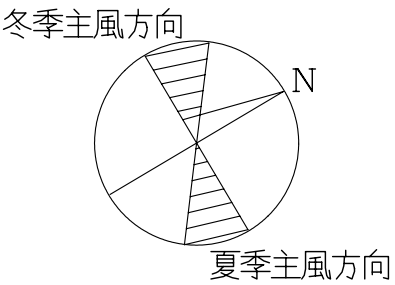
実験排水配管図（現状）



敷地面積	建築面積	延べ面積	建ぺい率	容積率	全学生数	学 部 等 名	団地番号	団地名	所 在 地	学校番号	学 校 名	作成年度
69,365㎡	29,225㎡	92,723㎡	42.1%	133.7%	2,637人	美術学部・音楽学部・大学図書館 大学美術館・附属音楽高等学校	001	上 野	東京都台東区上野公園12-8	0184	東 京 芸 術 大 学	2005年度

実験排水配管図（計画）

P	ポンプ槽
M	モニター槽
V P	ビニール管
V U	"



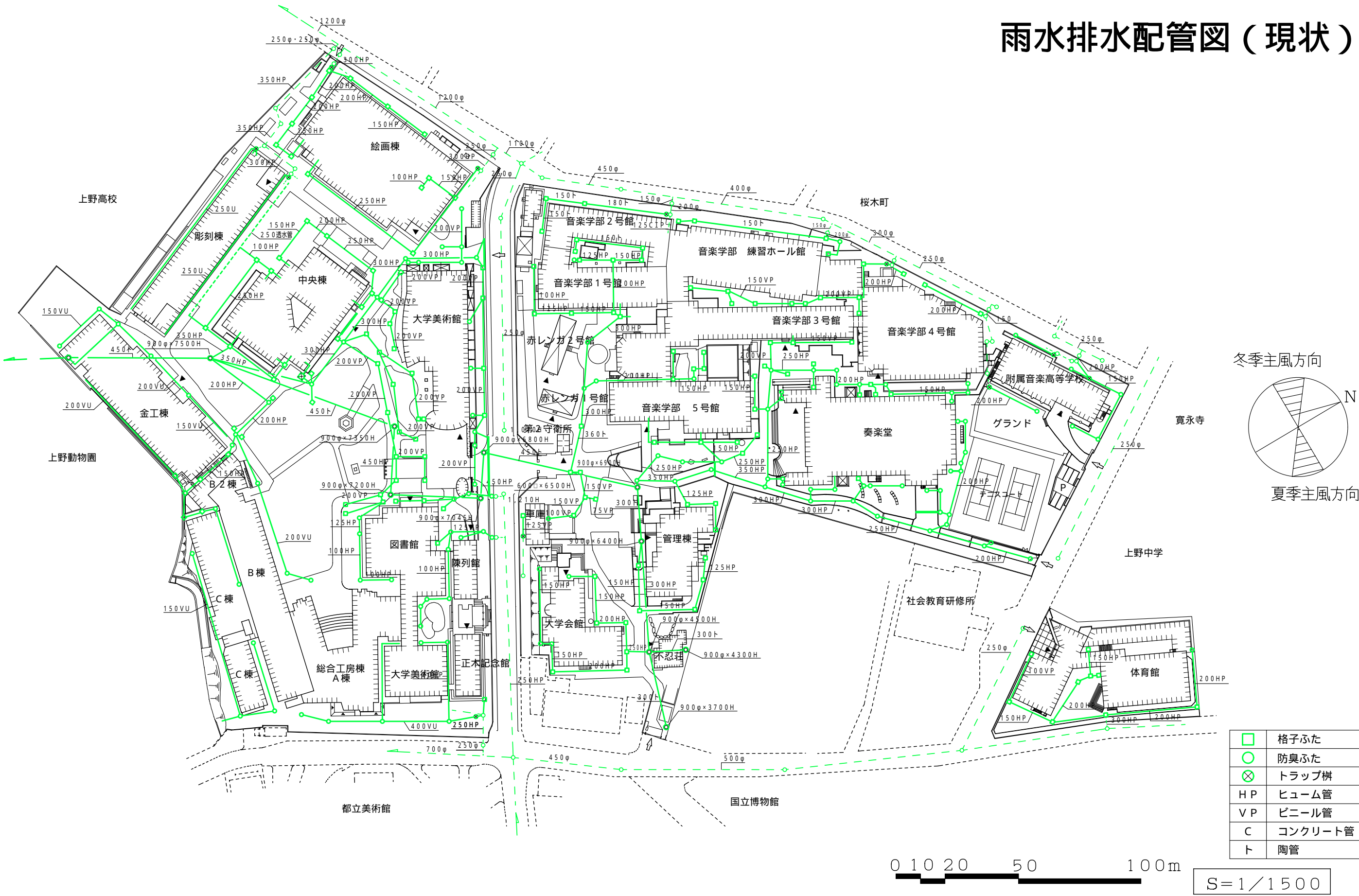
—	計画排水管
---	現状排水管

0 10 20 50 100m

S=1/1500

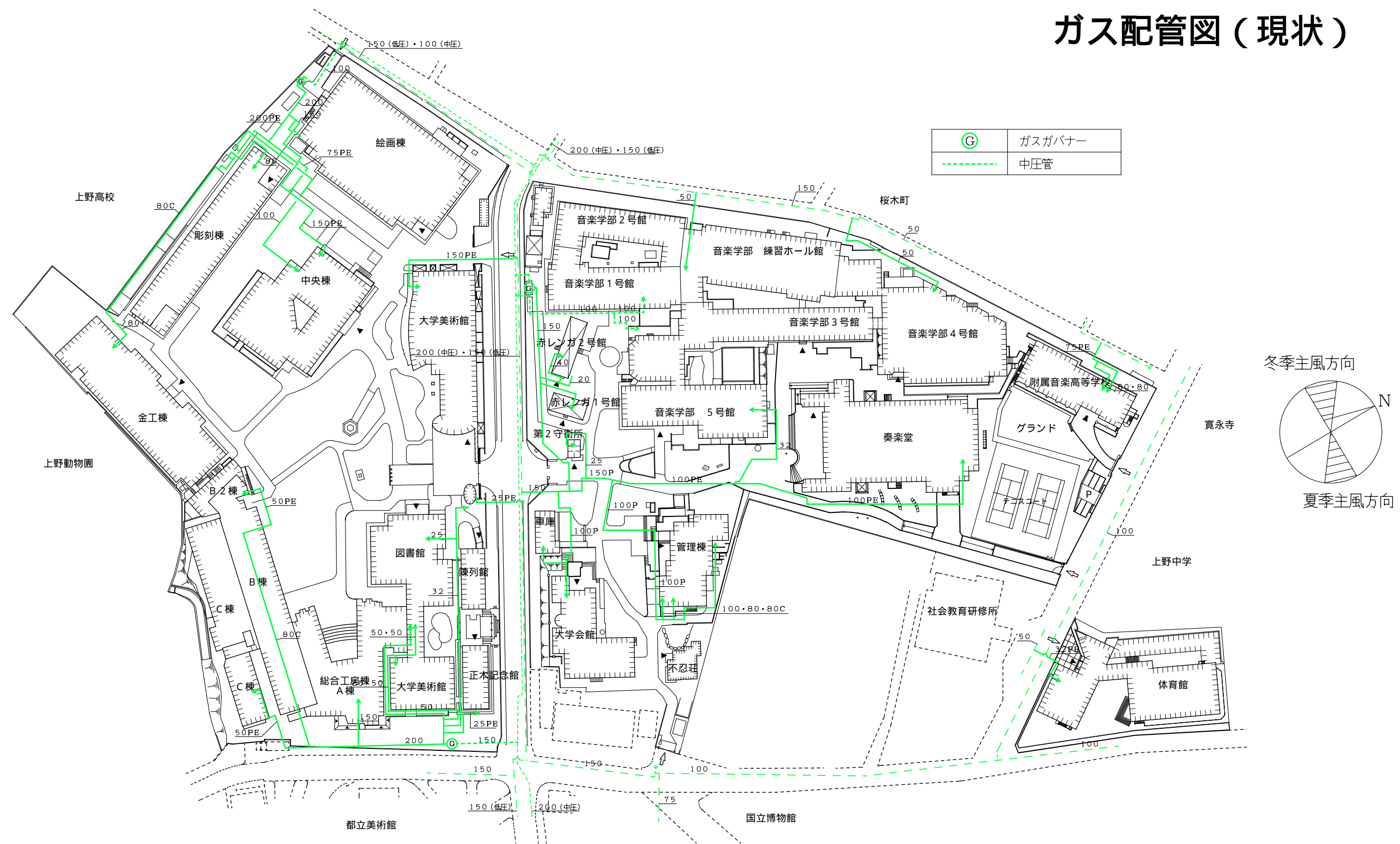
敷地面積	建築面積	延べ面積	建ぺい率	容積率	全学生数	学 部 等 名	団地番号	団地名	所 在 地	学校番号	学 校 名	作成年度
69,365㎡	29,225㎡	92,723㎡	42.1%	133.7%	2,637人	美術学部・音楽学部・大学図書館 大学美術館・附属音楽高等学校	001	上 野	東京都台東区上野公園12-8	0184	東 京 芸 術 大 学	2005年度

雨水排水配管図（現状）



敷地面積	建築面積	延べ面積	建ぺい率	容積率	全学生数	学 部 等 名	団地番号	団地名	所 在 地	学校番号	学 校 名	作成年度
69,365㎡	29,225㎡	92,723㎡	42.1%	133.7%	2,637人	美術学部・音楽学部・大学図書館 大学美術館・附属音楽高等学校	001	上 野	東京都台東区上野公園12-8	0184	東 京 芸 術 大 学	2005年度

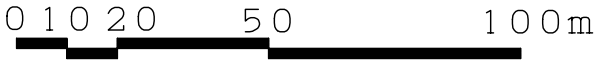
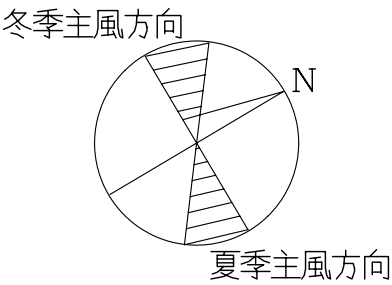
ガス配管図（現状）



敷地面積	建築面積	延べ面積	建ぺい率	容積率	全学生数	学 部 等 名	団地番号	団地名	所 在 地	学校番号	学 校 名	作成年度
69,365㎡	29,225㎡	92,723㎡	42.1%	133.7%	2,637人	美術学部・音楽学部・大学図書館 大学美術館・附属音楽高等学校	001	上 野	東京都台東区上野公園12-8	0184	東 京 芸 術 大 学	2005年度

ガス配管図（計画）

Ⓒ	ガスガバナー
—	計画低圧管
- - -	計画中圧管
- - -	現状低圧管
- - -	現状中圧管

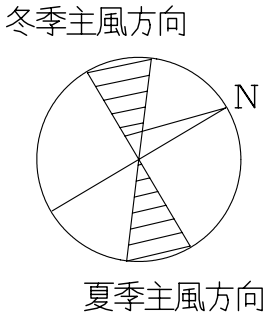
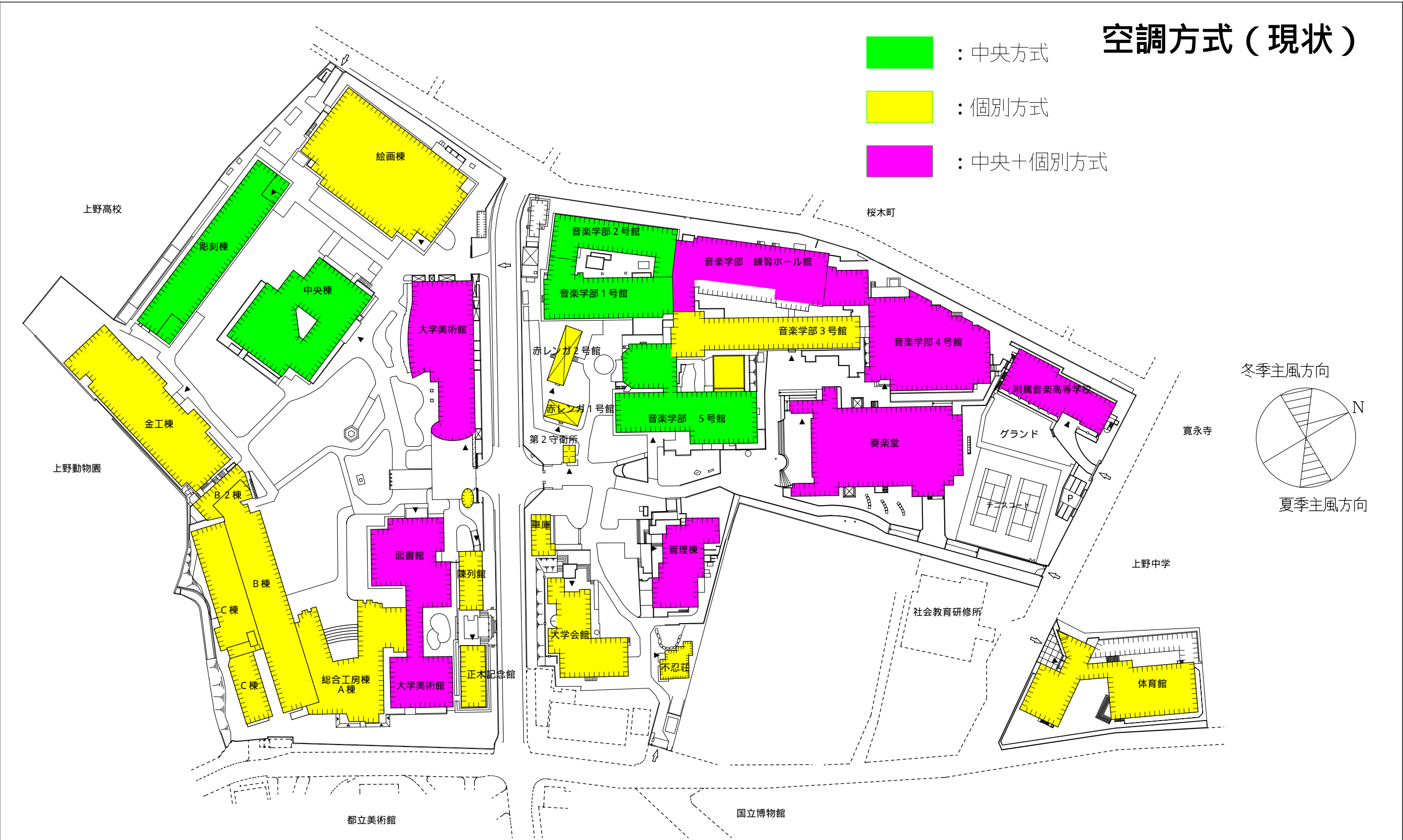


S=1/1500

敷地面積	建築面積	延べ面積	建ぺい率	容積率	全学生数	学 部 等 名	団地番号	団地名	所 在 地	学校番号	学 校 名	作成年度
69,365㎡	29,225㎡	92,723㎡	42.1%	133.7%	2,637人	美術学部・音楽学部・大学図書館 大学美術館・附属音楽高等学校	001	上 野	東京都台東区上野公園12-8	0184	東 京 芸 術 大 学	2005年度

空調方式（現状）

- 中央方式
- 個別方式
- 中央＋個別方式

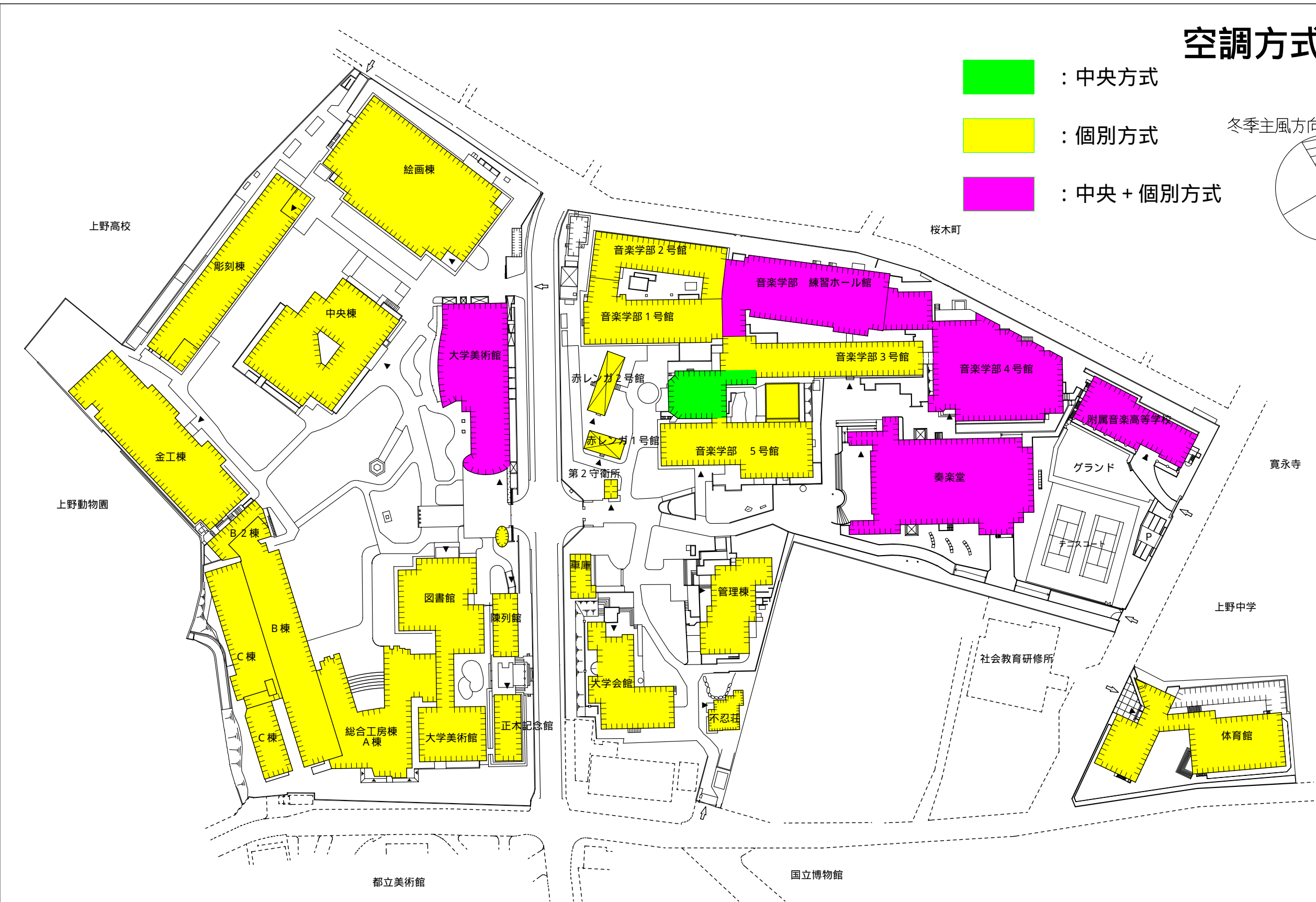
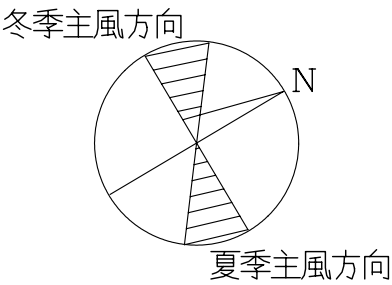


S=1/1500

敷地面積	建築面積	延べ面積	建ぺい率	容積率	全学生数	学 部 等 名	団地番号	団地名	所 在 地	学校番号	学 校 名	作成年度
69,365㎡	29,225㎡	92,723㎡	42.1%	133.7%	2,637人	美術学部・音楽学部・大学図書館 大学美術館・附属音楽高等学校	001	上 野	東京都台東区上野公園12-8	0184	東 京 芸 術 大 学	2005年度

空調方式（計画）

- ：中央方式
- ：個別方式
- ：中央 + 個別方式



S=1/1500

敷地面積	建築面積	延べ面積	建ぺい率	容積率	全学生数	学 部 等 名	団地番号	団地名	所 在 地	学校番号	学 校 名	作成年度
69,365㎡	29,225㎡	92,723㎡	42.1%	133.7%	2,637人	美術学部・音楽学部・大学図書館 大学美術館・附属音楽高等学校	001	上 野	東京都台東区上野公園12-8	0184	東 京 芸 術 大 学	2005年度

上野キャンパス開講講座

全て12:00～13:00は、昼食休憩時間になります。

講座名 講師名	内容・課題又は曲目 持参用具・注意事項	日程・時間・講習料 教室・定員・受講対象者
陶芸初級 (手びねり) 島田文雄 教授 豊福誠 助教授 小田昭典 非常勤講師 西村圭生 非常勤講師 阿部芳実 非常勤講師 帆足桂 非常勤講師	湯呑、花器などの器物の制作と講義。 陶土を使い手びねり、紐作り等の技法で器を成形し、素焼きした後、下絵の具(呉須・弁柄)による絵付けと釉掛けをして頂きます。 本焼の窯だし後、作品の講評とスライド等を使った講義を行います。 以下の道具等を用意し、持参して下さい。 作業服・エプロン(汚れてもかまわない服装)、スケッチブック、筆記用具(鉛筆、消しゴム)、雑巾、手ぬぐい その他の制作に必要な道具等は大学で用意します。 講習料の他に制作に使用する粘土、粘土ペラ、仕上げカンナ、切弓、ピアノ線、なめし皮、木こて、筆各種、スポンジ、紙やすり、下絵の具、その他実習に要する消耗品の代金として教材費がかかります。 注意事項: 素焼き、本焼きなどの窯焚きには参加できません。 更衣室はありませんので、作業着は簡単に着衣できるものでお願いいたします。	7 / 2 ~ 7 / 3 0 (7/2,9,23,30) 土曜日4日間 10:00～16:00 計20時間 11,200円 (教材費別途 10,000円) 総合工房棟 オープンアトリエ 定員50名 市民一般 最少催行人員40名
油画(前期) 坂田哲也 教授 秋本貴透 非常勤講師 大竹敦人 非常勤講師 山崎秋人 非常勤講師 井上新之介 非常勤講師 粕井基充 非常勤講師 廣澤晃 非常勤講師 松田一聡 非常勤講師 中村友香 非常勤講師 永治晃子 非常勤講師 伊藤慎介 非常勤講師 木村崇人 非常勤講師 椎葉聡 非常勤講師	「人物と芸大風景」 - エスキースから油画(タブロー)へ - 人体を主体として静物を組み合わせ、1枚の作品を完成させます。また、エスキースも1枚の作品ととらえ(水彩紙支給)、そこから油彩移行する過程を体験できればと思います。 (用意して頂くもの) ・油彩用具一式(筆・パレット・油絵具・ペインティングナイフ・テレビンオイル類・筆洗用具 等) ・F20号張りキャンバス ・スケッチブック(サイズ: 6号～20号程度) ・デッサン用具(素材自由、鉛筆、木炭、水彩絵具: 12色程度 等)	7 / 1 9 ~ 7 / 2 6 (7/24を除く) 7日間 10:00～17:00 計42時間 26,800円 (教材費別途 5,000円) 美術学部 絵画棟 石膏室 定員100名 市民一般 最少催行人員60名
今日の美術入門 櫃田伸也 教授 上村豊 非常勤講師 安藤孝浩 非常勤講師 菊池省吾 非常勤講師 池田嘉人 非常勤講師	『絵画から万華鏡でみる風景』 万華鏡は、覗いていると様々な彩りがきらびやかに現れます。回転させることで色彩の変化は無数に近く、私たちを楽しませてくれます。 「今日の美術入門」では万華鏡をヒントに様々な物を展開していきます。まずは鏡を利用して、自分の絵を映して反対の世界をみてみましょう。日常見なれた世界を新鮮な見方にかえて、制作を進めていきます。様々な素材を利用して、万華鏡を覗くように豊かで興行きのある世界を制作していきます。 (用意して頂くもの) ・スケッチブック(サイズは自由) ・デッサン用具(鉛筆、コンテ、水彩等素材は自由です) ・カッター、ハサミ	7 / 1 9 ~ 7 / 2 6 (7/24を除く) 7日間 10:00～17:00 計42時間 24,500円 (教材費別途 10,000円) 美術学部 絵画棟 油画実習室 定員30名 市民一般 最少催行人員15名
木版画実技 野田哲也 教授 森田力 非常勤講師 武田律子 非常勤講師	1. 水性多色摺り木版画技法の習得と制作 2. 参考作品鑑賞、彫り摺り、ばれん、彫刻刀等の基本的な解説と実習 以下の道具等を用意し、持参してください。 スケッチ用具一式、作業着又はエプロン 下絵(28.5×43.5cm以内、タテヨコ自由) 講習料のほかに制作実習に要する消耗品(和紙、版木、絵の具、のり、その他)の代金として教材費がかかります。	7 / 1 9 ~ 7 / 2 6 (7/24を除く) 7日間 10:00～17:00 計42時間 28,700円 (教材費別途 10,000円) 美術学部 絵画棟 版画実習室 定員18名 25歳以上の市民一般 最少催行人員16名

上野キャンパス開講講座

全て12:00～13:00は、昼食休憩時間になります。

講座名 講師名	内容・課題又は曲目 持参用具・注意事項	日程・時間・講習料 教室・定員・受講対象者
銀でつくる 装身具 飯野 一 郎 教授 春田 幸彦 非常勤講師 草野 晃 非常勤講師 祝迫 義郎 非常勤講師	金属製品の装飾に古代から（エジプトでは紀元前3500年頃から）しばしば使用された「打ち出し」の技法は永い年月をかけて洗練された高度な技法として、現代でも装身具の制作に活用されています。今回は銀を素材に、「打ち出し」技法を体験しながら自分のデザインによるブローチかペンダントを制作します。 用意していただくもの 作業着、作業靴、筆記用具、スケッチブック、その他の制作に必要な道具は大学で用意します。 講習料のほかに教材費がかかります。 銀板、装身具パーツ、ノコ刃、ドリル刃、耐水ペーパーなど	9 / 17～9 / 25 (9/20-9/22を除く) 6日間 10:00～17:00 計36時間 22,500円 (教材費別途 5,500円) 金工棟 オープンアトリエ2 定員20名 市民一般 最少催行人員14名
指揮法入門 佐藤功太郎 教授 田中良和 非常勤講師 中山ちあき 非常勤講師	姿勢・指揮棒の持ち方等の基礎的要素から、主として実技を中心に講義を進めます。様々な演奏形態の楽曲の指揮入門まで、段階を踏みつつ講義を行います。主にピアノを使用しますが、成績優秀者は最終日に弦楽合奏を指揮することができます。受講者の皆さんは、合唱指揮実技の時に演奏者側になることもあります。 ～用意するもの～ ・ハンカチーフ ・団扇 ・「ホルベルグ組曲」のスコア（グリーグ作曲、出版社は問いません。）	7 / 19～7 / 21 3日間 10:00～17:00 計18時間 8,300円 音楽学部 第6ホール 定員50名 高校生以上の市民一般
歌曲の楽しみ ～日本歌曲・イタリア歌曲・ ドイツ歌曲～ 三林 輝夫 教授 川上 洋司 助教授 佐々木典子 助教授 佐野 由雅 非常勤講師 左近允亜紀子 非常勤講師	講座内容 1日目：日本歌曲／三林 1. 正しい日本語による美しい歌唱を目標に基礎発声から学ぶ。 2. 滝廉太郎にはじまる日本歌曲の流れをたどり、現代作曲家の作品までを学ぶ。 2日目：イタリア歌曲／川上 Tosti(トスティ)の歌曲を中心に学ぶ。 3日目：ドイツ歌曲／佐々木 ドイツ語の歌詞朗読と歌唱法Schubert (シューベルト)の歌曲を中心に学ぶ。 3日間で1コースです。 楽譜・教材は当日貸出します。	7 / 20～7 / 22 3日間 10:00～16:00 計15時間 8,200円 音楽学部 第1ホール 定員80名 高校生以上の市民一般
はじめての シタール 植村 幸生 助教授 塚原 康子 助教授 小俣スシュマ 非常勤講師	楽理科で隔年開講している「東洋音楽演奏（シタール）」を一般に公開するものです。インドの伝統楽器であるシタールを初歩から学びます。 用意していただくものはありません。 シタールはお貸しします。 床にすわって演奏しますので、すわりやすい服装でお越しください。	7 / 25～7 / 27 3日間 10:00～17:00 計18時間 12,100円 音楽学部第2-2-2教室 定員20名 中学生以上の市民一般

公開講座（総合工房棟 オープンスペース）



制作風景



絵付け風景

東京芸術大学安全衛生管理規則

〔平成16年4月1日
制 定〕

改正 平成17年4月1日 平成18年3月31日

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規則は、東京芸術大学職員就業規則第47条の規定に基づき、本学における安全衛生活動の充実を図り、労働災害を未然に防止するために必要な基本的事項を明確にし、職員の安全と健康を確保するとともに快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

(法令との関係)

第2条 職員の安全衛生及び健康管理に関し、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）、その他法令にこの規則に定められていない事項のあるときは、安衛法、その他法令の定めるところによる。

(学長の責務)

第3条 学長は、本学における安全及び衛生管理の業務を統括管理する。

2 学長は、法令及びこの規則の定めるところに従い、職員の健康の保持増進及び安全の確保に必要な措置を講じなければならない。

(職員の責務)

第4条 職員は、学長その他の関係者が法令及びこの規則に基づいて講ずる健康の保持増進及び安全の確保のための措置に協力するよう努めなければならない。

(適用範囲)

第5条 この規則は、本学上野校地、取手校地及び横浜校地の職員に適用する。

2 本学美術学部附属古美術研究施設、石神井寮、外国人教師官舎、那須高原研修施設及び国際交流会館は、上野校地に含まれるものとして取り扱う。

第2章 安全衛生管理体制

(安全衛生管理体制)

第6条 学長は、職場の安全及び衛生を管理し、並びに安全衛生活動の円滑な推進を図るため総括安全衛生管理責任者、衛生管理者、産業医、衛生推進者及び各部に安全衛生管理責任者、安全衛生管理者、衛生管理担当者、安全管理担当者を置き必要な職務を行わせる。

2 本学の安全衛生管理体制は別表1に定めるところによる。

(総括安全衛生管理責任者)

第7条 本学に総括安全衛生管理責任者を置き、理事（総務担当）をもって充てる。

2 総括安全衛生管理責任者は、衛生管理者又は衛生推進者の指揮をするとともに、次の業務を統括管理する。

(1) 職員の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。

(2) 職員の安全又は衛生のための教育に関すること。

(3) 健康診断の実施その他健康の保持増進に関すること。

(4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。

(5) 快適な職場環境の形成に関すること。

(6) その他労働災害防止に必要と認められる重要な事項に関すること。

(衛生管理者)

第8条 本学上野校地及び取手校地に、安衛法第12条の定めるところにより、衛生管理者を選任する。

2 衛生管理者は、法令の定める資格を有する職員のうちから学長が指名する。

3 衛生管理者は、法令の定めるところにより、前条第2項の業務のうち労働衛生に係る技術的事項を管理する。

4 衛生管理者は、少なくとも毎週1回は職場を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに職員の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

5 本学は、衛生管理者が職務を遂行することができないときは、法令で定めるところにより代理者を選任し、これを代行させるものとする。

(産業医)

第9条 本学は、安衛法第13条の定めるところにより、産業医を選任する。

2 産業医は、学長が医師である職員のうちから指名し、又は医師である者に委嘱するものとする。

3 産業医は、次の各号に掲げる業務を行なうものとする。

(1) 健康診断の実施及びその結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。

(2) 作業環境の維持管理に関すること。

(3) 作業の管理に関すること。

(4) 前三号に掲げるもののほか、職員の健康管理に関すること。

(5) 健康教育、健康相談その他職員の健康の保持増進を図るための措置に関すること。

(6) 衛生教育に関すること。

(7) 職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。

4 産業医は、少なくとも毎月1回作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに職員の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

5 産業医は、第3項各号に掲げる事項について、学長に対し勧告を行い、衛生管理者に対し必要な指導助言を行うことができるものとする。

(衛生推進者)

第10条 本学横浜校地に、安衛法第12条の2の定めるところにより、衛生推進者を選任する。

2 衛生推進者は、業務を担当するのに必要な能力を有すると認められる職員のうちから学長が指名する。

3 衛生推進者は、次の各号に掲げる業務のうち労働衛生にかかる事項について行うものとする。

(1) 職員の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。

(2) 職員の安全又は衛生のための教育に関すること。

(3) 健康診断の実施その他健康の保持増進に関すること。

(4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。

(5) 快適な職場環境の形成に関すること。

(6) その他労働災害防止に必要と認められる重要な事項に関すること。

4 衛生推進者を選任したときは、当該衛生推進者の氏名を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係職員に周知させなければならない。

(安全衛生管理責任者)

第11条 安全衛生管理責任者は、各部局長をもって充てる。

2 安全衛生管理責任者は、本学の安全衛生管理方針の決定に基づき所轄部局の安全衛生管理方針を決定するとともに、安全衛生管理者を指揮して、労働災害の防止、快適職場の形成に向けた統括管理を行う。

(安全衛生管理者)

第12条 安全衛生管理者は、各課長、事務長をもって充てる。

2 安全衛生管理者は、労働災害を防止し、快適な職場を形成するため次の事項を管理しなければならない。

(1) 労働災害の防止及び健康障害の防止のため、作業方法を決定し、これに基づき衛生管理担当者、安全管理担当者を指揮すること。

(2) 所管する設備、機械の安全を確保すること。

(3) 職場内の整理・整頓に努め、快適な職場環境を形成すること。

(衛生管理担当者、安全管理担当者)

第13条 衛生管理担当者、安全管理担当者は別表第1に定める係長をもって充てる。

2 衛生管理担当者は、安全衛生管理者の指揮監督の下に、職員の健康管理に関する事務主任者として、次に掲げる事務を行うものとする。

(1) 職員の健康障害を防止するための措置に関すること。

(2) 職員の健康の保持増進のための指導及び教育に関すること。

(3) 職員の健康診断の実施に関すること。

(4) 前各号に定めるもののほか、職員の健康管理に必要な事項に関すること。

3 安全管理担当者は、安全衛生管理者の指揮監督の下に、職員の安全管理に関する事務主任者として、次に掲げる事務を行うものとする。

(1) 職員の危険を防止するための措置に関すること。

(2) 職員の安全のための指導及び教育に関すること。

(3) 施設、設備等の検査及び整備に関すること。

(4) 前各号に定めるもののほか、職員の安全管理に必要な事項に関すること。

(作業責任者)

第14条 学長は、労働災害を防止するための管理を必要とする業務(以下「有害業務」という。)を行う作業場に、作業責任者を選任しなければならない。

2 前項の作業責任者は、原則として本学の常勤職員であって、次の各号のいずれかに該当する者から選任しなければならない。

(1) 安衛法で定める免許を有する者又は技能講習若しくは特別教育の課程を修了した者

(2) 学長が前項と同等の知識及び技能があると認める者

3 作業責任者の業務、有害業務従事者の登録及び資格取得その他必要な事項は、別に定める。

(火元責任者)

第15条 防火上適切と認められる施設の区分ごとに火元責任者を選任する。

2 火元責任者は、火災防止に関する事務を行うものとする。

(安全衛生委員会)

第16条 本学上野校地及び取手校地に、安衛法第19条の定めるところにより、安全衛生委員会(以下この条において「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、学長の諮問又は自らの発議のもとに本学における安全衛生管理に関する重要事項について調査審議し、これらの事項に関して学長に対し意見を述べることができる。

3 上野校地の委員会において、取手校地及び横浜校地に関する事項を審議する場合は、この委員会を全学の委員会とみなして取り扱うものとする。

4 委員会の組織及び審議事項その他必要な事項は、別に定める。

(学部安全衛生委員会)

第17条 美術学部及び音楽学部にそれぞれ安全衛生委員会(以下「学部委員会」という。)を置く。

2 学部委員会については、別に定める。

第3章 就業にあたっての措置

(安全衛生教育)

第18条 学長は、安衛法第59条の定めるところにより、職員を採用した場合、若しくは職員の従事する業務の内容を変更した場合等は、当該職員に対し、安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

2 職員は、本学の行う安全衛生教育に積極的に参加しなければならない。

(勤務環境等について講ずべき措置)

第19条 学長は、安衛法第23条及び労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。)等の法令で定めるところにより、換気その他の空気環境の調整、照明、保温、防湿、清潔保持及び伝染病疾患の蔓延の予防のための措置を講じなければならない。

(有害な業務に係る措置)

第20条 学長は、安衛法第22条の定めるところにより、一定の有害業務(以下「特定有害業務」という。)の行われる場所及び特定有害業務に従事する職員については、健康障害を防止するため、作業環境測定等の必要な措置を講じなければならない。

2 学長は、安衛法第65条の定めるところにより、特定有害業務の行われる場所については、定期的に勤務環境を検査し、及びその結果について記録を作成しておかななければならない。

3 学長は、特定有害業務以外の業務で職員の健康障害を生ずるおそれがあるものの有無について随時調査し、職員の健康障害を防止するため必要があると認めるときは、特定有害業務に準ずる適切な措置をとるものとする。

(有害物質の使用等の制限)

第21条 学長は、安衛法第55条の定めるところにより規定された有害物質を、製造し、輸入し、又は使用させてはならない。ただし、試験研究を目的として使用する場合であらかじめ都道府県労働局長の許可を受けたときは、この限りでない。

2 学長は、安衛法第56条の定めるところにより規定された有害物質を製造する場合は、あらかじめ、厚生労働大臣の許可を得なければならない。

(継続作業の制限等)

第22条 学長は、安衛法第65条の3及び第65条の4の定めるところにより、高圧室内の作業、せん孔、タイプ等の打鍵作業及び身体に振動を与える機械器具を使用する作業等に従事する職員については、健康障害を防止するため、継続作業の制限等の措置を講じなければならない。

(中高年齢職員等についての配慮)

第23条 学長は、中高年齢職員その他労働災害防止上その就業に当たって特に配慮を必要とする職員については、これらの職員の心身の条件に応じて適正な配置を行うように努めなければならない。

(危険を防止するための措置)

第24条 学長は、次の各号に掲げる危険による職員の災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

- (1) 機械、器具その他の設備等による危険
- (2) 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
- (3) 電気、熱その他のエネルギーによる危険
- (4) 職員が墜落するおそれのある場所等における危険

2 学長は、職員の作業行動から生ずる災害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(緊急事態に対する措置)

第25条 学長は、職員に対する災害発生の危険が急迫したときは、当該危険にかかる場所、職員の業務の性質等を考慮して、業務の中断、職員の退避等の適切な措置を講じなければならない。

2 学長は、前項の措置を的確かつ円滑に講ずることができるようにするため、定期又は随時に防火、避難等の訓練及び救急用具、避難設備等の点検整備を実施しなければならない。

(就業制限)

第26条 学長は、安衛法第61条で定める資格を有する職員でなければ、法令で定める業務に従事させてはならない。

2 学長は、安衛法第59条第3項で定める業務について、法令で定める安全又は衛生のための特別の教育を行った後でなければ、職員を当該業務に従事させてはならない。

(使用等の制限)

第27条 学長は、安衛法第40条で定める特定機械等については、法令で定める規格又は安全装置を具備しなければ、職員に使用させてはならない。

2 学長は、安衛法第42条で定める特定機械等以外の機械については、法令で定める規格又は安全装置を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならない。

(機械等の検査)

第28条 学長は、安衛法第38条で定める特定機械等については、法令で定める検査を受けなければならない。

2 学長は、安衛法第45条で定める機械等については、法令で定める自主検査を行わなければならない。

3 学長は、前2項の検査を行ったときは、その結果について記録を作成し、これを保存しなければならない。

(計画の届出)

第29条 学長は、安衛法第88条第1項に規定する機械等を設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとするときは、その計画を労働基準監督署長に届け出なければならない。

第4章 健康の保持増進措置

(採用時等の健康診断)

第30条 学長は、安衛法第66条の定めるところにより、職員を採用した場合又は一定の有害業務等に従事させる場合には、当該職員を対象として、健康診断を行わなければならない。

(定期の健康診断)

第31条 学長は、定期に職員の健康診断を行わなければならない。

2 前項の健康診断は、安衛法第66条の定めるところにより、全職員に対して行う一般定期健康診断と、一定の業務に現に従事し、又は従事したことのある職員に対して行う特別定期健康診断とする。

(臨時の健康診断)

第32条 学長は、前2条の健康診断のほか、必要と認める場合には、臨時に職員の健康診断を行うものとする。

(健康診断における検査の省略)

第33条 学長は、職員が第28条の健康診断の実施時期前の近接した時期に当該健康診断の検査の項目の全部又は一部について医師の検査を受けている場合において、その検査がこれらの規定に基づく健康診断における監査の基準に適合していると認める時は、その検査をもって当該健康診断における検査に代えることができる。

2 学長は、職員が第29条の健康診断の実施時期に近接した時期に総合検診を受ける場合において、当該健康診断の検査の項目について当該総合検診の検査の結果を利用することができると認めるときは、その検査をもって当該健康診断における検査に代えることができる。

(指導区分の決定等)

第34条 学長は、健康診断を行なった医師が健康に異常又は異常を生ずるおそれがあると認めた職員について、その医師の意見書及びその職員の職務内容、勤務の強度等に関する資料を産業医に提示し、別表2に定める区分に応じて指導区分の決定又は変更を受けるものとする。

2 学長は、前項の規定により指導区分の決定又は変更を受けたときは、その職員の所属する部局長に通知するものとする。

(事後措置)

第35条 学長は、前条の規定により指導区分の決定又は変更があった職員について、その指導区分に応じ、別表2の基準欄に掲げる基準に従い、適切な措置を講じなければならない。

(病者の就業禁止)

第36条 学長は、安衛法第68条の定めるところにより、次の各号のいずれかに該当する者については、その就業を禁止しなければならない。

(1) 病毒伝ばのおそれのある伝染性の疾病にかかった者

(2) 心臓、肝臓、肺等の疾病で労働のため病熱が著しく増悪するおそれのあるものにかかった者

(3) 前各号に準ずる疾病にかかった者

2 学長は、前項の規定により、職員の就業を禁止しようとするときは、あらかじめ産業医その他専門の医師の意見をきかなければならない。

(健康診断の結果の通知)

第 37 条 学長は、健康診断を受けた職員に対し、当該健康診断の結果を通知しなければならない。

（健康診断の結果の記録）

第 38 条 学長は、健康診断の結果、指導区分、事後措置の内容その他健康管理上必要と認められる事項について、職員ごとに記録表を作成し、これを職員の健康管理に関する指導のために利用しなければならない。

2 前項に規定する記録表は、5 年間保存しなければならない。

（秘密の保持）

第 39 条 職員の安全衛生業務に従事する職員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、当該業務に従事しなくなった後も同様とする。

附 則

この規則は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

附 則

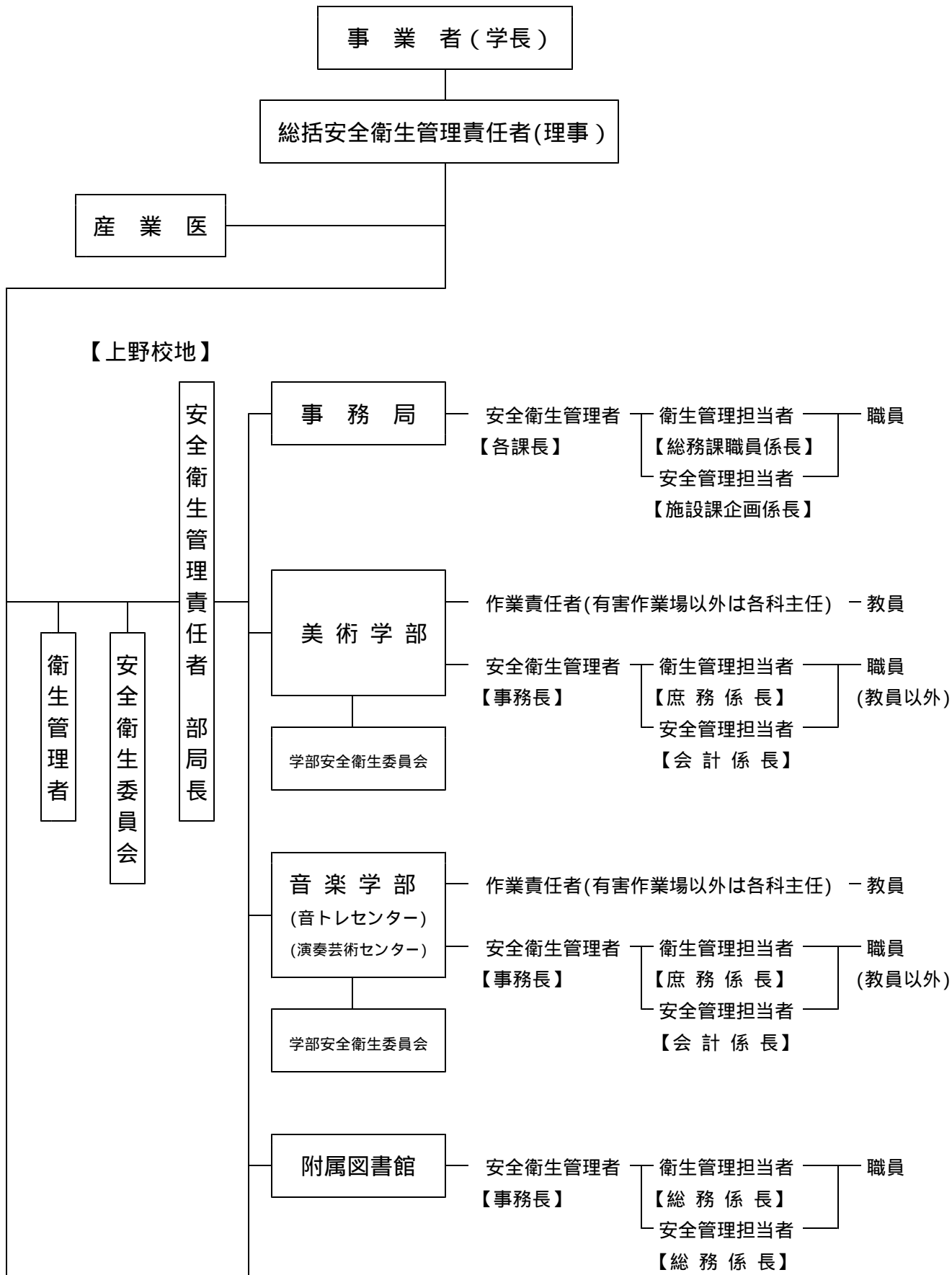
この規則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

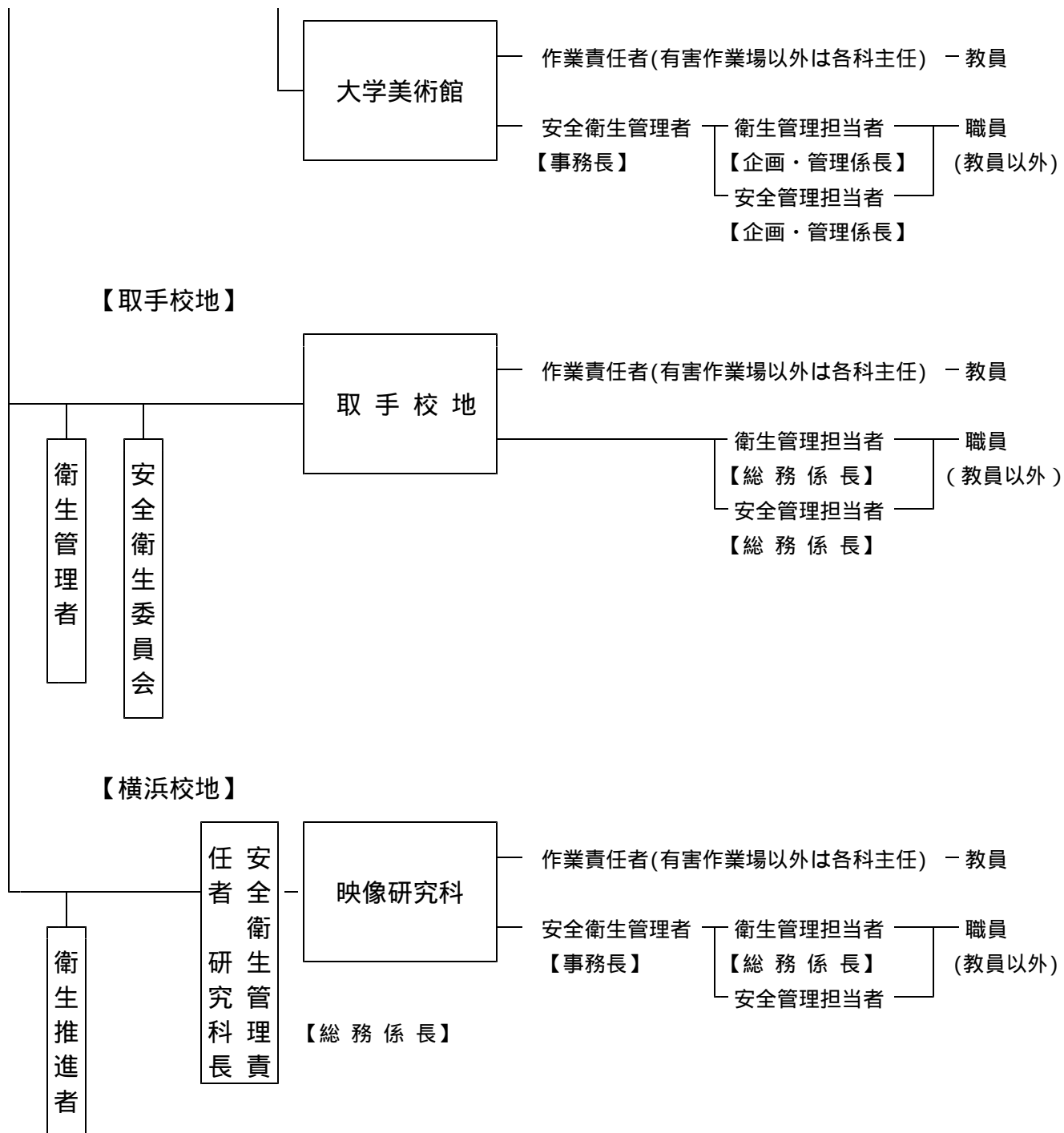
附 則

この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 5 条関係)

東京芸術大学安全衛生管理体制



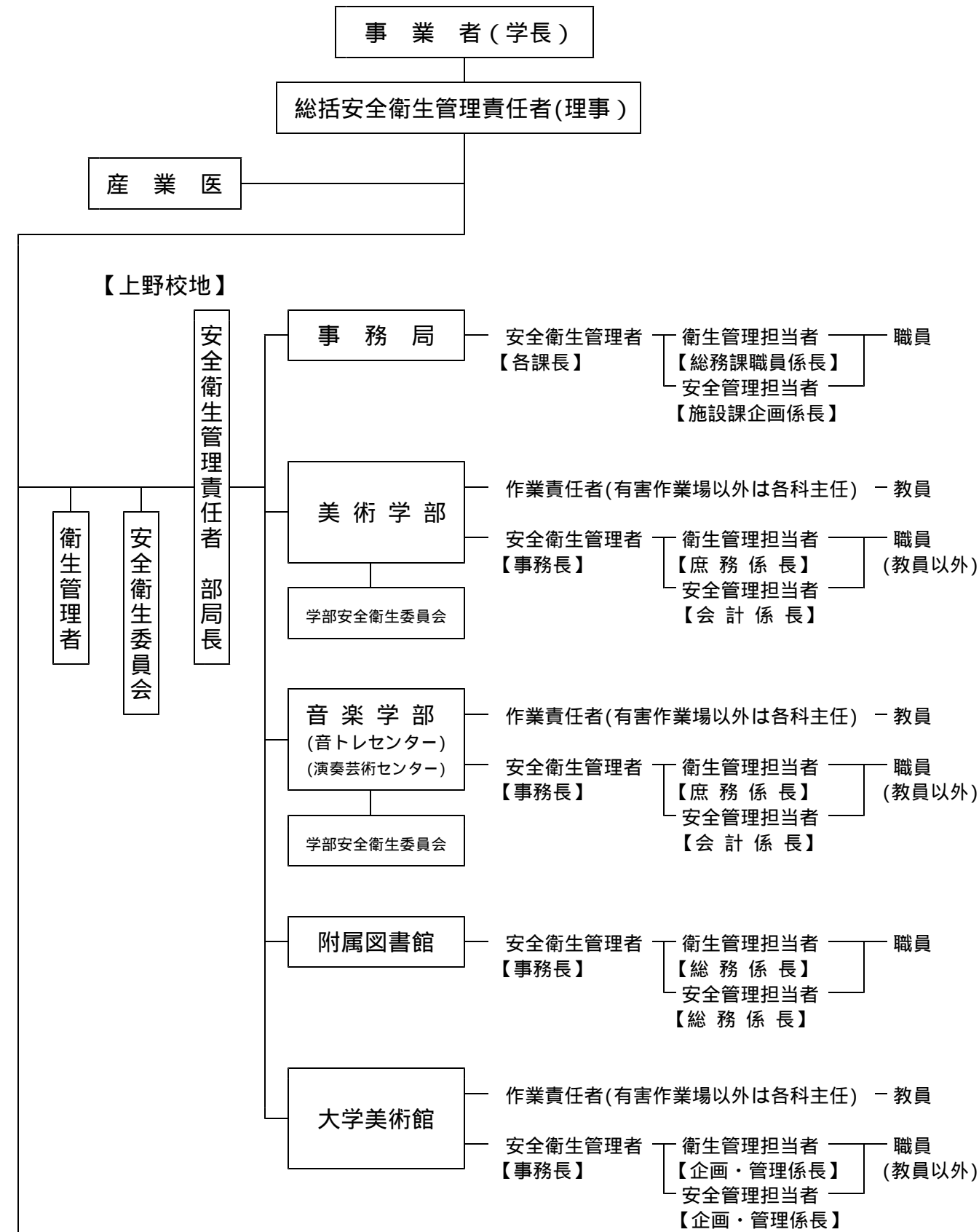


東京芸術大学安全衛生管理規則 新旧対照表

新	旧
○東京芸術大学安全衛生管理規則 (略) (衛生管理者) 第 8 条 本学<u>上野校地及び取手校地</u>に、安衛法第12条の定めるところにより、衛生管理者を選任する。 (略) (衛生推進者) 第 1 0 条 本学<u>横浜校地</u>に、安衛法第12条の 2 の定めるところにより、衛生推進者を選任する。 (略) (安全衛生委員会) 第 1 6 条 本学<u>上野校地及び取手校地</u>に、安衛法第19条の定めるところにより、安全衛生委員会(以下この条において「委員会」という。)を置く。 2 委員会は、学長の諮問又は自らの発議のもとに本学における安全衛生管理に関する重要事項について調査審議し、これらの事項に関して学長に対し意見を述べることができる。 3 <u>上野校地の委員会</u>において、取手校地及び横浜校地に関する事項を審議する場合は、この委員会を全学の委員会とみなして取り扱うものとする。 4 委員会の組織及び審議事項その他必要な事項は、別に定める。 (略) 附 則 <u>この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。</u>	○東京芸術大学安全衛生管理規則 (略) (衛生管理者) 第 8 条 本学<u>上野校地</u>に、安衛法第12条の定めるところにより、衛生管理者を選任する。 (略) (衛生推進者) 第 1 0 条 本学<u>取手校地及び横浜校地</u>に、安衛法第12条の 2 の定めるところにより、衛生推進者を選任する。 (略) (安全衛生委員会) 第 1 6 条 本学<u>上野校地</u>に、安衛法第19条の定めるところにより、安全衛生委員会(以下この条において「委員会」という。)を置く。 2 委員会は、学長の諮問又は自らの発議のもとに本学における安全衛生管理に関する重要事項について調査審議し、これらの事項に関して学長に対し意見を述べることができる。 3 <u>委員会</u>において、取手校地及び横浜校地に関する事項を審議する場合は、この委員会を全学の委員会とみなして取り扱うものとする。 4 委員会の組織及び審議事項その他必要な事項は、別に定める。 (略)

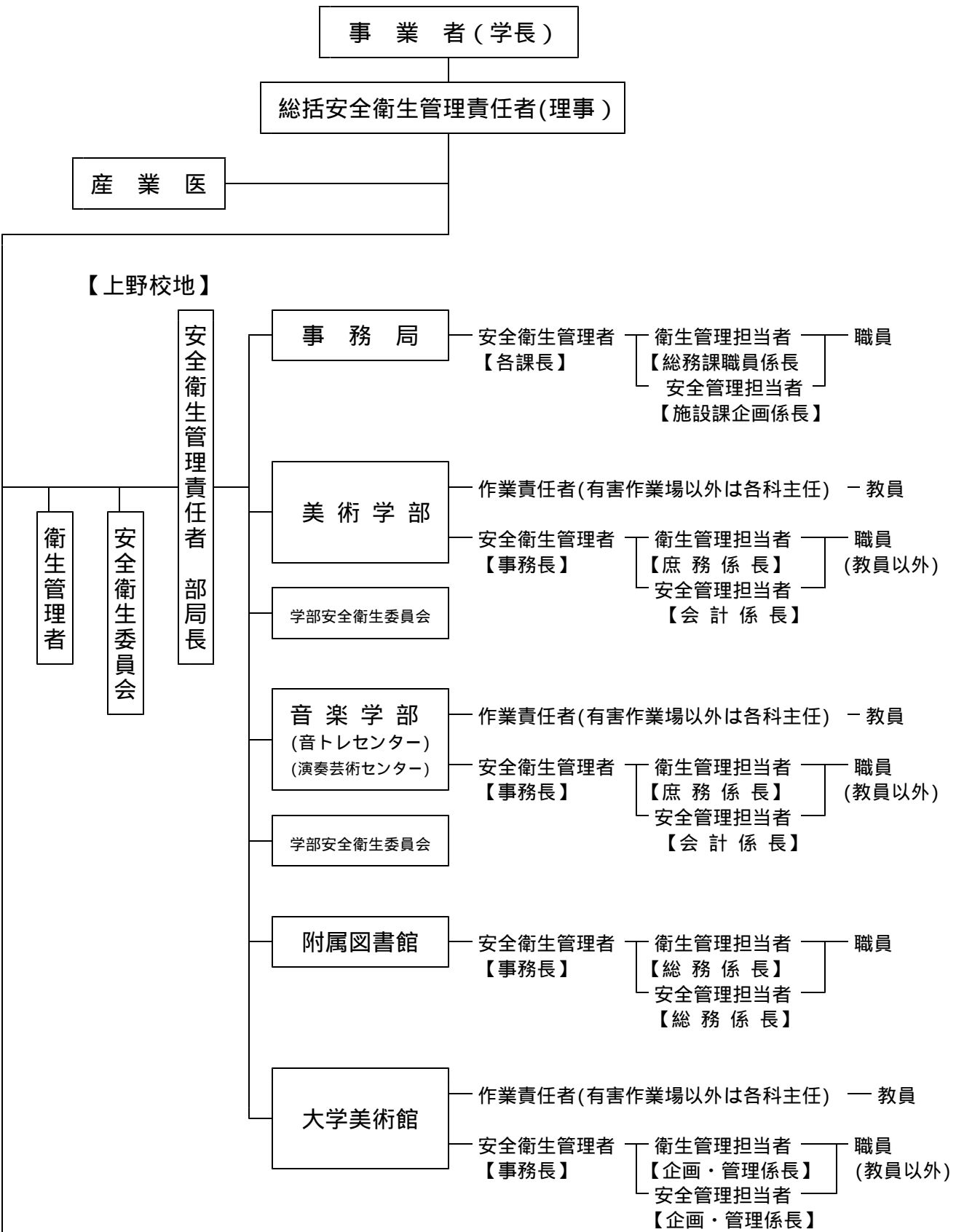
別表 1 (第 5 条関係)

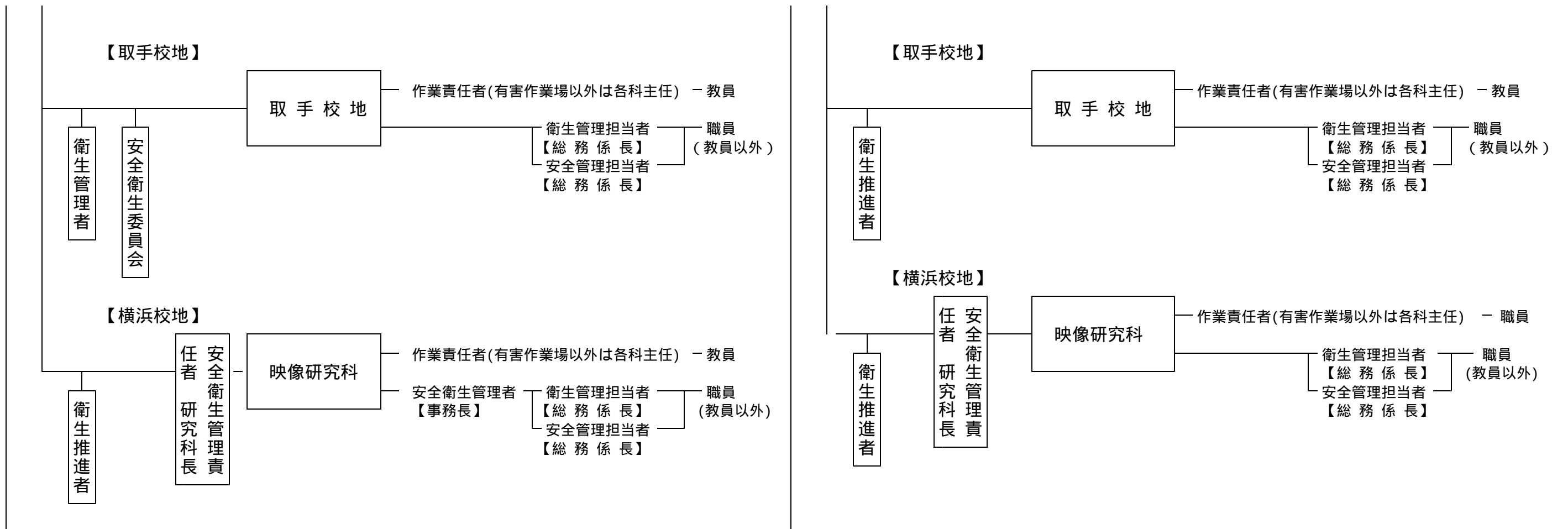
東京芸術大学安全衛生管理体制



別表 1 (第 5 条関係)

東京芸術大学安全衛生管理体制





○東京芸術大学上野校地安全衛生委員会規則

平成16年4月1日
制 定

改正 平成17年4月1日 平成18年3月31日

（目的）

第1条 この規則は、東京芸術大学安全衛生管理規則第16条に基づき、上野校地安全衛生委員会（以下「委員会」という。）の構成及び運営等に関し必要な事項を定めるとともに安全衛生管理活動の円滑な推進を図ることを目的とする。

（任務）

第2条 委員会は、上野校地の安全衛生管理に関し、常に職場環境や安全衛生に関する事項に留意し、安全衛生管理活動に寄与するよう努めるとともに次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- （1）職員の危険防止及び健康障害防止の基本的な対策に関する事
- （2）職員の健康保持増進を図るための基本となるべき対策及び実施計画の作成に関する事
- （3）労働災害の原因及び再発防止対策に関する事
- （4）安全衛生に関する規程の作成に関する事
- （5）安全衛生教育の実施計画の作成に関する事
- （6）新規に導入する機械、器具その他の設備又は原材料に係る危険又は健康障害の防止に関する事
- （7）作業環境測定の結果及びその結果の評価に基づく対策の樹立に関する事
- （8）健康診断及びその結果に対する対策の樹立に関する事
- （9）快適な職場環境の形成に関する事
- （10）その他安全衛生に必要と認められる重要な事項に関する事

2 必要に応じ、この委員会は、全学の委員会として上野校地以外の事業場に関する事項を審議する。

（組織）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- （1）総括安全衛生管理責任者（理事（総務担当））
- （2）衛生管理者 2人
- （3）産業医 1人
- （4）取手校地安全衛生委員会委員長
- （5）美術学部安全衛生委員会委員長
- （6）音楽学部安全衛生委員会委員長
- （7）安全及び衛生に関する経験を有する者 若干人
- （8）前各号のほか学長が必要と認める者 若干人

- 2 前項第2号、第3号、第7号及び第8号に規定する者は、学長が指名する。
- 3 第1項第2号から第8号の委員の半数については、職員の過半数で組織する労働組合又は職員の過半数を代表する者の推薦に基づく者とする。

(任期)

第4条 前条第1項第2号、第3号、第7号及び第8号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の委員に欠員が生じた場合は速やかに補充することとし、補充委員の任期については、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、総括安全衛生管理責任者をもって充てる。

- 2 委員長は委員会を主宰する。

第6条 委員会に副委員長を置き、委員長が指名する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはこれを代行する。

(会議)

第7条 委員会は、原則として毎月1回定期に開催し、委員長が必要と認めた時は臨時に開催する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数の賛成をもって成立し、可否同数の場合は委員長が決するところによる。

(専門委員)

第8条 委員会が必要と認める時は、専門的事項を調査審議するための専門委員会を設けることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

- 2 委員会の議事に関する記録は、これを3年間保存するものとする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

東京芸術大学 上野校地 安全衛生委員会規則 新旧対照表

新	旧
東京芸術大学上野校地安全衛生委員会規則	東京芸術大学安全衛生委員会規則
(目的)	(目的)
第 1 条 この規則は、東京芸術大学安全衛生管理規則第16条に基づき、 <u>上野校地</u> 安全衛生委員会（以下「委員会」という。）の構成及び運営等に関し必要な事項を定めるとともに安全衛生管理活動の円滑な推進を図ることを目的とする。	第 1 条 この規則は、東京芸術大学安全衛生管理規則第16条に基づき、 <u>本学</u> 安全衛生委員会（以下「委員会」という。）の構成及び運営等に関し必要な事項を定めるとともに安全衛生管理活動の円滑な推進を図ることを目的とする。
(任務)	(任務)
第 2 条 委員会は、 <u>上野校地</u> の安全衛生管理に関し、常に職場環境や安全衛生に関する事項に留意し、安全衛生管理活動に寄与するよう努めるとともに次の各号に掲げる事項について調査審議する。	第 2 条 委員会は、 <u>本学</u> の安全衛生管理に関し、常に職場環境や安全衛生に関する事項に留意し、安全衛生管理活動に寄与するよう努めるとともに次の各号に掲げる事項について調査審議する。
(1) 職員の危険防止及び健康障害防止の基本的な対策に関すること	(1) 職員の危険防止及び健康障害防止の基本的な対策に関すること
(2) 職員の健康保持増進を図るための基本となるべき対策及び実施計画の作成に関すること	(2) 職員の健康保持増進を図るための基本となるべき対策及び実施計画の作成に関すること
(3) 労働災害の原因及び再発防止対策に関すること	(3) 労働災害の原因及び再発防止対策に関すること
(4) 安全衛生に関する規程の作成に関すること	(4) 安全衛生に関する規程の作成に関すること
(5) 安全衛生教育の実施計画の作成に関すること	(5) 安全衛生教育の実施計画の作成に関すること
(6) 新規に導入する機械、器具その他の設備又は原材料に係る危険又は健康障害の防止に関すること	(6) 新規に導入する機械、器具その他の設備又は原材料に係る危険又は健康障害の防止に関すること
(7) 作業環境測定の結果及びその結果の評価に基づく対策の樹立に関すること	(7) 作業環境測定の結果及びその結果の評価に基づく対策の樹立に関すること
(8) 健康診断及びその結果に対する対策の樹立に関すること	(8) 健康診断及びその結果に対する対策の樹立に関すること
(9) 快適な職場環境の形成に関すること	(9) 快適な職場環境の形成に関すること
(10) その他安全衛生に必要と認められる重要な事項に関すること	(10) その他安全衛生に必要と認められる重要な事項に関すること
<u>2 必要に応じ、この委員会は、全学の委員会として上野校地以外の事業場に関する事項を審議する。</u>	
(組織)	(組織)
第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。	第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
(1) 総括安全衛生管理責任者（ 理事（総務担当））	(1) 総括安全衛生管理責任者（ 理事（総務担当））
(2) 衛生管理者 2 人	(2) 衛生管理者 2 人
(3) 産業医 1 人	(3) 産業医 1 人
<u>(4) 取手校地安全衛生委員会委員長</u>	
<u>(5) 美術学部安全衛生委員会委員長</u>	<u>(4) 美術学部安全衛生委員会委員長</u>

(6) 音楽学部安全衛生委員会委員長

(7) 安全及び衛生に関する経験を有する者 若干人

(8) 前各号のほか学長が必要と認める者 若干人

2 前項第2号、第3号、第7号及び第8号に規定する者は、学長が指名する。

3 第1項第2号から第8号の委員の半数については、職員の過半数で組織する労働組合又は職員の過半数を代表する者の推薦に基づく者とする。

(任期)

第4条 前条第1項第2号、第3号、第7号及び第8号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合は速やかに補充することとし、補充委員の任期については、前任者の残任期間とする。

(略)

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(5) 音楽学部安全衛生委員会委員長

(6) 安全及び衛生に関する経験を有する者 若干人

(7) 前各号のほか学長が必要と認める者 若干人

2 前項第2号、第3号、第6号及び第7号に規定する者は、学長が指名する。

3 第1項第2号から第7号の委員の半数については、職員の過半数で組織する労働組合又は職員の過半数を代表する者の推薦に基づく者とする。

(任期)

第4条 前条第1項第2号、第3号、第6号及び第7号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合は速やかに補充することとし、補充委員の任期については、前任者の残任期間とする。

(略)

○東京芸術大学取手校地安全衛生委員会

平成18年3月31日
制 定

（目的）

第1条 この規則は、東京芸術大学安全衛生管理規則第16条に基づき、取手校地安全衛生委員会（以下「委員会」という。）の構成及び運営等に関し必要な事項を定めるとともに安全衛生管理活動の円滑な推進を図ることを目的とする。

（任務）

第2条 委員会は、取手校地の安全衛生管理に関し、常に職場環境や安全衛生に関する事項に留意し、安全衛生管理活動に寄与するよう努めるとともに次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- （1）職員の危険防止及び健康障害防止の基本的な対策に関する事
- （2）職員の健康保持増進を図るための基本となるべき対策及び実施計画の作成に関する事
- （3）労働災害の原因及び再発防止対策に関する事
- （4）安全衛生に関する規程の作成に関する事
- （5）安全衛生教育の実施計画の作成に関する事
- （6）新規に導入する機械、器具その他の設備又は原材料に係る危険又は健康障害の防止に関する事
- （7）作業環境測定の結果及びその結果の評価に基づく対策の樹立に関する事
- （8）健康診断及びその結果に対する対策の樹立に関する事
- （9）快適な職場環境の形成に関する事
- （10）その他安全衛生に必要と認められる重要な事項に関する事

（組織）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- （1）委員長
- （2）衛生管理者 1人
- （3）産業医 1人
- （4）安全及び衛生に関する経験を有する者 若干人
- （5）前各号のほか学長が必要と認める者 若干人

2 前項第2号から第5号に規定する者は、学長が指名する。

3 第1項第2号から第5号の委員の半数については、職員の過半数で組織する労働組合又は職員の過半数を代表する者の推薦に基づく者とする。

（任期）

第4条 前条第1項第2号から第5号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただ

し、再任を妨げない。

- 2 前項の委員に欠員が生じた場合は速やかに補充することとし、補充委員の任期については、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長を置き、学長が指名する。

- 2 委員長は委員会を主宰する。

- 3 委員長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 4 委員長に欠員が生じた場合は速やかに補充することとし、補充委員長の任期については、前任者の残任期間とする。

第6条 委員会に副委員長を置き、委員長が指名する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはこれを代行する。

（会議）

第7条 委員会は、原則として毎月1回定期に開催し、委員長が必要と認めた時は臨時に開催する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数の賛成をもって成立し、可否同数の場合は委員長が決するところによる。

（専門委員）

第8条 委員会が必要と認める時は、専門的事項を調査審議するための専門委員会を設けることができる。

（庶務）

第9条 委員会の庶務は、取手校地事務室において処理する。

- 2 委員会の議事に関する記録は、これを3年間保存するものとする。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

○東京芸術大学放射線障害予防内規

（平成16年4月1日
制 定）

（目的）

第1条 この内規は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「法」という。）に基づき、本学における放射線装置の取扱い等について定め、放射線障害の発生を防止し、安全を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この内規において「放射線装置」とは、エックス線装置をいう。

2 この内規において「放射線業務」とは、エックス線装置の取扱い及びこれに付随する業務をいう。

（組織）

第3条 放射線装置の取扱いに従事する者及び安全管理に従事する者に関する組織は、別表のとおりとする。

（放射線取扱主任者等）

第4条 放射線障害の発生の防止について必要な指導監督を行わせるため、放射線取扱主任者（以下「主任者」という。）を置く。

2 主任者が、出張、疾病等により、職務の遂行が不可能なとき、その期間中、その職務を代行させるため、主任者の代理者（以下「代理者」という。）を置く。

3 主任者及び代理者は、法に規定する放射線取扱主任者又はエックス線作業主任者の資格を有する本学職員の中から、学長が選任する。

（主任者の職務）

第5条 主任者は、放射線障害の発生の防止に係る監督に関し、法及びこの内規に従って、次の各号に掲げる業務を行う。

- （1）予防内規の改廃への参画
- （2）放射線障害防止上、重要な計画への参画
- （3）法に基づく申請、届出、報告の審査
- （4）異常及び事故の原因調査への参画
- （5）学長に対する意見の具申
- （6）放射線装置の使用状況及び設備、帳簿、書類等の監査
- （7）関係者への助言、勧告及び指示
- （8）教育訓練計画の作成及び実施への参画
- （9）その他、放射線障害防止に関して必要な業務

（管理責任者）

第6条 放射線装置の保守及び管理のために管理責任者を置く。

2 管理責任者は、放射線取扱の経験を有する者の中から、学長が委嘱する。

（保守及び管理）

第7条 管理責任者は、主任者の協力を得て、放射線装置の整備点検を定期的に行い、異常を認めたときは、使用の中止、修理等必要な措置を講じなければならない。

- 2 管理責任者は、主任者の協力を得て、放射線装置及びこれに付随する設備を年 1 回以上点検し、異常を認めたときは、使用の中止、修理等必要な措置を講じなければならない。
- 3 管理責任者は、前 2 項の結果及び講じた措置を学長に報告しなければならない。

(放射線業務に従事する者の登録)

第 8 条 放射線業務に従事しようとする者は、第14条の教育及び訓練、第15条の健康診断を受けた者でなければ、学長に登録の申請をすることはできない。

- 2 学長は、前項の申請があったときは、放射線業務従事者(以下「従事者」という。)として登録するとともに、申請者にその結果を通知するものとする。
- 3 前項の登録の有効期限は、登録した年度限りとし、更新することができる。
- 4 申請書の様式は別紙のとおりとする。

(管理区域)

第 9 条 放射線障害防止のため、管理区域を定める。

- 2 管理責任者は、次に定める者以外の者を管理区域に立入らせてはならない。

(1) 従事者として、第 8 条に基づいて登録された者

(2) 見学等の目的で、一時立入り者として管理責任者が認めた者

(使用)

第 10 条 従事者等は、放射線装置を使用する場合は、法及びこの内規を遵守するとともに、次に掲げる事項を厳守して、人体の受ける放射線量をできるだけ少なくするようにしなければならない。

(1) 管理区域内では、随時被ばく線量を測定して、所定の用紙に記録すること。

(2) 放射線照射中は、照射中であることを赤ランプ、立看板等の標識により表示すること。

(3) その他、主任者の指示に従うこと。

(新設及び廃棄等)

第 11 条 放射線装置を新設、廃棄又は変更しようとするときは、学長に申請しなければならない。

(場所の測定)

第 12 条 管理責任者は、放射線障害の発生するおそれのある場所について、放射線の量の測定を実施しなければならない。

2 放射線の量の測定は、原則として 1 センチメートル線量当量率について、放射線測定器を使用して行うこと。

3 測定の場所は、管理区域内及び管理区域の境界とする。

4 測定は、作業を開始する前に 1 回、作業を開始した後には、6 月を超えない作業期間ごとに 1 回測定すること。

5 測定の結果については、測定の都度次の項目について記録すること。

(1) 測定日時

(2) 測定箇所

(3) 測定をした者の氏名

(4) 放射線測定器の種類及び型式

(5) 測定方法

(6) 測定結果

6 前項の記録は、5年間保存しなければならない。

(個人被ばく線量の測定)

第 1 3 条 管理責任者は、管理区域に立入る者に対して、適切な放射線測定器を着用させ、外部被ばくによる線量を測定しなければならない。

2 測定は、次に定める部位について、1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量について行うこと。

3 測定は、管理区域に立入る者について、管理区域に立入っている間継続して行うこと。ただし、外部被ばくの線量当量が100マイクロシーベルトを超えるおそれのないときは、計算により算出すること。また、一時立入り者として管理責任者が認めた者については、外部被ばくの線量当量が100マイクロシーベルトを超えるおそれのあるときに行うこと。

4 測定の結果については、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間並びに妊娠中の女子及び1月に受ける実効線量が1.7ミリシーベルトを超えるおそれのある女子にあっては毎月1日を始期とする1月間について、当該期間ごとに集計し、集計の都度次の項目について記録すること。

(1) 測定対象者の氏名

(2) 測定をした者の氏名

(3) 放射線測定器の種類及び型式

(4) 測定方法

(5) 測定部位及び測定結果

5 管理責任者は、測定の結果から、実効線量及び等価線量並びに累積実効線量を、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間並びに妊娠中の女子及び1月に受ける実効線量が1.7ミリシーベルトを超えるおそれのある女子にあっては毎月1日を始期とする1月間について、当該期間ごとに算定し、算定の都度次の項目について記録すること。

(1) 算定年月日

(2) 対象者の氏名

(3) 算定した者の氏名

(4) 算定対象期間

(5) 実効線量

(6) 等価線量

(7) 累積実効線量

6 管理責任者は、第4項及び第5項の記録を総務課人事係へ提出するとともに、その写しを当該測定の対象者に対し記録の都度交付すること。

7 総務課人事係は、前項の記録を、当該測定対象者の離職後5年間保存すること。

(教育及び訓練)

第 1 4 条 管理責任者は、従事者及び管理区域に立入る者に対して、放射線障害の発生の防止に必要な教育及び訓練を行わなければならない。

2 従事者に対する教育及び訓練は、取扱等業務を開始する前又は管理区域に立入

る前及び業務を開始した後又は管理区域に立入った後にあっては1年を超えない期間ごとに行わなければならない。

3 教育及び訓練の項目は、次のとおりとする。

- (1) 放射線の人体に与える影響に関すること。
- (2) 放射線の危害防止に関すること。
- (3) 放射線装置の取扱いに関すること。
- (4) 放射線障害防止の関係法令、予防内規の周知に関すること。
- (5) その他放射線障害防止上必要な事項に関すること。

4 管理責任者は、前項の全部又は一部に関し十分な知識及び技能を有していると認められる者に対しては、当該項目についての教育及び訓練を省略することができる。

5 管理責任者の承認を受けて、管理区域に一時的に立入る者に対する教育及び訓練は、放射線障害が発生することを防止するために必要な事項について行うこと。

(健康診断)

第15条 学長は、次に定める健康診断を行わなければならない。

2 健康診断の実施時期は、次のとおりとする。

- (1) 従事者として初めて管理区域に立入る前
- (2) 管理区域に立入った後にあっては、6月を超えない期間ごと。ただし、前年度の4月1日を始期とする1年間の実効線量が5ミリシーベルトを超えず、かつ、当該年度の4月1日を始期とする1年間の実効線量が5ミリシーベルトを超えるおそれのない者にあっては、その理由を付して記録することにより、第5項に定める検査又は検診を省略することができる。

3 前項第2号のただし書きにより省略した者であって、その後、当該年度の実効線量が5ミリシーベルトを超えた場合は、直ちに健康診断を行わなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、実効線量限度又は等価線量限度を超えて放射線に被ばくし又は被ばくしたおそれのある者は、遅滞なく健康診断を行わなければならない。

5 健康診断は、問診及び検査又は検診とし、検査又は検診は、次の部位及び項目について行うこととする。

- (1) 末梢血液中の血色素量、赤血球数及び白血球数
- (2) 末梢血液中の白血球像
- (3) 皮膚
- (4) 目(水晶体)

6 健康診断の結果は、これを総務課人事係が保存するものとし、その写しを、実施の都度主任者に送付するとともに、本人に交付しなければならない。

(放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対する措置)

第16条 学長は、放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対し、産業医及び主任者の意見に基づき、取扱時間の短縮、取扱の制限、管理区域への立入り禁止、保健指導等の措置を講ずるものとする。

(記帳)

第17条 管理責任者は、使用について記録する帳簿を備え、主任者及び従事者に記帳させなければならない。

2 帳簿に記載すべき項目は次の各号のとおりとする。

- (1) 放射線装置の種類及び規格
- (2) 放射線装置の使用対陰極又は管球の種類
- (3) 放射線装置の管球電圧及び電流
- (4) 放射線装置の撮影方法又は測定方法
- (5) 放射線装置の使用者の所属、職名及び氏名並びに使用月日、時間
- (6) 使用放射線測定用具名
- (7) その他放射線障害の防止に必要な事項

3 管理責任者は、前項の帳簿を年度ごとに閉鎖し、かつ、これを5年間保存しなければならない。

(異常の報告)

第18条 従事者等は、放射線装置に異常を認めた場合は、直ちに主任者に連絡しなければならない。

2 主任者は、当該放射線装置に異常を認め、その異常が放射線障害を発生するおそれがあると認めた場合は、直ちに適切な措置を講じ、その状況を管理責任者を通じて学長に報告しなければならない。

(危険時の措置)

第19条 地震、火災その他の災害が起こったことにより放射線障害が発生し又は発生するおそれのある事態を発見した者は、直ちに、その旨を主任者又は管理責任者に通報してその指示を受け、応急の措置を講じなければならない。

2 前項の通報を受けた者は、直ちに発見者に適切な指示を与えるとともに学長に報告しなければならない。

3 学長は、第1項の事態が発生したときは、再発防止のために必要な措置を講ずるとともに、遅滞なく、関係機関に届けなければならない。

(義務違反の措置)

第20条 管理責任者は、従事者等が法令及びこの内規に定める義務に違反したと認めた場合は、取扱いの制限、中止その他の必要な措置をとることができる。

2 管理責任者は、前項の措置をとったときは、その旨を学長に報告するものとする。

(報告)

第21条 学長は、次のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する措置を10日以内に、関係機関に報告しなければならない。

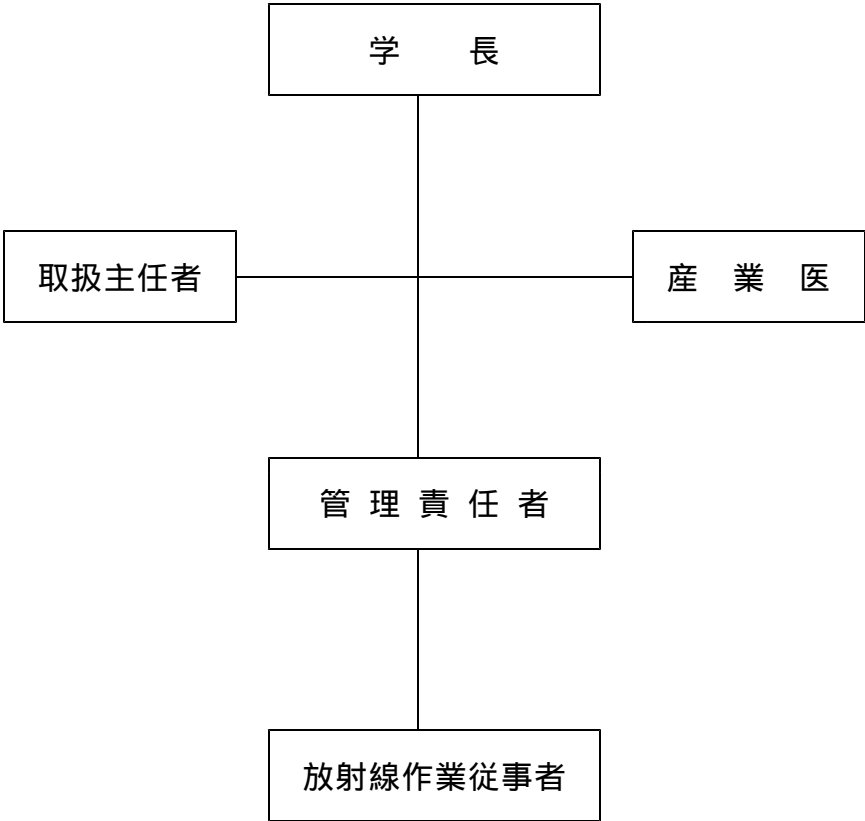
- (1) 放射線が異常に漏洩したとき。
- (2) 従事者について、実効線量限度又は等価線量限度を超え又は超えるおそれのある被ばくがあったとき。
- (3) 前2号の他、放射線障害が発生し又は発生するおそれがあるとき。

附 則

1 この内規は、平成16年4月1日から施行する。

2 東京芸術大学放射線障害予防内規(平成2年7月12日制定)は、廃止する。

別表



別紙様式

放射線業務従事者登録 新規 申請書
更新

(元号) 年 月 日

東京芸術大学長 殿

所 属 学部 科
職 名
氏 名 (印)
生年月日 (男・女)

東京芸術大学放射線障害予防内規第 8 条第 1 項の規定により放射線業務従事者として登録を申請します。

最近の健康診断の受診年月日 (血液検査を含む。)	(元号) 年 月 日
教育訓練の受講年月日	(元号) 年 月 日
放射線装置の取扱いの経験、年数 及びその内容	年 月
過去の被ばく歴(集積線量) (記録があれば写しを添付)	ミリレム
使用予定 設置名	管理責任者 氏名 (印)

○東京芸術大学毒物及び劇物取扱要項

〔平成16年4月1日〕
学 長 裁 定

改正 平成17年6月15日

（目的）

第1条 この要項は、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に準拠し、本学において保管、使用する毒物及び劇物について、保健衛生上の危害防止のために必要な管理を行うことを目的とする。

（毒物及び劇物の管理体制）

第2条 安全衛生管理者（東京芸術大学安全衛生管理規則第12条に規定する各課長及び事務長をいう。以下同じ。）は、当該部局における毒物及び劇物の受入、保管、使用、運搬、廃棄等の安全管理について、責任を負うものとする。

2 安全衛生管理者は、毒物及び劇物保管庫の鍵の保管について、責任をもって管理するものとする。

3 安全衛生管理者は、管理の万全を期すため、当該部局の所属職員の中から研究室等ごとに保管責任者及び使用責任者を命ずるものとする。

4 安全衛生管理者は、前項の保管責任者及び使用責任者を命じた場合は、毒物及び劇物の保管責任者等の命免簿（別紙様式1）を作成するものとする。

5 保管責任者は、安全衛生管理者の業務を補佐し、安全衛生管理者が不在の場合は、当該研究室等における安全衛生管理者の職務を代行する。

6 保管責任者は、当該研究室等における毒物及び劇物保管庫の鍵を保管する。

7 使用責任者は、毒物及び劇物の受払いの都度、受払簿（別紙様式2）に受払いの内容を記載し、保管及び使用状況を明らかにするものとする。また、保管している毒物及び劇物の数量について、定期的に受払簿と照合して確認するものとする。

8 使用責任者は、当該毒物及び劇物の使用中の安全管理に責任を負うものとする。

（毒物及び劇物の収納容器の保管方法）

第3条 毒物及び劇物を収納する容器は、当該毒物及び劇物の性質に適応し、かつ、破損、腐食等のしない材質のものを使用するように配慮するものとする。

2 毒物及び劇物の保管に際しては、次の事項について配慮するものとする。

（1）容器は、密縫して保管すること。

（2）容器の多段積み避けること。

（3）容器は、錠を備えた保管庫に保管すること。

（4）保管庫は、金属製ロッカー等により専用とし、一般薬品とは別の保管とすること。

（5）保管庫は、引き違い戸のものであること。なお、観音開きのものである場合は、震動により戸が開くのを防止するための止金を設けたものであること。

（6）保管庫は、容器の接触、転倒及び落下を防止するための措置が講じられたものであること。

（7）容器を収納した保管庫の戸は、必ず施錠しておくこと。

（8）研究室、実験室単位で保管庫の区分及び配列方法を考え、危険、火災防止等

のため、保管庫は建築物の壁・柱等に固定すること。

（保管庫及び容器の表示）

第4条 毒物及び劇物の保管庫及び容器には、外部から明確に識別できるよう「医薬用外」の文字を表示するとともに、毒物については赤地に白色をもって「毒物」の文字を、劇物については白地に赤色をもって「劇物」の文字を表示するものとする。

（使用上の留意事項）

第5条 使用する物質及び生成物の性状、特に発火性・爆発性のものについては、十分留意して取り扱うものとする。

2 危険な物質を使用するとき又は危険性の高い実験等を行うときは、予め次のような災害の防護手段を考え、万全の準備をして行うものとする。

（1）生成物が危険物質であると予想されるときは、予め少量で実験を行うこと。

（2）火災や爆発の恐れのあるときは、消火器等を用意すること。

（3）毒性のあるときは、ゴム手袋、防護マスク等を着用すること。

（4）爆発、火災の発生又は急性中毒の起こる可能性がある実験は、単独で行わないこと。

（緊急時の措置）

第6条 実験室において、危険物の取扱中に火災、地震等による災害の恐れを覚知した場合は、直ちに実験等を中止するとともに、次の措置を講じるものとする。

（1）使用中の火気の始末及び消火の確認

（2）使用中の危険物の保管庫等への収納

（3）混合発火する恐れのある危険物を取り扱っている場合は、これら危険物の混合を防止するための措置

（4）保管庫の鍵の確認

2 安全衛生管理者は、毒物及び劇物の盗難、紛失、その他不測の事態が生じた場合は、直ちに安全衛生管理責任者（東京芸術大学安全衛生管理規則第11条に規定する部局長）を経由して学長に届け出るものとする。

（毒物及び劇物の廃棄方法）

第7条 毒物及び劇物の廃棄については、毒物及び劇物取締法第15条の2及び施行令第40条によるものとする。

（雑則）

第8条 この要項に定めるもののほか、学生が作品制作等で使用する毒物及び劇物の取扱いに関する必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要項は、平成16年4月1日から実施する。

2 東京芸術大学劇物及び劇物取扱要項（平成10年12月17日学長裁定）は、廃止する。

附 則

この要項は、平成17年6月15日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

別紙様式 1

毒物及び劇物の保管責任者等の命免簿

東京芸術大学毒物及び劇物取扱要項第 2 条第 3 項により、保管責任者及び使用責任者となることを命じます。

部 局 名	
管理責任者(物品管理官)	
研 究 室 等 名	

区 分	命 免 年 月 日	保 管 責 任 者	命 免 年 月 日
命・免	年 月 日	印	印
命・免	年 月 日	印	印
命・免	年 月 日	印	印
命・免	年 月 日	印	印
命・免	年 月 日	印	印
命・免	年 月 日	印	印
命・免	年 月 日	印	印

(注) 保管責任者は使用責任者を兼ねることができる。

別紙様式 2

毒物・劇物受払簿

(品名)

(研究室等名)

(单位)

[illegible]

東京芸術大学毒物及び劇物取扱要項の一部を改正する要項 新旧対照表

新	旧
○東京芸術大学毒物及び劇物取扱要項 (略) (毒物及び劇物の管理体制) 第2条 安全衛生管理者(東京芸術大学安全衛生管理規則第12条に規定する各課長及び事務長をいう。以下同じ。)は、当該部局における毒物及び劇物の受入、保管、使用、運搬、廃棄等の安全管理について、責任を負うものとする。 (略) (緊急時の措置) 第6条 実験室において、危険物の取扱中に火災、地震等による災害の恐れを覚知した場合は、直ちに実験等を中止するとともに、次の措置を講じるものとする。 (1) 使用中の火気の始末及び消火の確認 (2) 使用中の危険物の保管庫等への収納 (3) 混合発火する恐れのある危険物を取り扱っている場合は、これら危険物の混合を防止するための措置 (4) 保管庫の鍵の確認 2 安全衛生管理者は、毒物及び劇物の盗難、紛失、その他不測の事態が生じた場合は、直ちに安全衛生管理責任者(東京芸術大学安全衛生管理規則第11条に規定する部局長)を経由して学長に届け出るものとする。 (略) <u>附 則</u> <u>この要項は、平成17年6月15日から施行し、平成17年4月1日から適用する。</u>	○東京芸術大学毒物及び劇物取扱要項 (略) (毒物及び劇物の管理体制) 第2条 安全衛生管理者(東京芸術大学安全衛生管理規則第11条に規定する各課長及び事務長をいう。以下同じ。)は、当該部局における毒物及び劇物の受入、保管、使用、運搬、廃棄等の安全管理について、責任を負うものとする。 (略) (緊急時の措置) 第6条 実験室において、危険物の取扱中に火災、地震等による災害の恐れを覚知した場合は、直ちに実験等を中止するとともに、次の措置を講じるものとする。 (1) 使用中の火気の始末及び消火の確認 (2) 使用中の危険物の保管庫等への収納 (3) 混合発火する恐れのある危険物を取り扱っている場合は、これら危険物の混合を防止するための措置 (4) 保管庫の鍵の確認 2 安全衛生管理者は、毒物及び劇物の盗難、紛失、その他不測の事態が生じた場合は、直ちに安全衛生管理責任者(東京芸術大学安全衛生管理規則第10条に規定する部局長)を経由して学長に届け出るものとする。 (略)

○労働安全衛生に関する資格取得に関する要項

〔平成17年4月1日
学 長 裁 定〕

第1 学長は、必要に応じて、有害作業場における作業責任者の業務等に関する要項（平成17年4月1日学長裁定。以下「作業責任者に関する要項」という。）で定める資格のほか、衛生管理者その他労働安全衛生に関する資格の取得を職員に命ずることができる。

第2 前項の資格取得については、作業責任者に関する要項第5項第2号の規定に準じて取り扱うものとする。

附 則

この要項は、平成17年4月1日から施行する。

労働安全衛生関係の資格取得者数

資格名	平成 1 6 年度	平成 1 7 年度
作業環境測定士	1	
第 2 種 衛生 管理者	1 8	1
第 1 種 衛生 管理者		1 2
ガス溶接作業主任者免許	1	
エックス線作業主任者免許	1	
第 1 種 圧力 容器 取扱 作業 主任 者 技能 講習	2	
フォークリフト運転技能講習	7	1
木材加工用機械作業主任者技能講習		5
ガス溶接技能講習		2
有機溶剤作業主任者技能講習		2
玉掛技能講習	2 1	3
鉛作業主任者技能講習		3
特定化学物質等作業主任者技能講習		1
乾燥設備作業主任者技能講習		2
ボイラー取扱技能講習		1
クレーン運転特別教育	2 1	
計	7 2	3 3

安全・安心な教育研究環境の確保のための整備

平成 1 7 年度

国立大学法人 東京芸術大学 施設課

- 目 次 -

安全・安心な教育研究環境確保のための整備

1. 安全・安心なキャンパスの教育環境改善に向けて - P -
2. キャンパスの安全確保等に関する具体的方策 - P -
3. キャンパスの環境改善に関する具体的方策 - P -
4. キャンパスの安全確保等に係るデータベース
 - (1) 耐震診断・耐震改修(耐震化推進状況) - P -
 - ・建築物の耐震改修
 - ・耐震診断・耐震改修の流れ
 - ・耐震診断結果による緊急度の判定(緊急度ランク判定図)
 - ・建築物の分布状況
 - ・建築物の種別について
 - ・建築物の経過年数について
 - ・耐震化推進状況
 - ・耐震化推進状況図
 - ・建物面積表
 - (2) 吹付けアスベスト対策 - P -
 - ・対象建物の配置
 - ・対象面積数量表
 - (3) 外構・工作物等の老朽危険度 調査中 H19年度完了
 - ・現状配置図
 - (4) 防犯対策 調査中 H18年度完了
 - ・外灯の設置状況
 - (5) 防災対策 - P -
 - ・危険物施設の配置状況
 - ・消防水利の配置状況
5. キャンパスの環境改善等に係るデータベース
 - (1) 屋外環境整備 調査中 H19年度完了
 - (2) トイレの環境改善 調査中 H18年度完了
 - (3) 屋上防水等の老朽改善 調査中
 - (4) 基幹設備の老朽改善 調査中
 - ・電気設備
 - ・機械設備
 - (5) 労働安全衛生法に係る環境改善 調査中 H20年度完了

安全・安心な教育研究環境の確保のための整備

1. 安全・安心なキャンパスの教育研究環境改善に向けて

国立大学施設の効果的・効率的な管理と戦略的活用を図るために「施設マネジメント」は極めて重要である。施設マネジメントにおいては、3つの視点（クオリティマネジメント、スペースマネジメント、コストマネジメント）を主に取り組むことが重要である。

昨今、学生・教職員に対して、「安全・安心な教育研究環境の確保」が求められていることから、本学のクオリティマネジメント（施設の質の管理）への取り組みをまとめることとした。

なお、「安全で快適なキャンパス」「キャンパスの教育研究環境改善」をキーワードとし、安全・安心なキャンパスの教育研究環境の改善を推進する。

* クオリティマネジメントとは

施設利用の要望に配慮しつつ、安全及び教育研究等の活動を支援する機能を確保し、施設の質の向上を図ること。

実施手順等

施設・設備等の現状調査を実施する。
報告書等の作成（ハザードマップ等）
年度毎に重要テーマをまとめる。
役員会等への報告
改善年次計画書の作成
改善事業の計画的実施

今年度の実施予定

2. キャンパスの安全確保等に関する具体的方策

学生・教職員及び美術館等の施設見学者等の安全性確保の一貫として、想定される災害等に対する施設・設備等の危険度を一目でわかる様に危険予測区域等を地図化する。（ハザードマップの作成）
安全・安心な教育環境を確保するために、日常の維持管理等の取り組みを行うとともに、優先順位を付けて年次計画を立て計画的に学内経費等を充当し整備する。
また、公表可能な資料については関係者に提示し、災害等の危険回避資料として活用することも検討する。

想定される災害

人的災害

- ・ 老朽施設の放置
- ・ 老朽設備の放置
- ・ 危険物の放置
- ・ 盗難
- ・ 交通事故

自然災害

- ・ 地震
- ・ 水害
- ・ 火災
- ・ 台風
- ・ 落雷

生態的災害

- ・ 大気汚染
- ・ 水質汚染
- ・ 環境汚染



災害防止のためのデータベースの構築 （災害を防止し、より良いキャンパスへ）

- ・ 耐震化推進状況
- ・ 防災対策(危険物施設)
- ・ 防犯対策(外灯)
- ・ 外溝・工作物等の老朽危険度
- ・ 工作物（よう壁、囲障等）
- ・ 吹付けアスベスト



災害等回避の方策検討 （マニュアル作成等）

3. キャンパスの環境改善に関する具体的方策

学生・教職員のために良好な教育研究環境を確保し、また、的確で効果的な予防保全に取り組むを行うために、老朽施設・設備等の現状調査を実施し、調査結果を改善計画書としてまとめる。
安全・安心な教育環境を確保するために、日常の維持管理等の適切な実施を行うとともに優先順位を付けて年次計画を立て計画的に学内経費等を充当し整備する。

想定される事項

建築全般

- ・外構及び工作物等の老朽危険部位の改善
- ・トイレの環境改善
- ・屋上防水の危険改善

設備全般

- ・基幹設備等の老朽設備等の改善
(上下水道基幹配管、都市ガス基幹配管、揚水設備、揚水設備、空調設備、受変電設備等)



環境改善のためのデータベースの構築

- ・屋外環境整備
- ・トイレの環境改善
- ・屋上防水の老朽改善
- ・基幹設備の老朽改善
- ・労働安全衛生法対策



改善事業の実現
(年次改善計画書作成等)

4. キャンパスの安全確保等に係るデータベース

(1) 耐震診断・耐震改修(耐震化推進状況)

建築物の耐震改修

阪神淡路大震災(平成7年)では、昭和56年以前に建築された建築物の被害が顕著であった。このため、現行の「新耐震基準施行(昭和56年施行)」に適合しない建築物の地震に対する安全向上を図るため「耐震改修促進法(平成7年)」が施行された。

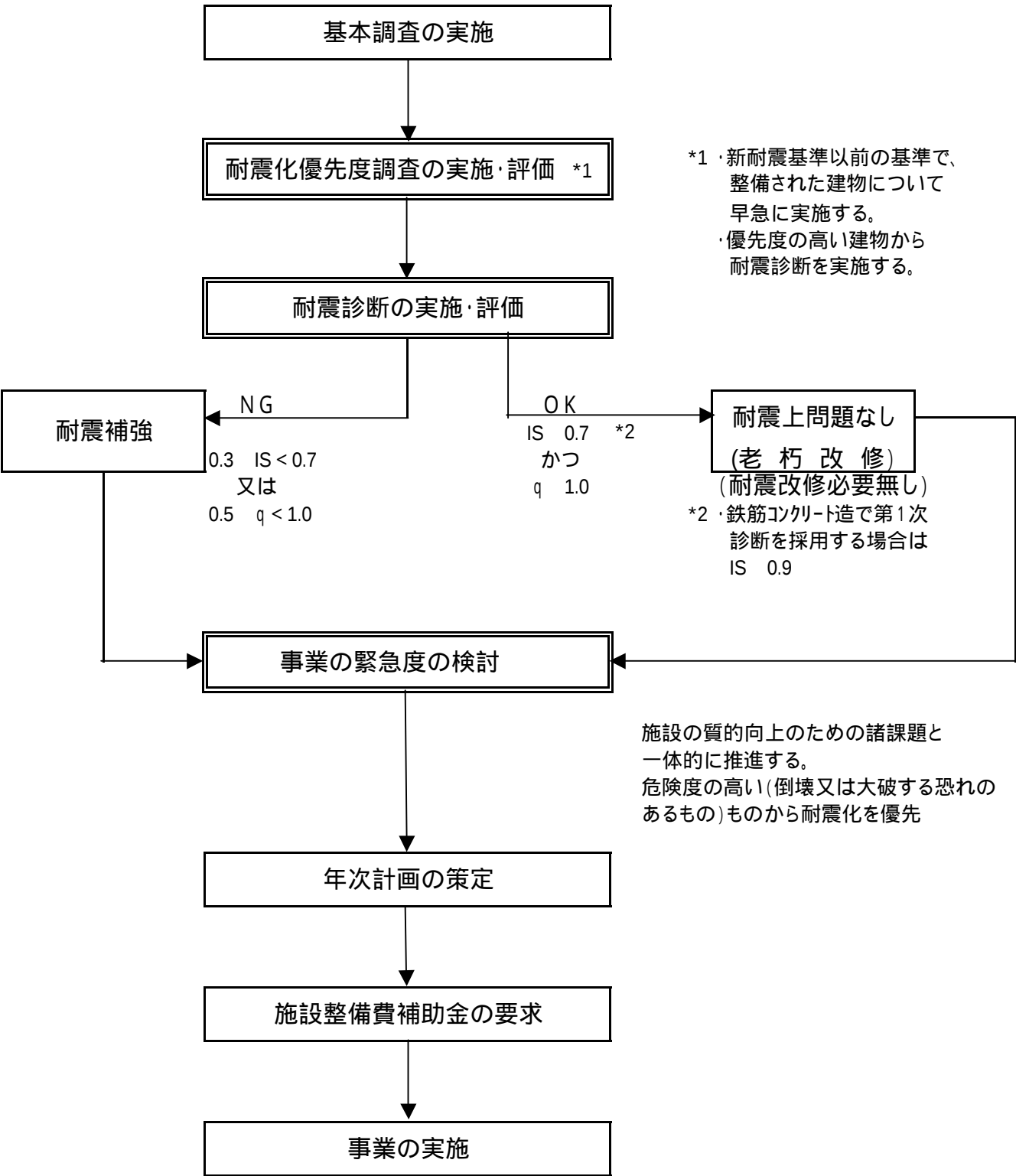
この法律では、多数の者が利用する特定建築物の所有者は、耐震診断を行い耐震改修を行うよう努めることが求められている。

- * 特定建築物とは、次の要件を満たすもの。(例:学校、病院、事務所等)
 - 多数の者が利用する用途で、階数が3以上かつ1,000㎡以上の建築物
 - 現行の耐震関係規定に適合しない建築物

このことから、新耐震基準施行(昭和56年施行)以前に建築された建築物については、耐震診断及び耐震補強等その他の耐震化に係る施策を推進する必要がある。

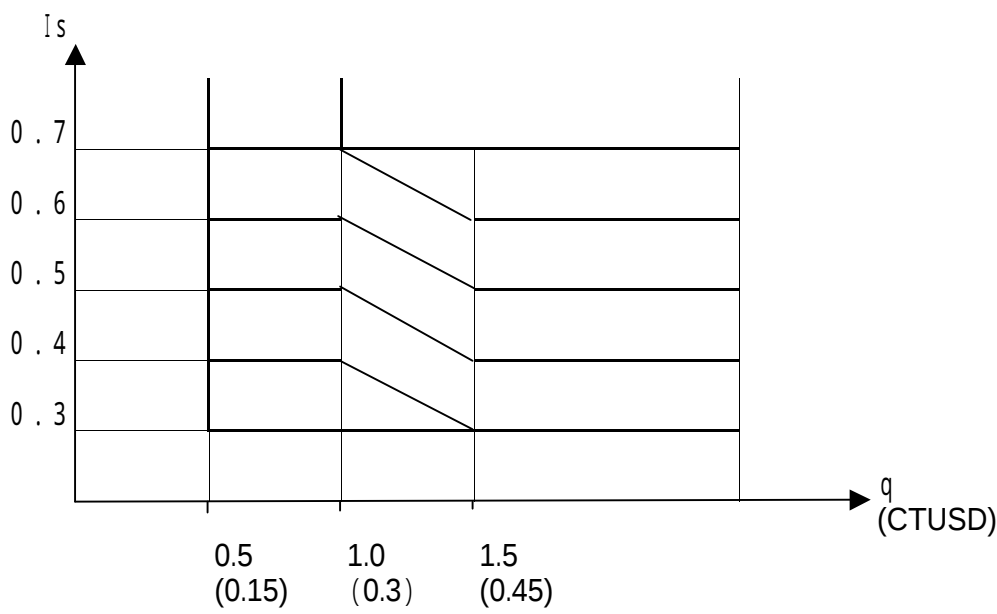
なお、建物だけではなく周辺の電気、給排水設備等の老朽化や容量不足による研究・制作活動等の進展への影響や劣化に伴う安全性の問題等、施設の抱える諸問題と一体的に整備することにより施設の質的向上を図り、安全安心な環境を確保する。

耐震診断・耐震改修の流れ



耐震診断結果による緊急度の判定(緊急度ランク判定図)

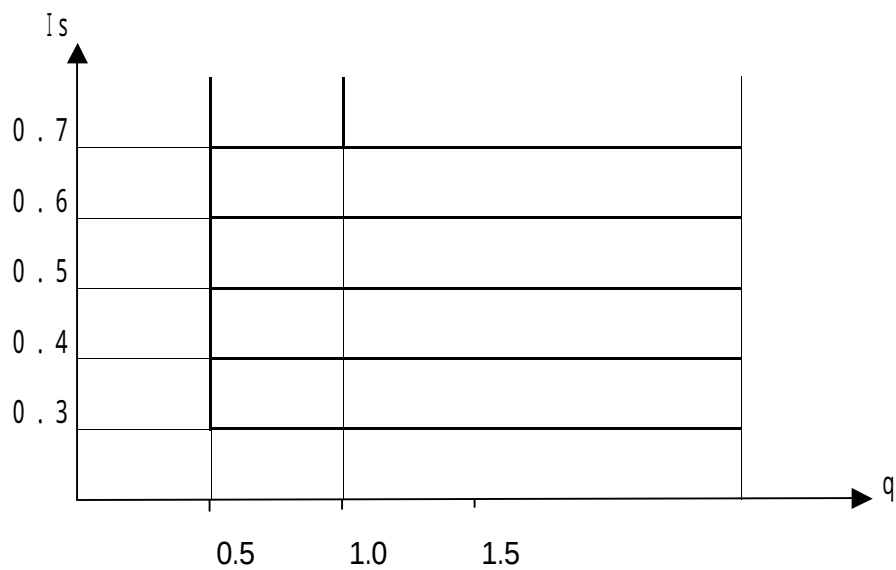
鉄筋コンクリート造校舎



I_s	建物の粘り強さに建物形状や経年等を考慮して算定した構造耐震指標
q 又は	保有水平耐力に係る指標
CTUSD	

緊急度ランク	
無	
低	
↑	
↓	
	高

鉄骨造屋内運動場



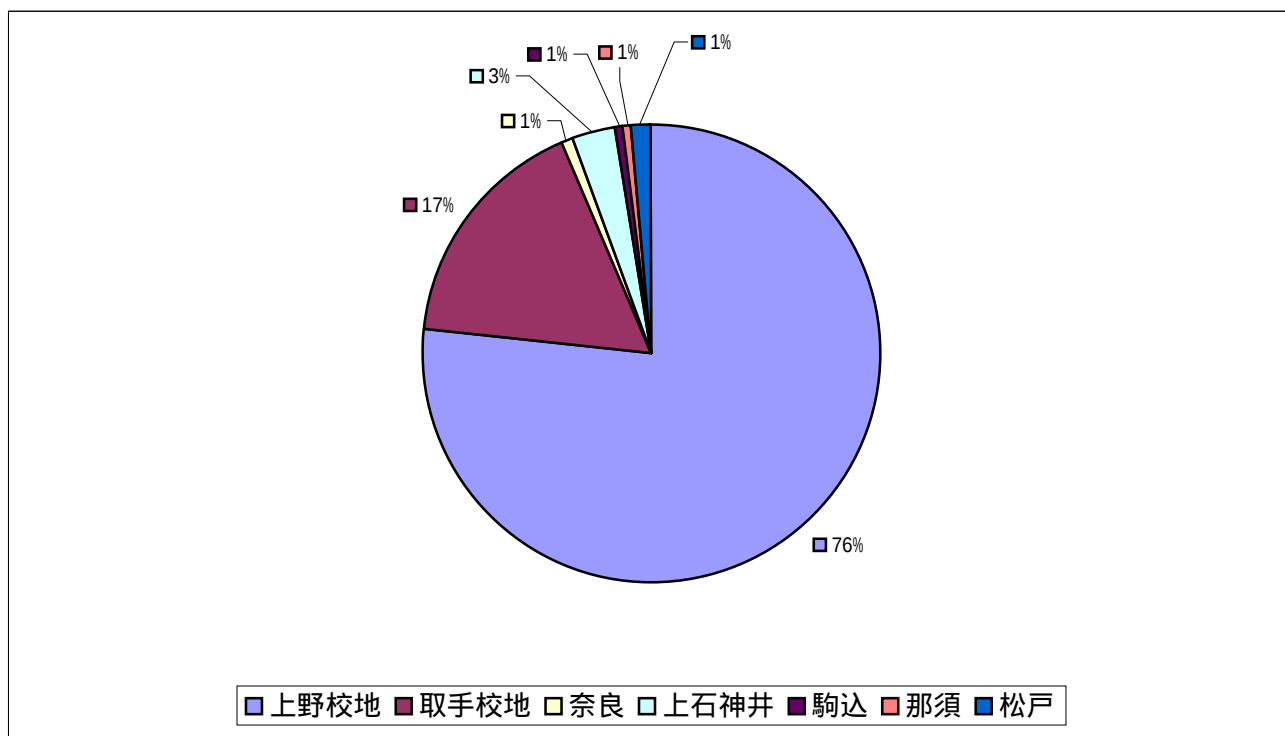
I_s 建物の粘り強さに建物形状や経年等を考慮して算定した構造耐震指標
 q 保有水平耐力に係る指標

緊急度ランク
無
低
↑
↓
高

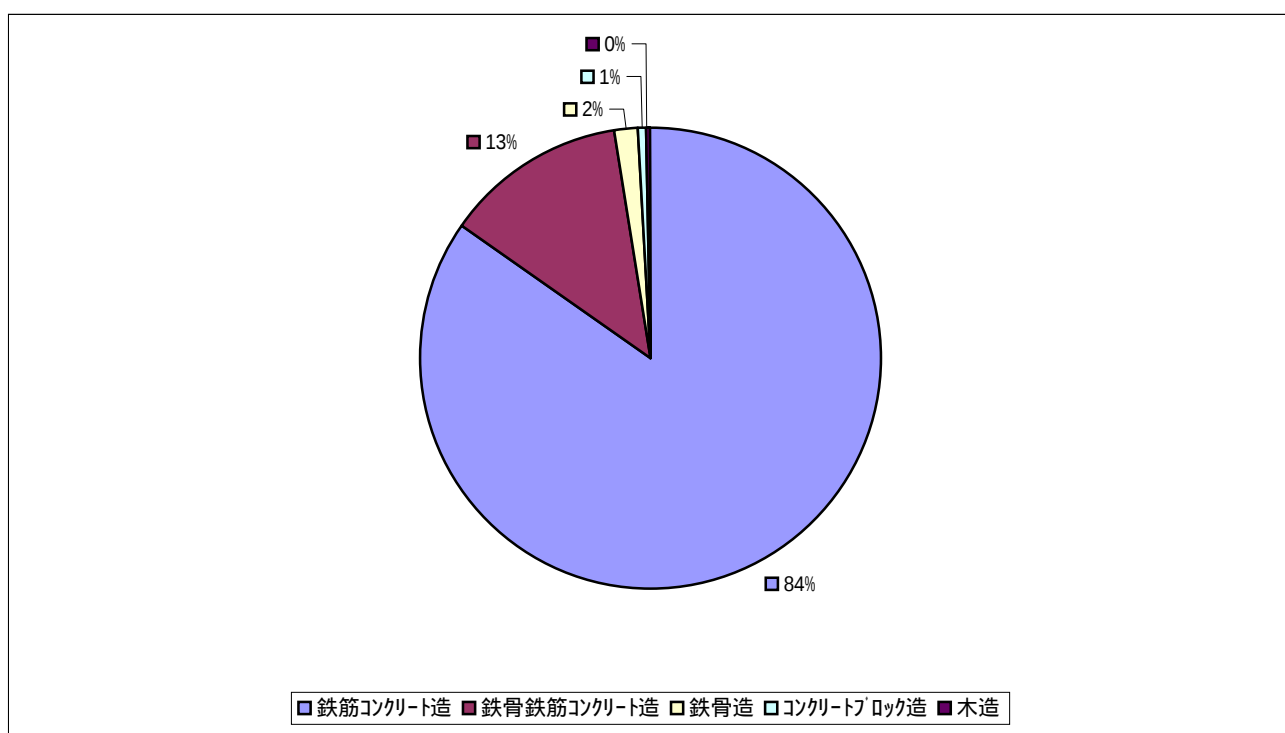
東京芸術大学は、前身である東京美術学校、東京音楽学校の創立以来、約120年の歴史がある大学であり、建築物については昭和初期の建物が保存建物として若干残っている。

また、同一キャンパス内に美術館、奏楽堂等他の国立大学法人には見られない建物を有している。

【建築物の分布状況】

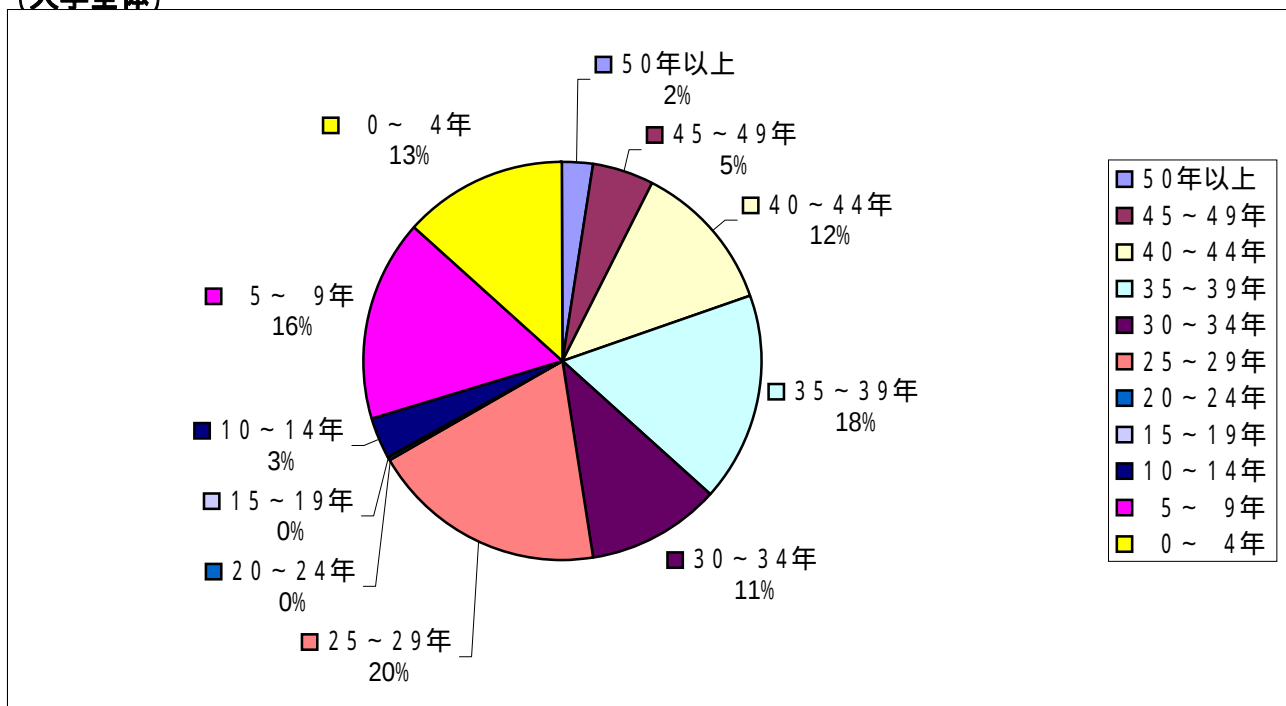


【建築物の種別について】

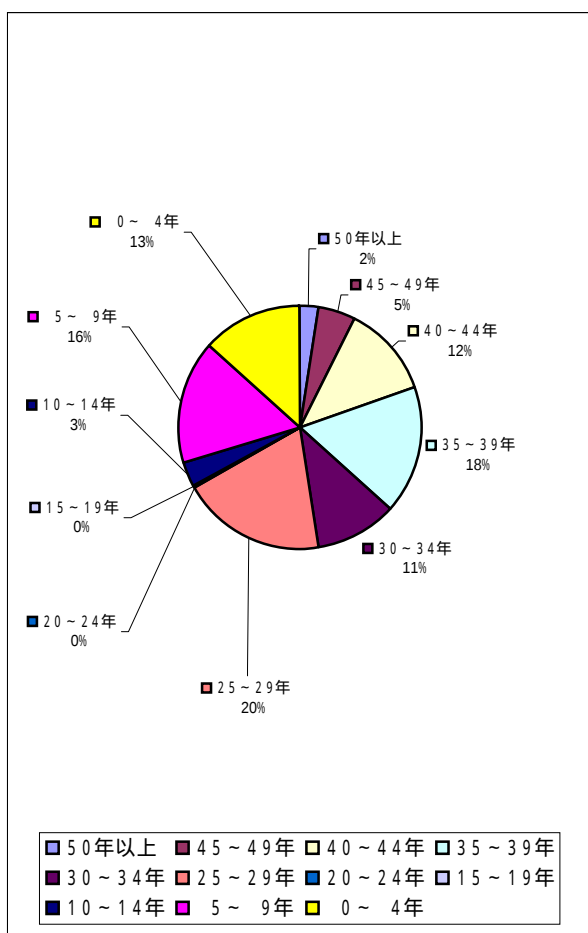


【建築物の経過年数について】

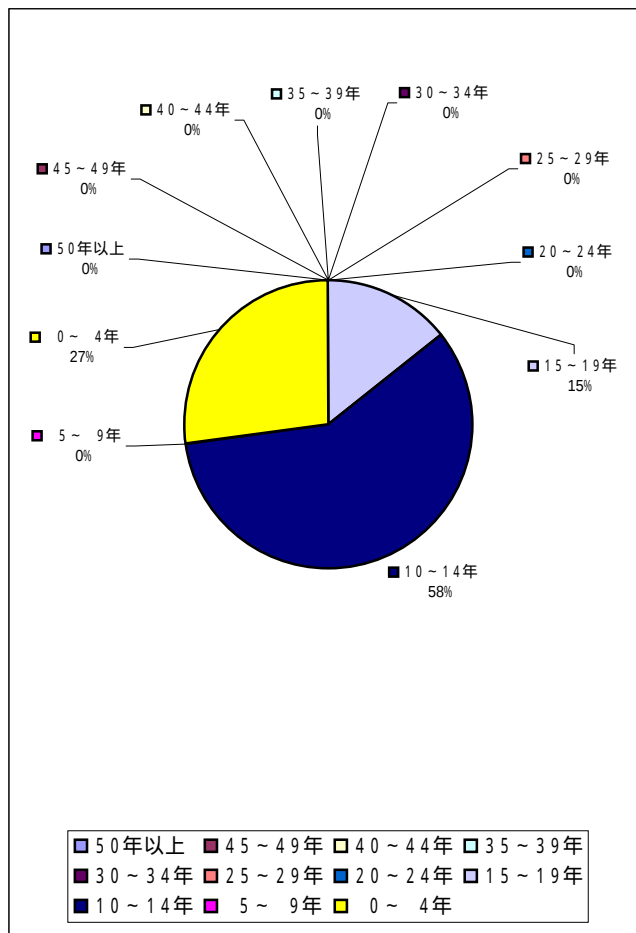
(大学全体)



(上野校地)



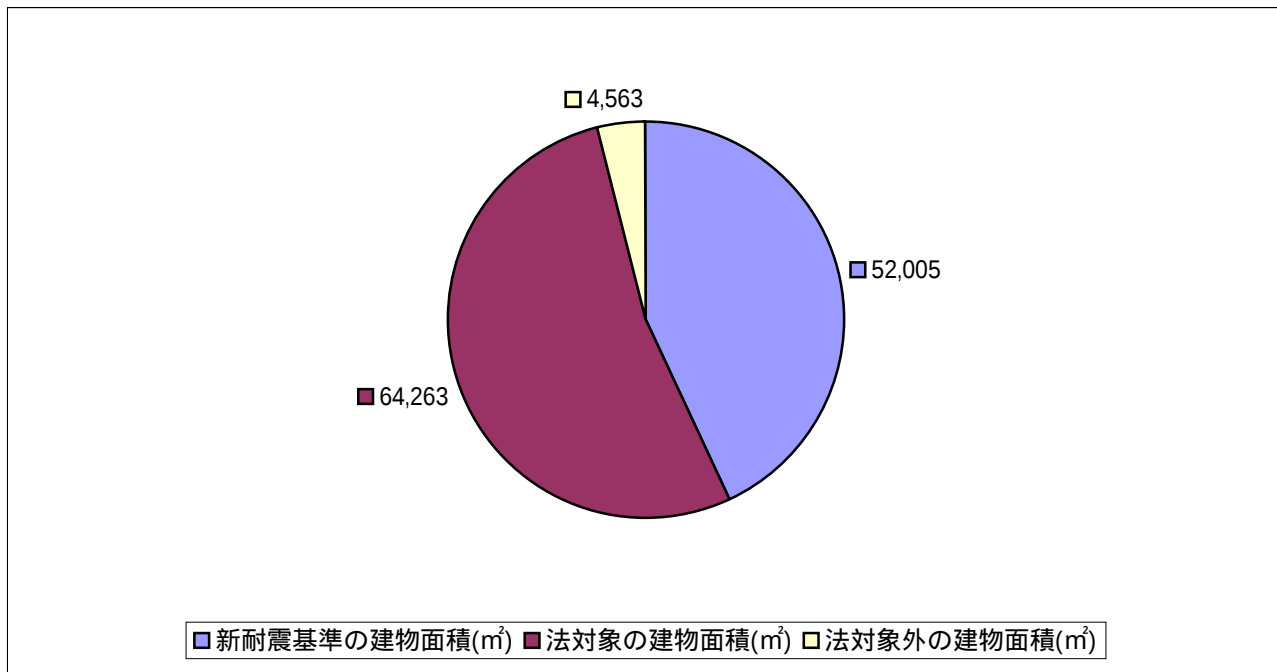
(取手校地)



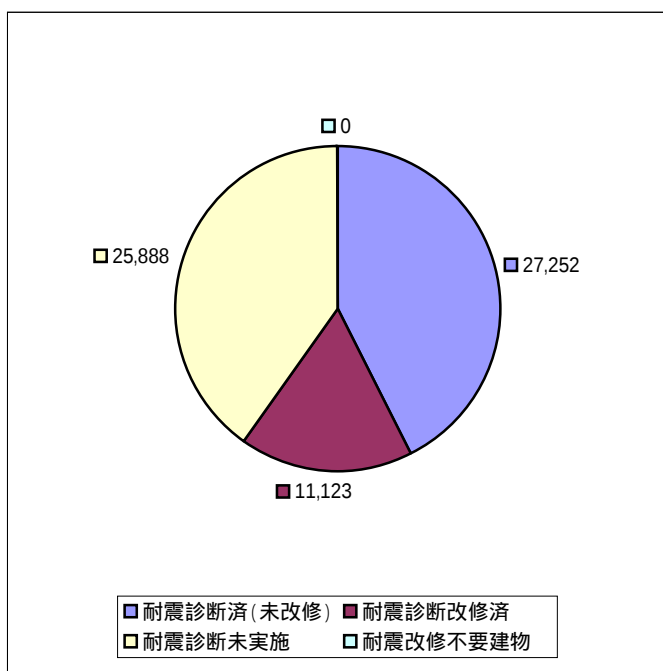
* 建築年にて計算している。(改修年は考慮していない。)

【耐震化推進状況】

(大学全体の建物面積)



* 昭和56年以前の法対象建物は、上野校地及び上石神井の一部の建物が対象となる。
その他の団地については、昭和57年以降新耐震基準により設計されている建物と昭和56年以前の法対象外建物は対象外となる。

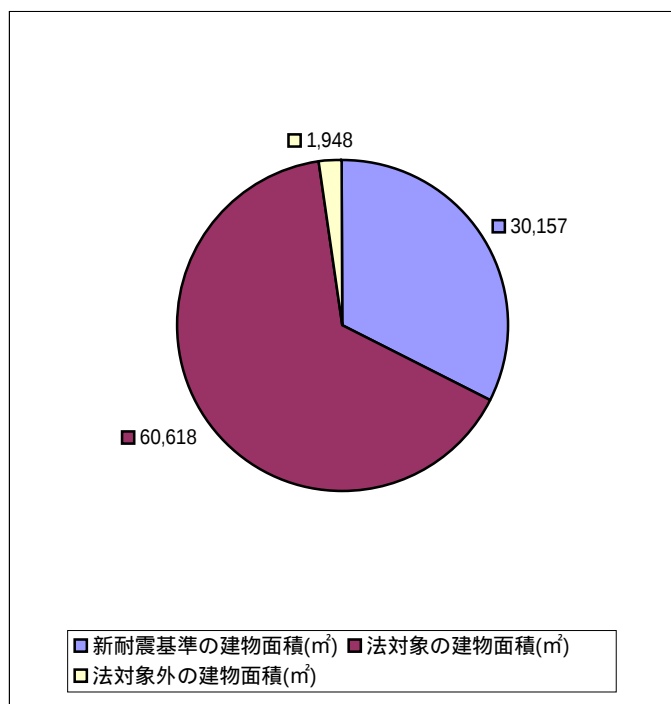


【大学全体の法対象の建物】

	大学全体	割合 (%)
耐震診断済(未改修)	27,252	43%
耐震診断改修済	11,123	17%
耐震診断未実施	25,888	40%
耐震改修不要建物	0	0%
計	64,263	100%

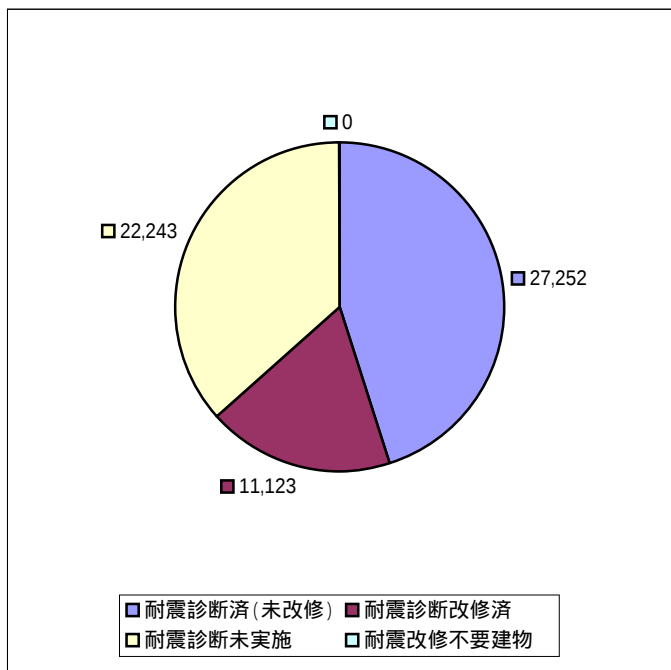
* 耐震改修は対象建物面積の83%が未実施

〔上野校地〕



〔建物面積〕

	上野校地	割合 (%)
新耐震基準の建物面積(m ²)	30,157	33%
法対象の建物面積(m ²)	60,618	65%
法対象外の建物面積(m ²)	1,948	2%
建物面積合計 (m ²)	92,723	100%

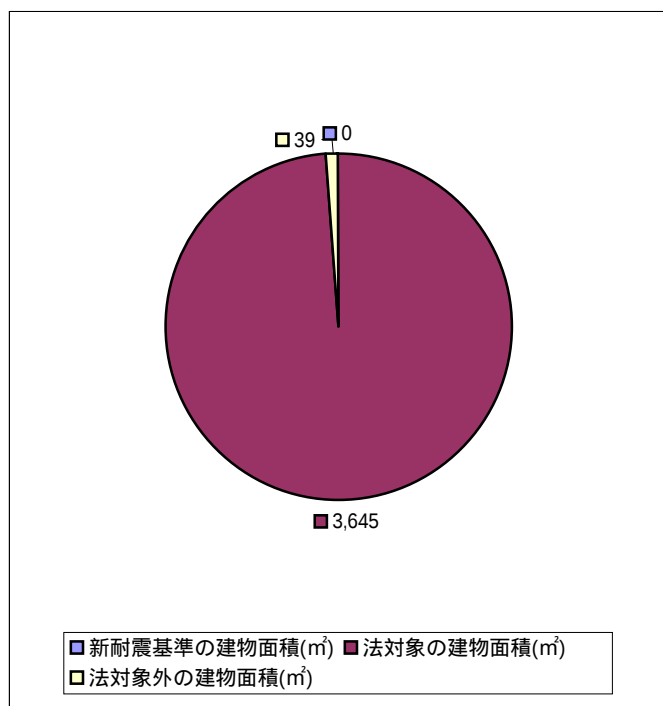


〔法対象の建物〕

	上野校地	割合 (%)
耐震診断済 (未改修)	27,252	45%
耐震診断改修済	11,123	18%
耐震診断未実施	22,243	37%
耐震改修不要建物	0	0%
計	60,618	100%

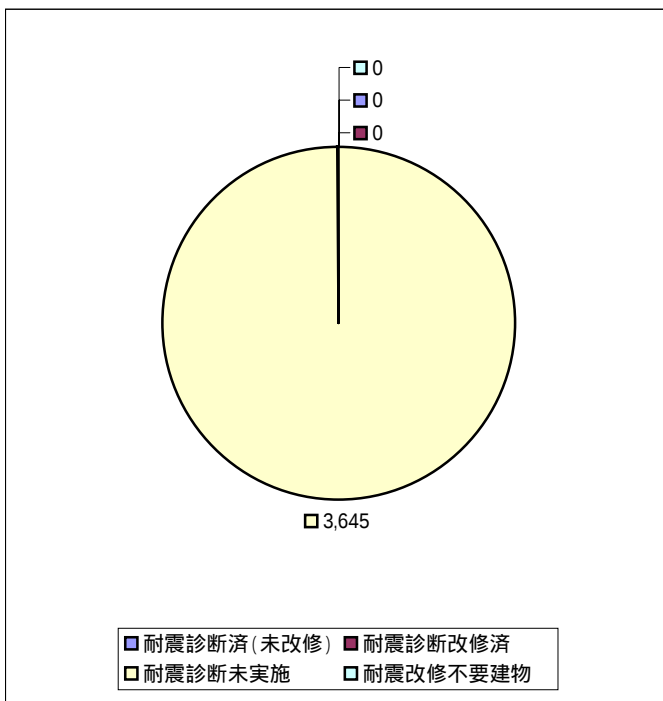
* 耐震改修は対象建物面積の 82% が未実施

〔上石神井〕



〔建物面積〕

	上石神井	割合 (%)
新耐震基準の建物面積(m ²)	0	0%
法対象の建物面積(m ²)	3,645	99%
法対象外の建物面積(m ²)	39	1%
建物面積合計 (m ²)	3,684	100%



〔法対象の建物〕

	上石神井	割合 (%)
耐震診断済(未改修)	0	0%
耐震診断改修済	0	0%
耐震診断未実施	3,645	100%
耐震改修不要建物	0	0%
計	3,645	100%

* 耐震改修は対象建物面積の100%が未実施

耐震化推進状況図

(033) 陳列館 昭5 R2 430㎡ (055) 第2守衛所 昭52 W1 33㎡ (059) 変電所 昭31 B1 昭42 R1 77㎡
(034) 正木記念館 昭10 R2 474㎡ (056) 赤レンガ1号館 明13 B2 186㎡ (066) 廃棄物集積所 平11 R1 29㎡
(053) 不忍荘 昭49,54 W2 209㎡ (057) 赤レンガ2号館 明19 B2 372㎡ (071) 共用棟 昭54 R4-1 1,170㎡
(054) 車庫 昭55 R1 125㎡ (058) 車庫 昭34 S1 42㎡

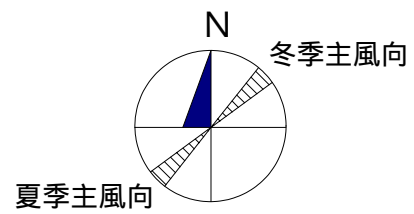
凡例

建築年区分表		内 容	記 号	
昭和57年以降		新 耐 震 基 準 の 建 物 (現 行 の 耐 震 基 準 に 適 合)		
	昭和56年以前	法対象建物 3階建て以下かつ1000㎡以上	未診断建物	
			耐震診断済み建物(耐震未改修)	
			耐震改修済み建物	
耐震診断の結果耐震性が有り 耐震改修不要				
昭和56年以前	法対象外建物	耐震・耐震改修をする 予定がない小規模建物等		
		未診断建物		
		耐震診断済み建物(耐震未改修)		
		耐震改修済み建物		
		耐震診断の結果耐震性が有り 耐震改修不要		



団地番号	団地名	所 在 地	学校番号	学 校 名	作成年度
001	上 野	東京都台東区上野公園12-8	0184	東 京 芸 術 大 学	平成15年度

耐震化推進状況図

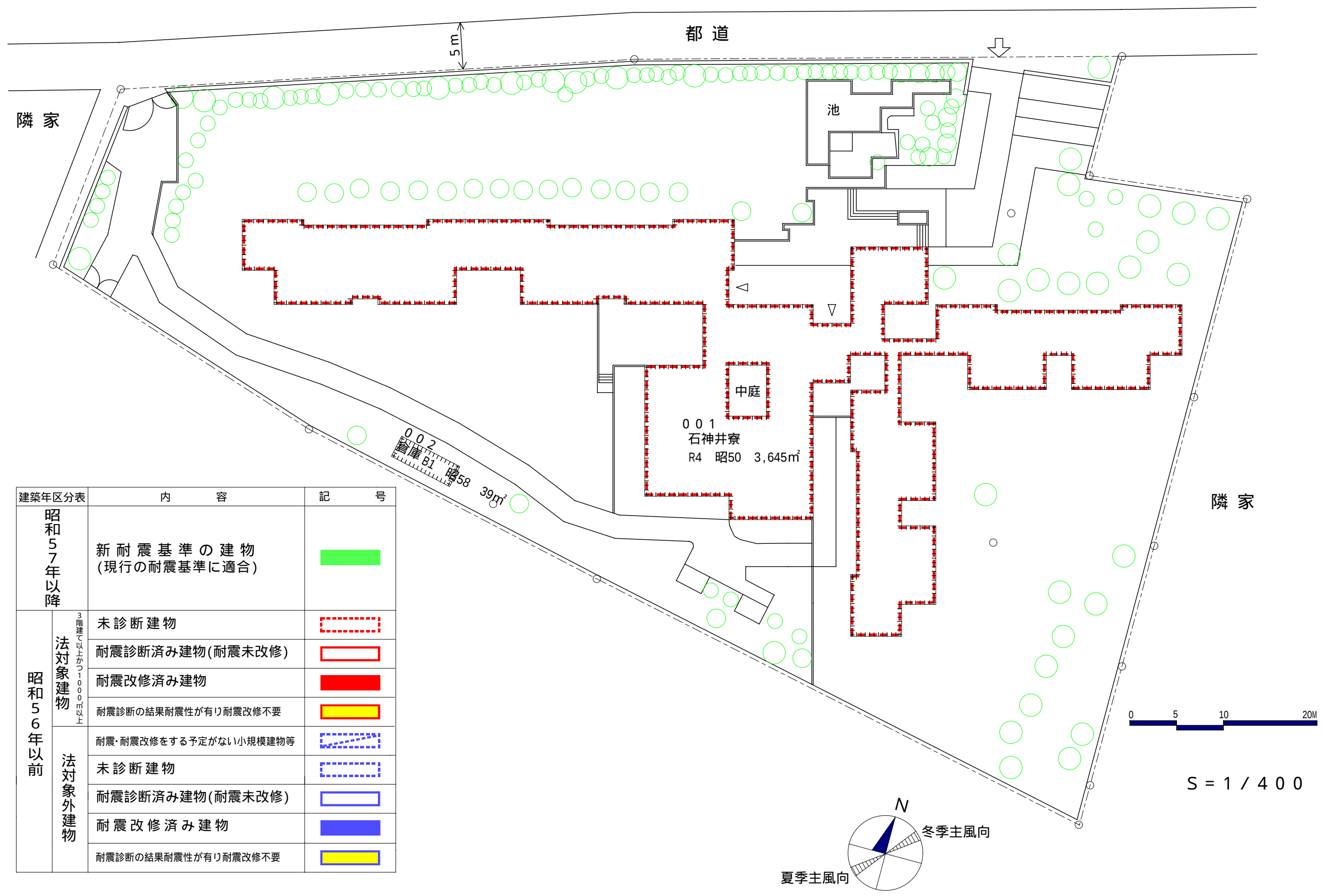


建築年区分表		内 容	記 号
昭和56年以前	法対象建物 3階建て以上かつ1000㎡以上	新耐震基準の建物 (現行の耐震基準に適合)	
		未診断建物	
		耐震診断済み建物(耐震未改修)	
		耐震改修済み建物	
		耐震診断の結果耐震性があり耐震改修不要	
	法対象外建物	耐震・耐震改修をする予定がない小規模建物等	
		未診断建物	
		耐震診断済み建物(耐震未改修)	
		耐震改修済み建物	
		耐震診断の結果耐震性があり耐震改修不要	



団地番号	団地名	所 在 地	学校番号	学 校 名	作成年度
002	奈 良	奈良県奈良市登大路6	0184	東 京 芸 術 大 学	平成15年度

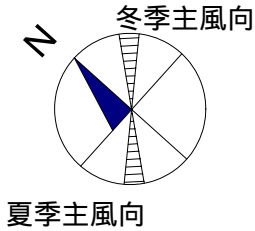
耐震化推進状況図



建築年区分表		内 容	記 号
昭和56年以前	法対象建物	新耐震基準の建物 (現行の耐震基準に適合)	
		未診断建物	
		耐震診断済み建物(耐震未改修)	
		耐震改修済み建物	
	法対象外建物	耐震診断の結果耐震性が有り耐震改修不要	
		耐震・耐震改修をする予定がない小規模建物等	
		未診断建物	
		耐震診断済み建物(耐震未改修)	
		耐震改修済み建物	
		耐震診断の結果耐震性が有り耐震改修不要	

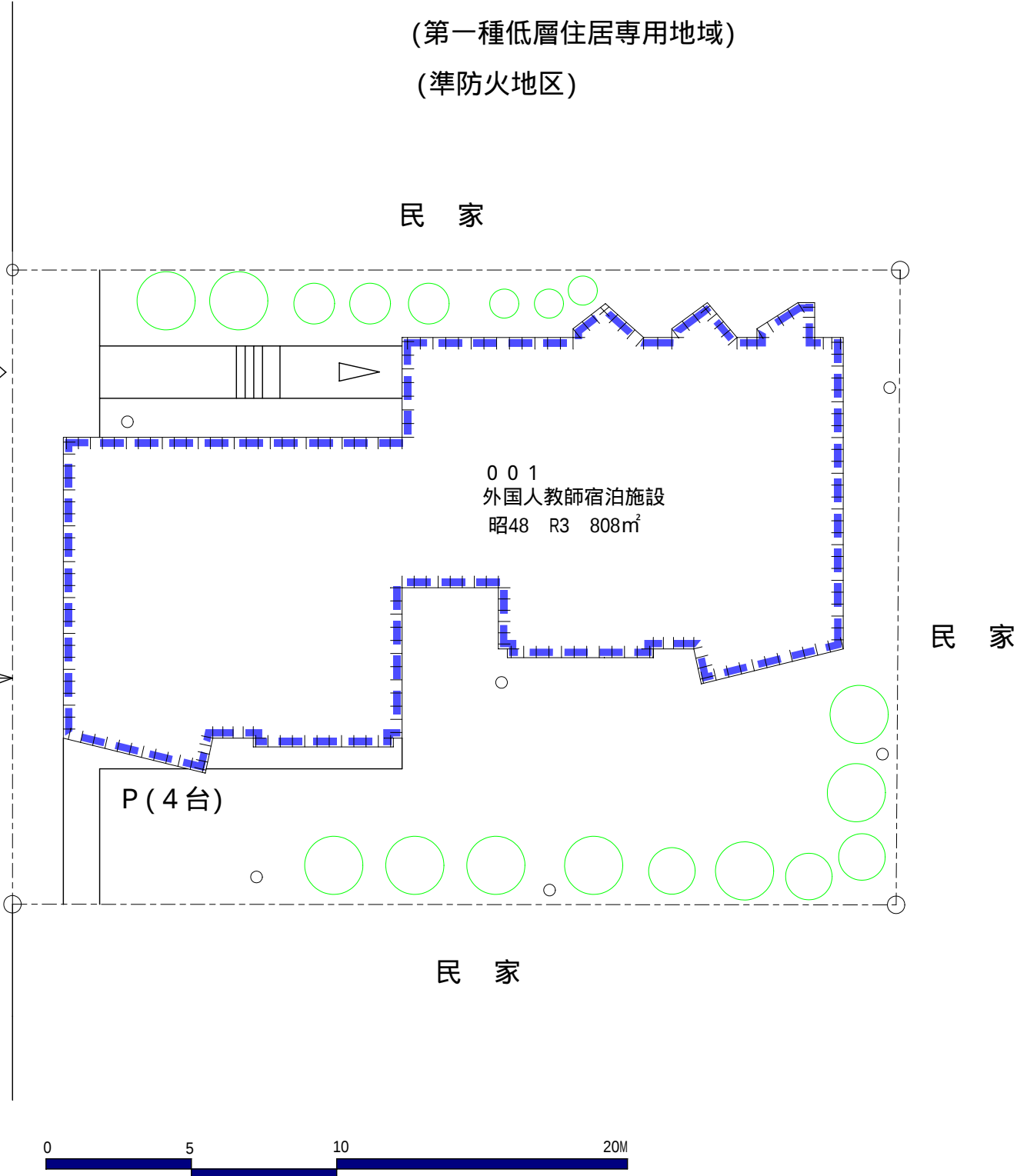
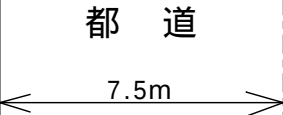
団地番号	団地名	所 在 地	学校番号	学 校 名	作成年度
003	上石神井	東京都練馬区上石神井3-2-26	0184	東京芸術大学	平成15年度

耐震化推進状況図



建築年区分表		内 容	記 号
昭和57年以降	法対象建物	新耐震基準の建物 (現行の耐震基準に適合)	
		未診断建物	
		耐震診断済み建物(耐震未改修)	
		耐震改修済み建物	
昭和56年以前	法対象外建物	耐震診断の結果耐震性が有り耐震改修不要	
		耐震・耐震改修をする予定がない小規模建物等	
		未診断建物	
		耐震診断済み建物(耐震未改修)	
		耐震改修済み建物	
		耐震診断の結果耐震性が有り耐震改修不要	

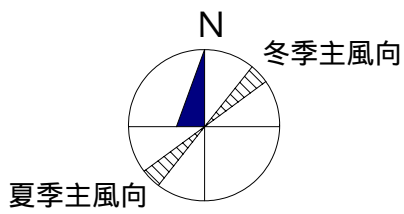
民 家



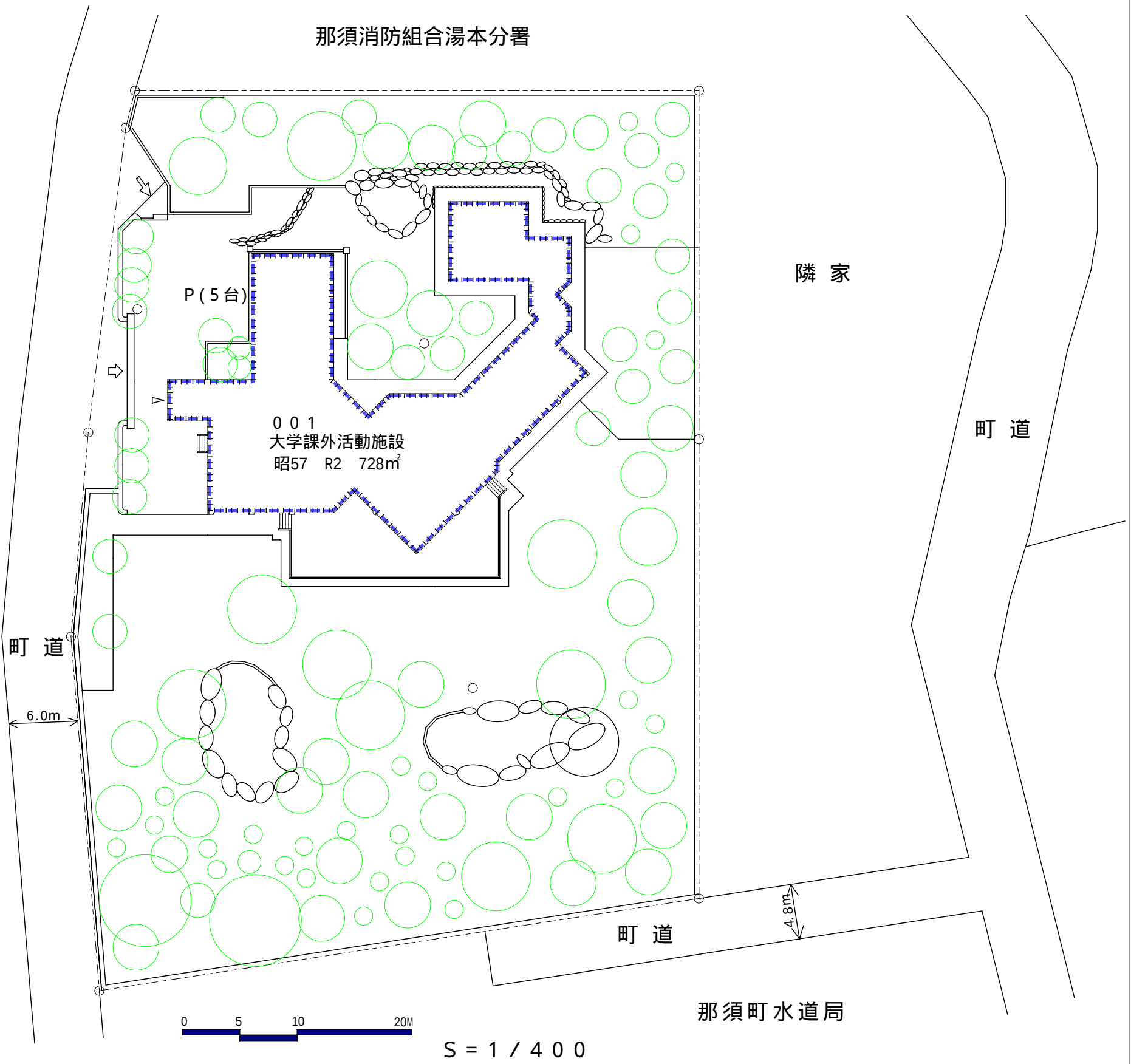
S = 1 / 200

団地番号	団地名	所 在 地	学校番号	学 校 名	作成年度
005	駒 込	東京都文京区本駒込6-5-12	0184	東 京 芸 術 大 学	平成15年度

耐震化推進状況図

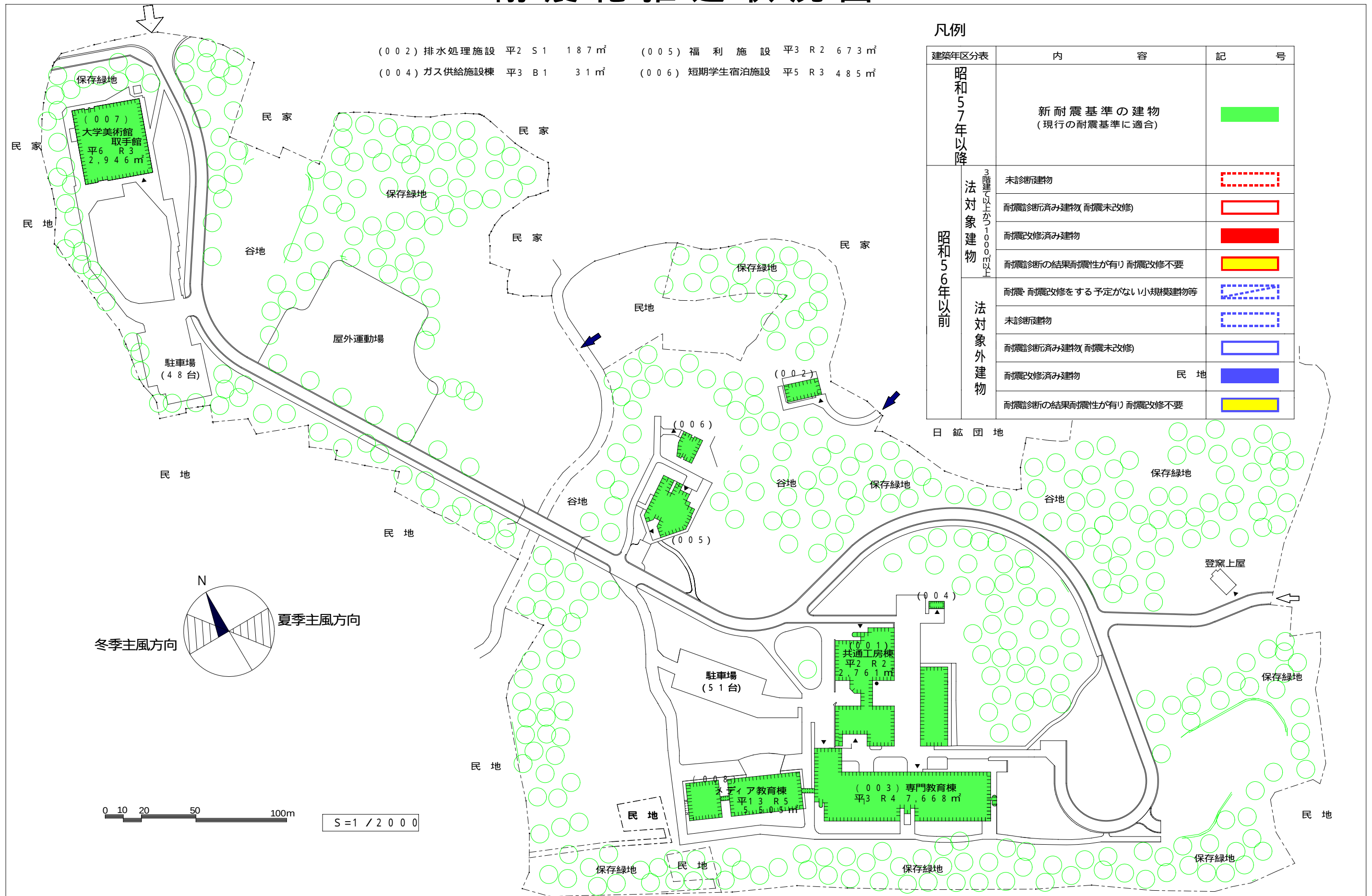


建築年区分表		内 容	記 号
昭和57年以降	法対象建物	新耐震基準の建物 (現行の耐震基準に適合)	
		未診断建物	
		耐震診断済み建物(耐震未改修)	
		耐震改修済み建物	
		耐震診断の結果耐震性が有り耐震改修不要	
	法対象外建物	耐震・耐震改修をする予定がない小規模建物等	
		未診断建物	
		耐震診断済み建物(耐震未改修)	
		耐震改修済み建物	
		耐震診断の結果耐震性が有り耐震改修不要	



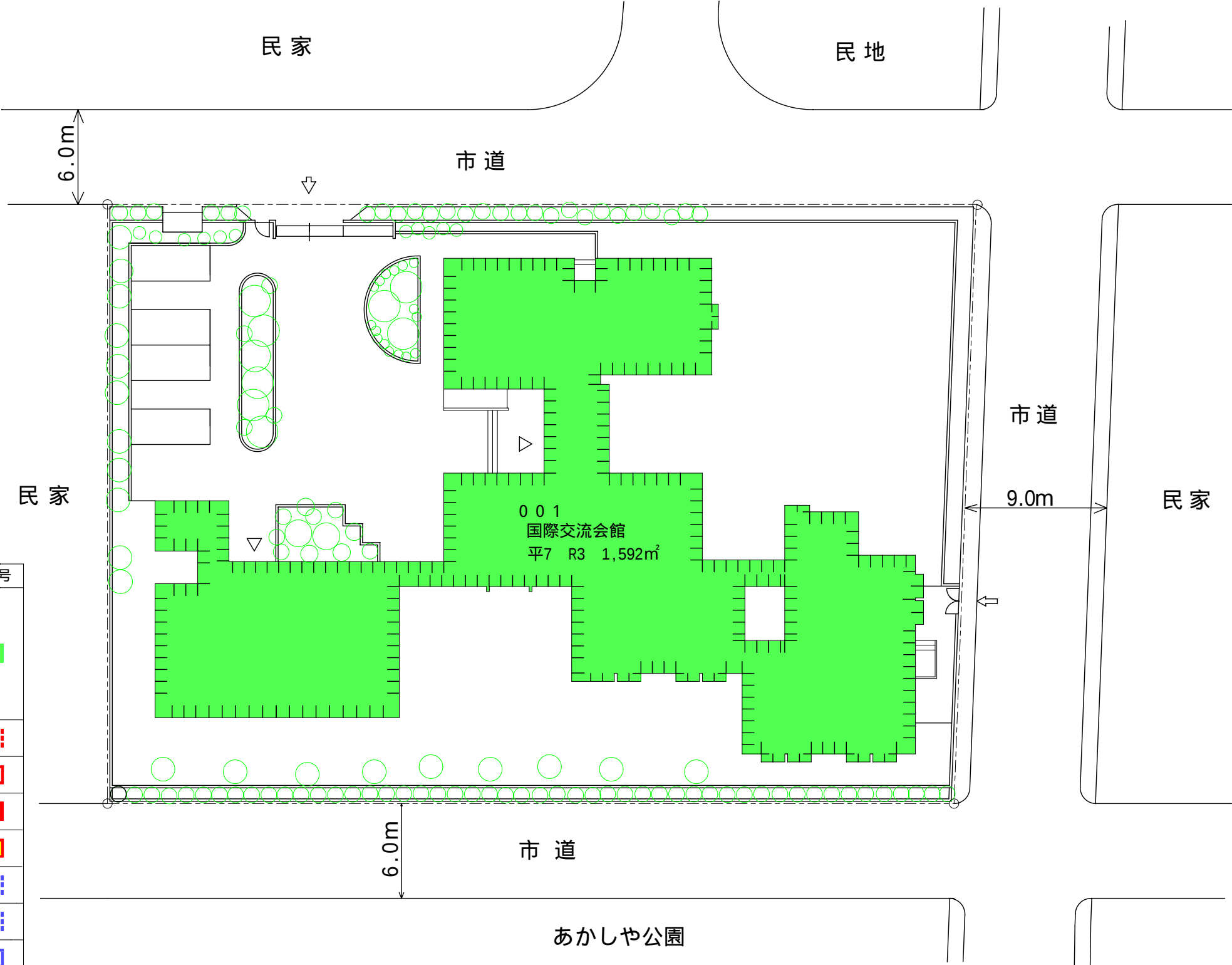
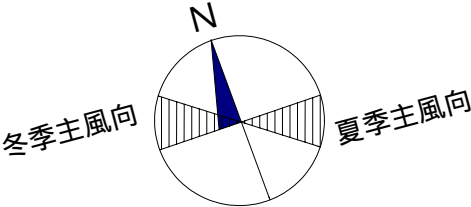
団地番号	団地名	所 在 地	学校番号	学 校 名	作成年度
007	那 須	栃 木 県 那 須 郡 那 須 町 大字湯元 2 1 3 - 3 3 3	0184	東 京 芸 術 大 学	平成15年度

耐震化推進状況図



団地番号	団地名	所 在 地	学校番号	学 校 名	作成年度
0 0 8	取 手	茨城県取手市小文間5 0 0 0 番地	0 1 8 4	東 京 芸 術 大 学	平成1 5 年度

耐震化推進状況図



建築年区分表	内 容	記 号
昭和57年以降	新耐震基準の建物 (現行の耐震基準に適合)	
昭和56年以前	未診断建物	
	耐震診断済み建物(耐震未改修)	
	耐震改修済み建物	
	耐震診断の結果耐震性が有り耐震改修不要	
	耐震・耐震改修をする予定がない小規模建物等	
	未診断建物	
	耐震診断済み建物(耐震未改修)	
	耐震改修済み建物	
	耐震診断の結果耐震性が有り耐震改修不要	

S = 1 / 3 0 0

団地番号	団地名	所 在 地	学校番号	学 校 名	作成年度
0 0 9	松 戸	千葉県松戸市新松戸7-376	0 1 8 4	東 京 芸 術 大 学	平成15年度

建物面積表(上野)

<1>	<2>	<3>	<4>	<5>	<6>	<7>	<8>階数		<9>建物面積		<10>大規模改修歴			<11>耐力度調査			<12>耐震診断					<13>	<14>	<15>	
団地番号	団地名	棟番号	棟名称	建築面積	建築年	構造	地上階	地下階	建物面積計	棟計	外部改修年	内部改修年	耐震改修年	調査年	区分	調査点数	調査年	区分	階・方向	IS値	保有水平耐力に係る指標	保有水平耐力に係る指標の区分	基準年	建築年	経過年数
	1	上野	1 絵画棟	2,341	1970	R	8	1	8,760		1994						2000		3X	0.43	0.35	*	2005	1970	35
	1	上野	1 絵画棟	0	1970	R	8	1	1,735		1994						2000		3X	0.43	0.35	*	2005	1970	35
	1	上野	1 絵画棟	0	1983	S	2	0	174		1994												2005	1983	22
	1	上野	1 絵画棟	0	1970	R	8	1	565	11,234	1994						2000		3X	0.43	0.35	*	2005	1970	35
	1	上野	2 彫刻棟	1,468	1971	R	3	0	3,703					1997		4197	1997	*	1X	0.35			2005	1971	34
	1	上野	2 彫刻棟	0	1971	R	3	0	70	3,773				1997		4197	1997	*	1X	0.35			2005	1971	34
	1	上野	3 中央棟	1,534	1974	R	4	1	4,085					1997		4235	1997	*	1X	0.37			2005	1974	31
	1	上野	3 中央棟	0	1974	R	4	1	1,293					1997		4235	1997	*	1X	0.37			2005	1974	31
	1	上野	3 中央棟	0	1974	R	4	1	227					1997		4235	1997	*	1X	0.37			2005	1974	31
	1	上野	3 中央棟	0	1974	R	4	1	410					1997		4235	1997	*	1X	0.37			2005	1974	31
	1	上野	3 中央棟	0	1974	R	4	1	191	6,206				1997		4235	1997	*	1X	0.37			2005	1974	31
	1	上野	32 附属図書館大学美術館	1,565	1965	R	3	1	2,169		1994			1997		5597	2002		2X	0.6	0.11	*	2005	1965	40
	1	上野	32 附属図書館大学美術館	0	1965	R	3	1	2,082		1994	1998					2002		2X	0.6	0.11	*	2005	1965	40
	1	上野	32 附属図書館大学美術館	0	1965	R	3	1	200	4,451	1994						2002		2X	0.6	0.11	*	2005	1965	40
	1	上野	33 陳列館	215	1929	R	2	0	430	430	1994						1995	*	3X	0.76			2005	1929	76
	1	上野	34 正木記念館	237	1935	R	2	0	237								1995	*	1X	0.79			2005	1935	70
	1	上野	34 正木記念館	0	1935	R	2	0	237	474							1995	*	1X	0.79			2005	1935	70
	1	上野	41 1号館	950	1966	R	5	1	3,559		1985	1985		1997		6392	2001		1Y	0.4	0.22	*	2005	1966	39
	1	上野	41 1号館	0	1977	R	1	0	5		1985	1985		1997		6392	2001		1Y	0.4	0.22	*	2005	1977	28
	1	上野	41 1号館	0	1966	R	5	1	586		1985	1985		1997		6392	2001		1Y	0.4	0.22	*	2005	1966	39
	1	上野	41 1号館	0	1966	R	5	1	294	4,444				1997		6392	2001		1Y	0.4	0.22	*	2005	1966	39
	1	上野	42 2号館	678	1963	R	2	1	1,296			1985					2001		1Y	0.4	0.22	*	2005	1963	42
	1	上野	42 2号館	0	1964	R	2	1	60	1,356							2001		1Y	0.4	0.22	*	2005	1964	41
	1	上野	43 3号館	880	1954	R	4	0	772		2004	2004	2004	1997		4776	2002		1X	0.72	0.58	*	2005	1954	51
	1	上野	43 3号館	0	1956	R	4	0	1,352		2004	2004	2004	1997		4776	2002		1X	0.72	0.58	*	2005	1956	49
	1	上野	43 3号館	0	1957	R	4	1	1,594		2004	2004	2004	1997		4776	2002		1X	0.72	0.58	*	2005	1957	48
	1	上野	43 3号館	0	1966	R	5	0	83		2004	2004	2004	1997		4776	2002		1X	0.72	0.58	*	2005	1966	39
	1	上野	43 3号館	0	1966	R	5	0	25	5,182	2004	2004	2004	1997		4776	2002		1X	0.72	0.58	*	2005	1966	39
	1	上野	44 練習ホール館	1,605	1962	R	2	1	1,058		2004	2004	2004				2000		1X	0.75	0.75	*	2005	1962	43
	1	上野	44 練習ホール館	0	2004	R	5	0	3,508														2005	2004	1
	1	上野	44 練習ホール館	0	1962	R	2	1	273								2000		1X	0.75	0.75	*	2005	1962	43
	1	上野	44 練習ホール館	0	2004	R	5	0	35	4,874													2005	2004	1
	1	上野	45 4号館	1,947	1977	R	4	1	4,064		1995						2000		1X	0.68	0.86	*	2005	1977	28
	1	上野	45 4号館	0	1977	R	4	1	284		1995												2005	1977	28
	1	上野	45 4号館	0	2003	R	4	1	462														2005	2003	2
	1	上野	45 4号館	0	1977	R	4	1	174		1995						2000		1X	0.68	0.86	*	2005	1977	28
	1	上野	45 4号館	0	1977	R	4	1	477		1995						2000		1X	0.68	0.86	*	2005	1977	28
	1	上野	45 4号館	0	1977	R	4	1	306	5,767	1995						2000		1X	0.68	0.86	*	2005	1977	28
	1	上野	46 5号館	1,720	1979	R	4	1	2,481		1995												2005	1979	26
	1	上野	46 5号館	0	1979	R	4	0	158		1995												2005	1979	26
	1	上野	46 5号館	0	1984	R	1	0	51		1995												2005	1984	21
	1	上野	46 5号館	0	1979	R	4	1	278		1995												2005	1979	26
	1	上野	46 5号館	0	1979	R	4	1	913		1995												2005	1979	26
	1	上野	46 5号館	0	1979	R	4	1	343	4,224	1995												2005	1979	26
	1	上野	51 事務局管理棟	875	1978	R	4	1	1,906		1995			1997		5696							2005	1978	27
	1	上野	51 事務局管理棟	0	1984	R	1	0	22		1995			1997		5696							2005	1984	21
	1	上野	51 事務局管理棟	0	1988	S	1	0	37		1995			1997		5696							2005	1988	17
	1	上野	51 事務局管理棟	0	1978	R	4	1	316		1995			1997		5696							2005	1978	27
	1	上野	51 事務局管理棟	0	1978	R	4	1	210	2,491	1995			1997		5696							2005	1978	27
	1	上野	52 大学会館	909	1979	R	2	1	1,505		1995												2005	1979	26
	1	上野	52 大学会館	0	1979	R	2	1	372		1995												2005	1979	26
	1	上野	52 大学会館	0	1979	R	2	1	50	1,927	1995												2005	1979	26
	1	上野	53 不忍荘	131	1974	R	1	0	55														2005	1974	31
	1	上野	53 不忍荘	0	1979	W	2	0	154	209													2005	1979	26
	1	上野	54 自動車庫 1	125	1980	R	1	0	125	125													2005	1980	25
	1	上野	55 第 2 守衛所	33	1977	W	1	0	33	33													2005	1977	28
	1	上野	56 赤レンガ 1 号館	93	1880	B	2	0	186	186		1994											2005	1880	125
	1	上野	57 赤レンガ 2 号館	186	1886	B	2	0	372	372		1994											2005	1886	119
	1	上野	58 自動車庫 2	42	1959	S	1	0	42	42													2005	1959	46
	1	上野	59 受電所	77	1956	B	1	0	19														2005	1956	49
	1	上野	59 受電所	0	1968	R	1	0	58	77													2005	1968	37
	1	上野	61 体育館	1,151	1980	R	2	1	1,220														2005	1980	25
	1	上野	61 体育館	0	1980	R	2	1	886														2005	1980	25
	1	上野	61 体育館	0	1980	R	2	1	346	2,452													2005	1980	25
	1	上野	62 附属音楽高等学校	746	1995	R	4	1	2,969														2005	1995	10
	1	上野	62 附属音楽高等学校	0	1995	R	4	1	86	3,055													2005	1995	10
	1	上野	64 奏楽堂	2,170	1997	R	5	2	5,727														2005	1997	8
	1	上野	64 奏楽堂	0	1997	R	5	2	813	6,540													2005	1997	8
	1	上野	65 美術館	1,700	1999	R	4	4	7,461														2005	1999	6
	1	上野	65 美術館	0	1999	R	4	4	445														2005	1999	6
	1	上野	65 美術館	0	1999	R	4	4	814	8,720													2005	1999	6
	1	上野	66 廃棄物集積所	29	1999	R	1	0	29	29													2005	1999	6
	1	上野	67																						

建物面積表(上野)

[illegible]

建物面積表(取手)

<1>	<2>	<3>	<4>	<5>	<6>	<7>	<8>階数		<9>建物面積		<10>大規模改修歴			<11>耐力度調査			<12>耐震診断					<13>	<14>	<15>	
団地番号	団地名	棟番号	棟名称	建築面積	建築年	構造	地上階	地下階	建物面積計	棟計	外部改修年	内部改修年	耐震改修年	調査年	区分	調査点数	調査年	区分	階・方向	IS値	保有水平耐力に係る指標	保有水平耐力に係る指標の区分	基準年	建築年	経過年数
	8取手		1 共通工房棟	2,161	1990	R	2	0	2,074														2005	1990	15
	8取手		1 共通工房棟	0	1990	R	2	0	579														2005	1990	15
	8取手		1 共通工房棟	0	1990	R	2	0	108	2,761													2005	1990	15
	8取手		2 排水処理施設棟	187	1990	S	1	0	187	187													2005	1990	15
	8取手		3 専門教育棟	2,657	1991	R	4	0	7,300														2005	1991	14
	8取手		3 専門教育棟	0	1991	R	4	0	368	7,668													2005	1991	14
	8取手		4 ガス供給施設棟	31	1991	B	1	0	31	31													2005	1991	14
	8取手		5 福利棟	657	1991	R	2	0	592														2005	1991	14
	8取手		5 福利棟	0	1991	R	2	0	36														2005	1991	14
	8取手		5 福利棟	0	1991	R	2	0	45	673													2005	1991	14
	8取手		6 短期学生宿泊棟	170	1993	R	3	0	485	485													2005	1993	12
	8取手		7 大学美術館取手館	1,480	1994	R	3	0	2,091														2005	1994	11
	8取手		7 大学美術館取手館	0	1994	R	3	0	541														2005	1994	11
	8取手		7 大学美術館取手館	0	1994	R	3	0	314	2,946													2005	1994	11
	8取手		8 メディア教育棟	1,472	2001	R	5	0	2,347														2005	2001	4
	8取手		8 メディア教育棟	0	2001	R	5	0	1,116														2005	2001	4
	8取手		8 メディア教育棟	0	2001	R	5	0	325														2005	2001	4
	8取手		8 メディア教育棟	0	2001	R	5	0	361														2005	2001	4
	8取手		8 メディア教育棟	0	2001	R	5	0	321														2005	2001	4
	8取手		8 メディア教育棟	0	2001	R	5	0	52														2005	2001	4
	8取手		8 メディア教育棟	0	2001	R	5	0	828														2005	2001	4
	8取手		8 メディア教育棟	0	2001	R	5	0	131														2005	2001	4
	8取手		8 メディア教育棟	0	2001	R	5	0	24	5,505													2005	2001	4

建物面積表(松戸)

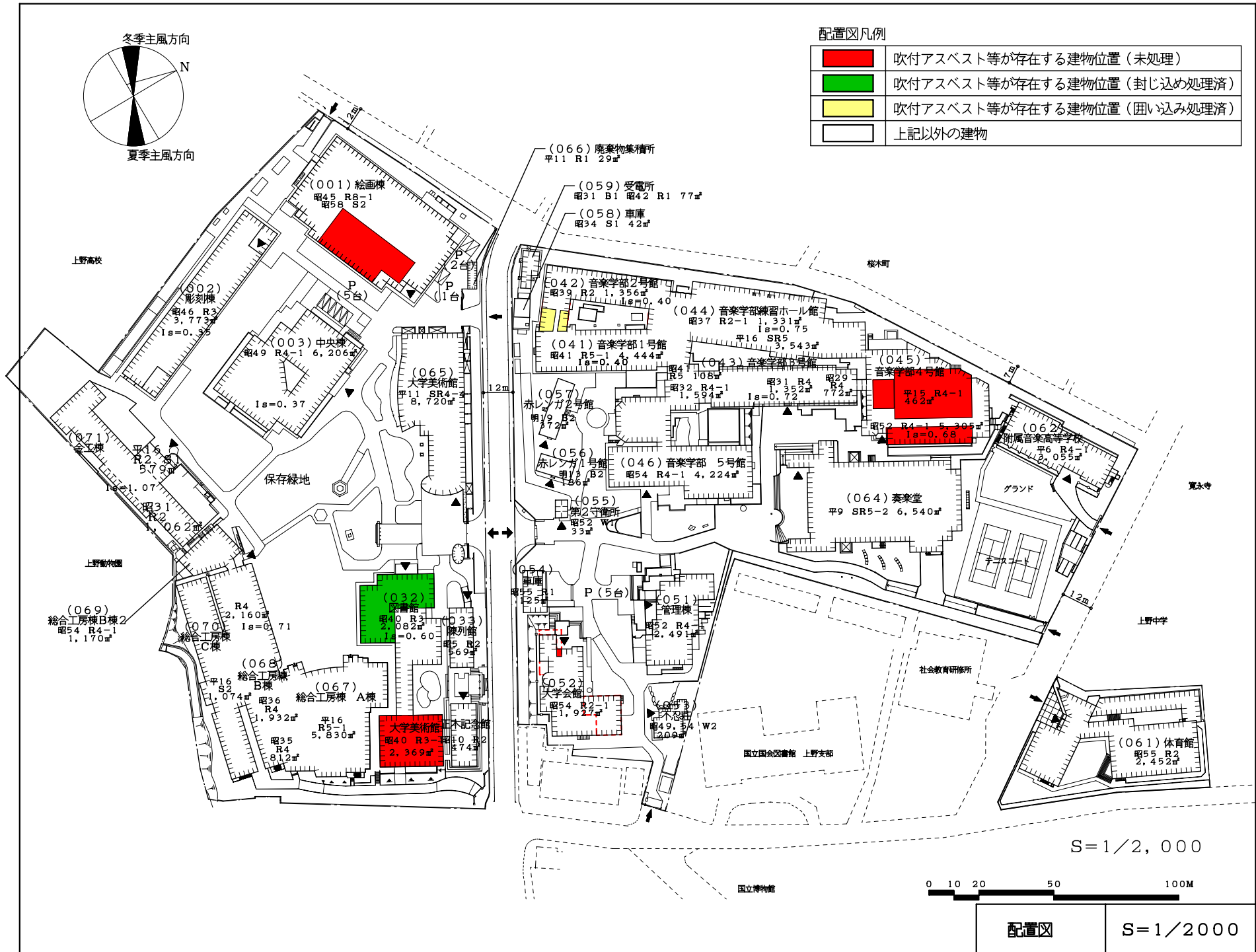
<1>	<2>	<3>	<4>	<5>	<6>	<7>	<8>階数		<9>建物面積		<10>大規模改修歴			<11>耐力度調査			<12>耐震診断					<13>	<14>	<15>	
団地番号	団地名	棟番号	棟名称	建築面積	建築年	構造	地上階	地下階	建物面積計	棟計	外部改修年	内部改修年	耐震改修年	調査年	区分	調査点数	調査年	区分	階・方向	IS値	保有水平耐力に係る指標	保有水平耐力に係る指標の区分	基準年	建築年	経過年数
	9 松戸	1	国際交流会館	627	1996	R	3	0	233														2005	1996	9
	9 松戸	1	国際交流会館	0	1996	R	3	0	882														2005	1996	9
	9 松戸	1	国際交流会館	0	1996	R	3	0	430														2005	1996	9
	9 松戸	1	国際交流会館	0	1996	R	3	0	47	1,592													2005	1996	9

建物面積表(横浜)

<1>	<2>	<3>	<4>	<5>	<6>	<7>	<8>階数		<9>建物面積		<10>大規模改修歴			<11>耐力度調査			<12>耐震診断				<13>	<14>	<15>		
団地番号	団地名	棟番号	棟名称	建築面積	建築年	構造	地上階	地下階	建物面積計	棟計	外部改修年	内部改修年	耐震改修年	調査年	区分	調査点数	調査年	区分	階・方向	IS値	保有水平耐力に係る指標	保有水平耐力に係る指標の区分	基準年	建築年	経過年数
10	横浜		1馬車道校舎	557	1929	R	4	1	1,464			2004					2002		3Y	0.62	0.18		2005	1929	76
10	横浜		1馬車道校舎	0	1929	R	4	1	53	1,517		2004					2002		3Y	0.62	0.18		2005	1929	76

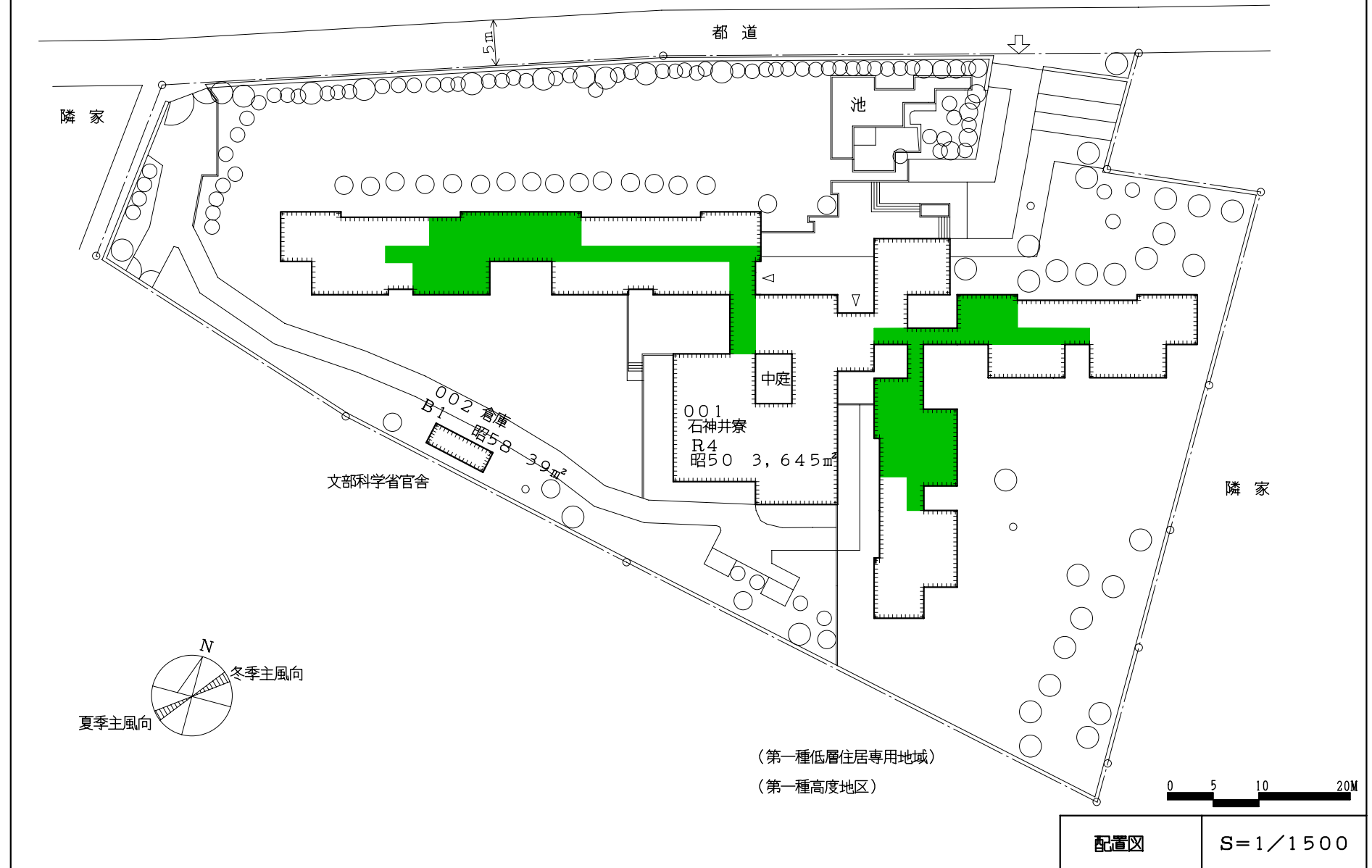
吹付アスベスト等使用実態配置図（上野団地）

2006年1月1日現在



配置図凡例

	吹付アスベスト等が存在する建物位置（未処理）
	吹付アスベスト等が存在する建物位置（封じ込め処理済）
	吹付アスベスト等が存在する建物位置（囲い込み処理済）
	上記以外の建物



吹き付けアスベスト等調査票

平成18年1月25日 現在



未処理を示す



封じ込め処理を示す



囲い込み処理を示す

資料館・第6ホールはすき間があるため囲い込み扱いにはしない。
大学会館外部は数量に含まない…()記入

名称	構造	建築年		部屋名称	アスベスト等が存在する部屋の床面積 (撤去済含む)	材料名	現況処理状況 (床面積表示)				備考	処理年	現況処理状況 (吹付実面積)				その他
							撤去	露出	封じ込め	囲い込み			撤去	露出	封じ込め	囲い込み	
図書館・資料館	R 3 - 1	昭和40	1965	2F閲覧室	506.0	不明			506.0		石綿吹付	S63			400.0		
				図書館階段室	27.0	不明			27.0		石綿吹付	S63			16.6		
				B1F収蔵庫	349.0	クロシドライト		349.0			石綿吹付			177.8			
				1F 資料庫	151.0	クロシドライト				151.0	外部鉄扉	H17				1.1	
				2F収蔵庫	394.0	クロシドライト		394.0			石綿吹付			162.1			
資料館小計 1,882.0				3F収蔵庫	455.0	クロシドライト		455.0			石綿吹付			180.2			
音楽1号館	R 5 - 1	昭和41	1966	2-2-10	48.0	クロシドライト				48.0	石綿吹付	S60				81.4	
1号館小計 73.0				2-2-11	25.0	クロシドライト				25.0	石綿吹付	S60				41.8	
絵画棟	S R 8 - 1	昭和45	1970	石膏室	731.0	クロシドライト クリソタイル		731.0			石綿吹付			457.3			
絵画棟小計 818.6				入口ホール	87.6	クロシドライト クリソタイル		87.6			石綿吹付			57.5			
石神井寮	R 4 - 1	昭和51	1976	練習室22室	180.0	クリソタイル			180.0		石綿吹付	H3			161.0		
石神井小計 492.0				通路部分 (ホール含)	312.0	クリソタイル			312.0		石綿吹付	H3			232.1		
音楽4号館	R 4 - 1	昭和52	1977	6ホール	544.0	クリソタイル		544.0			ロックウール吹付			724.0			
				4-001	58.0	クリソタイル		58.0			ロックウール吹付			50.2			
				4-002A	10.0	クリソタイル		10.0			ロックウール吹付			9.1			
				4-002B	10.0	クリソタイル		10.0			ロックウール吹付			9.1			
				4-003A	10.0	クリソタイル		10.0			ロックウール吹付			9.1			
				4-003B	10.0	クリソタイル		10.0			ロックウール吹付			9.1			
				4-004	14.0	クリソタイル		14.0			ロックウール吹付			11.0			
				4-005	15.0	クリソタイル		15.0			ロックウール吹付			11.0			
				4-009	101.0	クリソタイル		101.0			ロックウール吹付			87.8			
				4-304	58.0	クリソタイル		58.0			ロックウール吹付			9.9			
				4-305	58.0	クリソタイル		58.0			ロックウール吹付			9.9			
				4-308	103.0	クリソタイル		103.0			ロックウール吹付			30.0			
				4-403	57.0	クリソタイル		57.0			ロックウール吹付			9.9			
4号館小計 1,151.0				4-406	103.0	クリソタイル		103.0			ロックウール吹付			30.0			
大学会館	R2-1	昭和54	1979	玄関風除室	4.0	クリソタイル		4.0			バークライトモルタル吹付			2.7			
大学会館小計 4.0				外部 軒下 (216.5)		クリソタイル		(217.5)			バークライトモルタル吹付			(203.8)			
計					4,420.6		0.0	3,171.6	1,025.0	224.0			0.0	2,047.7	809.7	124.3	
								アスベスト存在床面積計		4,420.6				アスベスト吹付実面積計		2,981.7	

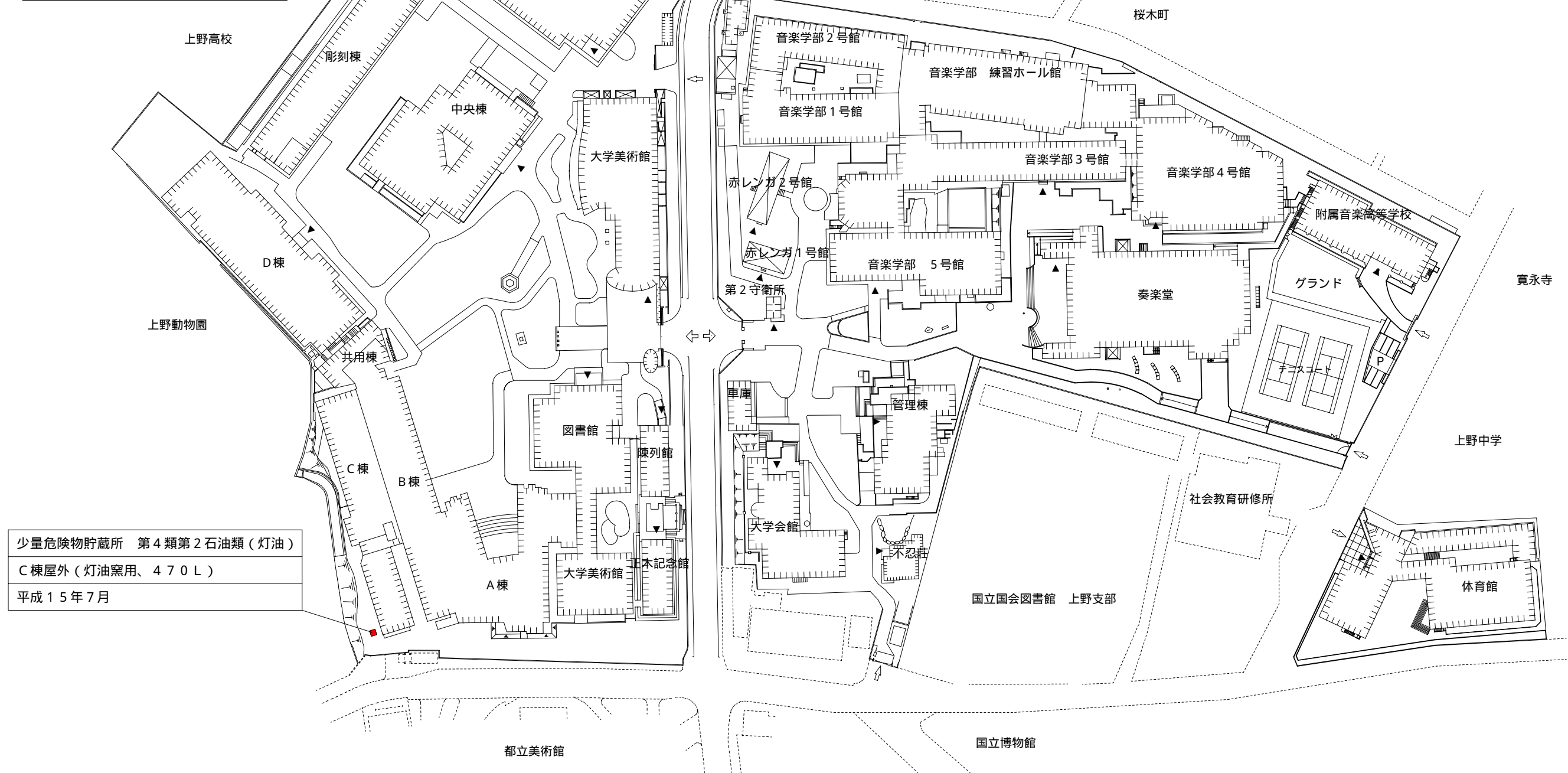
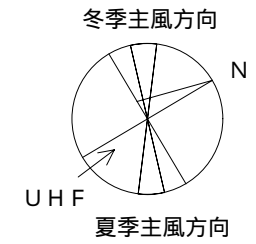
危険物貯蔵所 第4類第3石油 (A重油)
地下オイルタンク
A重油 20,000L (10倍)
昭和46年4月23日 第14号

危険物貯蔵所 第4類第3石油 (A重油)
地下オイルタンク
A重油 20,000L (10倍)
昭和44年10月16日 第4020号

危険物一般取扱所 第4類第3石油類 (重油)
絵画棟地下1階ボイラー室
昭和46年10月13日 第938号

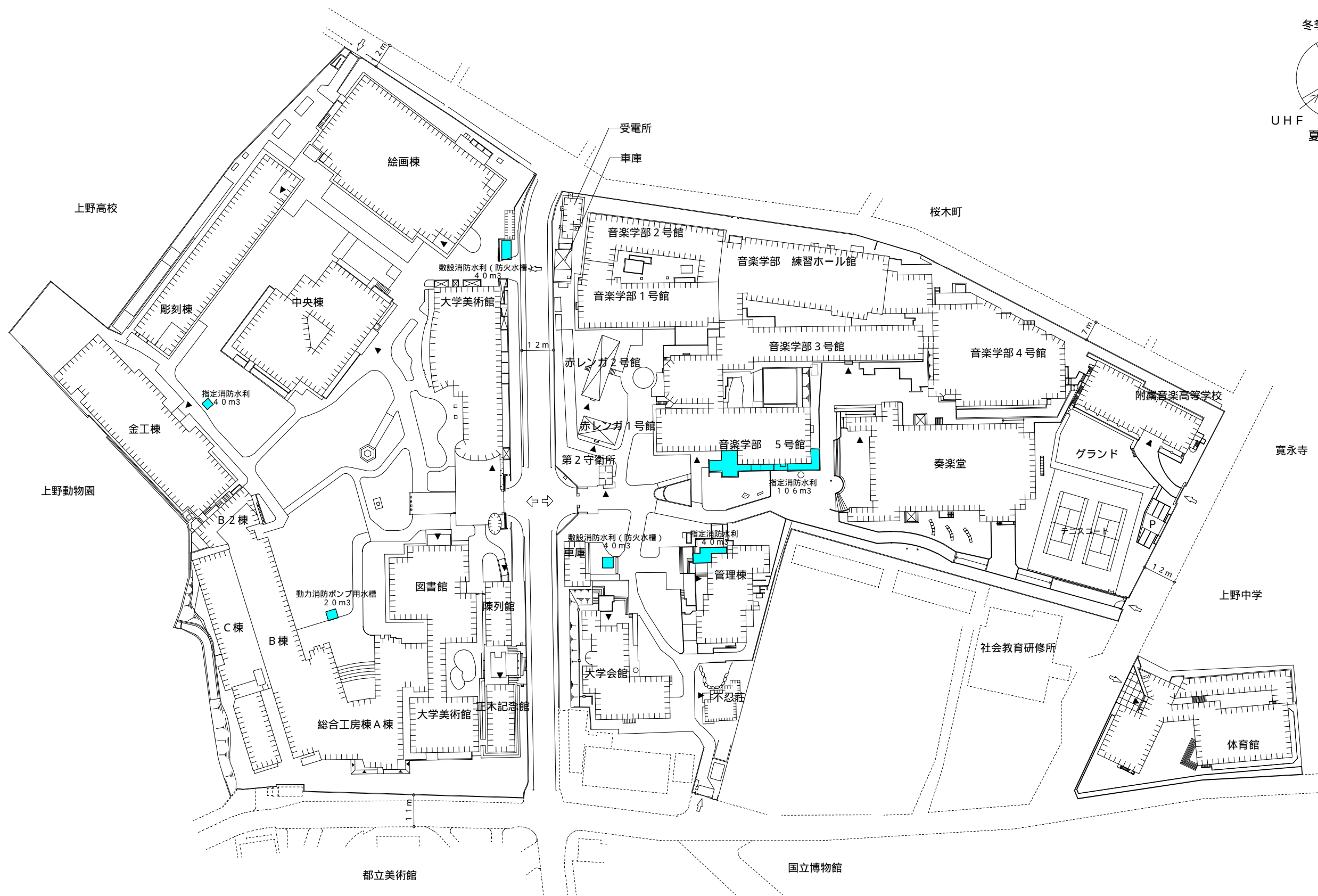
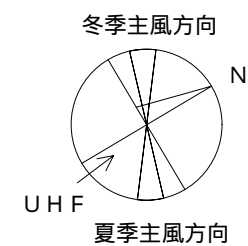
少量危険物貯蔵所 第4類第2石油類 (軽油)
絵画棟地下1階ボイラー室 (スプリンクラー用自家発電、250L)
昭和44年10月1日 第75号

少量危険物貯蔵所 第4類第2石油類 (灯油)
絵画棟裏 (石油ストーブ用、400L)
昭和49年2月22日 第391号



少量危険物貯蔵所 第4類第2石油類 (灯油)
C棟屋外 (灯油窯用、470L)
平成15年7月

危険物配置図 S = 1 / 1500



0 10 20 50 100 m

消防水利等配置図 S = 1 / 1500

5. キャンパスの環境改善等に係るデータベース

調査中

消 防 訓 練 実 施 要 領

実 施 日 時 平成 1 7 年 9 月 5 日 (月) 1 4 時 ~ 1 6 時

実 施 会 場 大学美術館内ロビー及び総合工房棟 B 棟前広場

芸術祭の実施に伴い、消火器の使用訓練を主体として学生を対象に訓練を行うが、併せて職員の訓練も兼ねることとする。

訓 練 内 容 (大学美術館内ロビー集合)

- | | | |
|-------------------------------------|------------|------------------|
| 1 . 救命訓練 | テキスト 1 P | (大学美術館内ロビー) |
| 2 . 消防機関への通報要領説明 . . | テキスト 5 P | 〃 |
| 3 . 屋内消火栓の使用方法説明 . . | テキスト 9 P | 〃 |
| 4 . 消火器の構造及び使い方 . . . | テキスト 7 P | 〃 |
| 5 . 避難器具の使用訓練 | テキスト 1 2 P | (総合工房棟 B 棟前広場) |
| 6 . 屋内消火栓の使用訓 (放水無) . | テキスト 9 P | 〃 |
| 7 . 消火器による消火訓練 | テキスト 7 P | 〃 |

芸祭開催に伴い訓練終了後、食中毒に関するビデオ上映を、中央棟第二講義室で行います。模擬店を出店する関係者は必ず見て下さい。

自衛消防訓練通知書

上野消防署長 殿		平成 年 月 日	
		国立大学法人	
		防火管理者 東京芸術大学会計課長	
		職・氏名 中 西 満	
防火対象物の所在	台東区上野公園 1 2 - 8		
防火対象物の名称等	東京芸術大学	「消防法施行令 別表第 1 」項別	(8) 項
事業所の名称等	東京芸術大学	「消防法施行令 別表第 1 」項別	(7) 項
実施日時	1 7 年 9 月 5 日 (月) 1 4 時 0 0 分から 1 6 時 0 0 分まで		
実施場所	東京芸術大学大学美術館内ロビー及び総合工房棟前広場		
訓練種別	1 消火訓練 (実・空) 2 通報訓練 3 避難訓練 4 総合訓練 (実・空) 5 検証 (実・空) 6 その他 ()		
参加予定人員	1 0 0 名	問い合わせ先	会計課資産管理係 電話 03-5685-7524
訓練概要 (具体的に記入すること。) 1 . 救命訓練 2 . 消防機関への通報要領説明 3 . 消火器の構造及び使い方 4 . 消火器による消火訓練 5 . 屋内消火栓の使用方法説明 6 . 可搬式小型消防ポンプ操作方法 7 . 避難器具の使用方法			
受 付 欄		経 過 欄	
対象物番号	敷地番号	建物番号	T - 事業所番号 G -
データー入力年月日	年 月 日	データー入力者	

欄は記入しないこと。

消防署 (分署、出張所) F A X :

自衛消防訓練通知書

平成 年 月 日

上野消防署長 殿

大学美術館防火管理者

職・氏名 事務長 新 島 治 男

防火対象物の所在	台東区上野公園 1 2 - 8		
防火対象物の名称等	東京芸術大学大学美術館	「消防法施行令 別表第 1 」項別	(8) 項
事業所の名称等	東京芸術大学	「消防法施行令 別表第 1 」項別	(7) 項
実施日時	年 月 日 (月) 1 4 時 0 0 分から 1 6 時 0 0 分まで		
実施場所	東京芸術大学大学美術館他		
訓練種別	1 消火訓練 (実・空) 2 通報訓練 3 避難訓練 4 総合訓練 (実・空) 5 検証 (実・空) 6 その他 ()		
参加予定人員	名	問い合わせ先	担当者 電話 -
訓練概要 (具体的に記入すること。) 自動火災報知器が感知した場合の状況周知 非常放送設備操作・避難誘導訓練 消火器の操作方法訓練・屋内消火栓操法 心肺蘇生訓練 動力消防ポンプによる放水訓練			
受 付 欄		経 過 欄	
対象物番号	敷地番号	建物番号	T - 事業所番号 G -
データー入力年月日	年 月 日	データー入力者	

欄は記入しないこと。

消防署 (分署、出張所) F A X :

別表 1 1

自衛消防訓練実施結果表

実 施 日 時	平成 1 7 年 9 月 5 日 1 4 時 0 0 分 ~ 1 6 時 0 0 分			
実 施 根 拠	消 防 計 画 の 定 期 ・ 臨 時		実 施 計 画 書	有 ・ 無
実 施 場 所	大 学 美 術 館 エ ン ト ラ ン ス 、 総 合 工 房 棟 前 広 場		参 加 人 員	約 8 5 名
実 施 範 囲	建 物 ： 全 体 ・ 部 分 （ 階 ）			
	参 加 部 門 （ 部 局 ・ 研 究 室 等 ）	学 生 ・ 事 務 系 職 員 ・ 守 衛 所 警 備 員		
実 施 区 分	実 動 ・ 体 験 ・ 確 認 ・ 図 上 研 究			
実 施 内 容	1	総 合 ・ 消 火 ・ 消 火 実 放 水 ・ 通 報 ・ 避 難 ・ 検 証		
	2	安 全 防 護 ・ 応 急 救 護 ・ 地 震		
	3	隊 任 務 ・ 編 成 ・ 基 礎 行 動 ・ 規 律		
訓 練 記 録	・ レサシアンによる心肺蘇生訓練 ・ 避難器具の訓練は天候 ・ 回復体位訓練 不良の為中止 ・ 三角巾による応急手当訓練 ・ 消火器使用方法説明及び実消火訓練 ・ 屋内消火栓方法説明及び実消火訓練			
訓 練 想 定	火 災 ・ 地 震 ・ そ の 他 () 模 擬 店 舗 か ら 出 火 を 想 定 。 通 報 連 絡 ・ 初 期 消 火 ・ 避 難 誘 導 の 行 動 訓 練 。			
訓 練 指 導 者	職 職 員 係 長 氏 名 四 ッ 釜 豊			
	全 体 評 価	良		
	推 奨 事 項	積 極 的 に 応 急 手 当 ・ 消 火 訓 練 の 参 加 し て い た 。		
	反 省 点	特 に な し		

記 入 者	職 資 産 管 理 係 氏 名 小 林 丈 則
-------	-------------------------

消火器により実消火訓練実施・屋内消火栓による放水操作訓練実施